

令和 4 年

# 9 月熊取町議会定例会会議録

令和 4 年 9 月 7 日開会

令和 4 年 9 月 29 日閉会

熊 取 町 議 会

## 令和4年9月定例会会議録目次

(9月7日)

出席議員	1
議事日程	1
諸般の報告	2
町長挨拶	3
行政報告	3
1. 報告第1号 令和3年度熊取町財政健全化判断比率について	3
2. 報告第2号 令和3年度熊取町下水道事業会計資金不足比率について	4
3. 報告第3号 第128回大阪府原子炉問題審議会の概要について	4
4. 報告第4号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価(令和3年度事業対象)の結果報告について	5
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
一般質問	9
1. 大林隆昭議員	9
1) 自治会問題について	
①自治会加入率の現状と推移について(過去5年間の加入率の資料提出)	
②自治会管理の防犯灯の電気代等について(過去5年間の防犯灯補助金の資料提出)	
③光害対応型防犯灯の設置について	
2) 住民協働事業について	
①今後の制度改正の予定について	
②行政テーマ型の住民協働を利用した部活動地域移行の推進について	
2. 矢野正憲議員	16
1) 介護保険の対応マニュアルの見直し・改善について	
①受領委任払い制度の導入について	
2) 高齢者の買い物支援移動販売事業者募集について	
①定期的な移動販売を行う買い物支援事業のスタートについて	
3. 文野慎治議員	19
1) ギャンブル依存症の実態調査について	
①保健所の「南ブロック依存症等調査」への町の関わりや実態把握について	
②児童・生徒の家庭環境で「依存症」対象の家庭を把握しているかについて	
③ギャンブル依存症の治療費用の把握や公的負担への見解について	
4. 渡辺豊子議員	29
1) 3歳児健診における屈折検査導入について	
①本町での導入について	
2) 防災について	
①本年実施予定の総合防災訓練について	
②「初動活動ボックス」を活用した防災訓練実施について	
③校区別の避難行動・避難所運営マニュアルの作成状況について	
④ペット同行避難について	
(1)ペット避難場所の配置図中での設定について	

(2)ペット同行避難訓練の検討について	
(3)ペット台帳の作成状況について	
(4)ペット防災手帳について	
3) 障がいのある人もない人もいきいき暮らせるまちづくりについて (第4次総合計画大綱3)	
①ヘルプマークの配布状況と啓発状況について	
②あいサポート運動の推進について	
5. 田中圭介議員 .....	41
1) 熊取町公式ソーシャルメディアについて	
①公式ソーシャルメディアの種類とそれぞれの登録者数・フォロワー数・平均再生回数について	
②各ソーシャルメディアの担当課と携わる若手職員の人数・年齢層・男女比について	
③ソーシャルメディアの発信は何の端末で行っているかについて	
④公式インスタグラムを開設した経緯について	
⑤各ソーシャルメディアに対するコンセプト・ターゲット・目標登録者・フォロワー数について	
⑥各メディア再生回数・登録者数・フォロワー数が伸び悩んでも続けるのかについて	
⑦公式LINEでの議会定例会などの発信について	
 (9月8日)	
出席議員 .....	53
議事日程 .....	53
一般質問 (続き) .....	54
1. 江川慶子議員 .....	54
1) 国民健康保険及び、後期高齢者医療について	
①統一国保からの保険料の推移について (資料提出)	
②減免の拡充について	
③傷病手当の認定数 (資料提出) と制度の拡充について	
④75歳以上の医療費窓口負担の変更点と配慮措置について	
2) ギャンブル依存症について	
①熊取町でのギャンブル依存症の状況、対応について	
②熊取町でできることについて	
3) コロナ感染症について	
①町の感染状況と新たな対応について	
②熊取モデル活用状況と検査拡充について	
③生活支援物資の活用状況と支援拡充について	
④後遺症への対応について	
2. 浦川佳浩議員 .....	64
1) 熊取町スマートシティ構想について	
①全庁的にDXを推進する為に取り組んでいる事と各課の先進事例等研究について	
②これまでのスマートシティの実現に向けた取り組み成果と今後の取り組みについて	

③マイナンバーカードの普及率について	
④キャッシュレス化の推進の進捗について	
⑤職員のテレワーク推進について	
⑥本町は大阪・関西万博とどの様に係わる予定かについて	
3. 鱧谷陽子議員	76
1) 学校教育について	
①35人以下学級の現状について	
②給食の無料化について	
③体育館のクーラーの設置予定について	
2) 公園について	
①バスケットやサッカーができる公園について	
提案理由説明	
議案第41号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について	
て	86
質 疑	87
採 決	87
提案理由説明	
議案第42号 公平委員会委員の選任同意について	87
質 疑	87
採 決	88
提案理由説明	
議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について	88
質 疑	88
採 決	88
提案理由説明	
議案第44号 教育委員会委員の任命同意について	88
質 疑	89
採 決	89
提案理由説明	
議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例	89
質 疑	90
総務文教常任委員会付託	90
提案理由説明	
議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例	90
質 疑	92
総務文教常任委員会付託	92
提案理由説明	
議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例	92
質 疑	93
事業厚生常任委員会付託	93
提案理由説明	
議案第48号 工事請負変更契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3－1））	93
質 疑	93

総務文教常任委員会付託 .....	93
提案理由説明	
議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について .....	93
質 疑 .....	94
総務文教常任委員会付託 .....	94
提案理由説明	
議案第50号 令和3年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について .....	94
質 疑 .....	95
採 決 .....	95
提案理由説明	
議案第51号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第5号） .....	95
質 疑 .....	96
採 決 .....	97
提案理由説明	
議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第6号） .....	97
質 疑 .....	100
総務文教常任委員会付託 .....	100
提案理由説明	
議案第53号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、議	
案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、議案第	
55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）、以上3件一括付議 .....	100
質 疑 .....	103
事業厚生常任委員会付託 .....	103
提案理由説明	
議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第57号	
令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58	
号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第	
59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号	
令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 令	
和3年度熊取町下水道事業会計決算認定について、以上6件一括付議 .....	103
会派代表質問	
1. 未来 坂上昌史議員 .....	107
（9月9日）	
出席議員 .....	115
議事日程 .....	115
会派代表質問（続き） .....	115
1. 熊取公明党 渡辺豊子議員 .....	115
2. 新政クラブ 河合弘樹議員 .....	128
3. 創生くまとり 田中豊一議員 .....	136
4. 日本共産党熊取町会議員団 坂上巳生男議員 .....	147
決算審査特別委員会の設置・委員の選任 .....	157
決算審査特別委員会正副委員長長の選任 .....	158
提案理由説明	
請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書 .....	158

事業厚生常任委員会付託 .....	159
(9月29日)	
出席議員 .....	161
議事日程 .....	161
委員会報告 .....	162
議会運営委員会報告 .....	162
議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例、議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例、議案第48号 工事請負変更契約の締結について(熊取駅西交通広場整備工事(3-1))、議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について、議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第6号)、以上5件一括付議 .....	162
総務文教常任委員会報告 .....	163
質 疑 .....	163
採 決 .....	163
議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例、議案第53号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)、議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)、以上4件一括付議 .....	164
事業厚生常任委員会報告 .....	164
質 疑 .....	165
討 論 .....	165
採 決 .....	166
議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第57号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第61号 令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定について、以上6件一括付議 .....	167
決算審査特別委員会報告 .....	167
質 疑 .....	168
討 論 .....	168
採 決 .....	173
請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書 .....	174
事業厚生常任委員会報告 .....	174
質 疑 .....	174
自由討議 .....	174
討 論 .....	183
採 決 .....	185
提案理由説明	
議案第62号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第7号) .....	185
質 疑 .....	187
採 決 .....	190
提案理由説明	
議員提出議案第7号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書、議員提	

出議案第8号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書、議員提	
出議案第9号 ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求	
める意見書、以上3件一括付議 .....	190
質 疑 .....	193
採 決 .....	193
議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について .....	193

9月熊取町議会定例会（第1号）



## 令和4年9月定例会会議録（第1号）

月 日 令和4年9月7日（水曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 田中 圭介	8番 河合 弘樹	9番 矢野 正憲
10番 渡辺 豊子	11番 二見 裕子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総合政策部統括理事	明松 大介	総 合 政 策 部 理 事	野津 恵
総 務 部 長	藤原 伸彦	住 民 部 長	巖根 晃哉
住 民 部 理 事	山本 浩義	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一	都 市 整 備 部 長	田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事	永橋 広幸	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷ゆかり
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子
教育委員会事務局理事	原田 哲哉		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	道端 秀明
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

会議録署名議員の指名

会 期 の 決 定

一 般 質 問

議案第41号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について

議案第42号 公平委員会委員の選任同意について

議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

議案第44号 教育委員会委員の任命同意について

議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例

議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例

議案第48号 工事請負変更契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））

議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について

議案第50号 令和3年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第51号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第5号）

議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第6号）

議案第53号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

- 議案第57号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第58号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第60号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第61号 令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定について  
請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。令和4年9月熊取町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

記録的な猛暑が続く中、新型コロナウイルス感染症の拡大が続く、本町におきましても8月以降、感染が確認された方は2,000人を超える状況となっております。感染された方の一刻も早い回復をお祈りするとともに、新型コロナウイルス感染症に最前線で立ち向かっていただいている方々に心から感謝を申し上げます。

さて、本定例会は、令和3年度における行財政運営の成果について審議する重要な会議であり、後ほど町長から令和3年度における主要施策の成果に関する説明が行われます。本町の行財政運営は、これまで行財政改革を着実に実行してきたこともあり、非常事態からは一定脱却できたものの、まだまだ厳しい状況下にあります。町議会としましては最大限、町民の福祉の向上に努めるべく、昨年度の施策の成果について十分に審議を尽くしてまいりたいと考えております。本定例会の議事運営が円滑に運びますようご協力をお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員は13名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年9月熊取町議会定例会を開会いたします。

（「10時01分」開会）

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますのでご了承ください。

日程に入る前に、諸般の報告を行います。林議会事務局長。

議会事務局長（林 利秀君）それでは、諸般の報告をいたします。

例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、その報告をいたします。

まず、例月出納検査につきましては、令和4年6月定例会に報告をいたしました以降、6月28日、7月12日から19日及び8月18日に実施されまして、監査委員からその結果報告書が提出されております。

その内容はいずれも、「現金の出納及び計数について、提出された資料と出納関係諸帳簿を照合した結果、過誤のないことを確認した」ということでございます。

ご参考までに、令和4年7月末現在における各会計の現金預金残高を申し上げます。

一 般 会 計	20億 518万9,808円
国民健康保険事業特別会計	3億1,573万5,375円
介護保険特別会計	1億 663万7,082円
墓地事業特別会計	1,204万4,102円
後期高齢者医療特別会計	4,892万2,135円
下水道事業会計	2億4,009万 473円
歳入歳出外現金	3,871万7,429円

となっております。

以上で報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、諸般の報告を終わります。

本定例会には、町長ほか関係職員の出席を求めています。

町長から挨拶のため発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）皆さん、おはようございます。

議長のお許しを賜りましたので、令和4年9月熊取町議会定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

9月に入りましてもお暑い日が続いておりますが、朝夕の風の中に若干、秋の気配を感じられるようになりました。一方で、線状降水帯がもたらす各地の洪水や浸水被害において被災されておられる方々には、心痛の極みにてお察し申し上げますとさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症については、感染者数は減少の傾向にあるものの、全体として見れば依然として高い水準にあります。議員の皆様方におかれましても、感染防止対策などにつきまして引き続きご協力をよろしくお願いいたします。

さて、議員の皆様におかれましては、本定例会を招集申し上げましたところ、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

本定例会にご提案申し上げます議案でございますが、人事案件につきましては公平委員会委員の選任同意ほか2件、条例の一部改正につきましては選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例ほか2件、そのほか、工事請負変更契約（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））の締結について、熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について並びに令和3年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてでございます。また、補正予算につきましては令和4年度熊取町一般会計補正予算（第5号）ほか専決処分報告を含め5件、決算認定につきましては令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定ほか5件をそれぞれご提案申し上げます。

何とぞよろしくご審議を賜りまして、原案どおりご可決いただきますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

---

議長（二見裕子君）次に、行政報告を行います。

それでは、報告第1号 令和3年度熊取町財政健全化判断比率についての件を報告願います。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、行政報告をさせていただきます。

報告第1号 令和3年度熊取町財政健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度熊取町財政健全化判断比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

各比率につきましては、下記の表のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率のそれぞれに赤字が発生しておりませんので、該当数値がなくバーで表示させていただいております。この2つの比率に対する早期健全化基準はそれぞれ13.47%、18.47%で、財政再生基準はそれぞれ20.00%、30.00%となっております。

次に、実質公債費比率につきましては2.3%で、これに対する早期健全化基準が25.0%、財政再生基準が35.0%となっております。

次に、将来負担比率につきましては、充当可能財源などが将来負担額を上回るため該当数値がなくバーで表示させていただいており、これに対する早期健全化基準が350.0%となっております。

2ページをご覧ください。

これらの財政健全化判断比率につきましての監査委員による審査意見書でございます。

第2、審査の結果のところでございますが、1の総合意見として、審査に付された当該比率とそ

の算定基礎となる事項については適正であり、また、3の是正改善を要する事項につきましても、特に指摘事項はないということでございます。

以上で、財政健全化判断比率につきましての報告を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、報告第2号 令和3年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についての件を報告願います。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）続きまして、報告第2号 令和3年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度熊取町下水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

令和3年度熊取町下水道事業会計資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないため、バー表示としてございます。なお、国が示す経営健全化基準は20%と定められており、この基準以上になる場合には経営健全化計画の策定などが義務づけられているものでございます。

次ページをお開きください。

監査委員の意見書でございます。

第2の審査の結果でございますが、1つ目に総合意見としまして、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。2つ目に個別意見としまして、資金不足比率については、資金の不足額がないため該当数値がない。3つ目には是正改善を要する事項としまして、特に指摘すべき事項はないという意見でございました。

以上で、報告第2号 令和3年度熊取町下水道事業会計資金不足比率についての説明を終わります。

議長（二見裕子君）次に、報告第3号 第128回大阪府原子炉問題審議会の概要についての件を報告願います。山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、報告第3号 第128回大阪府原子炉問題審議会の概要につきましてご説明申し上げます。

同審議会は、令和4年8月10日、プリムローズ大阪において開催され、本町から委員として報告書のとおり4名が出席いたしました。

それでは、議題の説明に移らせていただきます。

まず、議題の1つ目、役員を選任についてでございますが、報告書のとおり会長1名、副会長1名が全会一致で選任されました。

続きまして、議題の2つ目、京都大学複合原子力科学研究所の安全性等についての報告がございました。

まず、原子炉施設の状況等についてでございますが、①のところ、京都大学研究用原子炉（KUR）及び京都大学臨界集合体実験装置（KUCA）の利用運転等については、KURは現在、定期事業者検査期間中で、令和4年度は10月18日から令和5年2月9日までの間、利用運転を行う予定となっていること、また、KUCAについては現在、低濃縮燃料での運転切替えのため休止中となっており、令和5年度中の運転再開に向け準備を進めていることの報告がございました。

次に、②のところ、KURの原子炉設置変更承認申請についてでございますが、報告書のとおり、当該申請について令和3年12月14日付で原子力規制委員会に申請、その後、原子力規制庁によるヒアリング、審査会合が実施されたとの報告がございました。

その下の③のところ、KUCA燃料の低濃縮化の状況等についてでございますが、平成28年の核セキュリティ・サミットで日米合意したKUCAの高濃縮ウラン燃料の米国への引渡しと燃料の低濃縮化につきまして、日米の協力でこのたび対象となる全ての高濃縮ウラン燃料の引渡しが無事完了したこと、また、燃料の低濃縮化に向け令和元年5月31日付で申請した原子炉設置変更承認申請が令和4年4月28日付で原子力規制委員会に承認され、現在、燃料製造の許認可手続を行っているところであり、手続終了後には燃料の製造、搬入、使用前事業者検査等を経て、令和5年度中には

低濃縮燃料における運転を開始したいとする旨の報告がございました。

続きまして、KUR等の今後の在り方についてでございます。

まず、①のところ、経緯についてでございますが、当該研究所では昭和38年の設置からKUR、KUCA等の主要施設として共同利用研究を進めてきたこと、特にKURは、大学の研究炉としての特徴を生かし、様々な学術分野の幅広い研究、実験に使用され、それぞれの基盤を支える重要な役割を担いながら人材育成の面でも貢献してきたこと、一方、KUR、KUCAの2基の原子炉の在り方等につきましては、使用済燃料の引取りの問題や東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を受けた新たな安全規制への対応など、原子力施設をめぐる国内外の社会環境の大きな変化を受け、その都度学内で検討、審議が行われてきたことなどの報告がございました。

次に、②のところ、検討結果についてでございますが、KURについては米国の使用済燃料引取りに係る使用期限の令和8年5月をもって運転を終了し、その後の解体は京都大学研究用原子炉・廃止措置実施方針で放射性廃棄物処理事業開始の見通しが立ち、工法等が確立した段階で実施する予定で、解体作業は安全性を最優先とし、放射性廃棄物の処理処分方法の確立と必要経費の確保については、文部科学省との協議を進めていくべきであると考えている旨の説明がございました。

また、KURの運転終了に当たっては、共同利用研究への影響を考慮し、当該研究所における代替中性子源を適切な時期までに整備することが望ましいこと、この代替中性子源の利用により、これまでKURで実施してきた研究、教育の継承を目指すとともに、既存のホットラボラトリ等の再整備により、核燃料及び放射性同位体元素を用いた新たな研究を展開し、さらには中性子を利用した研究への影響を考慮し、日本原子力研究開発機構のJRR-3などの学外の中性子源の利用を進めるべきであると考えている旨の報告がございました。

KUCAについては、炉心変更が容易で、かつ様々な炉心を構成できる世界的にも貴重な実験装置であることから、核セキュリティ・サミットにおける日米共同声明に従い、全ての高濃縮ウランの米国への引渡しを完了させるとともに、低濃縮ウラン燃料を用いた炉心への転換を行い、今後も実験、研究、人材育成等を実施していく旨の報告がございました。

その下の③のところ、当該研究所の今後についてでございますが、KURの停止後については、外部研究機関との連携を深め代替加速器中性子源を整備するとともに、KUCA、各種加速器、ホットラボラトリ等の施設を用いた多様な放射線・RI利用拠点の共同利用研究所として、熊取キャンパスにおいて核燃料・放射性同位元素及び量子ビームを利用した新たな研究及び人材育成を進めていく旨の報告がございました。

続きまして、議題の3つ目、当該研究所の定例報告があり、特に環境放射能測定報告では、原子炉施設に起因するものと考えられる人工放射能は検出されず、周辺環境における放射能及び放射線は自然のレベルであり、住民の健康に影響を与える結果は見られないとの説明がございました。

最後に、その他のところでございますが、報告書のとおり、田中豊一委員からKUR運転終了後の施設解体で発生する廃棄物の管理など、安全管理についての発言がございました。

以上で、報告第3号 第128回大阪府原子炉問題審議会の概要についての説明を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、報告第4号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和3年度事業対象）の結果報告についての件を報告願います。阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、報告第4号 熊取町教育委員会活動の点検及び評価（令和3年度事業対象）の結果報告について説明させていただきます。

次ページからの報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づいて、教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するものです。また、同条第2項においては、この「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」との規定により、事務局内に教育委員会評価委員会を設置し、2名の委員に

よりご意見をお聞きして作成したものでございます。

なお、本年度の点検及び評価の対象としましたのは、令和3年度熊取町教育方針に掲げた教育事業全般でございます。

まず、点検及び評価の項目設定につきましては、報告書の5ページ、6ページの目次のほうをご覧いただければと思いますが、新規・拡充の取組と主な取組の2つに大別し、学校教育と社会教育の2つの分野に分類してございます。

令和3年度の新規・拡充の取組として、学校教育分野では昨年度に引き続き様々な取組を行った新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、英語能力判定テスト（英検I B A）の実施、教育ICT環境の整備のほか2施策を、社会教育分野では生涯学習施設の改修のほか2施策に整理してございます。このほか、主な取組として、学校教育では基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上のほか6項目、社会教育では生涯学習の推進のほか3項目をそれぞれ設定しました。

それぞれの取組の詳細につきましては次ページからの記載のとおりですが、主な取組に関し、例えばですけれども25ページのほうをご覧いただきますと、基礎的、基本的な知識・技能の確実な習得と学力の向上の項目について、まず教育方針目標を掲げており、これを実現化するための個々の事業として1から4の事業に整理してございます。その上で、各事業ごとの具体的な取組概要を記載し、自己評価としての取組結果及び今後の課題・方向性を記述しています。また、可能な限り過去3年間の当該事業の決算額の推移を掲載してございます。

個々の内容説明につきましては時間の都合上割愛させていただきますが、点検・評価の結果につきましては、今後検討すべき課題があるものの全般的にはおおむね良好に執行できたものと考えてございます。

報告書の79ページをご覧ください。

今回の点検・評価を行うに当たり、前述のとおり2回にわたる評価委員会を開催させていただき、元町立学校長の野廣介氏と熊取町スポーツ推進委員の岸本敬仁氏のお二人より意見書に記載のとおり、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、学校教育及び社会教育の両面にわたって多くの制約を受け事業の中止や縮小に至るものもあったが、コロナ禍においても既存事業の実施に向けた創意工夫や新たな事務事業に取り組んでいることについて評価をいただいたところでございます。なお、今後の取組に当たっては、意見書に記載のとおり10項目にわたる留意すべき事項等のご意見を賜ってございます。

教育委員会といたしましては、これらを今後の教育委員会活動にしっかりと反映させてまいりたいと考えております。議員各位におかれましてはご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、熊取町教育委員会活動の点検及び評価の結果報告についての説明を終わります。

議長（二見裕子君）それでは、行政報告4件に対し、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）教育委員会の報告の件ですが、70ページの教育委員会の活動状況のところ、ESD教育について町長や教育長、また全教育委員と意見交換を行ったというふうに記載がありまして、そんな中でESD教育については令和3年度、取り組んでいただいたかと思うんです。

新規に取り組んだところについては、最初の目次の新規・拡充の取組というところ、学校教育の中に5項目挙がっているんですが、その中にESD教育というものに新規に取り組んだというところがあってもよかったのではないかな、取組状況というところで。というふうにちょっと思ったんですけれども、すごくすばらしい取組をしていただいている、林先生からもご説明いただきました。また、中央小学校でもごみ処理のそういった施設も導入して、ESD教育を給食のあれでやりましたよね。そういうところをESD教育として取り組んでいるというものがあつたので、そういったものを入れてもよかったのではないかなというふうに思ったんですが、その辺のところはどのようにお考えでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）議員おっしゃるように、E S Dについては今回、総合教育会議という場で今後どういうふうに進めていくのか、議員方からもいろいろご意見いただいている中で、そういうのも踏まえて今後どんな取組をしていくかということで、教育委員会と、それから町長も含めた中でいろんな議論をさせていただきました。今おっしゃっていただいたところについては、E S Dにつながる活動というてこれまでも活動していた中で、通常取組の中で各校いろんな工夫を凝らしてやっていってくれたところなので、今回はE S Dを今後どういうふうに進めていくかという方向性を総合教育会議のほうでご意見をいただきながら協議したということで、新規取組というのは、もうちょっと具体的な目に見えるような形で出た時点で一定整理させてもらおうかなというふうな形で、今回は教育委員会の委員の方の活動という中で町長も含めて総合教育会議という場でいろんな議論をして、今後こういうふうに進めていきたいと思いますかという中で、各校の特徴的な取組も紹介しながら議論をしたということでご理解いただければと思います。

また、だから4年度事業については具体的に新規取組ということで各学校でいろんな工夫を今していただいているので、何らかの形で表現できたらなと思っています。よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）じゃ、次の令和4年度の来年度報告のときには新規事業という形で入れていただいたらいいかなというふうに、PRしていただけたらなと。せっかくな事業を取り組んでいただいていますので。というふうに思っておりますので、よろしく願いします。

43ページのところに、リサイクルの関係で牛乳の紙パック化で南小学校でリサイクルを実施というふうに取り組む結果があるんですけども、前回、昨年度の紙パックを利用するということの中で、その分についてリサイクルについては、昨年度の結果を見たときに、それに取り組むことについてはしっかりとリサイクルについて今後もスムーズに実施できるように取り組まれないというふうにご委員の意見があったんですが、今回、それで南小学校のリサイクルを実施したというふうにご報告としてはあるわけなんですけれども、今後の展開についてはそういうところも拡充というふうになっているのか、今後の課題・方向性というところには具体的にはないんですが、その辺はどうなのか教えていただけたらと思います。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）昨年の報告のときにはコロナの関係があつて、ちょうど学校のほうもやっぱりコロナ感染というのが非常に気になるということで見送らせてもらいました。その中から、できる学校から進めていって下さいねということで、南小学校のほうでいろんな関係で、例えばアレルギーの子どもさんのことであつたりとかいろんなものがクリアできたということでスタートしていただきました。一定、南小の活動の内容をこうやってやっていくんやでというのは各校で共有していますので、まだ具体には進んでないところもあるんですけども、各校やっぱりいろんな工夫をしてやってくれています。

牛乳パックですけれども、200ミリの牛乳パックということで非常に子どもにしたらパックを開きにくいというのがありまして、そこについては大阪府の学校給食のほうとも協議しながら、今何か開けやすいような牛乳パックというのでもできているみたいなので、そういうふうなのを導入できへんかなということで、こちらは府の学校給食のほうにそういうふうなのができるから検討できないかなということで、いろんな市町のほうとも併せてそういうふうなの導入についてもお願いをしていると。だから、いろんな準備が整ったところから学校として進めていっていただいているということで、幾つかの学校で試しにやったりというふうなことも現在していただいているということで、ご理解いただけたらなと思います。今後、もうちょっと進めていければいいかなということで。

一定、業者さんが今、引取りしてトレットペーパーで学校のほうに持ってきていただいているので、その辺のリサイクルについては、子どもたちにもこういうふうみんなが牛乳パックをリサイクル

したらトイレットペーパーが来るよというふうなことも、学校のほうでお話はしていただいているというふうに聞いてございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。取り組んでいただいているところをまたもう少し説明していただけたらなと思いました。

次、33ページのスクールソーシャルワーカーの活用とかいうところについてなんですが、今後の課題・方向性というところで、取り組んでいただいているかと思いますのでヤングケアラー支援、そういったものもこの取組の中に入れていただいて、課題としていただきたいなというふうに感じました。その辺どうでしょうか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君） ヤングケアラー支援につきましては、昨年度、児童・生徒へのアンケートも行いました。また、教員であたりスクールソーシャルワーカーにも、まずヤングケアラーとはどういう子ども、家庭を指すのかというようなところを連絡会の中でも説明させていただきました。当然、スクールソーシャルワーカーもそういったヤングケアラー支援ということを念頭に入れながら子どもあるいは家庭支援に取り組んでおりますので、次年度以降、昨年度そういうことをやっていただいておりますので、昨年度の取組というときに来年度の点検・評価にはその文言も当然加味しながら書かせていただくということになるかなというふうに思います。

以上です。

議長（二見裕子君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で行政報告を終わります。

---

議長（二見裕子君） それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。議会会議規則第126条の規定に基づき、議長が指名いたします。議席2番 大林議員、議席5番 文野議員、以上の2名の方を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

議長（二見裕子君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

本件に関し、議会運営委員会の報告を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君） それでは、議会運営委員会報告を行います。

去る9月1日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和4年9月熊取町議会定例会の運営について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

まず、会期について報告いたします。

会期は、本日9月7日から29日までの23日間といたします。

本会議の日程であります。本日9月7日、8日、9日、12日及び29日の5日間といたします。

常任委員会の開催についてであります。総務文教常任委員会を9月16日に、事業厚生常任委員会を9月14日に開催していただきます。

令和3年度の各会計決算につきましては、決算審査特別委員会を設置し、9月20日、22日、26日及び27日に開催していただきます。

第2回目の議会運営委員会につきましては9月14日に、議員全員協議会につきましては9月16日にそれぞれ開催していただきます。

次に、議事日程についてであります。議案書に記載の議事日程のとおりといたします。



なお、日程第5 議案第42号 公平委員会委員の選任同意についての件、日程第6 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件、日程第7 議案第44号 教育委員会委員の任命同意についての件、日程第13 議案第50号 令和3年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件及び日程第14 議案第51号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件、以上の5件につきましては委員会付託を省略し、本会議で審議していただきます。

このように決まりましたので、議長からよろしくお諮り願います。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）お諮りいたします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日9月7日から29日までの23日間と決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月7日から29日までの23日間と決定いたしました。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第3 一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、大林議員。

2番（大林隆昭君）改めまして、おはようございます。

議長よりお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今回質問させていただくのは、自治会の問題について、住民協働事業についての2点を質問いたします。

では、自治会が抱える問題についてお尋ねをいたします。

自治会の問題につきましては、熊取町だけではなく全国的な問題になっております。ほかの議員からも過去にもたくさん質問が出てございます。それだけ問題となっている、議員の中でも問題の意識が高いということでございます。

1つ目の質問といたしまして、過去5年間の熊取町の自治会の加入率の推移をお示しいただくようお願いしておりますので、そちらに基づいてご答弁をお願いいたします。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、ご質問の自治会問題についての1点目について答弁申し上げます。

自治会加入率の現状の推移の表をご覧ください。

直近5年間として、平成28年度から令和2年度までの自治会加入率でございます。これは、自治会加入世帯数をA、住民基本台帳の世帯数から施設入居者等、一定の控除を行った上で算出した全世帯数をBといたしまして、B分のAで加入率をパーセントで表示してございます。

ご覧のとおり、平成28年度の79.5%から令和元年度の76.0%まで加入率の低下が続いており、令和2年度は前年度比でほぼ横ばいの76.3%となっている状況でございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。令和2年度に関しましては0.3%改善されていますが、自治会の加入率は緩やかに減少傾向にあるということで、参考なんですけど全国の自治会の加入率、令和3年10月25日の総務省自治行政局市町村課が公表していたアンケート結果なんですけど、7月13日に依頼したアンケート調査について1,741団体が10月25日までに回答を済ませており、そのうち平成22年から令和2年までの毎年度の加入率を把握している624市町村が対象になっている数値なんです。これを8グループに分けて熊取町が当てはまるであろう1万人以上5万人未満というグループの中で見ると、全国平均は令和2年度の時点で74.2%、平成22年からの10年間で見ると6.8%下がっていると。10年間で6.8%ですから、5年間でいくとこれの半分ぐらいなのかなという

ふうに思います。熊取町は全国平均よりも少しだけ高いのかなというふうに思いますが、全国的に見ると誤差程度なのかなと。もう少し熊取町の自治会加入率は高かったような記憶があるんですが、全国的に見ると少し高い程度にまで下がってきていると。

この中で、当然、熊取町の行政といたしましても、ああ下がっているなどってそのままにしているわけではないと思いますので、今現在取り組んでおられる自治会の加入率向上のための取組というのを教えていただけますでしょうか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）実際、自治会加入率というのは今、議員おっしゃられているとおりで、全国どこでも今もう起こっているという状況の中でいろんな取組が紹介されているところであります。熊取町におきましても、まず役場住民課の窓口で転入・転居された方に自治会加入の案内パンフ等の配付を行う取組や、あと不動産業界の団体との協定に基づき、住宅販売時に自治会の加入を伝えていただくというようなこともやっておりますし、あと各自治会単位でもこういう形でということをやっているのかなと思う部分で、実際は入っていない方でも参加できるような行事をやっているのか、あと自主防災組織では、複数の地区で合同開催していただいて各自治会の負担軽減と、あと特に防災面というのは自治会が存在する大きな意義の中の役割の一つにもなってきますので、そういう点での取組を進めていただいているような状況でございます。

あと、広報でも自治会の加入に向けての文言を少し新しくして、「入ってよかった！区・自治会！ぜひ加入しましょう！」とか、そういう形で改めた経緯等もございます。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

いろいろ取り組んでいただいているようなんですが、最終、自治会の積極的な動きというか、協力がなくなかなか進んでいかないというところなのかなというふうに思います。あくまで自主運営といいますか、皆さんの気持ちの中で、行政側としてどこまで踏み込んでいくんだと、あくまで自治会の中で解決していただかないというところも大きくあるのかなというふうに感じています。

どこでもそうだと思うんですが、今現在の社会というか今の時代の流れといいますか、ここから何かしら取り組んで自治会加入率が劇的に改善していくというようなことはなかなか難しいんじゃないかなと。よっぽどそれこそ自治会に入れば100万円あげますとかいろんなことをしないと、もうこの加入率が改善していく、上がっていくというのは大変難しいことなんじゃないかなというふうに思います。これ以上下がっていくと、もう入らなくてもいいんじゃないかと。もうこれ以上下がっていくとなかなか、あの人も入っていない、この人も入っていないけれど、別に問題なく暮らしていているのであれば自治会に入らなくても問題ないんじゃないかなという声が大きくなってきてしまいます。実際、熊取町の平均よりも下、もっと少ない自治会の方から聞くと、あの一角はみんな入っていないので、もう入らなくてもいいんじゃないかというような声も聞こえてきます。もうここが頑張りどきだというふうに思います。

熊取町でこれ以上自治会の加入率を下げないために何ができるのか、熊取町側から何かできることがないのかというところで、当然、自治会の役員とかいろんな運営というのを熊取町が肩代わりするなんてことはなかなかしんどいというふうに思いますし、そこはやはり自治会なりのやり方というのがありますので、そこにはなかなか踏み込んでいけないというところなんです。その中で熊取町側としてやっていただけないかというところを2つ目の質問にしています。

2つ目の質問は、自治会の管理している防犯灯の電気代というところの問題なんですが、これも補助金額というのを過去5年間、表にさせていただいておりますので、それに基づいてご答弁をお願いいたします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、自治会問題についての2点目、自治会管理の防犯灯の電気代

等について答弁いたします。

町では、地域の防犯・安全に寄与するため、区防犯灯の維持費補助金として熊取町防犯灯の設置及び維持管理基準に基づき、区・自治会が管理する防犯灯の電気料金の3分の1を交付しているところでございます。その実績につきましては、過去5年分を資料として提出しておりますとおり、平成29年度は196万1,984円、平成30年度は200万5,136円、令和元年度は203万180円、令和2年度は206万2,680円、令和3年度は212万4,092円となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

防犯灯の数が増えていっているの、それに伴って電気代も増えている。自治会加入率が下がっていく一方で防犯灯の数は増えていっているということなんです。自治会の管理の防犯灯については先ほどご説明いただきましたが、管理自治会が3分の2、熊取町が3分の1、電気代を支払って電灯をつけているというような状況になっています。

ちなみに令和2年、3年の七山区での自治会管理の防犯灯の電気代なんです、年間に令和2年度は24万3,098円、令和3年度は24万3,384円でした。これが自治会の運営に大きな影響を及ぼしているのかどうかというのは、自治会のそれぞれの会計事情にもよりますからその辺は分かりませんが、防犯灯がついていることに関して、自治会に加入している、していないというのは関係ない話です。自治会に加入していない人の家の前は、この人は自治会に加入していないから明るさは3分の1でええん違いかとかそんなことはできないわけで、熊取町にお住まいの皆さんが、明かりがついていることに対する利便性は享受していると。それに対して自治会に加入している皆さんだけが電灯代を払っているというのはいかがなものなのかなという話なんです、当然、もっと自治会加入率が高ければ、例えば90%、95%の人が自治会に加入していればこんな話は多分出てこないだと思います。今、平均よりも下回っているような自治会からは、どないかならんものかと、おかしくないかと、よそでは行政が全部払っているところがあるぞという話が出てきていますので、ここは熊取町としてしっかりと考えていただけないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今ご指摘いただきましたとおり、自治会管理の防犯灯につきましてはおっしゃるとおり周辺の住民に広く防犯上の効果を供与するものでありまして、当該自治会に加入していない、つまり何の負担もしていない住民の方もその効果を享受していることではございます。おっしゃるとおり、区・自治会の皆さんが受益者負担の不公平感を持つのはある意味当然であるのかなというも理解しております。

おっしゃるとおり、近隣自治体の状況を見ますと、防犯灯の電気代については全額自治体が補助しているような事例も実際、我々も把握はしてございます。そういった点を我々考えていくに当たってもう一つ考慮すべき部分として、現在、防犯灯につきましては、平成25年度前後で町会・自治会に補助金をお支払いして一斉にLED化してございまして、LED化した防犯灯が10年程度でおおむね寿命を迎えるというふうに我々も聞いておりまして、そうするとそろそろ更新の時期を迎えてまいります。この分についてもどうするのかというのは、我々これからどうして更新していくのかということについて、前回みたいに自治会に補助して一部ご負担いただいて更新するのか、それが可能なのかということについては検討すべき課題も大きくございます。そういうタイミングもこれから迎えるに当たっては、今、議員がご指摘いただいた電気代部分の補助について、3分の1今現状で補助させてもらっていますけれども、その分の割合、例えば段階的に増やすのかどうか、役場のほうで負担するのかというところについては、併せて総合的に考えさせていただきたいというふうに今考えてございます。

一方で、防犯灯を全部我々公費で見るということになりまして、今まで防犯灯設置新設要望については、ある意味、区の代表の区長等からご要望いただいて、積極的に評価して設置してきている

ところでございます。そこに設置はさせていただくだけでも、電気代については一部自治会についてもこれは負担が生じてくるということもご理解いただいた上で、そこがある意味、必要性の精査につながってきた部分も我々はあるというふうに理解していきまして、そこをどうしていくかというの併せて考慮すべき部分なのかなと。自治会が全部負担するとなると、設置についても一定もう少し精査していくような必要が今後は出てくるのかなというところは、併せてご検討いただく部分でもあるのかなというふうに思っています。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

先ほどおっしゃられたように、今は区長なりが要望書みたいな形でここに防犯灯をつけていただきたいと言ったら、ほぼ、よっぽどじゃない限りはつけていただいて、ありがとうございますという形になっているんですが、それが全額熊取町となると難しくなると。ちゃんと必要なかというのは当然あるべきやと思いますし、ただ、今おっしゃられた感じでいくと、じゃ自治会に入っていない人は要望できないのかとか、そういうふうな形にもなってきますので、このあたりについて、当然大きなお金がかかってきます。3分の1の補助で今の200万円という額ですから、これにプラスだと単純に計算すると400万円乗っかってくるというわけですから、そのぐらいの額プラス更新時期を迎えるとなかなかしんどいなというところになってくるのは分かるんですが、自治会の加入率が少ないところからすると頂けないというご意見があるのは間違いないことですので、高いところでもおっしゃられる方はおられますし、よそがやっているからとか隣がやっているから、あそこがやっているから熊取町もやりましょうというのは僕はあまり好きじゃないんですが、自治会の加入率の問題と絡めて自治会の負担を減らす、自治会加入率をこれ以上上げないというところの考えでは、これはぜひとも取り組んでいただかないといけないのかなというふうに思います。

もしくは、それとは別に防犯灯代を回収するか、全町民の皆さんから、熊取町をもっと安全なまちにするために、新しく財源を確保するために、たとえお一人様100円でも集めれば可能なんじゃないかというふうに思います。どちらかしかないのかなと僕は思います。

これ以上このままこの問題をほっておくと、じゃ私も抜ける、私も抜けるにつながっていく大きな問題なのかなと。この問題とごみの問題についてはほっておけない問題なんじゃないかなというふうに思っていますので、当然、町民の皆さんの不公平感といいますか、私はお金を出している、私は出していない、けれど同じ電灯の利便性を享受しているという不公平な部分をなくしていくという部分では、電灯の更新が令和5年あたりで迎えてくるというのであれば、今すぐどうこうは難しいでしょうから、その更新時期に合わせて電気代のことも考えていただきたいなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）自治会の加入率が下がってくる中で、各自治会におかれては運営に非常に苦慮されている中で、その負担が厳しいというところは我々も想像十分できるところでございます。今ご提案いただいた一律に全員から防犯灯の電気代ということで徴収というのは、これはなかなか非常に一つの提案でございますが、難しい部分もあろうかと思えます。そこは、逆に言えば町が全額電気代を負担するのであれば、それは同じ、ある意味、税で町の歳入をもって負担しているということになります。意味は一緒なのかなと思えます。

一方で、仮に例えば防犯灯設置要望について、自治会に入られていない場合に、今、議員もあつたようにちょっと要望する手だてがなかなか難しいという意味では、逆に今の制度が自治会加入につながるといふ面もあろうかと思えます。そこはいろいろな捉え方はあろうかと思うんですけれども、負担の不公平感を是正するという意味ではしっかりと考えるべきというのはいち十分認識しておりまして、そこは、これからの予算編成をまた迎えますけれども、その編成方針等々の中でぜひ考えさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。ぜひとも前向きに進めていただきたいなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

防犯灯つながりで3つ目なんです、光害対応型防犯灯の設置についてなんです。

以前に、田んぼの横、畑の横といいますか、植えている作物に影響が出るのでこの防犯灯を外してほしい、ここには防犯灯はつけないでほしいというようなことをお話ししたことがあります。熊取町も、少なくなってきたとはいえ多くの田んぼ、畑があるので、特に多く残っているようなところでは、ちょっとここに電灯をつけられると困るんやけどみたいな話とかというのはこれまでなかったでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）これは次の質問でご答弁させていただいてよろしいですか。はい。

3点目の光害対応型防犯灯の設置につきまして答弁させていただきます。

光害対応型防犯灯につきましては、稲等の農作物の生育への影響を抑えたり夜空への光漏れを防ぐ機能を有する防犯灯で、現状、本町では設置してございません。

防犯灯による光の害につきましては、本町では、平成28年度に稲の生育に悪影響が生じているとの耕作者の方からの相談を受けまして、その原因となっていた防犯灯を1台撤去した経緯がございますが、この事例以降は、私ども同様の相談等は具体的には受けていない状況でございます。

今後におきましては、光害対応型防犯灯について、既に導入している市町村の取組等を研究していくとともに、防犯灯により農作物への悪影響など光の害が生じているような場合につきましては、光害対応型防犯灯の設置等による対応も検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いし、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

先ほど稲とおっしゃってくれたんで、今、一番穂が出始めるときに光がついていると穂が大きくなるというのがありますから。でも、安全のために道に電気がついているんやったら、うちちょっとあれしても我慢しようかと言うてる方も多分おられると思うので、少し調べていただいて、もしそんな話があれば、今いい道路照明灯ができていますので、ぜひともそちらに切り替えていただけたらなというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、住民協働事業の質問に進ませさせていただきます。

以前にも住民協働事業についてご質問をさせていただきました。特に制度の見直しはどうだという話もさせていただきましたが、前は、改正したばかりなのでこのまましばらく行きたいということでした。それからのお話、そしてこれからの予定というのをお願いいたします。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、住民協働事業についての1点目、今後の制度の改正の予定についてご答弁申し上げます。

住民提案協働事業につきましては、令和元年度の制度改革において、より多くの団体から協働事業のご提案をいただくことを目的に、事業の応募資格の条件緩和や審査手続の簡略化、提案から事業実施までの期間短縮などの改善を行いました。加えて、公益的な活動を始めようとする住民団体からの相談や初期支援を積極的に行った結果、令和3年度において団体提案型で3件、行政テーマ型で6件の合計9件の協働事業を提案いただくなど、制度改革以降の協働事業採択数は増加傾向にあります。

そのため、当面は現行制度を運用していくことを基本としながらも、引き続き団体や協働推進委員会の意見を伺うことでさらに課題を洗い出すとともに、さらなる改善の必要性について随時検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

昨年度は3件応募がありまして、来年度の分は今募集中になっています。前回出していたいただいた方にも来年度も頑張ってくださいねというお声かけをしているんですが、なかなか事業が終わっていないまま、また来年の分を出さないといけないというようなサイクルに今の住民協働事業がなっているの、できれば年度内で片がつくような形で少し見直してもらえたらなというふうに思っています。この住民協働事業自体はすばらしいものだと思っていますので、私も積極的に取り組んでいきたいなというふうに思っています。

やはり予算を枠取りで取って年度内に執行するというは前回もちょっとお話しさせていただきましたと思うんですが、今年度であれば3件ですよ。昨年度の募集で3件、団体の分はあったと思うので、本年度の予算執行で3件分するということですよ。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）基本は前年度でどういう形の提案をいただいて、それを担当課とすり合わせて予算化していくという、その基本的な立てつけは今までどおりで、実際、2年度以降はまた幾らか手続上簡略化される部分があるんですけども、あくまでも前年度でそういう組立てができていくというスキームはやはり必要かなというふうに思っております。

先ほど枠取りというお話もあったんですけども、やはり補助金という予算の性質上、例を挙げてあれなんですけれど、ごみのコンポスト、あんなのでしたらもともと制度が決まっていて、台数だけが掛け算みたいところがあって、議員の皆さん方にもご説明している内容でということと、一件一件いろんな課題に関わる分幅広い課題が出てくる形になりますので、そういう中では一定、町のほうといわゆるコンセンサスがあって、それを議会にお示しして予算の中で聞いていただくというスタイルが基本的に必要なのかなと私、今考えているところであります。基本的にはそういう予算の執行、特に補助金という費目の中の執行なので、丁寧に形づくって、議員の皆さんにもそれやったらやってくださいよという、そういうお答えをいただくのが予算という形になると思います。これからも基本はそういうふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）分かりました。できるだけ熊取町のためにやろうというふうな気持ちで応募してくれている皆さんなので、できるだけ使いやすい、分かりやすい形でやっていただきたいというふうに思います。これからまだしばらくこのままいくという話でしたが、次、住民協働事業の制度をちょっと見直そうかなというときがきたときには、ぜひ、推進委員の皆さんは当然としても、住民協働事業をやったことがある方の意見とかというのも取り入れながら、ここをこういうふうに改善してもらったらもっと住民協働事業は進んでいくんじゃないかとかいう話もして、聞いていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、行政テーマ型の住民協働についてお尋ねいたします。

質問をしているのが部活動の地域移行、来年度から3年間で進めていかないといけない事業なんです。これを行政テーマ型で出してみてもどうだろうかというふうに思うんです。どうでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、ご答弁させていただきます。

中学校の部活動の地域移行につきましては、令和4年6月に運動部活動の地域移行に関する検討会議による提言がなされ、令和7年度末をめどに、休日の運動部活動から段階的に地域に移行していくことを基本とする旨の提言が示されたところです。また、この提言と足並みをそろえた形で、文化部活動の地域移行に関する検討会議でも、令和4年8月に運動部活動の地域移行と同様の提言

が示されたところでございます。

これらの提言では、中学校の部活動の地域移行に当たり、その受皿となり得る組織、団体として、地域のスポーツや芸術文化団体、大学や民間事業者、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団など多様な実施主体を想定して対応する必要があるとされており、部活動の地域移行に当たっては、行政テーマ型住民協働事業制度についても受皿の一つとして検討すべきであると認識はしてございます。

いずれにいたしましても、今後、国から示される予定のガイドライン等を参照しながら、部活動の地域移行について検討を行ってまいりたいと考えてございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

今回、行政テーマ型で部活動を投げてみてはどうですかというところなんです、積極的に熊取町が関わっていただきたいという、ざっくり言うとそういう話ではなくて、資金面で協力をさせていただきたい。なかなかやっぱり地域総合型スポーツクラブもそうですし、各スポ少に入っているような団体でも、中学生を受け入れるとなると当然指導者の確保というのにも必要になってきますし、指導者の時間的な制約等も出てくるので、その中でどれだけ今の指導者だけでやっていけるんやという話はよく聞きます。新しく指導者を増やすとなるとやはり金銭的にしんどい団体もありますし、そもそもボランティアで成り立っているような団体もありますので、資金的には熊取町にはしっかりと手伝っていただきたいなというふうに思っています。

令和5年度の文部科学省の概算要求が出ていまして、スポーツ立国の実現という中に、運動部活動の地域連携や地域スポーツクラブ移行に向けた環境の一体的な整備が云々というので102億円、何やかんやで118億円とかという予算要求は出ているんですが、これをどれだけ地域に引っ張ってこられるのかとか、国から補助を受けてその分を地域の団体に還元しながら、今の中学生の子どもたちが変わらず部活動を続けるというよりはスポーツを楽しめる環境をしっかりとつくっていかないといけない。そのためには、地域総合型スポーツクラブなのかスポ少に投げるのか、いろんな団体に手を挙げてもらうのか、その選択はこれからしていくとしても、しっかりと支えていってほしいなというふうに思います。

地域に移行したからもうまあまあみたいな形にはならないでいただきたいな。そのためにも行政テーマ型というところで投げておけば、当然毎年毎年熊取町に報告も上がりますし、どんなことをやったんやというお話しもできますので、そこでしっかりと、先ほどもありました予算も取って、中学生のためにスポーツできる環境というのを整えていっていただきたいなというふうに思いますが、どうでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）部活動の地域移行については、これは市町村の課題はもちろんなんですけれども、住民提案型で住民から出してきてもらうというんじゃなくて、市町村側がある程度責任を持ってこの体制はつくっていかんかというふうには今は思っています。ただ、具体的な方策については、先ほど申し上げましたように国のガイドラインを今、国が決めているというような形で、一定、市町村のほうの主體的に動かんとかあかんのやろな。それはコーディネートの部分で、例えばうちの今の体育協会、スポーツ協会、スポーツ少年団、競技的に全ての種目が網羅されているかといったら、なかなかできていない部分もございます。特に文科系についてはどこにお願いするかという、なかなかちょっと難しいところがございます。

総合型地域スポーツクラブというのも本町にはあるんですけれども、やっぱり今現在指導されているスポーツ種目が限られていると。そういう中で、子どもたちがいろんなスポーツに触れ合っほしい、いろんなスポーツを通して自分が将来やりたいこととか、このスポーツでもっとオリンピックを目指して頑張りたいなというふうなきっかけになってくれればというところもございます。

いろんな仕組みがある。その中でやっぱりいろんな競技を教えてくれるグループを探していかなあかんという中で、一つの考え方として住民提案、行政提案型というのは一つの選択肢になるかなと。

ただ、お金については全部やってねじゃなくて、国のほうもそこは補助制度というのも考えておられるようですので、ある程度市町村のほうで支出も必要になるし、これについては受益者負担という話も現在議論されています。一般のスポーツクラブであれば当然授業料というか、毎月お金を支払ってスイミングなりいろんな部分は活動されているので、そういうところも踏まえた形でのパッケージになっています。そのあたりで行政型の住民提案事業がなじむのかどうかも含めて検討はしていかなあかんなど。

ただ、さっきも申し上げましたいろんな種目を集めなあかんということで、やっぱり住民やいろんな活動されているスポーツ団体、文化団体の提案というのは聞いていく必要があるのかなというふうに思っています。

以上でございます。

議長（二見裕子君）大林議員。

2番（大林隆昭君）ありがとうございます。

この問題についてはいろんな自治体で連絡協議会をやっていたりとか、少しずつ進んでいっていると思うので、進んでいるところのお話も聞いてもらいながら、どういうふうにやっていくのが熊取町になじむのかというか、フィットするのかということも進めていっていただきたいというふうに思います。しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思います。

では、以上で私の質問を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、大林議員の質問を終了いたします。

次に、矢野議員。

9番（矢野正憲君）それでは、議長よりお許しをいただきましたので、私の一般質問をさせていただきます。

今回は、大きな質問事項の2つとも健康福祉部の高齢者福祉についてでございます。

まず最初に、介護保険の対応マニュアルの見直し・改善についてでございます。

介護保険を利用して福祉用具の購入や住宅改修をする際に、それぞれ10万円、20万円を上限にした補助制度がございますが、どちらとも一旦、利用者が購入費の全額、改修費の全額を負担されております。利用者に係る経済的負担はそれなりにあるのではないのかというふうに考えてございまして、利用者の負担軽減のため、利用者の費用立替えが不要な受領委任払い制度を導入してはいかがでしょうかという質問でございます。よろしく申し上げます。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、1点目の介護保険の福祉用具の購入費、住宅改修費の受領委任払い制度の導入につきましてご答弁申し上げます。

まず、福祉用具の購入費及び住宅改修費の支給制度をごく簡単にご説明申し上げます。

在宅で生活していらっしゃる要介護、要支援認定を受けていらっしゃる被保険者の方が介護保険を利用した福祉用具の購入や住宅改修をする際は、購入・改修費それぞれ10万円、20万円を上限に9割、一定所得以上の方は8割または7割となりますけれども、それが支給される償還払い制度がございます。支給方法につきましては原則償還払いとなっておりまして、現在、本町では福祉用具購入、住宅改修費とも償還払い方式のみで支給を行っているところでございます。

しかし、この支給方法ではご指摘のとおり、利用者は一旦費用の全額を支払い、その後、申請によって保険給付分の支給を受けることとなるため、一時的にまとまった費用が必要となり、資金面の問題から利用を控えるという場合も想定されます。

ここで議員のご提案の受領委任払い制度を導入いたしますと、利用者は費用の全額を一旦立替え払いすることが不要となり、経済的負担が軽減され、制度の利用がしやすくなり、高齢者の自立を



支援する一助となるものと考えますので、今後、福祉用具の購入費、住宅改修費に係る受領委任払い制度の導入に向け検討を進めてまいります。ご理解、またご協力をお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 分かりました。

我々議員、いろんなところで相談業務を受ける中で、今、部長の答弁の中にあつたようなことというのがやはりあります。利用者というのはほぼもう高齢者ですよ。高齢者の実入りというのは年金が多いというふうな形なので、いつきではあつても全額を負担するというのはなかなか大変やというふうなお声も聞いたりします。ここは受領委任払いのほうにシフトをしてほしいなというふうな思いであります。

今の話によると、もう受領委任払いのほうにやっっていこうというふうなことですよ。いつ頃からやっっていくようなことは考えておられるんですか。検討されるということなので、これから来年の春ぐらいを目指してするのか、その辺はどういうふうに考えておられるんですか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） おっしゃられる声があるということでございます。議員のほうからのご指摘もございまして我々としても一刻も早くというふうに考えておりますが、ただ、受領委任払いということになりますと事業者のほうから申請いただいて事業者を登録する、どの事業者であればという形でまず登録作業から入ってまいります。事業者へのそういったことをやりますよという説明から順次入ってまいりますので、少々お時間を頂戴いたしたいと存じます。少なくとも来年の4月からの導入ということで作業を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 分かりました。来年度の4月から導入を目指してやっっていくというふうな形ですね。了解しました。喜んでいただけることになろうかと思えます。

あとは、なかなか受領委任払いという言葉自体が耳にしないというふうなことなんですが、資料を1ページにつけたんですけども、大体、受領委任払いというのはこういった形ですよ。答弁の中にもありましたけれども、インターネットから引いてきた抜粋したものなんですけれども、ほぼこういうふうなことを答弁いただいたという形ですね。分かりました。了解しました。

いずれにしても、受領委任払いを来年の4月をめどに導入したいということなので、これはこれでもう終わりたいと思います。どうぞしっかりとやっていただきますようによろしく願いをいたします。

次に、大きな2番目なんですけれども、高齢者の介護の支援です。移動販売事業者募集についてでございます。

熊取町は、高齢者が尊厳を持って住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるまちづくりを目指しております。町として、移動手段がなく買物に行くことが困難な高齢者を支援するため、定期的な移動販売を行う買物支援事業をスタートされたらどうですかというふうなことを質問させていただいておりますが、これについてはいかがでございましょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、2つ目の高齢者の買物支援移動販売事業者募集につきましてご答弁申し上げます。

本町でのご質問のような高齢者の買物支援の取組につきましては、本町社会福祉協議会において、要支援者や75歳以上のみ世帯で公共交通機関を利用することが困難な方を対象に、買物や通院、サロンなどへのお出かけのお手伝いサービスといたしまして「行こうCAR」という愛称で移動支援を令和2年10月より無料で実施しております。また、地域では住民の方による自主

的な支援活動も立ち上がっておりまして、つつじヶ丘地区では地区福祉委員会が中心となり、NPO法人と契約の上、ショッピングモールで買物や食事ができるようマイクロバスによる移動支援が行われております。

移動販売による買物支援につきましては、民間企業の移動販売や食料品の配達なども行われております。多種多様な方法を選択することができる中、各地域や地区の特性により、その需要も異なるものであると考えられます。地域包括支援センターや社会福祉協議会、民生委員、自治会などで構成される生活支援・介護予防サービス協議体の中で地域の方々のご意見を頂戴しながら、また庁内の関係部局と連携を図りながら情報収集に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） ありがとうございます。

資料の4ページ、5ページなんですけど、これ、いろいろと探してきました。これは東日本のほうなんですけれども、千葉県の東金市で今年の2月14日から買物支援移動販売が始まっているような状況でございます。

今、部長のほうからも答弁あったんですけども、熊取町もいろんな形でやっておるような状況です。移動スーパー等もう既にやっておるというような状況になってはいるんですけど、東金市であるとか関東のほうでは、こういった社会貢献しようか、地域貢献しようかという比較的意識の高い民間事業者と包括連携協定を結んでされているのがほぼほぼのようにございます。

熊取町も、今答弁ありましたけれども、いろんなところが知恵を出しながらやってくれておると思うんです。そういったところと包括連携協定を結ぶというふうな形で熊取町の福祉部局の施策にも取り組んでしまうとかというような考えがあってもいいのかなというふうに僕自身、認識をしているんです。そういったことで今回のこういうふうな質問なんですけれども、熊取町としてそういった意識の高い民間事業者と包括連携協定とかを結ぶ、そういうふうなことは考えられませんか。いかがでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） 実際のところ、そういった連携協定を結んだ上で地区のほうに、今ご指摘いただいた東金市のような移動販売の軽トラの後ろとか、そういったお買物をするようなスペースになっているような移動販売というのが、もう現実、実際のところ何か所も既に回っているというのが実態でございます。そこで、どのような形で行政のほうも関わっていったら一番効率よく喜んでいただけるのかなというあたりを、先ほどご答弁申し上げましたいろんな方が集まる場とか、そういった地域のコミュニティの集会所の一つというようなことにもなる非常に大切なものやと考えますので、町としても前向きな方向でいろんな可能性というのを探っていきたいというふうに考えております。今ご提案いただいた連携協定、それも選択肢の一つだというふうに考えております。

ただ、いかにせんいろんな選択肢がたくさんございますので、そこはみんなの知恵を出した中で、どういう形が一番住民の方が望んでおられて、そして一番効率よく高齢者の方が楽しんでいただけるような施策につながるのかな、そういったことは少し研究をさせていただきたいというようなところでございます。よろしくお願いたします。

議長（二見裕子君） 矢野議員。

9番（矢野正憲君） 具体的な名前を出すはずかもしれませんが、移動スーパーがあっても何か所か行かれておられて、話を聞いていると好評を博しておられるようなこともあって、そういった事業者というのは社会地域貢献をしているというふうな意識も高いんで、熊取町としても高齢者の見守りですか、ネットワークの事業所としても登録をしてくださっているわけですね。そういった意味では、もう熊取町ではそういうふうな移動販売もしてくれているし、熊取町にとっても有益なことをやっていただいておりますというふうなことなので、それでもう一步踏み込んで、そういうふうな意

識の高い民間事業者を探す、募集するとか、あとは掘り起こしをするような形で、7ページにあるような募集要項、これも東金市の高齢者等の買物支援の募集要項です。この中に高齢者の見守り等を実施するというようなことをうたわれておりますので、もう今まさにやっていることがそれに当たるのかなというふうに思っています。熊取町として、そういった事業者の皆さんと一緒に、施策の中にもう取り組んでしまうというようなことを考える。

移動販売というのは、多分これから3年や5年後というたら必要になってくるのかなとも思います。そういったことはやはり念頭に置いていただいて対応していただきたいなというふうに思っておるんですが、もう一度ご答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご指摘いただいていることについては十分我々としても理解させていただいているつもりでございます。ただ、熊取町の地形といいますか、コンパクトな町域ということもありまして、移動販売車がそれこそポツンと一軒家みたいなそういう地域を回ってというような地勢ではございませんので、それが果たして一番効率的なのかどうかというふうな話もございません。それに熊取町の場合は、もうご承知のようにタピオステーションという格好で、それぞれの自治会ごとにちょっと集まって体を動かそうかという、そういう素地というか、それがもう出来上がってきてございます。ですので、そちらを中心にいろいろと展開してまいりたいというふうに考えております。

ただ、ご指摘いただいているこの件につきましても、もちろん貴重な選択肢で貴重なご意見やというふうに考えておりますので、十分に検討はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）いろいろ検討していただきたいなと思います。セーフティーネットの部分になるから、いろんなことを選択肢があるということはいいことだと思うし、やっぱり網の目が細かくなればなるほどいいことなのかなというふうに認識をしておりますので、しっかりと前に進めていただきたいなというふうな思いは持っています。

これからやっぱり、先ほども言いましたけれど、3年後、5年後とかになると、歩くのがつらくてなかなかもうスーパーまで出かけるのがしんどいというような時代もそこに横たわっているのかなというふうな認識もします。そういった意味では、熊取町は移動スーパーがもうされているんでありがたい状況にあるのかなというふうに思っています。だから、そこもタイアップするというふうなことはしっかりと考えていただきたいなというふうに思っております。

そういうふうな提案、要望をさせていただいて、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、矢野議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため1時まで休憩いたします。

---

（「11時37分」から「12時59分」まで休憩）

---

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、文野議員。

5番（文野慎治君）それでは、通告に従いまして午後の1番バッターで質問を始めたいと思います。よろしく願いいたします。

今回は、ギャンブル依存症の実態調査という1項目について通告をさせていただいております。

カジノの是非を決める住民投票を求める会の署名は、府下で19万2,773筆、熊取町で737筆が集約されました。熊取町議会では、6月議会で府下自治体で初めて住民投票を求める決議が採択されました。府議会でも臨時議会が開催され、条例制定請求者代表が陳述し、法定数を超える署名の重み、

ギャンブル依存症の恐ろしさを語りました。陳述人で四條畷市で子ども食堂を運営する山本啓一郎さんは、「ギャンブル依存症になると給料日にお金を持ってこない、私の父がそうでした。どんなうそでもつく。行政が手を打つのは人生が破壊されてから。対策やるから大丈夫、これほど無責任な言葉はない」と批判、「子ども食堂は、おなかを満たすことができても子どもたちのなくした夢を満たすことはできない。子どもの不幸の上に成り立つ経済再建を誰が望むのか」と訴えられました。

条例案は、熟議と条例制定の賛同を陳述人の方は訴えましたけれども、維新の会と公明党が反対し、自民党は投票資格者から外国人を排除する修正案を提出して否決されたので、原案に反対し、反対多数で否決をされました。その審議も僅か半日でありました。しかし、府民のカジノに対する不安、ギャンブル依存症に対する不安や、その実態を把握しようとしなない大阪府に対して怒りの声が大きく広がっています。本9月定例会にもギャンブル依存症の実態調査等を求める請願が提出されています。私も請願に対しての紹介議員の一人になっています。意見書も提出されています。

そこで、今回一般質問としてギャンブル依存症に絞って質問をさせていただきたいと思います。

私の質問の参考資料という形でまず確認をいただきたいんですが、令和2年度南ブロック依存症等調査報告書の抜粋を載せております。それと依存症について、議員間においても、また職員の皆さんの担当部署によってもやはりその関心度というのに差異があるというふうに思いますので、依存症についてということでもちょっとよくまとめられた資料をつけさせていただいております。それと、これを行政側が対策するに当たっての根拠法になるギャンブル等依存症対策基本法、これが決まっておりますのでつけさせていただいております。それと、もう一点資料をつけております。そういう資料に基づきながらご質問をさせていただきます。

まず、1点目ではありますが、町は保健所の「南ブロック依存症等調査」に参加をしています。このアンケートにどのように関わり、調査し実態を把握しているか、実績と内容についてお伺いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ギャンブル依存症の実態調査についての1点目、保健所の「南ブロック依存症等調査」への町の関わりや実態把握についてご答弁申し上げます。

この調査につきましては、大阪府の和泉保健所、岸和田保健所及び泉佐野保健所が合同で実施したものでございまして、依存症支援の実態、ニーズ及び課題を把握し、各保健所及び南ブロック保健所合同で実施する依存症対策事業等に生かすことを目的に、南ブロック管内12市町の行政、障がい福祉関係機関、高齢介護関係機関、いきいきネット相談支援センター、訪問看護、精神科医療機関の職員を対象として実施されたものでございます。本町へは令和2年10月15日付で泉佐野保健所から依存症に関わることのある関係各課宛てに調査票の配付がございましたので、関係機関への周知等協力したところでございます。

調査対象といたしましては、ギャンブルにかかわらずアルコール、薬物等を含む依存症が対象で、質問内容は、依存症に関する理解と意識、依存症の本人への関わりや支援の状況などについて問われており、本町では33名の方が回答しておるといふ状況でございます。その結果につきましては、令和3年度の保健所主催会議におきまして概要報告があるとともに、大阪府ホームページに記載され、依存症の本人への支援の状況や課題、また研修へのニーズが明らかになったところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。今、経過について、令和2年10月15日に大阪府から来て、熊取町の関係課宛て調査書、そういうところに協力を求めて指導して送ったということですね。

今、熊取町から33という回答があったというのは、先ほどご紹介した私の資料の表紙の次の次の3枚目ぐらいですか、概要版というのを載せさせていただいております。泉佐野保健所管内、これ

は南ブロックですから和泉保健所、岸和田保健所、泉佐野保健所の形で出ています。これと同じように各大阪府下のブロックで同じような形が出ておりますので、熊取町に関連する南ブロックということで、すごく分厚い資料なんですけど、一部、資料として添付をさせていただいています。これを見ながら質疑を聞いていただけたらなというふうに思っています。

今、表紙の後に資料として第1章ということで、なぜこの調査を行うのかということが記載されています。中段ぐらいから、アルコール依存症の人数は全国で109万人、そのうち専門医療を受けているアルコール依存症者数は4.4万人、これは依存症者推定数の4%しか医療機関を受診していないということから始まっています、それを大阪府が調べるということでありますから、アルコール使用による精神及び行動の障がいの患者推計数というのは大阪府においては1万1,000人ぐらいでしょう。その他の精神作用による障がいの患者総数は3,000人、ギャンブル等依存症の疑いのある人は、平成29年の厚生労働省の研究所の調査で全国で成人人口の3.6%に当たる320万人と推計されているということです。大阪府では約22.4万人と推計されています。これはパチンコやスロットも含むんだと、こういうことがあるんです。

今の数字でいうと、単純に掛けていきますと、熊取町の推計というのは大体何人になるかということはもちろん部長のほうも分かっていると思うんですが、1,000人は超えるという数字が出てくるんですね。根拠は、成人人口、例えば有権者数3万5,000として、それに0.36ほど掛けると1,260人ぐらいという数字が出てくるんですけども、こういう中で今回の各ブロックに分けてやった実態調査、こういう中で熊取町のほうから回答として33があったという実態なんです。南ブロックの全体でも825、そのうちの33、4%、人数としてね。こういう形が出ています。

先ほど言いましたように、大阪府のIRの問題でカジノというものがすごくピックアップされている中で、行政側がやはり住民の福祉向上であるとか生活、もっと言えば教育の問題もそうだし、家庭生活を崩壊させてしまうようなギャンブル依存症というような形を考えれば、今のやらんよりやったほうがましやということはあるんですが、本当にこの33が出ている部分だけで行政が今実態調査していますよという形には、僕はならないと思うんですよ。部長としてはどういうふうに思われますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）大阪府の実態調査でございますけれども、先ほどからご説明いただいているとおりでございまして、要はご本人という把握の仕方の調査ではなくて、いわゆる依存症になりかけている、なっている方、そういった方々を支援する側の人に対して調査を行って、その実態を明らかにしようとする調査であるということになります。したがってその支援機関やとか関係機関ということになりますので、数のほうはおのずと限定されてくるということになります。極めて小さな数字であるように見えますけれども、やはり実際にアルコール依存症というものに直接支援関わっている人たちに対しての調査の結果ですので、中身的には非常に重みのある結果になっているんじゃないかなと思います。

熊取町で僅か33、大阪府内でも僅かの数やというところをご指摘のとおりやと思いますけれども、調査の対象が若干違うというところはあるのかなというふうに思っております。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）本当にそこは意見が一致なんです。大きな予算を何年もかけて投入しようという状況の中で、住民投票とかそういうふうな形ですごく盛り上がり、そこの心配がギャンブル依存症やということになっているときに、今行政がそれを調査しようという実態が、今ご答弁いただいたように数は少ない中でまず自分で、あるいは家族の方も含めてそれを治そうという形でそういう関係機関に通院されたり指導を受けてはるところにアンケートを行政側としても配って、それが33であったということなんです。そういうことでよろしいですね。そこはもう全くそのとおoryやと思います。

だから、この後いろいろやり取りをしていきたいんですけども、実際、それが大阪府として、

あるいは行政として、府民や町民の皆さんの中で一部とはいえこういう数字的にも出てくるであろう推計される依存症の対象者の方に対してどう関わっていくか、そういうふうなことを調査するには、もう全く今の1回目のこういう保健所ブロックでやられていることはまさにその一部の方しか声が上がっていないということ、これをまずお互いに共有できると思うんです。ですから当然、それをどう広げていって実態を把握していくか、そういったことをどンドンやはり行政としては深く掘り下げていかないかんなどということだと思っんです。ですから今、先ほど言いましたように議会でもそういうことが6月、この9月と続けてこういう状況に関心が集まっている、こういうときこそ行政も一緒になって、それをどう施策として生かしていくかということをよくお願いしたいなと思っんです。これは要望としておきたいと思っんです。

その中で、もう資料にあまり触れていくと時間がなくなるんであれなんです、先ほどご答弁であったし、概要書を見ていただいたら33の中での回答をまた分析されていますよね。研修に参加したことがある人、参加したことがない人によって、本当に分かりやすい依存症に対する問題意識とか、そういったことがつけているグラフでも分かるというふうに思っんです、そういうことからすると、いかに学習していくか、それを危ないということも共有せないかんし、そういう誰もがなるかも分かれへんから、そういうときには本当に医療専門の機関で治すことを家族も含めてやりましょうねということを含めた研修を増やしていかなあかんと思っんです、その点についてはいかがですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）今おっしゃっていただいたとおりに思っんです。支援者側を対象としたいわけの実態調査の結果を見ても、本人への支援で一番困っている難しいと感じるのは何やという問いに対して、本人が問題を認めようとしないう、そこに支援の難しさを感じるというようなそういう回答があって、今後どういった取組をしていくべきかというのは、やはり研修を積み重ねる、それから本人と支援者との交流、依存症支援体制の強化、こういった3つの点をこの実態調査を通じて集約しているというところで、まさにおっしゃっていただいているとおりに、どういった支援が必要なのか、どういった対策が必要なのか、また、もっと広く言えばどうしてこういった依存症という形で逃げてしまうようなことになってしまっているのか、そのところを深く掘り下げて対策を講じていかなあかんというようなところで、この実態調査はそれなりの価値というか、意味のあったものではないかなというふうに感じているところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）熊取町は大阪府下の一つの自治体なわけなんですけれども、今ご答弁いただいたようなこと、やはりこれを一発で終わると違って、もっと中身に即した、そして啓発につながるようなものにしていかないかんなど、今のご答弁を聞いて、これは気持ちは同じだというふうに思っんですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っんです。

南ブロックの概要書のグラフの後ろのほうに今後の地域の依存症対策の取組推進についてということで、まさに依存症の本人への支援の状況や課題、研修へのニーズが明らかになったということとまとめてくれているんですけど、1、関係機関職員研修の充実、2、本人と支援者との交流、3、依存症支援の体制の強化、もうまずこれがあるべきだという、部長の答弁でもこれのことをおっしゃっていただいたというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っんです。

またこの問題には触れるんですけど、2点目は学校のほうの部分について質問として出させていただいています。ご答弁よろしくお願ひします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）文野議員のギャンブル依存症の実態調査についてのご質問のうち、児童・生徒の家庭環境で「依存症」対象の家庭を把握しているかについてお答ひいたします。

学校では、子どもの変化を中心に家庭環境においてもアンテナを立て、困り感のある家庭はない

か注視しているところです。しかしながら、ギャンブル依存症と特定しての把握は行っておりません。子どもが安心して生活ができるように、学級担任の日常観察や教育相談、家庭訪問、懇談会といった場面や、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーへの相談等により、子どもたちや家庭の状況把握に努めています。

教育委員会では、学校が把握した内容について子育て支援課と連携し、必要な支援に当たっているところでございます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 文野議員。

5番（文野慎治君） ありがとうございます。1点目でもあったように、全体の中でも推計するとこれぐらいおられるけれども、実際それで通院している人はこうやと、それがまた子どもを通じて学校に相談をしたり、実は今こんなやから困ってるんですよみたいなことが、そもそも学校は深く深く相談とかそういうふうな信頼関係がそれぞれであればまたあるかも分からないんですけど、僕も経験上、やはり小学校、中学校の児童・生徒の日々の、ちょっと何かこの子しんどいかなとか、よく行動で表すと不登校であったり、あるいはいつも遅刻してくるとか、その子によったら宿題をいつもやってけえへんとかそういうこともあるかも分からないんです。僕らの時代はありましたよね、今はちょっと知らないんですが。そういうふうなやはり子どもを通じて赤信号が発信されていますよねということは、想像力を働かせればきっとあると思うんです。

依存症に絞って今日は言っているからあれなんですけれど、この厄介なのは、本人、大人の成人のその子の親も自分はずは依存症とかそんなのじゃないとか、あるいは家庭全体でもそういうふうな問題意識になる前の段階がたくさんやと思うんで、そこからもっとはまり込むと、資料で依存症についてといろいろQ&Aをつけていますけれども、そうなるとうちでもやめられなくなってくる。そうなるとうちの中でお父さん、お母さんが不仲になってくる。お父さんがお金を入れなくなると、それが子どもの生活にも影響してくる。そういうようなことで元気がなくなってくるというようなことが、学校の中ではそういう注意信号をどうキャッチしていただけるかなということが非常に大事やなというふうにして、2番目、小・中という形の現場の中でどうでしょうということをお聞きさせていただいたんです。

今、私も実際にちょっと感じた事例のご紹介をすると、中学から高校に行った子どもなんですけれど、今、協働事業の中で子ども食堂とか、あるいはフードバンクというような形でコロナ禍ですごく喜ばれています。私も生活相談とかいうコーナーをボランティアで引き受けて、ずっと行かせていただいているんですけど、その中で、やはり相談者の人が話を、親が来るんです。その人が、その家族の子どもも中学を卒業したばかりぐらいと、上が高校生2人か、そんな人のお話を事前に伺っていて、その人が相談に来られたんやけれど、その子らが学校へ行くとか行けへんとかそんな程度の話ではなくて、まず生活保護はもう受けてはるんですよ。そのおかしくなっている原因は依存症を抱えてはるんです、ギャンブルかアルコールか、そこまでは分からないんですけどね。そういうふうな実態が、やはり子どもが成長する過程において非常に大事な時期にそういうところを見ているから、家庭での居場所もないんですよ。普通であれば、小学校ぐらいやったら低学年やったら宿題したかとかなんとかいうような会話が当然親子としてはあるんですけど、もうそれどころじゃないとか。あるいはひどい例でいえば、夫婦ともにそういう依存症的な、専門書なんかを読むと統合失調症という病気にかかっている方なんかかこういう依存症にかかりやすいんやというような例もあって、そういうところの家庭環境というのを何とかしてあげな、そやからさっきの1点目と、もう全部山本部長のところのあれにつながってくるんやけれど、そういうことも、やっぱり学校の中できつと幾つかの例を掘り下げていいたらそういうところに行き着いてくると思うんですよ。

ですから、教育委員会としてもぜひ、こういう今依存症というような形で言わせていただいているんやけれども、こういうことも踏まえて先生方等に対してやはり心配り、目配りしていただいて、

今、山本部長がおっしゃったように、行政としてもそういう相談とかそういうことの重要性ということをやろうというふうに言っていたので、そういったところへ子どものそういう行動、おかしいなというのをキャッチしたらそこへつなげていくような役割も、学校としても父兄の方とそういうことをやっていただけたらなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）本当に学校で子どもたちの様子を先生方に丁寧に見ていただいていますので、子どもたちの変化をできるだけ早くキャッチしながら、その変化の背景となっているものは何なのかということを担当1人じゃなくて学校全体で、またそこにスクールソーシャルワーカーあるいはスクールカウンセラーとも相談しながら、子どもたちの変化をできるだけ早くキャッチして支援して、学校での居場所、また家での居場所もあって子どもたちが健全に成長できるようにということを今、学校への指導助言もしながら、学校で子ども支援を通して進めていただいているところです。

当然、そういった情報は教育委員会にも、もし家庭の支援が必要やということであれば上がってきますので、即座に子育て支援課のほうと連携しながら、じゃその家庭にどうサポートできるのかというようにチームとして考えて、また支援を行っているというような状況です。やはり子どもたちの居場所づくりというところは今までどおり大事にしながら、丁寧に子どもへのサポート、また家庭への支援を行っていききたいというふうに思っています。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ぜひ、健康福祉部とも連携をしながらやっていただけたらなというふうに思います。よろしくをお願いします。

もう先に3点目もいきましようか。すみません。

ギャンブル依存症、まだそこまでちょっと僕の発言は突っ込んでいないんですけど、依存症でやはりお医者さんにかかるということがなかなかそこまでいっていないということを言いました。こういった費用についてどの程度お金がかかるのかとか、あるいはそういったことについての公的な負担については今現在どう考えておられるか、教えていただけますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、3点目のギャンブル依存症の治療費の把握や公的負担への見解についてご答弁申し上げます。

ギャンブル依存症の治療費用については、精神障がいにより通院による治療を続ける必要がある、そういった状態の場合には、公費負担医療制度である自立支援医療の制度がございます。この制度は、指定医師により当該制度の対象となると診断された場合、対象疾病の通院治療について自己負担が軽減されるという制度でございます。

この自立支援医療費を申請する方は、まず町に申請書を提出いただいた後、大阪府の認定により受給者証が発行され、これにより一般的に公的医療保険では3割の窓口での医療費をご負担いただくところですが、これが1割に軽減されるというところになっております。また、この1割の負担が過大にならないように世帯所得に応じて1か月当たりの負担上限額も設けられておまして、治療に当たっての自己負担額が少なくなるという制度となっております。

そのほか、大阪府において令和4年度からギャンブル等の問題で困っている方を対象に集中回復プログラム、あるいは家族へのサポートプログラムも開催されておまして、電話相談の上、いずれも無料で受けることができるというふうになっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）生活困窮者の自立支援法の形の支援があるし、当然福祉分野でいえば就労支援とかそういうふうな部門も広く考えるとあると思います。



先ほども言わせていただいたように、例えば現実、生活が破綻していますということで生活保護という形で申請して受給されている、そういう世帯の中に隠れた、浪費なのか稼ぎが足りないからあれなのか、それ以上の生活を望むからこうなるんですよという指導とか、いろいろあるというふうに思います、それによってね。ところが依存症ということになれば、資料につけているように依存症についてのことで程々にできなくなってしまうというのが依存症やと、端的に言えば。もうやめようと思っているんやけれどまたやってしまった。男性でお酒が好きな人、たばこが好きな人なら、禁酒や禁煙やと言うて次にたばこに火をつけるまでが禁煙やったとかいうて、こういう笑い話になるぐらいであればいいんだけど、それが自分の中でコントロールできなくなってくるというのが依存症なんです。

今までは、今言ったようなたばこや薬やアルコール、そういったことが多々あったのが、今のこういういろんな価値観とか居場所の問題であるとか、そういうようなところがパチンコになったり、あるいは今回言われているようなカジノというように形になってくるんですよね。ですから、やはり時代がどんどん進んでいく中で、気をつけないかんターゲットというのがたくさん出てきているんです。今までもたくさんある中のものが、推定幾らという数字は出ているけれども、そういう方がやはりそれは本人が怠けるからやとか本人の意志が弱いからやとかいうような形で、程々で済んでいる状態で医療機関までかからない、何々症という形、依存症という言葉には違うという、何かそういう状況の中で放置されてきたものが、やはりこれは一種の社会が生み出した病気なんだなというふうに思うんです。

今回、冒頭に申し上げましたように、大阪にカジノを持ってこようかというようにときに、やはりそういう問題を心配されているそれぞれの声を上げる方が一つになって、ここで一步踏みとどまって考えようよと。しかしまた、6月で先ほど冒頭に言ったように府議会のほうはもうそれでゴーサインを出してしまったから、どんどん進んでくるやろうと。それやったらその請願、熊取町の中でも決議を上げましたけれども、そういう府に対しての要望の中で特に言っていた依存症対策というのが本当にこれでいいんですか、本気になってやらんと大変なことになりますよという警鐘を鳴らす意味で、今、先ほど言ったように我々の9月議会に対しても住民の方が請願を出してきているというような状況だというふうに思うんです。

ですから、本当にあのときもっと真剣に考えていたらよかったなということの後になって言わないように、あそこでやはり行政も議員もひとつ踏みとどまって、そこに重点を置かないかんということを決めておいてよかったなということ5年先、10年先、20年先に言えるようなものにしなければならぬのではないかなというふうに、大きく言って僕はそう思っているんです。

それで、ぜひ依存症について、この議員も行政側の皆さんももう一度、自分がその担当じゃないからというのではなくて、こういうことなんだということをやっぱり知ってほしいし、この内容を町民の皆さんにこういうことですよと、そういうことで気づきがあれば一刻も早く行政でこういう対応をしますから尋ねてくださいね、誰かに相談してくださいねと、こういうことを今やっておかなければいけない時期だというふうに僕は考えています。

それで、一つ紹介しますと、いろんなそういう本とかがネットでも出ているんですけど、ギャンブル依存症を直接的に抑える薬はない、薬に頼る考え方は捨てたほうがよい、こういう文章が出てきました。ギャンブル問題の前に、別の精神の問題を持つ人の存在がいます。先ほどちらっと言いましたけれども、統合失調症を持つ人がパチンコを止められないケースが非常に多いんだと。ギャンブル依存は薬で対処するものでなく、多くは生活環境や社会環境などの調整によって解決できるものと考えたほうがよいとも言われています。

もう一つ、今のこの時期というのは、カジノという問題が出てきたからなんですけど、日本でカジノが解禁になると、日本で行われている議論の欠陥は、現在、海外旅行に行けばカジノができるんですね。ラスベガス、ソウル、マカオ、シンガポール、海外カジノにはまり、大きな借金をつくり人生のやり直しになった人の存在、過去でもあります。大会社の2代目がカジノにはまって会社を

潰したような話もずっと前に新聞やテレビでやっていましたけれども、現に存在するカジノへの依存で苦しんだ人についての分析をせずに、パチンコへの依存者についての議論にすり替わっていると。ギャンブル依存症といたらパチンコの依存を見たら分かるでしょうみたいな形の議論になっていると。しかし、そういうちっぽけなものではないというふうなことなんです。

パチンコは、駅前、郊外の大型店のようにアクセスの便利なところで、そして年齢制限はありません。収入制限、入り口チェック、これは厳格ではありません。しかし、損するとしても数千円程度です。しかし、カジノはパチンコとは比べようもない敷居の高いギャンブルなんです。パチンコは庶民にとって敷居の低いギャンブルです。カジノは敷居の高いギャンブル。そこは年齢制限、収入制限、入り口チェック、そういう機能はあります。しかし賭け金はパチンコとは比較になりません。カジノでスロットマシンは低額で遊びが可能です。カジノ依存者は、バカラ、ポーカーゲームといったレッドカーペットで高額なギャンブルをし、一晩で1,000万円単位の勝ち負けを経験するそうです。ですから、パチンコは日常的な庶民のギャンブル、カジノは非日常的なハイソサエティーのギャンブルです。ですから当然、対策は違ったものでなければなりません。

日本人は今まで、国内ではカジノは禁止されていましてから、一般的には精神的な後ろめたさを持ちながら海外で楽しんだ人もいらっしゃいます。しかし、日本でこれが解禁されれば海外でも間違いなくカジノへ通う人が増えます。これは大変大きなリスクを伴うものだというのを、今回質問するに当たっていろんな資料等を探したんですけど、こういう言葉が出てまいりました。これも、この機会ですからぜひご理解いただけたらなというふうに思っています。

今回、冒頭で申し上げましたように、カジノという問題が6月に引き続いて出てきております。そういった中で、依存症の実態調査や克服の対策を推進していくこと、あるいは府下の自治体と連携をしていくこと、熊取町長としてというような形で、この3点で請願が出てきて、また審議をされるわけなんです。町長として、今の質問のやり取りを通じて、まだまだこれはほんの表の話しか時間的にもできていないですけれども、この問題について町長の今の所見を聞かせていただけたらありがたいなと思います。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）先ほど来のギャンブル依存症に関してのいろいろなご意見、考え、状況を説明していただいた中で思うには、国がしっかりと、いろんな依存症がある中で今までどんな対策をやってくれたのかなというふうに思い起こすところなんですけれども、アルコール依存症ということに関しては、国もしっかりと関係機関と連携しながら、アルコール依存症から脱却するようなそういう機関に助成したり、いろいろとやっていただいています。

ただ、ギャンブル依存症については、庶民のギャンブル、ハイソサエティーなギャンブル、そういう区分けを今されていますけれども、ギャンブルに間違いなく、同じものやなというふうに私も思っています。そこで、カジノが出てきたからいろいろと社会の中ではギャンブルに対する危機感をたくさん持っておられるというのは、これは私も受け入れられる認識やというふうに思っています。だからこそ国は、年齢制限もなし、どこでもできるパチンコ、これによってギャンブル依存症になっている庶民に救済の手をもっと差し伸べるべきではないかなというふうに私は今の段階では思っております。そういう意味では、町も相談業務、これはいろいろな方の生活相談なんかもありますし、そういったところで啓発もしながら、そのギャンブル依存症の重大さを住民の皆さんに周知していく必要は絶対的にあるやろうというふうに思っております。

ギャンブル依存症、本人の心の問題と言われたらそうなんですけれども、それを予防的に今、未病、予防というような病のことで国でもやっています。そういったところで進めていくのも一つの手だてかなというふうに思っています。国が決めたことやからということではないですけれども、行政を預かる身とすれば、ギャンブル依存症に対しての予防活動、未病活動についてしっかりとやっていく必要があるかなというふうに思っているのが現状です。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）ありがとうございます。

せっかく答弁していただいたのに、ちょっと観点を変えてもうちょっと答弁を欲しいんですけど、国は今あるパチンコ等のそういうふうな依存症についての対策云々という話があったんです。冒頭から言っているように、大阪府でIRを造ってそこのカジノの問題ということが今、6月、9月、我々の一番の関心になっているんですよ。そこで、あえてそのことについては触れられなかったんですが、今、関係部長ともお話をさせていただいて、現状の行政の体制で、これからちゃんと、もっとやっていかないかなという話があったんです。そこをパチンコとカジノをあえて切り離して、国がということをおっしゃったんですが、国がじゃなくて、カジノは府がという形なんですよ。そのことについて町長のもう一度所見をお伺いしたいと思います。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）カジノについては、各都道府県の判断で、国が許可をするということだというふうに認識しております。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）そしたら、府がこのままの計画をそのまま出すことについては、町長の立場としては、熊取町民のそういう依存症に対する危険性の話をこの1時間かけてやらせていただいていますけれども、そうではなくて、国がこれを許可したらもうそれでいいということなんですか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）町長としてこの町の運営を預らせていただいています。ただ、その運営をするにしても、住民の皆さん方の協力がなければ行財政運営が前に進むことはなかなか困難だというふうに思っております。町民皆さんこぞってギャンブル依存症に反対すべきやというふうな事態になれば、大阪府知事も大阪府議会もその考え方についてはまた検討の余地が出てくるのではないかなというふうに思います。

住民の皆さんそれぞれがギャンブル依存症についての意識も認識もある程度はお持ちではないかなというふうに思っていますし、それぞれの方がそれぞれの判断をする中でギャンブル依存症反対という方が713人おられたということだと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）そこはもう全く擦れ違いですよ。熊取町民がということなんです。熊取町民の法定数に達した人が、やはりカジノが問題ですよということで、もっと審議を尽くしてほしいというような決議が上がったんですよ。町長は維新ということで非常に言いにくいのかも分からへんけれども、やはり府下には43自治体、市長、町長、村長がいらっしゃるわけで、そういった状況の中で、少なくとも熊取町で決議も6月に上げて、そして今回も請願が出てきていると。そういうような状況の中で、やはり行政機関の職員は真面目ですから、そういう危険性のあるものについて、今までの調査はもう全く行き届いていないということも分かっていた上で、ちゃんとやらないといけませんよねというお答えをいただいているわけですよ。ですから熊取町長としては、そういう相談体制が各関係部局から出てきたら、そこに予算をつけて人をつけてきちり熊取町の実態を調査するということが一つ。それと、町長は一人しかいないんだから、やはり大阪府に対して、あるいはほかの首長たちと協議をして、あまりにも拙速に事を運ばんと、もっと慎重な審議が要るんじゃないか、今ここにこういう大きなびっくり箱のようなおもちゃ箱のようなものを行政が膨大な費用を費やしてそういう仕掛けをつくって、しかしそこから出てくる、今いろんな人が心配している依存症というのは病気ですよ。そういったことを置き去りにして進めようとするのではなくて、もう一步やはり府民の声、町民の声に立って慎重にやればどうかということと言えるのは、熊取町としては熊取町長なんですよ。そういう意思はありますか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）議会の皆さん方で6月議会ですか、決議を行っていただいていますから、十分これは大阪府のほうにもそういう思いが伝わっているものと思っております。

カジノにつきましては、府議会のほうで十分にこれまで審議、協議を重ねながら提案し、決議されたというふうに認識をさせていただきます。それでもって3年前の府議會議員選挙で大阪維新の会の下に大阪府議会が過半数を得て、府民のそういった意思を確認しながら大阪府で決定してこられたというふうな過程がございますので、いろいろとご意見がおありの方もたくさんおられると思いますけれども、民主主義のこういう時代の社会の中であって府議会が大阪府の方向性を決めていくというものであれば、それにはある程度従っていくべきではないかなと思います。

ただ、文野議員が言われるようなそういう依存症、これについて大変危うい思いを持たれている方、そういったことが予想される場合には、それなりの予防、未病をしっかりと考えた中で、それは提言していくべきだというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）文野議員。

5番（文野慎治君）時間内には到底町長を説得するようなことにはならないと思っております。

もう一つ、記憶に新しいところで、今年の4月に山口県の阿武町がコロナの給付金の振込を誤って1人の方に4,630万円払ってしまったという事件がありましたよね。彼はもう本当に、それを全部ネットカジノで使ったんやと。本当に、建物を建ててパチンコ屋ができたな、カジノできたなということじゃなくて、ネットの中でどんどんそういうことが広がっています。この事件の後始末は、何かよく分かりませんが、本人は全て海外のネットカジノで使ったと言って、しかし3つの国内の複数の決済代行業者というのがあって、そこからお金がほぼ皆返ってきたというふうな形で、どんどん我々の知らない中でそういうものが出来上がっているんですよね。ですから、そういったこともやはりちゃんと行政として、長として網を張っていただいて、上がこう言うているからそれに従ってしか答弁ができないということを出して脱却していただけたらなというふうに思っています。

ちょっと本を読んでいて、何かすごく言い当てているなという文章があったので最後にご紹介したいと思います。

風邪や擦り傷などは放っておいても治る自然治癒があります。しかし、病的ギャンブラーになってしまうと自然に治ることはもうありません。放置していればどんどん悪化していきます。進行性で自然治癒がないという点では腫瘍と似ているかもしれません。いや、悪性腫瘍でもまれに自然治癒が報告されているので、病的ギャンブリングは悪性腫瘍より恐ろしいと言えます。人は誰でも、悪性腫瘍になると何とか治療をしようとして必死になります。本人も家族もです。ところが、病的ギャンブリングは、本人に多少の自覚があっても、どうにかなると思って問題を先送りするか無視します。気づかない、いや気づこうとしないうちに病気はどんどん進行していきます。家族も最初はそんなに重大視はしません。いつかは本人が自覚を持ってくれるだろうと説教を垂れ続けます。何度も何度もです。しかし、腫瘍が説教で治らないのと同じく、病的ギャンブリングには説教など、への突っ張りにもならないのです。どの腫瘍に対しても治療法があるように、病的ギャンブリングにもギャンブル地獄から抜け出す治療法があります。こういうことを言っています。

今日、資料の最後につけているのが、一つのいろんな本を調べた状況の中で皆さん方にご紹介ができる組織を見つけましたので、そういうことをまた相談を受けたら、議員も職員の皆さんもご紹介していただけたらいいなと思います。

お酒は断酒会というのがあります。私の本当に近い友人も、お酒の依存症になってそういうところへ通ってました。やっぱりみんなが不幸です。そういったことに少なくとも熊取町民がならないように、今後も行政と我々議会も含めてそういった点に留意しながら、今日は町長とは意見は合いませんでしたけれども、何とか時間をかけてでも分かっていたらいいような努力を続けたいと思

います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません。もう時間超過しているところ申し訳ございません。

一つだけちょっとご紹介したいことがございまして、先ほど文野議員のほうからも法律ができておるといところで、その法律の中には、しっかりと都道府県のほうでギャンブル等依存症対策推進計画を策定しなさいというのが載っております。大阪府のほうもしっかりとこれはもうつくっております。2年、3年、4年と、この3年間にかけての計画が第1次としてつくられておりまして、それから5年度を頭の5、6、7と次期計画のほうもただいま作成中という状況です。

その作成に当たりましては、先ほどは支援者を対象としたアンケートでしたけれども、今度は無作為抽出の、数のほうは5,000という数ではありますがけれども、そのアンケートを実施した上で計画も策定し、具体的に本格的に対策を進めていくという、そういう体制になっております。

また町のほうも、なかなか微々たることではありますけれども、大阪府のそういったホームページのほうにしっかりとリンクを張るように、専門の医療機関も大阪府内6か所ほど指定されております。そういった体制づくりもしっかりと進んできておりますので、その点だけ、ちょっとだけ報告させていただきたいと思います。

以上です。

（「ありがとうございます。よろしく」の声あり）

議長（二見裕子君）以上で、文野議員の質問を終了いたします。

次に、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）議長よりお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

まず、1項目めは3歳児健診における屈折検査導入についてです。

令和2年12月議会、令和3年12月議会で、3歳児健診における弱視の早期発見について、屈折検査を導入してはどうかと質問させていただきました。検査導入に当たっては、既に導入している自治体への調査研究や状況を検証し、検討するとのことご答弁でした。本年、導入する自治体が増加しております。府におきましても、今年度導入を促進するために大阪府屈折検査導入支援事業として30万円交付する支援を行っております。

再度、屈折検査導入についてお尋ねいたします。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）それでは、3歳児健診における屈折検査の導入についてご答弁申し上げます。

ご質問いただいております屈折検査につきましては、前回答弁申し上げた令和3年12月議会の際には府内で7団体が導入済みでした。その後、令和4年4月から新たに5団体導入し、現時点では12団体が本検査を実施しております。また、令和4年度中あるいは令和5年度以降に導入を予定している団体が26団体あり、これらを合わせますと約9割の団体が導入済みか今後導入予定という状況になっております。

次に、最近新たに導入した団体に確認した内容でございますが、導入の効果といたしましては、従来の方法による検査で対象にならなかった子どもが屈折検査で精密検査の対象となるケースがあるなど、よりきめ細かく対象者を特定できるようになったこと、また、これまでは健診の結果、精密検査を勧めても受診につながらないケースもあったが、屈折検査を導入したことで客観的な結果を示すことができ、検査の必要性を理解してもらいやすくなり、眼科受診につながっているということが挙げられました。

また、この検査を行うに当たっての環境整備については、検査を行う環境として半暗室が必要ですので、場所の確保と遮光カーテン等の設置をはじめ健診自体が停滞しない動線づくりや、コロナ感染予防のため密にならない工夫が必要ということでした。

国においては市町村が行う3歳児健康診査への本検査機器の導入を促進しており、費用面では、議員もご存じのとおり、導入当初に限りますが、国が検査機器の購入に対して2分の1の補助、大阪府が導入初年度の検査場所の整備及び検査を担当する専門職の増員に係る経費等に対する補助制度を設けております。

これらの状況を踏まえまして、屈折検査の導入につきましては令和5年度の当初予算編成に向けて調整してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

令和2年のときから屈折検査を導入すべきだということを訴えてまいりまして、昨年も訴えまして、そして導入自治体の状況を聞くということだったんですが、本当に各ほかの府内でも9割が導入に向けてもう進めているということですよ。本当にもっと早く、今年度から実施していただきたいかったです、本音は。

今、資料の中に大阪府の地域保健課からの屈折検査導入の促進に向けての資料を入れさせていただいております。今、理事もご答弁がりましたが、大阪府のほうにおきましても、いろいろ検査した結果、目の屈折異常や斜視のスクリーニングというのは本当に必要だということで、屈折検査をすることによって今まで見逃されてきた多くの弱視を発見することができるということが分かってきたというふうに、大阪府の保健課のほうでもそういう文書の中で説明されております。次のところにも説明があるありまして、その中でもやっぱり早期発見することで弱視を治療することができるんだということで、弱視というのに対して早期発見、早期治療が重要であるということも次のページに書かれてあります。

そして、その次のページに、弱視は3歳児健診で発見されれば就学前に治すことができるんだと、そこまでお医者さんとかの意見も含めて屈折検査の重要性というものは府は認めております。このこともずっと私、前回も言ってきたはずなんです。お医者さんの意見等を通じて、実際に導入している自治体の声も含めて意見させていただいております。

やっとなら大阪府のほうも、そのときには町におきましてもいろいろ、機器を国が2分の1補助したとしても、検査を実施するに当たっていろいろ課題があるんだという答弁を昨年はいただきましたが、課題解決よりか、課題ではなくて効果をしっかり検証してくださいということを行ったと思うんです。その中で、課題に関しましても大阪府が30万円補助するというので、そういった方向で大阪府のほうも屈折検査促進となったということだと思います。

それで今回、この資料もつけさせていただきまして、交付金要綱というものも資料の中につけさせていただきました。実際、そういう形で本町におきましても令和5年度当初予算にしっかり計上させていただいて、人員を配置して導入していただけるということは大変ありがたく思っておりますので、今後はもっと早く、よそがやってからというんじゃなくて本当に先進的に、子どもたちの健康に関することですので、いち早く取り組んでいただく、先進事例をつくっていただける、そういうふうに取り組んでいただきたいなど。子育て支援のまち熊取ですのでそういうふうに思いますので、よろしくをお願いします。

何かありますか。どうぞ。

議長（二見裕子君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） 昨年12月議会で、導入された自治体の状況とか確認をしてというふうな答弁をさせていただいて、今年度4月に導入した4団体からいろいろお話を伺いました。

やはり屈折検査で異常があるということで、今までランドルト環の検査だけでやっていたんですけども、それがいけたとしても屈折検査で引かかる子どもが、大体30人から40人検査すると1人ないし2人が該当してくるというふうな話もお伺いしております。そんな中で、よりきめ細か

く特定できるというところで、そういった効果が確認できたというところで、予算化に向けて具体的な検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

いろいろ議員からご指摘いただきましてありがとうございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 前回質問したときにも、実例として効果的には紹介させてもらったと思うんです。

高知市につきましても、その発見率が8%やったと、熊取町はランドルト環を使って発見したのは2.3%だったと、その発見率から見ても数字的にしっかりと結果は出ているのと違いますかということも前回も質問させていただきました。そういうこともあった上で、実際に導入している自治体、行政としても調べていただいて、確認していただいて導入の方向にやっていただくことになったことは大変ありがたく思っておりますので、来年度からまたしっかりと保護者の方にお知らせね。今まで、ランドルト環というのは家でまずお母さんが子どもに検査してという形になっていたかと思うんですが、今度そういう検査のやり方が変わったというところについても保護者の方、3歳児健診のときに来られるお母様にしっかりと説明していただいて、皆さん3歳児健診はほとんど100%受けてはと思いますので、そういったお母さんへ弱視の早期発見のためにはこの検査が必要だということもしっかりと説明していただけたらというふうに思います。よろしく願いいたします。

次、2項目めへいきます。

2項目めは防災についてです。

9月1日は防災の日です。9月1日から1週間は防災週間となっております。また、熊取町におきましては、第1日曜は「くまとり防災を家族で考える日」というふうになっております。

では、まず1点目、本年10月23日実施予定の総合防災訓練をどのように行うのか、お聞かせください。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） それでは、防災対策についてのご質問の1点目、本年度実施予定の総合防災訓練について答弁申し上げます。

当該訓練につきましては、6月議会において文野議員のご質問に答弁いたしましたとおり、6年ぶりの実施に当たり、大幅なリニューアルを図り、住民参加型の訓練とする予定です。実施の日時は10月23日日曜日の午前9時30分から正午頃までを予定しており、各ご家庭、各地域、そして災害時にまず開設する町指定避難所である町内小学校5校と熊取南中学校を合わせた6校を含む熊取町全域での実施を計画しております。

訓練内容といたしましては、まず防災行政無線で町内一斉に緊急地震速報を放送し、同時に町内全域のスマートフォン、携帯電話に緊急速報メール・エリアメールを配信します。この放送・配信に併せて町内一斉に住民の皆様に各ご家庭において自分の身を守るための3つの行動、姿勢を低くし頭・体を守り、揺れが収まるまで動かないというシェイクアウト訓練を行っていただく予定です。

次に、地域における自主防災組織による訓練参加として、それぞれが定める地区避難場所等への集合や各組織の連絡系統による情報伝達訓練、無事ですカードを活用した安否確認訓練など、各地区の実情に合わせた訓練を企画、実施いただくようお願いしているところでございます。その後は、避難訓練として自主防災組織、防災士等の誘導により町指定避難所までの避難訓練を行った上で、指定避難所開設・運営訓練に取り組んでいただく予定です。

避難所につきましては、本町の避難行動・避難所運営マニュアルに基づき、町職員が指定避難所6か所を開設し、避難されてきた方の受付を行った後、その避難者の方々に避難所運営訓練として防災倉庫の状況をご覧いただくとともに、間仕切りテントや段ボールベッド等の器材を搬出していただきまして避難所内に設営を行っていただきます。また、コロナ感染の状況も勘案しながら、非常食の炊き出し訓練も行う予定でございます。

一方、町職員におきましては、災害時における安否や参集状況の確認のため、令和4年度に導入しました本町利用のチャットツールを活用し、各対策班がチャット機能により迅速かつ円滑に対応

に当たるべき町職員の状況を把握し、共有する訓練を行います。

また、地域の活動と並行して役場内に災害対策本部を設置し、ドローンをはじめ情報通信機器を駆使して情報収集を行い、この情報を基に災害対応を指揮する訓練を行います。また、収集した情報は避難所でも共有を行う予定です。

今回の訓練を通じて、全小学校区において各地区の皆様が避難行動・避難所運営を具体的にシミュレーションすることによりまして、課題を抽出し、これから作成する校区別避難所運営マニュアルへ反映させていくとともに、校区別の合同訓練、自主防災活動の継続的な実施につなげてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。ありがとうございます。

今おっしゃった内容というのは、それぞれ自主防災組織の方と一緒に会議等を取って情報共有していただいているのでしょうか、取組について。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） まずは今年度、自主防災組織連絡協議会の総会におきまして総合防災訓練について住民参加型で行うこと、自主防災組織においては、今申し上げたように一定それぞれの組織ごとに、できる範囲で訓練参加をお願いしたいということはず申し上げてあります。答弁のほうにもこれからまた触れさせていただくかもしれませんが、今月には説明会を開催していくことに予定しております、その際には先ほど答弁申し上げた内容につきましても詳細に説明いたしまして、それぞれの参加、参画を呼びかけてまいるというような状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。そしたらそれぞれに説明会を取っていくということですが、自主防災組織の協議会を取ってからということですか。それは、今も各小学校区と南中を入れて6か所でやるというふうに言っていましたが、学校区ごとですので、前からも言っていたと思うんですが、町と自主防災組織と自治会ですね。それと各学校なので、学校も入ってその説明会というものを実施する三者協議という形で行う予定なんですか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 当初、三者協議も兼ねて説明会というものをさせていただきたいというような意向を持っておったんですけれども、いろいろと準備を進めてくる中で、時期がちょっと今の状況を迎えているということもございまして、まずは、各学校には当然校長会等を通じて学校への訓練についての協力依頼というのはさせていただいております。説明会自体は、各校区ごとに設定した上で会場としては基本的には役場のほうにご参集いただくような形で開催することと考えております。

また、三者協議につきましては、今回の総合防災訓練実施によって自主防災組織、校区別にいろいろ集まっていただくようなまずは実績をつくって、これから、より頻繁に、定期的集まっているような協力をし合ってもらえるような、そういうところにつなげてまいりたいということで考えてございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） そういうやり方で、自主防災組織というか自治会のほうからは訓練のやり方についてのご意見、まだどういうふうにするのか、役場のほうに来てもらってやるということですが、実際は避難所で訓練というか、説明会を聞くほうが即実動的になるかと思うんです。役場でやるということに関して自主防災組織、自治会のほうからの声というのはないですか。不安やと思うんです。うちの緑ヶ丘の自治会長も、今回の総合防災訓練に関してはどんなふうにやっていくのかなというところがまだちょっと不安に思っておられたみたいなんです、現場で、現地で実際にどうしていくのかというのをまずもって事前しておくほうがいいのではないかなというふうに思うんです。



どうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）学校での開催について、一切もうやらないということで今既に決定したわけではないんですが、それぞれ学校のご予定等についてまだ細かく我々としても調整……。もう役場でやるというまずは前提で考えているところもございまして、調整等にはこれからという形になるんですが、一つは、申し上げたように校区ごとに訓練を合同でやるということ自体が今回初めてということもございまして、実際、同じ校区で、避難される自治会、自主防が全部寄って一緒に避難訓練するというのは初めてですから、そこは答弁で申し上げたように、まずはそうしたことによっていろんな課題をどんどんと積み上げたいということが我々の一つの思いでございまして。

ある程度はもちろん混乱するばかりで訓練にならないようなことはもちろん避けたいんですが、全部が全部お膳立てしてシナリオどおりにきれいに進んでいくということだけが訓練でもなくて、一つはどうしたらいいんだろうと思うことも訓練の一つかなというふうに考えている分もございまして。そこはいい頃合いでといいますか、準備のほうも適当な形で行ってまいりたいと思いますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）1回の説明会でできるのかなというところを不安に思うわけなんです、うちの自治会でも防災訓練というのをやりまして、無事、先ほど理事からご説明ありましたように、まずそれぞれの自主防災組織がそれぞれの地域で訓練するという分につきまして、無事ですカードについての訓練をやりました。なかなか無事ですカードも、うちの自治会におきましてちゃんと提示できた方が、まだちょっとましなのかも分かれへんけれど、218軒中無事ですというのが99軒、安否不明が119軒あったんです。だから、54%は安否不明になっていたんです。だから、そういうところに対しては、訓練のときにはそれぞれの自治会の班長が出していないところには確認をして回らないといけないということになってきますよね。そういうところについての中で、やっぱりまだまだ無事ですカードの周知ができていないというところに対しての徹底というものも、それを自治会だけに任すのではなくて、先ほどスマホで、またいろいろエリアメールを流してということがありました。無事ですカードについての安否確認についての取組というものも、その訓練までにしっかりと町のほうでも徹底していただく必要があるのかなというふうに思います。そういったことについてはどのようにお考えですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議員もおっしゃっているとおり、無事ですカードについての訓練を行ったところ、不明の方が多かったというのは、その地区の方々が無事ですカードについてのご理解がまだやっぱり進めることができていないのかなというふうには理解いたします。それも、今回の総合防災訓練というのは改めてひとつ趣向の変わった訓練を全地区でやるということで、住民の皆さんの関心をここで高めて、しっかりと無事ですカードの意義のメリットについてはご理解いただくような助けにさせてもらいたいというのは、もう我々のその思いは一緒でございまして。工夫してまいりたいと思います。

今回の9月4日の家族で防災を考える日につきましてもLINEでの発信等もさせていただいたんですけれども、そういうところもしっかりと考えて、周知についてはこれからもずっと、不断に工夫してまいりたいと思いますので、ご理解よろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）時間もあるので次の項にいくんですが、そういった不安もありまして、次、2点目なんですけれども、今の説明の中では町職員が避難所を開設するというところだったんです。令和3年3月議会で質問いたしました避難所開設を迅速に行うための初動活動ボックスについて、コンテナボックスを追加配備して職員が準備をするとのことでした。その初動活動ボックスを活用してそれぞれの自主防災組織の防災訓練として実施してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）次に、2点目の「初動活動ボックス」を活用した防災訓練実施につきまして答弁いたします。

令和3年3月議会で渡辺議員から初動活動ボックスの配備についてのご質問をいただき、答弁いたしましたとおり、本町では、避難所の開設を決定した際に避難所派遣職員が迅速かつ円滑に避難所を開設できるよう、避難所運営マニュアル、避難所レイアウト図、機材の取扱説明、必要となる資機材やコロナ感染症対策物品などを収納した初動活動ボックスを各避難所の防災倉庫に配備しております。

当該初動活動ボックスにつきましては、危機管理課において定期的に確認等を行って整備しており、既に訓練もしくは実際の避難所開設時に町担当職員が活用しているところでございます。

今後も、より機能的なものとなるよう常に改良に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

また、自主防災組織で今、活用して訓練をとということのご質問を頂戴しましたけれども、答弁でも触れましたが、今回、総合防災訓練で自主防災組織に避難訓練いただいた後に防災倉庫を見学いただく予定にしております。そこには初動活動ボックスが配備されておまして、どういったものなのかということをつぶさに見ていただいてご理解を深めていただきたいなということもございまして、そこもまたご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。そういった避難所を開設することも一つの訓練ですので、町の職員が全て対応できるものではないと思っております。自主防災組織の方も初動活動、避難所を開設するためのグッズの使い方というものを分かっていたほうがいいのかというふうに思いまして、今後、またそれも取り組んでいくということでしたが、しっかりと取り組んでいていただきたいと思っております。

その中に、自主防災組織だけではなくて、町が要請した防災士、前回質問したときには町内で男性157人、女性24人、合計181人いるというふうにおっしゃっておられました。その防災士も活用して避難所運営をしっかりと一緒に取り組んでいくようにしていくのも必要かと思うんですが、その辺のところはどうですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今回、防災士の方々もご参画いただくということで、防災士の方々への説明という形も自主防災組織への案内と同時に文書を発送させていただき予定しております、各校区ごとに十数名程度ずつは町が育成した防災士がいらっしゃいますので、この方たちにしっかりとご参加いただくよう促していきたいと思っております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）よろしく申し上げます。

そして、先ほどの初動活動ボックスなんですが、町の危機管理課で管理しているということです。そこには、避難所で必要なグッズの中で災害時バンダナとかコミュニケーションボード、そういったものもちゃんと器材の中に入っているのでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）基本的には避難所を開設するためのボックスですので、必要なものは考える得る限り入れさせてもらっておりますし、ご指摘いただいたバンダナも入れております。ボードといいますか、それも入れさせてもらっております。また、コロナ対策用のそういう感染防止対策用グッズなんかも併せて配備してございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）そういったものの活用の仕方もまた自主防災組織の方にご説明等していただきたいと思っておりますので、その辺もよろしくお願ひします。障がいの方とかに対して災害時バンドナを配付して避難所の方の対応ということについても必要になってくるかと思ひますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思ひます。

その次、3点目ですが、先ほどまだということやったかと思ひんです。校区別の避難行動・避難所運営マニュアルの作成状況はどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、3点目の校区別の避難行動・避難所運営マニュアルの作成状況について答弁いたします。

校区別の避難行動・避難所運営マニュアルにつきましては、令和2年3月に策定した熊取町避難行動・避難所運営マニュアルを基礎として、指定避難所である各小・中学校の施設・設備の使用範囲や使用条件、各地区の役割分担などについて、学校ごとに住民・町・学校の三者で協議を行い、その結果を踏まえた校区別避難所運営マニュアルの策定を想定しているところでございます。

ご質問の作成状況でございますが、現在、まずは北小学校区のマニュアル作成に向けた庁内協議を進めているところでございます。この協議が調い次第、北小学校区の校区別避難所運営マニュアルを策定するための三者協議を町がコーディネートし、学校の施設・設備の使用範囲や使用条件などについて三者で共通認識を構築するとともに、避難所運営に係る役割分担等について積極的に協議・調整を行うよう促し、いざというときに円滑に避難所運営ができる実効性のあるマニュアルとして取りまとめたいと考えているところでございます。

以上、よろしくご理解のほどお願ひ申し上げます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。まずは北小学校区の避難行動・避難所運営マニュアル作成からということですが、これはいつ頃する予定なんですか、三者協議と。総合訓練までにはできないですね。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）訓練までの三者協議というのはちょっと今のところ難しいかなと思っております。今時点では、小・中学校の校長会で校区別避難所マニュアルを作成していくことについては一定、今年度改めて協力依頼を申し上げたところでございまして、北小学校区については従来から3地区合同の訓練を行われていることと、自主防災組織のほうで積極的にマニュアル作成に向けた防災倉庫の見学の依頼を受けてさせてもらったりとか、マニュアルの検討事項を具体的に提案いただくような積極的な協働が期待できるということで、北小学校区から作業を始めることにしたものでございまして、北小学校とは校長先生と面談等を行いまして、一定、学校の先生からも、避難所になるとやっぱり学校側としてはいろいろ学校施設を全部占用されてしまうというような一定懸念がどうしてもあるという中で、先生としては熊取町の共通認識として、避難所にここの施設を、学校の中でこれだけは使いますよというところの一定の方針みたいなものが欲しいなというようなご提案をいただいたところで、そういったことも踏まえて教育委員会とも連携しながら、ある程度そこについての調整はやりまして、学校側にもその案についてはご提示して、あとは一定お答えをもらって、それが整えば三者協議に入っていけるというような今状況になってございます。

（「入ってるの」の声あり）

総合政策部理事（野津 恵君）これから、もう間もなくですけども入っていけるような段階にまでには調整させてもらっているということでございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）三者協議はもうずっと以前から言ってきていて、北小学校区におきましてはもう自治会でもしっかりとマニュアルを作ってしまして、本当に学校のほうの都合、調整をしっかりと

ていただいたらすぐマニュアル作成はできたのではないかなというふうに、コロナの関係もあるかも分からないですが、できていた期間もあったかと思えます。もうできていてもよかったのかなというふうに思うわけなんです、一応段取りは今できているというところですので、しっかりと取組を進めていただきますように、日程等しっかりと調整していただきますように、自治会のほうが要望している案件かと思えます。どうですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）厳しいご指摘ありがとうございます。

ただ、確かに自治会側からのいろんな強いご要望もあれば、そこまでなかなかついていけない自治会も現実問題としてあるという中で、校区でやっぱりこれは全体で皆さんの理解を深めていかないとマニュアルにならないわけでございます。私どもとしても、やっぱり校区に所属する区なり自治会が全て同じような共通認識でもって進めていきたいという思いもございまして、またそれと併せて、何度も繰り返しになりますけれども、そういう認識を深めるに当たっては一定、膝を突き合わせて意見を交わしていただく必要があるところ、なかなかそういう機会を持ちにくいような状況があって二の足を踏んでしまったということでございます。そこはもう今、こういう状況になってございますので、改めて北小学校区での今の工程というものを一つベースにして、今後どんどんと、一つできればこれを一つのお手本として進めていきたいという状況でございます。ご理解のほどよろしくお願いたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）北小校区はいろいろ自治会もありますので、ちょっと温度差の調整もあったというところは分かりました。しっかりと段取りがついたということですので、取組を進めていただきまして、各ほかの学校にも順番にマニュアル作成ができ、避難所運営が、いつ災害があるか分かりませんので、そういったときにマニュアルがまだできていないということのないように、何とかよろしくお願したいと思えます。

次、4点目、ペット同行避難についてお尋ねいたします。

令和3年6月議会で、ペット同行避難の受入れを円滑にするために、災害がある前の事前の備えとして、自治体を実施すべき事項、確認すべき事項について環境省が公表しているチェックリストの項目を質問させていただきました。そのとき、ペットの避難場所の設定については至急対応するとのご答弁でしたが、それぞれの学校の配置図の中で設定できているのでしょうか、お尋ねいたします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、ペット同行避難について順次答弁いたします。

1項目めのペット避難場所の配置図中での設定につきましてですが、ペットの避難場所、飼育場所につきましては、先ほども答弁いたしました校区別の避難行動・避難所運営マニュアルにおいて定めていく予定としておりますところ、当該マニュアルが作成されるまでの暫定的な場所について各小・中学校と協議を行い、既に一定調整しており、初動活動ボックスに収納している避難所施設配置図にも記載してございます。場所の選定に当たっては、可能な限り雨を避けながら避難者への影響が少ない場所としてございますが、各学校で施設の状況が異なることから、一部においてはサッカーゴール等の施設をブルーシートと共に活用することを想定しているところもございます。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）一応、配置図としてはちゃんと設定しているというところでしたので、その分につきましては、また今回の総合訓練のときに、どこがペットの避難場所だということをそれぞれの避難所ごとに説明できるということですね。分かりました。

次に、ペット同行避難訓練についての検討状況をお聞かせください。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、2項目めでございます。

1点目で答弁いたしましたとおり、総合防災訓練において各区・自治会からの避難訓練を予定しておりますので、今月に予定してございます自主防災組織への訓練説明時においてペットの同行避難についてもご案内するとともに、今回の訓練をきっかけに校區別合同訓練の継続的な実施と併せてペット同行避難訓練についても取り組んでまいりたいと考えております。ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

ペット同行避難につきましては、協働事業の中でのボランティアがそういったペット同行避難についてのイベント的なものやっていたかと思うんですが、その中で、ペットを連れて避難するということもどうしたらいいのかということもイベントの中で説明してくださっていると思うんです。町もそういう事業の中でイベントには参加しているのでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 協働事業につきましては、当然私どもも一定、担当課の一部として協働しておりまして、ワンFestaのほうにも課の職員が行って見させていただいたというような状況もございますし、また、協働事業に基づきまして自主防災組織の訓練の際にこのNPOが参加いただいて、ペットの防災について、啓発についてのご協力をいただいているようなこともございます。それも存知しております。

以上でございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ペット同行避難につきましては、やっぱり町職だけではなくて獣医師会とかそういった専門の方とかも入っていただいたほうがいいかと思っておりますので、今言うそういうボランティア等もしっかりと参画していただきながら取り組んでいっていただきたいなど。今後、自主防災組織単位でやるときもそういった方にご協力していただけるように、また町のほうからもお願いしていただけたらなというふうに思います。

次に、その中でペット台帳なんですけど、前回聞いたときに、避難所でペットを受入れたときにペット台帳というものが必要かと思うんです。資料の中にも入れさせていただきました。環境省が出している人とペットの災害対策ガイドラインの中からペット登録票と管理台帳というものを参考に資料としてつけさせていただいたんですが、そういったペット台帳というものを作成しておられますでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） ペット台帳の作成状況について答弁いたします。

ペット台帳につきましては、令和3年6月議会において渡辺議員より言及があったもので、その後、本町では先進市町村の台帳を参考にして既に作成しております。その内容といたしましては、ペット同行世帯ごとに避難所ペット登録票として、飼い主の住所・氏名・電話番号とともにペットの名前・動物の種類・品種・毛の色などの特徴等を記入いただき、取りまとめることとしておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。それは初動活動ボックスの中に入れていただいておりますでしょうか。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） 各配備してございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。すみません。

次、続きましてペット防災手帳についてですが、作成状況はどうですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ペット防災手帳の作成状況につきましてですが、ペット防災手帳につきましても令和3年6月議会において渡辺議員より作成してはどうかとご提案いただいたところで、住民に分かりやすく効率的に周知するに当たってはペット防災手帳は有用と考え、その作成について関係機関・関係部局に確認しながら調査・研究を行う旨の答弁をいたしたところでございます。

現在は、危機管理担当において、先進市町の情報収集等を行いまして素案の作成に取り組んでいるところでございます。今年度内には、この素案について関係機関・部局からも意見をいただいた上で完成にこぎ着けてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）前回は愛知県の西尾市と尾張旭市のペット防災手帳を参考に紹介させていただきました。今、素案を作成しているというところですが、いつ頃できるんですか。どういう形、ダウンロードという形をするのですか。印刷するのですか。その辺の詳しい内容も教えてください。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）中身自体、図案といいますか、そういったものはある程度もうほぼできてございます。

次の段階として、答弁申し上げたように庁内の関係課であったりとか、とりわけ、先ほども言及がありましたけれども、今年度の住民提案協働事業としてペット防災に取り組んでおられるNPO法人も既にペット防災手帳と趣旨を同様にするような、たすかるノートというのをお作りになっていて、こういったものも同じような形でありますので、これも参考にといいますか、連携するような部分もないのかとか、そういうところもまずは協議というか、調整させていただきたいなということでございます。今、具体的に、じゃご指摘があったような配信の仕方とかホームページの出し方というものは、そういった協議を経てから具体的にもう少し詰めさせていただきたいなという状況でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）昨年6月に質問して、ちょっと前向きに取り組んでいくというようなご答弁をいただいたかと思うんです。そしてもう1年以上たっていて、一応いつ作成できましたとって連絡があるのかなと思って楽しみにしていたんですが、まだというところで、まだしっかりと作成、思案しているというところなんですけれども、いつというめどはないんですか。そしてどういう形にするのかというものもないんですか。いつ作成するのだというめどと、どういうふうにそれをペットを飼っていらっしゃる住民の皆様に提示するのか、また配付するのか、動物病院に配架するのか、どういうふうにするのかという検討もないんでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）作成は、答弁申し上げたように今年度内という形で今考えているところでございます。

配信につきましては、先ほども答弁したとおり、具体的にちょっとまだ確定できていないんですが、少なくともホームページ等に上げられることは想定できるところでございまして、あと、それについて一定の印刷するなりして配付するのかどうかというところについてはもう少し考えてまいりたい。その要はたすかるノートとの兼ね合いといいますか、そんなところは考慮すべきかどうかは別にしまして、その連携であるとか、そのことについてもちょっと詰めてまいりたいなというところで、実はたすかるノートについて、購入についてのいろんなご相談もあつたりしましたので、そんなところも調整すべき部分かなというふうを考えております。ご理解いただきたいと思います。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。今年度中に作成というところで、よろしく願いしておきます。

次、3項目めへいきます。

3項目めは、障がいのある人もない人もいきいき暮らせるまちづくりについてです。

1点目、先日、障がいのある方からご相談がありました。その方はヘルプマークのストラップの取組について大変感謝されておられましたが、ストラップを携帯していたのに援助や配慮を受けられなかったとのことでした。具体的には電車やバスでの優先席で譲ってくれなかったということなんですけれども、そこでお尋ねいたします。ヘルプマークやストラップの配付状況と啓発状況についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の障がいのある人もない人もいきいき暮らせるまちづくりについてご答弁いたします。

ヘルプマークとは、外見で分からない援助や配慮が必要な方々が周囲の方に配慮が必要であることを知らせることにより、援助を得やすくなるように作成されたマークでございます。このマークをかばん等につけて周囲に示すことにより、支援を必要としていることを知らせる効果と、それを見た方に対して支援を促す効果があります。また、このマークは障がいのある方だけでなく、病気をもちの方、妊娠初期の方など、周囲の配慮が必要な方につけていただくことができることとなっております。

この配付状況でございますが、大阪府及び府内市町村では平成29年6月より配付を開始しておりまして、本町でも同時期よりお申出があれば配付をさせていただいており、これまでに384枚の配付がございました。

次に、本町としての啓発状況でございますが、これまでもホームページの掲載や過去4回の町の広報での周知に加えまして、毎年12月に開催される農業祭で、同時に行っております障がい者週間の啓発事業の中で周知を行っており、令和元年度には啓発ブースでのポスター掲示やヘルプマークのイラストの入ったウェットティッシュなどの配布を行っております。

また、一昨年、昨年と新型コロナの影響のため農業祭が中止になったことから周知できてございませんが、今年度は啓発を再開し、ヘルプマークについても周知を行わせていただく予定となっております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。384枚というところで、本当に頂いている方はすごく感謝されております。

その中で、高齢、ヘルプマーク、ストラップ、本町だけの問題ではないんですけれども、その周知につきましてはね。やっぱり国のほう全体としてもなかなかまだ周知徹底されていないというところで、熊取町議会としても、二見議員がヘルプマークにつきましては推進したんですけれども、平成30年6月議会で熊取町議会でもヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書というものを国のほうに意見書として出しました。国としてもしっかりと啓発して情報周知をすべきかというふうに思っておりますが、またしっかりと広報、ホームページ等で啓発をしていただきたいと思います。

学校ではヘルプマークについての周知啓発というのはできているんでしょうか。学校現場ではどうですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）ちょっと確認は取れていませんけれども、具体にはまだできていないかなというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） できましたら学校でもポスター等を掲示していただいてもいいのではないかなというふうに思っております。よろしくをお願いします。

次、2点目へいきます。

2点目は、あいサポート運動についてです。

あいサポート運動とは、障がいのある方が日常生活で困難を抱えながら生活していることを理解し、ちょっとした手助けや配慮を通じて障がいのある人たちが暮らしやすい地域社会をつくる運動です。鳥取県で2009年に始まり、2022年7月末現在9県16市6町へと連携が広がっております。外見からは分かりづらい障がいも含め、多様な形態があることをまずは知ることから始めようと呼びかけています。知れば、今まで不思議に感じた障がい者の方の行動の意味も理解できるようになるようです。研修の受講などで学んだあいサポーターは全国で約59万9,000人、サポーターはバッジを身につけ、街角や交通機関などで障がい者の方に気軽に声をかけ、手助けする活動を展開しているそうです。また、あいサポート企業、団体として2,346団体が認定されているそうです。

第4次総合計画の大綱3で、障がいのある人もない人もいきいき暮らせるまちづくりを目指すとあります。また、熊取町は障害者福祉都市を宣言しております。本年、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業、重層的支援体制整備事業を実施していただいておりますが、地域住民の地域福祉活動への参加促進や環境づくりにもなるのではないかとこのように思っております。本町もあいサポート運動を推進してはいかがでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、あいサポート運動でございますが、これは平成21年に鳥取県から始まった運動でございます。サポーターとして活動する意欲のある方であれば、養成研修を受講した後にあいサポーターとして活動を行う事業となっております。

この活動内容といたしましては、障がい特性や障がいのある方への必要な配慮などを理解し、日常生活の中で障がいのある方がお困りのときにできる範囲での手助けをすることで、共生社会の実現を目指すものとなっております。現在、府内では2つの市で実施されております。

本町といたしましては、これまでも各種イベント、町広報誌、ホームページにおいて障がいへの理解促進のための啓発を行ってまいりました。引き続き、様々な障がいに対する啓発を行うとともに、大阪府や近隣市町のそういった動向も踏まえた上で実施を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

今、参考資料の中にバッジはどんなのかというのでつけさせていただきました。あいサポートということでハートの心の形をしていまして、2つのハートを重ねるということ表現しております。後ろの白いハートが障がいのある方を支える様子を表しております。そして、サポーターというSの形を表現しているところでもあります。そしてまた、色がだいたい色というところなんです。それは温かさを表しております。大々にあいサポーターが共生社会の実現を達成するために広げていこうということでこういうバッジがあるそうです。あいというのは愛情のあい、そして私という自分、そして支え合い、そういうことを含めてあいサポートというふうになっているそうです。

今、部長からもありましたが、府内では大阪市と和泉市があいサポート運動につきまして鳥取県と協定を結んで実施しております。和泉市に聞きますと、今、平成30年11月に鳥取県と協定を結んであいサポート運動を推進しているということで、あいサポーターは現在755人、あいサポーター研修を受講すればあいサポーターになれるということで、先ほどお示ししましたバッジを配付するそうなんです。認知症サポーターと一緒にですね。講習を受けたら認知症のリングを頂きますが、



理解者を増やすというところでバッジを頂く、配付するというところで、その研修の資料のDVDというのは鳥取県のほうから頂けるそうなんです。費用は要らないというふうにおっしゃっておられました。参加された方は、いろんな障がいのことがよく分かったということで、そういうところで障がいのあることが分かる、理解できるということも大切なことかなというふうに思います。

そういった意味で、今回これを導入してはどうかというところで質問させていただきました。一応、そういった先進地を参考に検討するというのですが、前向きに検討していただけるんでしょうか。その辺の確認をさせてください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）渡辺議員からいろいろとご要望を頂戴しておりまして、ご要望に対しましては我々、全てのことを前向きに検討するというのが基本姿勢でございます。この件についても、今おっしゃっていただいた中身、全て納得できるええ話やなというふうに感じます。

ただ、和泉市からの聞き取りではちょっと停滞しておるというような話も聞いておりまして、その辺のところもどういったところがどうなのかという話も聞きつつ、この中身について十分に勉強させていただきたいなというふうに思っておりますので、少し気長にご期待いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

最後に町長に聞きます。誰一人取り残さないという、そういった誰もが暮らしやすい地域共生社会を構築するために、あいサポート運動を推進していくべきだというふうに思っておりますが、町長のお考えをお聞かせください。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）大賛成です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。またしっかりと取組、なかなかヘルプマークというものが徹底されていない。双方向に必要かと思うんです。助けていただきたいという声を上げる人と、そして何かできることがあったらお手伝いしますよという方、双方向がいることによって支え合いのまちづくりという形になるかと思っておりますので、そういった意味で、あいサポート運動というものも本当に熊取町としてはお互いに暮らしやすい、誰もが暮らしやすいまちづくりというところでは必要な施策かと思っております。費用もそんなにかからないということですので、ちょっと研修をしなければならぬということもあるかと思っておりますが、その研修は無駄にならないかと思っておりますので、検討をよろしく願いいたします。

ちょうどいい時間になりました。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより午後3時20分まで休憩いたします。

---

（「15時01分」から「15時20分」まで休憩）

---

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それでは、議長の許しを得ましたので、一般質問をさせていただきます。

今回は、熊取町公式ソーシャルメディアについての1点のみでございます。

そしてまた、先月インスタを開設していただきまして誠にありがとうございます。主にそこが質問の重点となると思います。

ソーシャルメディアの形態には、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、電子掲示板、

ブログ、投稿サイト、情報共有サイトなど様々あります。SNSはソーシャルメディアの一つに位置づけられ、現在はソーシャルメディアイコールSNSと考える人が多いようです。ソーシャルメディアは、比較的ローコストで高い費用対効果が期待できます。ですから、使い方によってはローリスク・ハイリターンが期待できると思われれます。今回は、そのソーシャルメディア、簡単に言えば公式SNSに関する質問になります。

宮内庁も8月31日に、皇室に関する誤った情報が広まっている状況を踏まえ、正しい状況を積極的に発信していくため、来年からSNSの発信を検討していると発表しております。各省庁でのSNSの発信は行われておりますが、皇室に関する情報をSNSで発信するというのは非常に珍しいと思われれますし、今どきの情報発信かと思われれます。

また、個人の投稿が炎上し、それがメディアに取り上げられ、社会問題に発展することも過去に幾つかあったと思われれます。皆さんも記憶に残っておると思いますが、2016年に「保育園落ちた日本死ね!!!」と題した匿名ブログが話題となり、当時の待機児童数が取り上げられたことも記憶に残っていると思われれます。

待機児童は、このブログが2016年に話題となった翌年、2017年が2万6,081人とかなりピークであった。しかし、こういうことが社会問題、話題になって保育園等が増え、2020年4月現在では2,944人、全国で。5年間で9分の1に減少しております。出生数も絡んでいると思うので、これから待機児童はますます減っていくと思われれます。

そしてまた、今年度から広報公聴課から広報戦略課に名前も変更いたしました。今回は具体的な質問をしていきたいと思います。

そして、質問に入る前にお伝えしておきたいことがあります。公式や公にしているソーシャルメディア、SNSは、フォロワーがいなければただの独り言になります。その点を注意して、これから公式のSNSを構築していただきたいと思います。

まず、1点目でございます。ソーシャルメディアは何種類ありますでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、ご質問の1点目の種類だけでよろしかったでしょうか。

フォロワー数とか。

（「そうですね、フォロワー数も」の声あり）

総合政策部統括理事（明松大介君）フォロワー数も、それでは続けて答弁させていただきます。

それでは、熊取町公式ソーシャルメディアに関しますご質問の1点目、公式ソーシャルメディアの種類とそれぞれのフォロワー数及び再生回数につきまして答弁申し上げます。

現在、本町が運用しております公式ソーシャルメディアでございますが、開設順でご報告申し上げます。フェイスブックが平成24年11月開設、LINEが令和2年8月開設、ツイッターが令和4年3月開設、ユーチューブが令和4年6月開設、最後にInstagramが令和4年8月に開設しまして、いわゆる5大SNSを全て運用しているといった現状でございます。

次に、それぞれの登録者数・フォロワー数でございますが、9月6日、昨日現在でフェイスブックのフォロワー数が620人、LINEの友だち数が5,504人、ツイッターのフォロワー数が176人、ユーチューブのチャンネル登録者数が191人、Instagramのフォロワー数が379人となっております。

続きまして、平均再生回数です。初めにフェイスブックが直近の28日間で1,220人の閲覧がありまして、1日当たりの平均閲覧人数は43人となります。次にツイッターが、直近の28日間で13,841回の閲覧があり、1日当たりの平均閲覧回数が470回となります。次にユーチューブですが、全53本の動画で62,401回の視聴があり、1本当たりの平均再生回数が1,177回となっております。なお、LINEにつきましては閲覧回数を測る機能がございませんので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ありがとうございます。

フェイスブック、LINE、インスタ、ユーチューブ、ツイッターと5大SNSを活用していると思いますが、今言われた登録者数、フォロワー数、平均の閲覧回数等を見まして、ほかの市町と比べてどういうふうな感想をお持ちでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）我々のほうは5大SNSがあるんですけども、この後の答弁にもつながっていくんですけども、やはりプッシュ型で最新の情報を住民の皆様にお届けできるという機能を有する、それでいてかつ全世代の、国民にして74%をバックアップしているというLINEを強力に進めていきたいというふうに考えてございます。

LINEのほうなんですけれども、近隣の状況で申し上げますと、近隣5市3町で人口比で高い順に紹介させていただきます。泉南市が一番高くして1万6,535人ということで、人口比にして27%、2番目に高いのが岬町ということで、3,658人いらっしゃいます人口比にして23.7%、次、3番目が熊取町ということで、5,504人ということで人口比にして12.7%、続いて泉佐野市が1万628人ということで、人口比にして10.7%、続きまして阪南市が2,581人ということで、人口比にして4.9%、貝塚市が3,826人ということで人口比にして4.5%、田尻町が32人ということで人口比にして0.4%、岸和田市は導入していないといった、こういった状況になっております。

感想といいますか、我々は今後、やはりLINEを強力に進めていきたいという思いがございまずので、まずは泉南市の1万6,000人、これが熊取町の世帯数とちょうど同じぐらいになっております。このぐらいをまずは目標に、プラスアルファで2万人ぐらい、人口の半分ぐらいを目標にどんと頑張っていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）LINEはおとしですか、開設したのは。その短期間で町民の約12%というのはかなり高いかなと。逆に言えば町民のほとんどが多分LINEを使用していると。あとのフェイスブック、ツイッター、ユーチューブはちょっとあれですけど、インスタグラムというのは各年代ばらばらで情報共有しているというところがあると思います。そしてまた、LINEに関しては一方的な情報発信になります。インスタ、フェイスブック、ツイッター等は一方的な発信だけでもないようなツールと。ツール、媒体によって使い分けをしていってほしいというのが最終的なあれなんですけれども、そしたら次にいきます。

各ソーシャルメディアの担当課、そしてまた、それに携わる若手職員の人数、年齢層、男女比を教えてくださいたいと思います。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きまして2点目のご質問、ソーシャルメディアの担当課及びそれに携わる職員の人数、年齢層、男女比について答弁申し上げます。

1点目の答弁で申し上げました5種類の公式ソーシャルメディアについての担当課は、全て総合政策部広報戦略課となります。

次に、それらの運用を担当している職員ですが、広報戦略課の4名の正規職員が担当しております。年齢層は30代が2名、40代が2名、4名の平均年齢は39才となります。次に男女比ですが、男性3名、女性1名でございます。

また、令和4年3月に設置しました本町の魅力を若い斬新な発想で発信する情報発信プロジェクトチームのメンバー5名も公式ソーシャルメディア、とりわけ現時点、インスタグラムの運用に関わっておりまして、こちらの年齢構成は30代が2名、20代が3名、5名の平均年齢が28才で、男女比率は男性2名、女性3名でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、先に言われた4名と後に言われた5名の広報戦略課の担当している方はかぶっていないということですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ご指摘のとおり、広報戦略課の4名は課の職員ということになりまして、あとの5名の職員は組織横断的に全庁的に選ばれたメンバーということになります。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、5名の方は今回インスタグラムを開設して、新たな情報発信を若手目線でつくっていくというようなメンバー構成ですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）情報発信プロジェクトチームなんですけれども、6月議会の会期前の議員全員協議会でこのプロジェクトチームにつきましてちょっと触れさせていただいたんですが、その際は実は動画、ユーチューブをつくってもらおうということでメンバーを募っていたわけなんですけれども、ユーチューブに投稿するには企画、撮影、編集から掲載ということで相当な作業が必要になってきます。メンバーのほうも最初、動画をつくるということでいろいろと勉強して準備していただいていたんですけども、まずはやりやすいところからということで、議員よくご存じのとおり、インスタグラムというのは本当に写真を撮ってその場で即投稿できるといった非常に気軽にできる投稿、SNSということで、一旦まずはこちらのほうからスタートさせていただいたということでございます。

動画のほうにつきましては、広報戦略課の4名のメンバー、こちらのほうでまずはしっかりと勉強させていただいて、その後にプロジェクトチームのほうに下ろしていくといった、そのような計画で進めていこうかと考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）動画を撮影してアップして編集して、普通かなり労力がかかると思われれます。でも今、結構動画配信というのはユーチューブ以外にも、インスタグラムでもツイッター、T i k T o kでも短編的な動画がかなり主流になっています。またユーチューブのほうでも、後で紹介しますが、寒川町というところとかも定住促進のユーチューブを4年前に開設して、2分ちょっとぐらいの動画なんですけれども120万回再生ぐらいいっています。どうせ見ていただくならそれぐらいの回数でやっぱりやっていただきたいなど。ちょっと中身は見えていないんですけど、それだけやっぱり注目されて、再生回数というのは明らかに興味があるから再生するのであって、興味がない再生数をばかばか載せても労力だけかかるかなと思われれます。

次にいきます。

3番目ですが、ソーシャルメディアの発信は何の端末でやっていますでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きまして3点目のご質問のソーシャルメディアの発信に使用している端末につきましては、5つの全てのソーシャルメディアの発信につきまして、広報戦略課に備えております広報編集用のデスクトップ端末1台により運用しております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）発信はデスクトップでしてきて、動画とか写真とかというのは各携帯とかカメラとかでやっているんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）ご指摘のとおりでございます。例えばインスタグラムでございませ

たら、プロジェクトチームのそれぞれの個人で持っていますスマホを使ったりとか、あるいは広報戦略課で備えておりますカメラであったりとかというのを使用させていただきます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）それをデスクトップに送って編集してアップするという形ですね。分かりました。そしたら、4番目に入ります。

公式インスタグラムを開設した経緯を教えてください。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きまして4点目のご質問、公式インスタグラムを開設した経緯につきまして答弁申し上げます。

令和3年3月議会における田中圭介議員のインスタグラム導入についての一般質問を受けまして、それぞれの媒体の特徴を念頭に、より効果的な情報発信を行うための研究を進めてまいりまして、質問をいただいた令和3年3月以降、公式ツイッター、公式YouTubeチャンネルを順次開設したところです。そして本年8月19日より、田中議員よりかねてからご要望のありましたインスタグラムの運用を開始したという、そういった経緯でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）非常にインスタを開設していただきありがとうございます。すぐにやっていただいてもよかったかなと。1年以上もかからんとやっていたらもうちょっとフォロワーも増えていたかなと思います。

そしてまた、大阪府下で公式インスタグラムをしているのは、僕が検索した結果、20市4町が使用しております。その中の近隣市町でいうと、岬町は去年の9月から、田尻町は今年の6月から、貝塚市は2019年7月、岸和田市が一番古いです。2017年6月から開設していると。岬町に関しては9月なので、1年間にフォロワーが今約1,379人となっております。あと、泉佐野市にも問い合わせたんですけど、泉佐野市はただいま検討中やったところを熊取町に先に行かれたと言われて、多分、よくよくつくっていくであろうという回答もいただきました。

そして、大阪府で唯一フォロワーが1万人を超えているのが堺市なんです。堺市は2021年3月、1年半ぐらいで1.2万人もフォロワーがいらっしゃいます。これ、フォロワーというのはファンと思っていただいたら。その町に対するファンの数。興味があるからフォローする、興味がなかったフォローしない。先ほど冒頭でも言いましたけれど、フォロワーが少なかったらただの独り言になるということで、どうにかして僕もフォロワーを熊取町で増やしていただきたいなど。

堺市が何でこれだけ1年半でフォロワーが1.2万人いったかといったら、ここはリポストでフォトアンバサダーを4人ぐらいお任せしているというか、フォロワーが条件としては5,000人以上の、それで堺市のものを2、3回投稿すると。この4名、5名は、例えばスイーツやったらスイーツ、風景やったら風景、それに各種たけた人をアンバサダーに選んでいるんですが、これにはちょっとやっぱりマネーも発生しております。そこは確認済みなので、このやり方がいいんかどうかは疑問なところもあります。なので、そこで各全国の町を僕なりに調べてみました。すると、全国の町と言われていたところでフォロワーが1万人以上あるところが3つありました。まずは長崎県の波佐見町をご存じでしょうか。ここが人口でいうたら1万4,300人という岬町と同じぐらいで、長崎県で唯一海がない町らしいんです。熊取町と一緒に、海がない。インスタ映えは結構海がまあまあ重要なんですけれど、海がなくて、開設が2020年2月からなんで2年半ぐらいですか。フォロワーが2万人です、今のところ。

ここで僕の提出資料を見ていただいたら、4ページの左側、これはホーム画面なんですけれど、長崎県の波佐見町というところなんです。これをばっとアップしていったら分かると思うんですが、もうすぐ今どきのテロップつきの分かりやすい、これを行政がやっているのかというぐらい

すばらしい。これを見ていると、僕は波佐見町というところを正直知らなかったんですけど、波佐見焼が有名らしくて、隣には有田焼があるんですか。なので、人口が岬町と同じぐらいだけれど、フォロワーが爆発的に増えたというのは多分、テロップのやり方次第だと思うんです。これもよくよく聞いたら、ここのホーム画面にちょっと文字が書けると思うんですけど、ちょっと読みます。「年間100万人以上が閲覧！」していると。お出かけ前に使える投稿が人気です。「“やきものと農業の町”であり、“デザインの町”でもある！福岡からでも“車で1時間半”のゆったり空間でチルアウト！」と。チルアウトというのは、欧米ではよく使われる心を落ち着かせるという意味があるらしいんです。これ、職員1人でやっているらしいんです、写真は。でも、テロップとか文字入りというのはやはり外注をしていると、都内の会社に。その金額はちょっと僕、聞かなかったんですけど、都内に外注をしていると。これが多分、この2年ちょっとでフォロワーが2万人増えた。しかも年間100万人以上が閲覧しているというのはすごいなと。しかも、ここはもう公式LINEとインスタのみですかね。もうフェイスブックとツイッターは今後やらないと。もともとやっていないんですけど、やらないと。なぜかといったら、やっぱりツイッター、フェイスブック、後で出せますけれど、媒体的にも右肩下がりなんです、やはり。なので、もうどっかいうたらもうこれ一本で今のところはいくというところで、次が神奈川県寒川町。皆さん聞いたことはあると思われそうですが、寒川町というたら人口が4万8,564人で全国で5位でございます。寒川町もまた、神奈川県では珍しいかなと思われるんですが、海のない町なんです。ここも熊取町と一緒に海がない。

インスタグラムを開設したのは2018年からなんですけど、フォロワーは1.1万人で、ここはフォローをしている人が6,480人。フォロー、フォローバックで、フォローをできるマックスというのが7,500人なんです。熊取町は今のところを見たら、フォローしているのがゼロでございます。先ほどの波佐見町もゼロやったのかな。なかなかフォローがゼロというのは、芸能人並みの1桁のフォローとかはよくあるんですけど、なかなか強気な感じですよ。ここは、もうフォロー6,480人ということは、なかなかのフォロワーもいながらフォローをしていると、フォローバックもするということで、7,500人に多分近づかないぐらいで抑えていると思われる。

そして、ここは職員が5名体制でされております。20代、30代が4名で40代が1名、この1名の男性の方は多分課長やったのか、お電話でお話しさせていただいたんですけど、やり始め当時は毎日ぐらい投稿しておりましたと。やはりフォロワー数の伸び悩みです。頭打ちになったと。800、900ぐらいで、やり始めてやたら伸び悩み、毎日毎日投稿しているのに何でやろうということで回数を減らし、2019年3月から今度はコメントを返すようにしたんです。コメントを書き込みされたらコメントを書き返す。さっき言うたようにフォロワーが6,480人で、恐らく寒川町に住んでいるだろうという人に対してはフォローをする。そして「いいね！」を押す。そういうように徹底して、邪魔くさいと言っています。はっきり言って時間がかかる。しかし、1年間で900のフォロワーから8,000までフォロワーが増えたと。これはめちゃめちゃ、大方10倍ですわね。1年間で何をしたらかといったら、回数を減らし、コメントを返したりフォローバックして「いいね！」を押す。できないことは全然ないですね。

寒川町の方の写真を見ていただいたら、寒川町はちょっとごめんなさい、資料に載せていませんけれど、そんなめちゃくちゃうまい撮り方をしているかといっても、普通に撮ってはるらしくて、何がいいかなといったら、ちょっとやっぱり親近感が湧くらしいんです。そういう職員の方がコメントを入れてくれたりとかしたら、そこでうちは伸びたと言い切っていました。そしたら職員の担当の方も、もう毎朝毎朝起きるのが楽しみでしゃあないと。どれだけ「いいね！」がついているとか、どれくらいコメントが来ているとか、ちょっとコメントを返すようになってフォローバックをして手間にはなったけれど、その効果で今ではもう1.1万人いきました。その結果、ほかの幾つもの自治体から視察にも来られていると、このインスタだけに。

これは後で説明する葉山町とペアで来るんですけど、何せいつか、フォロワーが町で1万人

を超すというのはなかなか難しいことと思われま。でも、2018年なんてまだ4年前ですよ。そこからいろいろ試行錯誤して1万人を突破したと。そのためには、ほかでやっていないことをしようということで、できるだけコメントを返す、できるだけというか、正直、僕のところにもコメントが来ました、この自治体から。わざわざ僕の関係のないインスタグラムをフォローもしてくれました。そういうような、できるだけ住民の皆さんと近い距離でやっている。一方的に情報を送っているだけでもないかなと、僕は電話で2、30分お話しさせてもらったんですけど、そういうふうに思いました。

フェイスブックと連動しています、ここは。でも、フェイスブックと連動じゃなくて、インスタをフェイスブックに載せていると。フェイスブックをインスタに載せるんじゃなくてインスタをフェイスブックに載せている感じですよ。我々フェイスブックをやっている人はよくインスタと連動するんですけど、フェイスブックの内容をインスタに連動してもあまり面白くないと。インスタのことをフェイスブックに上げているという感覚ですよ。ツイッターはもちろん、これは2012年からしています。うちよりか約10年ぐらい早くやっているんですかね。フォロワーも3,764人いますが、もうツイッターは防災専用らしいです。なぜかというたら、先ほど言うようにフェイスブック、ツイッターというのはだんだん見る人も少なくなってくるので防災専用、これは田尻町も言っていました。田尻町もアカウントをツイッターはつくっているけれど防災専用ですよ。なので投稿は今のところしていません。寒川町はLINEとユーチューブを活用していると。さっき言うたように寒川移住PVは121万回再生いったというぐらい、ユーチューブ動画にも力を入れているらしいです。

そして、続きまして同じ神奈川県ですけど、ここが多分、全国の町で一番フォロワー数が多いであろうという、3万2,744人で全国で47位、そしてここは海があつて別荘地か何かにもなっているような、今インスタグラムを見ていただいたらよく分かるんですけど、かなり海がメインになっております。インスタグラムの開設が2015年、比較的これは早いです。フォロワーが3.7万人。3.7万人といたら堺市の3倍以上でございます。フォローをしているのもここもやっぱり6,964人、約7,000人ですね。マックスの7,500までもうちょっとということでフォローをしていると。ここはもう職員1人でしています。

葉山町は載せています。5ページから7ページまで見ていただいたら、葉山町を開いていただいたら、これ、5ページなんかはポストしか撮っていない。ポストしか撮っていないけれど、フレーズがワンフレーズなんです。「年賀状届いたかな」だけ。次の右側も、これは点心の蒸したやつです。そしたらもう一言、「宝石箱の点心やー」。6ページ、これは冷やし中華ですね。「暑い！そんな日にはこれ」、その右はピザを写して、「ピザって10回言って」だけです。めちゃくちゃ面白い。ワンフレーズだけ、これもずっとやっています。これが女性職員、今1人で、現在、2015年から始めて3代目らしいです。全部1人でこのフレーズを考えてやっているそうです。

こことか先ほどの寒川町、波佐見町も、リポストは基本、していないんです。公式のツイッターは2012年から、これも一緒ですね、さっきと。フォロワーも4,500人オーバーでございます。ここもうちと一緒に5大ツールを全部使っていますが、全部用途別に分けていると。LINEは一方通行なんであれですけど、フェイスブックはフェイスブック、ツイッターはツイッター、インスタグラムはインスタグラム、ユーチューブはユーチューブに、各ツールごとに使い分けをして、連動はしていないと言われていました。

インスタグラムが主流になってきたというのは、インスタ映えというのが2017年12月に流行語大賞を取りまして、2018年に全世界で1億人を突破した。多分これぐらいからインスタグラムがすごく伸びてきたのと、この時期から、2015年のiPhone 6sからカメラ機能がかなり充実してきたということで、今までガラケーやったのがスマートフォンに替わり、ガラケーではツイッターはどっちかといえば文字でやっていた。フェイスブックはそこまで画像どうのこうのも載せられましたが、2015年のiPhone 6sのカメラ機能が良くなって、次の年にはインスタ映えと

というのが大流行して、2018年、翌年には全世界で10億人を突破したという、ガラケーやパソコンでツイッターをしていた人たちが、やはりガラケーがだんだんとスマートフォン、今はほとんどガラケーは見ないと思うんですけど、カメラのすごく機能が増えてきたということによってInstagramと、これはちょっと資料に出したらよかったですけれど、これはアメリカの大手SNSの利用者のグラフになっております。こっちが2014年、15年ぐらいなんです。こっちが2022年、今年です。このときに一番トップやったのがフェイスブックです、71%ぐらい。今2022年、断トツトップはユーチューブ。ユーチューブは95と書いています。その次にT i k T o k、それでInstagram。先ほど言われていたフェイスブックは70から32に落ちています。ツイッターも、こちらは33ですが23まで、両方とも右肩下がりというのが、やはりアメリカ、日本も多分そうだと思うんですけど、媒体の利用がT i k T o kなんかはごく最近なんで、なかなかこれは行政でしろと言っても厳しいと思います。なので、Instagramは非常に僕からしたら力を入れていったら、熊取町は大分観光、そしてまたグルメなども来ていただけるんじゃないかと思います。

まず、インスタに関してなんですけれど、ホーム画面を見ていただいて、これは資料の2ページの左が熊取町、これはやり始めですよ。右側が岸和田市、めくっていただいて神戸市の東灘区、右側が枚方市のいわゆるホーム画面というところなんですけれど、これ、熊取町はもう既に失敗しているのが1個あるんです。何かわかりますか。左上から2番目の写真だけ小さいんですよ。これ、岸和田市を見たら全部横長で統一しているんです。それは東灘区も枚方市も、その次の波佐見町も、4ページの神戸市を見てください。これ、よくアップしてみたら4と5と書いてあるんですけど、これは4月を表しているんです。4ページの右側の神戸市の右下に4と書いて、上に5と書いてあるんですけど、これ、よく見てください。フレームを4月は全部ピンクで取っているんですよ。5月になったら全部グリーンでフレームを取っているんですよ。というぐらいホーム画面がすごくきれいになるようなつくり方もやっていただきたいと思います。

そして、ちょっと小さい写真は多分リポスの写真なので、このリポスに関してなんですけど、これはアプリを使っているんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）本町のリポスのほうは、ちょっと端末ではなかなかリポスするのが難しくて、スマートフォンでさせていただいております。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）スマートフォンのアプリを使っているんですね。

そしたら、東灘区をちょっと大きくして見ていただいたら、一番上の3つの写真の左下に小さい白い四角があるじゃないですか、これ、リポスしているやつが全部小さくなるんです。そやから、写真の大きさもそろえてリポスしていただきたい。もう見たら分かるように、一番小さい写真だけちょっと浮いていますよね、言われて見たら。皆さん投稿していただいているんで、リポスするんやったら写真も絶対に大きさは基本一緒にしていただきたいと思います。

そして、先ほどから言うているように、フォロー、フォローバックする予定はないんですか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）今日のご提案いただきましたので、前向きに検討してまいりたいと思います。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ぜひとも、熊取町でも和田山ブルーベリー一園とか観光協会とかも恐らくもうInstagramをやっていると思われるんで、先ほど、どこの町がいいんかはどれが正しいとは無いと思うんですけど、できるだけ近隣市町とかをフォローしたりとか、自分のところに何も出てこなかったら勉強にもならないし情報にもならないんで、ぜひともフォローバック、そしてコメントはどうでしょう。返すようなことになりませんか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。



総合政策部統括理事（明松大介君）ハッシュタグをつけていただいて熊取町のほうに一般投稿していただいたものについてはコメントを返していきたいと思います。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）多分煉瓦館の椅子を撮っていて、ここはどこでしょうとって、皆さん煉瓦館ちゃうか、これちゃうかというので、そこに対しても答えを返信せんと、答えはまたあした言いますとかという一言だけでも、せっかくコメントを入れていただいているので、次の日にこれは煉瓦館でしたという発表はいいんですけど、やはり先ほど言うたようにきめ細かくやっていったほうが、住民に対して行政と近いほうがフォロワーは増えていくと思います。

そして、フェイスブックの本画面にインスタの貼付けをしてはどうかという提案なんですけれど、インスタに飛ぶようにインスタのURLを貼付けできるんです。それをやってはどうか。今のところはホームページには自動で飛ぶようになっているんですけど、フェイスブックのホーム画面から熊取町のホームページには飛ぶようになっているんです。それと別にインスタグラムもつけられるんで、それを押したら熊取町のインスタグラムに飛ぶようになるんです。それもつけたらどうでしょうか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）研究して、できるものなら対応していきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）あとはちょっと急いでいきます。

町内の飲食店、グルメの投稿をする予定はありますか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それはインスタグラムを使ってということによろしいですか。

（「はい」の声あり）

総合政策部統括理事（明松大介君）お店のグルメのインスタということなんですけれど、これは公式のインスタグラム、先ほどご紹介いただきました葉山町でもピザの分があたりとかということでありましたんです。ああいった形でお店の名前を載せないということであれば可能かなと。ただ、一定公式のインスタグラムということになりますので、そのあたりにつきましては慎重に取り扱っていきなというふうに考えておりますが、ただ、現時点は、ハッシュタグをおつけいただいた住民による一般投稿からお店、グルメの投稿をいただければというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ぜひとも、先ほどの3町、1万フォロワーを超えているところは全部職員が行って職員が取材しています。なので、ハッシュタグをつけて待っているようでは、グルメを載せられないと絶対フォロワーは増えませんから。熊取町でどんなきれいな景色があるんやと、限界がありますから、グルメ、特にスイーツのまち、こういうのを魅力発信でどんどん店の名前を出して、この商品おいしいで、そしてまた今回、駅前の新店舗の駅周辺指定地域飲食業開設支援補助金を使ったフルーツサンド店が9月1日にオープンしました。そういうところをもっともっと熊取町として、こういうグルメがあります、こういうおいしいものがあります、そういうふうなことを職員が食べに行行って写真を載せて、がんがん熊取町に来てもらうような方向をしないと、インスタグラム、先ほどの1万いっているのは全部そういうようなやり方をしています。なので、公式やから載せない、そういうようなインスタグラムの使い方やったらフォロワー数は1,000いくかいけへんかで終わります。はっきり言います。やるんやったらほんまにいいところ、スイーツはいっぱいあります。もうスイーツのまちでハッシュタグを全部つけたらいいじゃないですか。そしたら店のほうもウィ

ン・ウィンな関係になって、僕はここのフルーツサンド店のオーナーに許可も取っています。もしかしたら職員が行くかもしれないけれどと言ったら、ぜひ来てくださいと、ぜひアピールしてください。それはもちろん、熊取町にある飲食店の紹介をしなかったら何のためにインスタグラムを開設したか僕はもう全然分からないので、これはぜひやっていていただきたいのと、ハッシュタグは30までつけられるので、もっと増やしてくれてもいいと思います。

そして、8月24日の投稿のハッシュタグ、「a l o h a m a i」とつけているんですけど、これ、スペースを空けているのでハッシュタグの意味がないんです。ハッシュタグにスペースをつけたら a l o h a で止まってしまうので。それはまた後で見てください。フェイスブックのハッシュタグは全角ハッシュタグでもオーケーですが、インスタは半角のみです。なので熊取町のインスタのホーム画面にある「# k u m a 撮り」、これ、押しても飛ばない。何でかといったら全角になっているから。インスタのホーム画面を見ていただいたら、「# k u m a 撮り」でやっているんですけど、このハッシュタグが全角のハッシュタグなので半角にしてください。全然 k u m a 撮りのこれに飛ばないんで。

あと、動画ストーリーズの投稿、ライブ発信とどんどんしていただいて、動画が最近かなり多いです。ストーリーズと上のほうにあるんですけど、ストーリーズを使っているところも、近辺、岸和田市でも貝塚市でも全部使っています。ストーリーズもぜひとも、静止画だけやったら限界があるんで、面白いストーリーズ、ムービーでもスピードの強弱が何ぼでも今はつけられるので、スローにしたり、めちゃくちゃ速く倍速にしたりとかというようなことをやっていただきたいと思います。

次の質問にいきます。

各ソーシャルメディアに対するコンセプト・ターゲット・目標登録者・フォロワー数をお願いいたします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、続きまして5点目、各ソーシャルメディアに対するコンセプト・ターゲット・目標登録者・フォロワー数について答弁申し上げます。

まず、LINEにつきましては、ソーシャルメディアの中で国内利用率が最も高く、全年代で幅広く利用されていること、またプッシュ型で通知されている特徴から、重要な情報を即時に幅広い年齢層の住民の皆様にお伝えできる媒体として考え、5つの媒体の中でも強力に推進していきたい媒体と想定しております。目標友だち数につきましては、先ほど申し上げましたが、現在の5,504人から2万人を目標に取り組んでまいります。

次に、ユーチューブにつきましては、ソーシャルメディアの中で国内利用率がLINEに次いで高く、全年代で幅広く利用されていること、また動画がメインとなるため、写真だけでは伝わりにくい情報を中心に発信していきたいと考えております。チャンネル登録者数の目標は、現在の191人からまずは1,000人を目標に取り組んでまいります。

次に、ツイッターですが、若年層での利用率が高いこと、また情報拡散力が高いことから、イベント案内やイベント後の感想などの情報をより多く発信できる媒体と考えておりまして、目標フォロワー数につきましては現在の176人から1,000人を目標に取り組んでまいります。

続いて、フェイスブックにつきましては、ツイッターと比較して実名性が高いものの、利用者の年齢層などもツイッターと大差がないことから、情報発信の媒体としてはツイッターと同様の取扱いとしておりまして、目標フォロワー数につきましては現在の620人からツイッター同様1,000人を目標に取り組んでまいります。

最後に、インスタグラムにつきましては、若年層での利用率が高いこと、写真の投稿が多い特徴などから、季節によって見え方の変わる風景や人の笑顔など様々な写真を積極的に配信し、本町の魅力、知名度向上につなげてまいりたいと考えております。フォロワー数の目標ですが、現在の379人から3,000人を目標に取り組んでまいります。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）そしたら、次の6番の今後メディアの再生回数や登録者・フォロワーが伸び悩んでも続けるのかという答弁を手短にお願いします。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、答弁申し上げます。

各メディアの運用開始時期は異なるものの、約10年を経過したフェイスブックを除き、いずれのメディアも運用を開始してから3年未満であることから、フォロワー数等の伸び悩みを理由に廃止することにつきましては現時点、時期尚早であると考えております。

ただし、5つの媒体に対するニーズやトレンドなどに注視しながら適切に対応してまいりたいと考えておりますが、まずは各メディアのフォロワー数の増加を目指し、定着してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）ありがとうございます。

そしたら次、公式LINEで議会の定例会などの発信はやっていただけませんか。

議長（二見裕子君）明松総合政策部統括理事。

総合政策部統括理事（明松大介君）それでは、公式LINEでの議会定例会などの発信について答弁申し上げます。

結論から申し上げますと、発信は可能でございます。ただし、現在議会事務局で運用しております議会映像配信といった議会議事関係の配信ではなく、議会日程についての情報を町からの発信として配信していければと考えております。

なお、配信に際しましては、議会日程の当日に毎日配信するのではなく、初日や前日に全日程をプッシュ通知にてお知らせする程度がバランス的によいのではというふうに考えております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）田中圭介議員。

7番（田中圭介君）定例会のみだけでもいいと思います。もう委員会とかは別にあれなんで、ぜひとも定例会の傍聴、そしてまたライブ配信を見てくださいというような発信をしていただきたいと思います。

最後に、インスタというのはフォロワーが見て面白い、楽しい、行きたい、食べたい、きれいをモットーに、そうしたような目線づくりをしていただいたら自然にフォロワーがついてくると思います。そして、また時代に合ったツールを使い、時代に合った投稿、情報発信をしていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、田中圭介議員の質問を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「16時18分」延会）

---

9月熊取町議会定例会（第2号）

## 令和4年9月定例会会議録（第2号）

月 日 令和4年9月8日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 田中 圭介	8番 河合 弘樹	9番 矢野 正憲
10番 渡辺 豊子	11番 二見 裕子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 務 部 長	藤原 伸彦
総 務 部 理 事	木村 直義	住 民 部 長	巖根 晃哉
住 民 部 理 事	下中 昭三	住 民 部 理 事	山本 浩義
健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆	健 康 福 祉 部 理 事	松浪 敬一
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事	白川 文昭
都 市 整 備 部 理 事	永橋 広幸	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
教 育 次 長	阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	林 栄津子
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事	原田 哲哉		

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	道端 秀明
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

### 一 般 質 問

- 議案第41号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告について  
議案第42号 公平委員会委員の選任同意について  
議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について  
議案第44号 教育委員会委員の任命同意について  
議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例  
議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例  
議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例  
議案第48号 工事請負変更契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））  
議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について  
議案第50号 令和3年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について  
議案第51号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第5号）  
議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第6号）  
議案第53号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）  
議案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）  
議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）  
議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第57号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 議案第58号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第60号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第61号 令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定について  
請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年9月熊取町議会定例会第2日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（二見裕子君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、日程第3 一般質問を継続いたします。

次に、江川議員。

13番（江川慶子君）おはようございます。本日2日目、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私から一般質問させていただきます。

国民健康保険料、後期高齢者医療についてお伺いします。

まず初めに、国民健康保険料についてお伺いします。

大阪統一国保になってから5年目に入りました。この間の保険料の推移と説明をお願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらのご質問につきましては、資料をというご要望がございましたので、表のほうを事前にお配りしております。そちらも併せてご覧いただきますようお願いをいたします。

それでは、1点目の保険料額の推移についてご答弁申し上げます。お配りしている表をまずご覧ください。

この表は、平成30年度の広域化以降、大阪府が示す標準保険料率を基に、各モデルケースで算定した保険料の推移をお示ししたものでございます。なお、本町では毎年独自の激変緩和措置を行っておりますので、各保険料は激変緩和措置反映後の数字となっております。

この表をご覧くださいますと、平成30年度以降上昇傾向が続いておりましたが、令和3年度はコロナの影響による医療費の減少、保険料抑制対策などによりまして、前年度と比べ同額または減少となっております。また、令和4年度では令和3年度と比べ全てのケースで上昇しているものの、令和2年度との比較では微増または減少ということとなっております、広域化によって保険料が増加し続けているというわけではございません。

1点目は以上でございます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）答弁資料、ありがとうございます。これによって、統一化、単位化されてからどういった推移かというのがよく分かります。ありがとうございます。モデルケース①、モデルケース②、モデルケース③ということで分かりやすくしていただいているので、これは統一化される前の分も比較して見ることで大変助かります。

やっぱり保険料というのがどんどん上がってくるというのが、コロナの影響で令和3年度は下がっているんですけども、上がっているというふうには私は受け取りました。例えばモデルケース③の場合は、被保険者3人、40代夫婦で介護分が対象で子どもと3人家族の場合、世帯主が事業所得200万円、配偶者が給与所得で120万円、この方は年間320万円の家庭なんですけれども、その方の負担額が令和4年度は44万6,762円ということで、決して安い額ではない、非常に高いと。これが生活を圧迫しているというのは感じます。それから平成30年度から比べたら2万7,932円上がって

るということなんで、やっぱり徐々に上がる傾向ではあるということは押さえておきたいなと思っております。

それで、熊取町の場合は激変緩和措置を使って対応を今していただいています。あと1年、統合してから6年間は激変緩和措置を行ってもいいということでスタートしておりますので、来年度までは熊取町の激変緩和措置ができる。でも、次の年になったら統合ということで、全部一緒になるという予定で進んでいると思います。

それで、国保の基金を今活用して減免しているということで、引き続きそういった形で保険料を引き下げる努力をされるということは、今は検討されていないのでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）もうご承知のように、熊取町以外の、いわゆる岸和田市以南の全ての市町においては既に標準保険料率を適用してございます。熊取町と田尻町だけが頑張って独自のいわゆる激変緩和措置を講じておると。それ以外のところはもう全て標準料率で保険料が賦課されておるといのが現状でございます。

統一の保険料率というのが6年度からという、これは決まり事ございまして、ただ、一定の余剰金というのがあります。これにつきましては、使い道が皆さんの健康維持増進、ひいては保険料に負担が及ばないというような、そういった保健事業に使っていきましようということが決まっております。そういったことで、一人の方も残さず皆さんが健康で幸せな生活を送れるような保健事業にこれからは注視してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。保健事業に力を入れてくださることはとてもいいことで、当たり前だと思うんですけど、保険料負担というのが生活に厳しさをもたらすという部分では、今もやったださっているんですけども、これからも国保基金の活用をはじめあらゆる手だてを使って、保険料の負担をできるだけ抑えてもらうように努めていただけたらと思います。よろしくお願いします。

それで、次の質問に入ります。

国民健康保険は医療分の均等割が家族の人数にかかります。子どもが生まれたら発生する保険料負担に、子育て支援に反すると均等割の減免や廃止がこの間求められてきました。やっとな国の制度として今年度、令和4年度から就学前までの5割減免が実現しました。しかし、これは就学前まで5割減免ということで不十分な制度であります。

兵庫県の加西市は2020年度から全額免除を独自でしてまいりました。さらに、国が行った制度に上乗せした形で18歳まで拡充している相模原市などの例があります。以前にも質問時に紹介させていただきましたが、よい返事はいただいておりません。今後検討し、拡充する予定はないでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、2点目の未就学児に対する国民健康保険料の均等割軽減の拡充についてご答弁申し上げます。

この軽減制度は、子育て世帯の負担軽減の観点から、多子世帯や低所得世帯に限らず、広く子どもがいる世帯に対して一律に軽減を行うべく新たに創設された制度でございます。国の考え方によりますと、未就学児を対象とした理由は、未就学児の医療費自己負担割合が2割とされていることや国と地方が負担する財源等を考慮したものとされております。

なお、国民健康保険料の賦課に関する事項につきましては、政令で定める基準に従いまして条例で定める、いわゆる従うべき基準ということとされておまして、国の基準を超えて独自に保険料の減額賦課について条例で定めることができない仕組みとなっております。したがって、本町独自に対象範囲を拡充することはできないということでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）それでは、今やっているところというのはどういう扱いになっているんでしょうね。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、他市町村のことについてちょっとコメントする立場にないんであれなんですけれども、基準に従って実施しないと、それに対しての補助あるいは支援というものは一切受けることができません。独自財源で独自でやるという話の中でどこまでそれが許容されるのか、そこはその市町村が独自にお考えのことだと思います。すみません、他市町村のことです。それ以上のコメントは差し控させていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。熊取町では基準に従って行っていると、だからそれ以上のことは今は考えていないということですね。

保険料は高いです。子どもがおぎゃあと生まれた途端に均等割3万数千円がかかってきます。です。これについては子どもが多いほど家庭の負担、保険料の負担が大きいという部分では、やはり長い目で見たら考えていかなければいけないことだと思います。どうぞ引き続き検討していただきたいなと思います。

それでは、3つ目の質問をさせていただきます。

傷病手当についての認定数と制度の拡充を求めますが、いかがでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、3点目の傷病手当金についてご答弁申し上げます。

本町での支給実績については、お配りした表がございますので、そちらをご覧くださいと思います。

令和2年度では1件15万2,190円、令和3年度には支給がなく、令和4年度に入りまして8月末時点で12件36万4,080円となっております。

この制度は、国の財政支援の基準に基づきまして、給与の支払いを受けている被用者が新型コロナウイルス感染症に感染またはその疑いがあり、療養のため労務に服することができず、給与の支払いを受けられなかった場合に支給を行うものでございます。支給対象を個人事業主やフリーランスの方々にも拡充することにつきましては、国の財政支援の対象外であるということもございまして、今時点で本町におきましては考えておらないというところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）答弁資料を作成していただいてありがとうございます。

令和2年度は1件で15万2,190円、令和3年度はなし、令和4年度8月末時点で12件で36万4,080円とありますが、これ、12で単純に割ったら3万340円になるんですね。令和2年度は1件で15万2,190円、これはどういったことなんでしょうか。条件が変わったとか何かあるんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは個々の事例になります。しかも、多くの事例があつての話じゃなく、1件がたまたまこの金額であつて、それ以外の件数についてはこの金額であつたというだけでございます。

要は給与の支給の条件、そのいわゆる減り方が大きいのか小さいのか、そういったことも影響しているのかなと思います。令和2年度では大きく減少して、もともとの給与額が大きかったためというふうを考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。



13番（江川慶子君）分かりました。国の財政支援があるところだけ町として支援はするが、それ以上のことはしないというようなご答弁だったと思うんです。

そもそも国民健康保険というのは、皆保険制度の中で社会保険だとか共済保険だとかに入れない方、無収入の方だとか事業主、フリーランスの方が対象になった保険制度なんですよ。その国民健康保険でその人たちを対象にしていないというのは非常におかしいと思いますが、その点いかがですか、ご意見を聞かせてください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）すみません、立て板に水のお答えにしかならないんですけども、傷病手当金は独自の制度でなくて、法に基づいて条例に落とし込んで仕様をつくっている、そういう制度でございます。国の定めた基準に従って肅々と対応させていただいておるといっていただいております。

どうしてフリーランス、個人事業主のほうを対象にならないか、なかなかこれは難しい話になってまいります。特に事業主の場合ですと、果たして事業所得の捕捉の話まで当然及んでくる話になりますので、確実にいわゆる収入捕捉ができています給与所得者に限定していると。これは国のほうがもうやむを得ないということで実施している制度ということで、ご理解いただくしかないかなというふうに思います。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）とても残念だと思っています。国がやっていることなんで、それ以上は熊取町では独自では考えられていないという答弁だと受け取っています。国がしたならば多分それに沿って熊取町もすると思いますが、一番コロナで打撃を受けた人たちの部分でそういった保障がないというのはちょっとつらいなというふうに思います。ぜひ取り扱うようにしていければいいと思います。

それでは、次の質問に入らせてもらいます。

75歳以上の医療費窓口負担2倍化についてお聞きします。

10月から75歳以上の医療費窓口負担が2倍化されます。8月末現在、保険証は9月末までの期間であり、10月からの保険証はまだ手元に届いていません。変更点と配慮措置について説明されたいです。お願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）4点目につきましてご答弁いたします。75歳以上の医療費窓口負担割合の引上げについてご答弁ということになります。

後期高齢者医療制度では、これまで現役並み所得の方が3割の窓口負担、それ以外の方は1割負担とされてきたところでございますが、少子高齢化の進展や団塊の世代が75歳以上となる時期を迎えたことによる現役世代の負担を抑え、国民皆保険を将来へつなげていくために必要な措置といたしまして、10月から一定以上所得がある方に2割のご負担をいただくこととなっております。

2割負担の基準は、同じ世帯に課税所得が28万円以上ある後期高齢の方がいらっしゃる場合であって、なおかつ後期高齢の方お一人の場合でありますと、年金収入とその他合計所得が200万円以上あれば該当いたしまして、2人以上いる場合には、合計して320万円以上あれば同じ世帯の被保険者全員の方が2割負担となることとなっております。

2割負担の創設に伴いまして、10月からお使いいただく被保険者証には1割、2割または3割の負担割合が記載されることとなりまして、9月中にお届けするよう準備を進めておるところでございます。

続きまして、先ほど配慮措置というお言葉をいただいております。それについてのご説明をさせていただきます。

続いて、配慮措置についてでございます。今回の制度見直しにより1割から2割負担となった方は自己負担額が2倍となりますが、10月1日から令和7年9月30日までの3年間は、2割負担の方の外来医療にかかる1か月の窓口負担の増加額が3,000円以内に収まるよう配慮措置というものが

講じられることとなっております。この配慮措置により、同一の医療機関で受診される場合は窓口で3,000円の増加額を超えてお支払いいただく必要がなく、複数の医療機関を受診した場合に増加した金額の合計額が3,000円を上回った場合には、後日、大阪府の広域連合のほうから高額療養費としてあらかじめご指定いただいております口座に払戻しされるという制度となっております。なお、配慮措置の確実な実施のため、2割負担対象者のうちまだ口座登録がない方々に対しましては、広域連合のほうから9月下旬に登録申請の用紙が郵送されることとなっております。

本町といたしましても、被保険者からのご相談やお問合せがありました際には丁寧な対応に心がけてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）社会保障制度を充実させるとして消費税が上がったわけですね。しかし、その後は医療制度の改悪が続いていて、しかもマクロ経済スライドで年金が下げられたばかりなんです。介護保険も20年前と比べて保険料が引き上げられて、サービスの内容はかなり脆弱化されています。75歳以上の高齢者の今後の生活への不安が本当に大きくなっています。配慮措置があるということなので丁寧な説明と周知を求めておきます。どうぞよろしくお願いします。

それでは、2番目の質問に入ります。大きな2つ目です。ギャンブル依存症についてお伺いします。

I Rカジノの賛否を問う住民投票を求める署名が行われました。熊取町も法定数を超える737筆が集まったと報告があり、6月議会では議会での決議が可決されました。

そこでお聞きします。町でギャンブル依存症の状況はいかがですか。

2つ目に、これから熊取町でできることは何かあるのか、その点お聞きします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の2つ目、ギャンブル依存症についてご答弁申し上げます。

1点目の熊取町でのギャンブル依存症のまず状況でございますが、ギャンブル等依存症が疑われる人数につきましては、具体的な数値、これは把握してございませんが、令和2年3月に大阪府が策定いたしました大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画によりますと、平成29年度に国立研究開発法人日本医療研究開発機構が実施いたしました全国調査を基に大阪府の推計値として、過去1年間以内に該当する人が約4万9,000人と報告をされております。それで、本町の状況といたしましては、この数値を人口案分で割り戻しまして、大阪府との人口比から熊取町においては200人半ばぐらいではないかなと、過去1年間以内に該当した人としてはこれぐらいの数字であろうというふうに推計をしておるところでございます。

次に、ギャンブル依存症への対応といたしましては、本町へのギャンブル依存症やという具体の相談実績、これはございませんが、依存症への理解を深め関係機関との連携強化を図るため、府や大阪府が開催する研修や会議に積極的に参加いたしまして情報収集に努め、もって啓発を行っておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。現状ではそういった状況だと。熊取町での数はつかめないけれども、全国調査の中で推定として200人ぐらいはいるのかなということと、あと、相談を受けながらするために研修や会議に出て啓発をしていくんだということなんです。そもそもギャンブルとは何かということですか。ギャンブルとは一体何なのか、なぜ刑法で禁じられているのか、その辺の視点というのはどうですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ギャンブルというのは非常に幅が広いわけございまして、今、刑法で禁

じられているのはいわゆる賭博ということになりますけれども、それとはまた異にする内容やというふうに思っております。

いわゆるギャンブル依存症は、賭博も含めてどうにもこうにもやめられないという、そういう状態を指すわけですが、公営の競馬とか競艇とか競輪とか、身近なところではパチンコ、そういったものがいわゆるギャンブルというふうに想定して、アンケート調査なんかもそういったことを想定しての回答をしてくれという前書きの下に実施されておるといところでございます。

ただ、ギャンブルに依存するということは、やはり何か心配事があったりつらいことがあったり、自分の心の平穏を保つためにそちらに走ってしまうんだらうなど。依存症そのものがもっと広い範囲ではお酒であったりたばこであったりするわけでございますので、そういった何かに頼らざるを得ん、そういったことが広い意味での依存症だらうなどというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ギャンブルとは何かを先に聞いたんですけども、確かに今公営でやっているものがあるので、賭け事、ギャンブルがまるで許可されているというか、法的には許可になっているんでしょうけれど、ギャンブルというものがとても悪いことという認識が薄れてきているん違うかなというふうに今、答弁も聞いていて思ったんですが、賭け事やばくちは長い歴史の中で家族崩壊だったり就職できなくなったりいろんな社会的な問題になって、今、刑法にも係るようなそういうふうなものになっているんですが、何か公営が認められているから、公営については問題ないというものではないと思うんです。国の法律によって許可されただけで、ギャンブルが悪から善に変わったものではないと、いいものだということではないということの認識というのはございますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これもまた立て板に水の話ですけども、江川議員の大前提としたらパチンコも含めて全て悪という前提でお話しされているんでは、それはまた話が違うのかなというふうに思います。ちょっとパチンコへ行って気持ちの整理をして、明日に向けてまた頑張ろうかという方もたくさんいらっしゃいます。これはこれで決して悪ではないと思います。

賭博というような、それこそ先ほど言われていた刑法で禁じられているようなそういったものは、これはもう完全な悪です。ですので、何もかも全て決めつけでなくて、今現在の状態、これを悪化させない、依存症を悪化させないというそういう観点は、それはギャンブルのこと全てに関わる話でありますけれども、それぞれの一つ一つのパチンコであったり競輪であったり競馬であったり、全て最初から悪とみなすのは、これは間違いであらうなどというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ちょっと驚いてしまったんですが、全て悪だとは思っていないということは理解しました、そういうふうに思われているということはね、部長がね。

ギャンブルによる多重債務者や貧困、虐待、自殺、犯罪、深刻な家庭不和、別居、離婚、殴る・蹴る、言葉の暴力、親戚には借金の肩代わり、盗み、こういったものに発展していったということがギャンブルの恐ろしさであり、そこからまた依存症という病気になっていくということがとても問題だと思います。

町長にお聞きしたいんですが、よろしいですか。保護司を長年務めておられます。保護司は、犯罪や非行した人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアだということですね。それで保護司は、民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性を生かし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行した人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っていると思います。長年、2001年ぐらいからずっとやられているんで、経験上、ギャンブルや依存症が影響したケースを実際に見てきたのではないのかなと思いますが、その点、もしよかったらお話を聞かせ

てください。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）今、話題にされているのはギャンブル依存症ですね。保護司活動については守秘義務があるということを議員は分からないと思いますけれども、ついては答えられないということでご理解ください。

それとあわせて、今すぐギャンブル依存症についてこういう形で質問されていますけれども、カジノがどうのこうのという話から、皆さん方についてはそれが反対意見として言いたいんでしょうけれども、今までギャンブル依存症について、いろんな党がありますけれども、言うてきましたか。以前からそういうことをやっぱり日頃から議論すべきですよ。カジノがどうやこうや、それやからギャンブル依存症、既にパチンコ、競輪、競馬、競艇があるじゃないですか。それで苦しんでいる人らがいてるんやから、それについてなぜ議論してこなかったんですか。ということでご理解ください。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）苦しい立場の方の相談に乗っているんだなということを今のお話で一定受け取りました。守秘義務があるので、その辺の詳しい話は発言しにくいところを発言していただいてありがとうございます。依存症をつくらない環境というの、やっぱり保護司としても町長としても大切なことではないのかなと、今のお話を聞いて私もそう思いました。

現在、国民多数が反対しているカジノの持込みの突破口をつくったのは安倍前政権です。首相就任翌年の2013年3月にカジノはメリットも十分にあると表明し、2014年にはIRの検討を盛り込んだ成長戦略を閣議決定しました。2016年12月にカジノ解禁推進法、2018年7月にカジノ実施法を強行成立させました。昨年、2021年9月に安倍政権を継承した菅政権もカジノ推進の姿勢を変えず、7月にカジノ実施法を全面施行しました。

刑法で禁じられた賭博場のカジノを解禁する危険は、ギャンブル依存症の増加や治安の悪化、犯罪の温床になることなどたくさん影響があります。2021年7月には、IR整備法のうち日本国内でのカジノを解禁し、ギャンブル依存症対策などを定めた条項を7月19日に施行することが閣議決定されたと先ほどもお話ししたんですが、この新たな施行される条項に、事業者が国からの免許を受けた場合、カジノのゲームで金銭を賭けたとしても刑法の賭博罪を適用されないことが明記されています。このように、刑法の賭博罪を適用しないということをお知らせされているということ自体、カジノでお金をもうけてゲームする行為が形式的には刑法で禁止されている賭博罪に該当するということになるのではないのでしょうか。

人の不幸を基にしたカジノで税収を上げるやり方は、やっぱりおかしいです。自治体がすべきことではありません。依存症を予防するならカジノは造らないことが一番だと申し上げておきます。

それでは、3点目の質問に入らせてもらいます。

コロナ感染症についてお聞きします。

新型コロナの第7波は感染力が強く、医療の逼迫が繰り返されることについて政府の対応に問題があるのではないかと怒りの声をお聞きします。8月19日にコロナの感染者は全国で26万人を超えに上り、1日の死者数も過去最多となりました。

そこでお聞きします。町の感染状況と新たな対応は、2つ目は、熊取モデル活用状況と検査拡充を求めるのがいかがですか。3つ目に、生活支援物資の活用状況と支援拡充を求めますがいかがでしょうか。4点目に、今後、後遺症に対しての対応はございますか。すみません、一括でご答弁お願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）江川議員のギャンブル依存症のご質問、依存症の現状と対応はいかにかという①しか終わってなくて、②熊取町ができることは具体的にお示しください、このご質問が抜けているように思うんですけども、これはよろしいですか。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）一括でお聞きしたと思ったんですが、抜けていましたか。そしたら答弁お願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご質問の2点目の熊取町の対応、できることについてでございますが、ギャンブル依存症は、本人・家族の日常生活・社会生活に支障を生じさせるだけではなく、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題につながる可能性もあることから、本町としましては、平成31年3月に策定した第3次健康くまとり21に基づきまして、広報紙やホームページへの記載、あるいは新成人向けの依存症に関する啓発チラシなどの配布を通じまして、住民の皆様にごャンブル依存症について正しい知識を深めてまいります。

また、支援を必要とされる方については、大阪府内の依存症相談拠点である大阪府こころの健康相談センターが実施する相談窓口や大阪府の保健所が実施しております精神保健福祉相談等をご案内するとともに、治療を必要とされる方には大阪府内の依存症専門の医療機関6施設を紹介させていただいております。

今後も、依存症についての周知・啓発、それから大阪府や医療機関等関係機関との連携を深めながら対応に努めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたしまして、ご答弁とさせていただきます。町のホームページにも詳しく記載した上、大阪府のほうともリンクを張っておりますので、ご覧いただければと存じます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

大阪南部の、昨日の文野議員の質問資料の中でもちょっと見せていただきましたが、話を聞くだけで終わってしまっているような実態かなというふうに感じたので、やはり職員の研修だとか正しい知識、ギャンブルはやっぱり悪いんだと、なるべくしないようにしようと、お金を使わないようにしようとといったような知識だとか、そういうことも含めて取り組んでいただけたらなと思います。

大阪府下には6施設あるということなんですよ。分かりました。私、7施設かなと思ったんですが、6施設なんですね。そこへ行って、心を開くような何かいろんな話の中で依存症を克服する、そういった活動をされるみたいですが、とにかく一度かかると、やっぱりこれは脳の病気なんで治りにくいものであると思いますので、強化を引き続きよろしくお願いします。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）繰り返しになりますが、ギャンブルが悪いというわけではなく、ギャンブルにのめり込むのが悪いということで、ギャンブル依存症対策というのをしっかりと皆様方のほうに啓発してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）何かゲームとか競技でお金を賭けるということ自体がおかしいというところを言っているんです。得する人もおれば損をする、そういったものが、それはおかしくないということをおっしゃっているんですね。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）程々に抑える、のめり込まない、これが大事だということを申し上げております。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ここはもう話が平行線になるのかなと思うんですけれど、のめり込むのは本人のせいなんですか。本人がのめり込んだから悪いんですか。そういう視点に立っているんだということ

が今、話を聞いて分かりました。この点はもうこのぐらいにしておきます、3つ目に入っているのです。よろしいですか。

(「どうぞ」の声あり)

13番(江川慶子君) そしたら、コロナの件のご答弁、お願いします。

議長(二見裕子君) 山本健康福祉部長。

健康福祉部長(山本雅隆君) それでは、3つ目のご質問であるコロナ感染症についてご答弁申し上げます。

まず、1点目の町の感染状況と新たな対応についてでございます。本町の陽性者数は7月に入り再び上昇いたしました、8月下旬から減少してきております。具体的には、8月15日からの週当たりの陽性者数が773名、8月29日から9月4日の週当たりの陽性者数が311名と半数以下になっております。

しかしながら、9月7日現在の大阪府の病床使用率は48.7%と50%を下回ってきておるものの、依然として高い状況にございまして、本町へも住民の方から受診機関や検査機関の相談が多く寄せられている、そういった状況が続いております。

新たな対応につきましては、医療機関の外来体制の逼迫を最大限抑え、重症化リスクのある方の受診機会を確保するため、大阪府において若年軽症者オンライン診療スキームによりまして、オンライン診療や薬局等での無料検査体制の拡充が図られております。また本町におきましては、9月中に開始予定されておりますオミクロン対応のワクチン接種について現在準備を進めておるところでございます。引き続き、国・府の動向及び感染状況を鑑みながら対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして、2点目の熊取モデル活用状況と検査拡充についてご答弁申し上げます。

熊取モデルの活用状況についてでございますが、熊取モデルとは、本町独自の検査体制として、医療現場の逼迫時及びクラスター対策を目的とした関西医療大学との連携協定を締結し構築したPCR検査体制でございます。実績は、令和2年度が68件、令和3年度が1,794件、令和4年度が8月26日現在で1,028人と年々増加しております。

ご質問いただきました検査拡充につきましては、濃厚接触者でない無症状者で感染に不安のある府民の方へ無料検査体制を取り扱う薬局が町内、1か所が今閉鎖になりまして6か所になってございます。また、1つ目の質問でもご答弁申し上げました医療逼迫状況への対応として、大阪府では、新たに若年軽症者で重症化リスクに該当する基礎疾患がない方に対し、医療機関を受診することなく自己検査ができるよう抗原定性検査キットの町内6か所の薬局での事前予約の上の無料配付というものを行っております。

なお、症状のある65歳以上の方や重症化リスクのある方、妊娠中の方などは、今までどおり診療・検査医療機関での検査対象となり、町内医療機関11か所での実施が公表されておるところでございます。

このように年齢や症状、基礎疾患の有無により多様な検査体制が拡充されてきておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げ、ご答弁とさせていただきます。

それでは、ご質問の生活支援物資の活用状況と支援拡充についてご答弁申し上げます。

本町では令和3年12月から、新型コロナウイルス感染症の第6波に向け、自宅療養の方や濃厚接触者となり外出が制限されたものの、近くに支援を受けることのできる方がいない、宅配の申込みが難しいなど電話での買物などもできない、支援が必要な世帯を対象に、生活支援パックの配付を希望される方に対して行っております。令和3年度には116件の支援を行っております。

現在、新型コロナウイルス感染症第7波の感染状況によりまして支援希望が多くなっております。令和4年度に入りまして400件を超えるような支援の実施となっておりますのでございます。

今後の支援につきましても、本9月議会におきまして補正予算を要求させていただきまして、外出制限を受けられた方々の不安軽減につながるよう支援を継続してまいります。

それでは、4点目の今後、後遺症に対する対応はについてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る後遺症については、倦怠感が全年代で一番多くなっており、嗅覚・味覚障がいのほか、せき、呼吸苦、頭痛などが主な症状とされており、その割合は発症または診断から6か月で4人に1人、発症から1年経過後もそういった症状が見られる場合もあると言われております。

これら後遺症への対応といたしましては、かかりつけ医への相談に加え、都道府県がその役割を担っております。大阪府では、発熱者SOS（大阪府新型コロナ受診相談センター）が全日24時間体制で相談窓口を設置し、後遺症の相談に対するアドバイスや後遺症受診可能医療機関の案内を行っております。令和3年7月8日から令和4年6月30日での集計では8,720件の相談を受けておるといふふうに報告を受けております。

本町の対応といたしましては、電話でお問合せ等があった場合、保健師が対応し、状況に応じまして必要な窓口へのご案内を行っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。たくさん質問してしまっただけで答弁が大変だったと思います。

誠実に取り組んでおられるということが本当によく分かりました。

コロナについては感染症が第7波ですか、すごく広がってびっくりしたんですけれども、8月後半ですね。学校のほうは、2学期が始まってから子どもたちの感染状況というのは今どんな状態なんでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）いきなり飛んできてちょっとびっくりしていますけれども、学校のほうは8月の最後の週から2学期がスタートしております。1つの小学校で学級閉鎖が1クラス出ております。もう8月中に収まって、9月に入ってから通常どおり授業しております。

ここ数日の学校からの連絡の状況を見ますと、8月末の学校がスタートしたときに比べると若干減ってきているのかなというふうな感じです。特に小学校は、この後修学旅行等控えておりますので、学校のほうも各先生方、子どもたちに気をつけやというふうなことでお話をいただいているような状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）ありがとうございます。

感染症が広がっている状況ではあるんですが、その辺はうまくやっているということで理解したらよろしいですか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）夏休み期間中に子どもらは多分いろんな移動をしていたので、2学期スタートに当たってはやっぱりちょっと感染が広がっていたと。学校は授業がなかったのも、学校内での感染というのはあまりなかったのかなというふうに思っています。

ここへ来て学校からの連絡もかなり減ってきていますので、ちょっと落ち着いてきているのかなというふうな状況です。

議長（二見裕子君）江川議員。

13番（江川慶子君）分かりました。これからも、秋になるとまた行事も増えますので、その辺も気をつけていただけたらと思います。

日頃からすごく頑張ってくれているのはよく分かりますし、今も答弁の中で検査体制も拡充されていますし、物品も生活支援物資も届いているということで、本当にありがとうございます。

不十分な部分というのも、昨日、厚生労働省が無症状者はマスクで短時間の外出は可能だとか、解熱24時間後も同様で、コロナ自宅療養中の制限を緩和するということが発表されてちょっと驚い

たんですが、症状がなければ外出可というのはまた新たな感染を広げることになるのではないかと心配しています。減少傾向といっても8月29日から9月4日までの週でも府内の高齢・障がい施設でのクラスター発生件数が118件、1,180人が感染しているわけです。件数的に見ると、やはりまだ第6波を上回っているという認識は持っておかなければいけないなと思っております。実際には体調が悪化しても救急搬送してもらえなかったというケースもありますので、引き締めて引き続きお願いしたいなと思います。

新型コロナは、熱などの症状が出ていなくても感染し、感染力が強いというのを当初から言い続けてきたのですけれども、特徴なんです。ですので、発熱していなくても希望する人についていつでも簡単に検査が受けられるようにすることが感染拡大を抑える手段ですので、引き続き、熊取町の住民の命を守る手だてとして感染予防対策と検査の拡充を求めてまいります。

また、保健所については、尾崎にあった保健所がなくなったということで、保健所が泉佐野市から岬町まで1か所、それで大阪はコロナ対応のランキング、全国で最下位だそうですね。ちょっと恥ずかしいんですが、ぜひ熊取町からも保健所の強化を行うように府に強く要望するように求めて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、江川議員の質問を終了いたします。

次に、浦川議員。

3番（浦川佳浩君）それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

今回はスマートシティ構想についてお伺いします。

スマートシティというところをいろいろ調べると、定義はいろいろ複雑であるかと思うんですが、ごく簡単に言うと、自分たちの住むまちをICTや先端技術を使って住みやすいまちに変えていく、こういう取組なのかなと。本町でも令和2年10月に熊取町スマートシティ構想として掲げられましたけれども、こういった取組は本町のみならず日本全国の自治体で、そして世界的にも取り組まれているんだと。この構想自体は大阪・関西万博が開催される2025年までとする計画で設定されていて、今ちょうど構想が出来上がってから2年たって、そしてまださらに2025年まで計画されているということなので、ちょうど今は中間段階にあるのかなということで、今日はその進捗確認をさせていただきたいと思います。

スマートシティを実現させていくためにはDX、デジタルトランスフォーメーションをどんどん進めていく必要があるということになると思うんですが、全庁的にDXを推進するために取り組んでいることはあるのか、また、各課はどのようにして先進事例を研究しているのかについてご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、熊取町スマートシティ構想についての1点目、全庁的にDXを推進するために取り組んでいることと各課の先進事例等研究についてご答弁申し上げます。

まず、令和2年4月に、スマートシティ熊取の実現を図るため、事務分掌規則に基づくプロジェクトチームといたしましてスマートシティ熊取プロジェクトチームを設置し、同プロジェクトチームにおきまして熊取町スマートシティ構想の内容や具体的な取組を検討するなど、全庁的にDXを推進する体制を構築し、スマートシティの取組を推進してございます。

次に、各課の先進事例等の研究につきましては、国や大阪府スマートシティ戦略部から提供される先進事例の情報、令和3年4月から大阪府スマートシティ戦略部に派遣している本町職員が業務を通じて得た知識・経験、民間事業者から提案される行政DX関係サービスにつきましてプロジェクトチームの事務局を通じて各課と共有し、研究・検討を進めております。また、行政DXに関するセミナー受講等を通じて、職員が先進事例を研究する機会を設けております。

以上、ご答弁といたします。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。



総務省からも、自治体DXの手順書ということで、DXを進めていくためにどういうことをやっていきたいと思いますという手順書、ステップみたいなものがあるって、自治体DX推進計画等いろいろな計画素案が出てきているかと思うんですけども、本町としても総合政策部が頭になって、それでプロジェクトチームは総合政策部が組んでいるのかなというふうに思うんですが、各課のそれぞれDXの推進員みたいな、そういう人員というのは割当てとかはあるんでしょうか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）先ほどご説明いたしましたプロジェクトチームなんですけれども、まず推進本部というコアな部隊がございまして、実際私、本部長としてトップに立ちまして、関係各課の課長級、企画、財政、危機管理から始まりまして関わりある事業原課、教育委員会まで含めて課長級の会議をまず構成しております。加えて、今現状取り組んでいる事業の作業部会ということで2つ部会を持っておりまして、まず、スマートシティの中でもモビリティ作業部会というのが一つ、こちらは今、生活福祉課とあと道路公園課のほうで参画していただいております。あと、行政手続電子化作業部会というのもう一つございまして、いわゆる役場の手続の電子化とかそういうことになりますので、介護保険、生活福祉、子育て支援等々の課長に入らせていただいております。その中で作業を進めているような状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そういう意味では、各課の課長級以上の方がそれぞれの部署というか、課が業務改善とか生産性を上げていくためにこういうことに取り組んでいこうと、問題改善から取り組んでいく内容等をそれぞれ部会等を通じて、それを総合政策部を頭に形に変えていく、そういうような大きな流れかなと。セミナーなんかにも実際に出られて先進事例等を学ばれていると。このDXについても本当に新聞で連日出てきていますし、メディア等、また雑誌とかでも、それから総務省のホームページとかでもそれぞれの自治体の先進事例なんか非常に紹介されていて、私、個人的にも、ホームページを見るだけでもすごく勉強になるなというふうに思うんです。

別の視点で、DXの役割みたいなものを見たときに、熊取町のスマートシティ構想の中にも掲げられていますけれども、本町も人口が減って行って、それに合わせて職員の数も減少傾向にあると。だから、より生産性を高めていかないといけない、業務効率を図っていかないといけない。そのために住民サービスの質の低下を招かないためにもDXを進めていくんだと、こういうような構想の中身があったかと思うんです。

一方、先日の第3次行財政アクションプログラム等で、職員の超過勤務という部分で財政を圧迫しているというような、そういうようなデータがあったかと思うんです。第4次のアクションプログラムの中にも、計画のイの一番に職員の生産性の向上であったりとか超過勤務の抑制、こういったことにもDXを進めていくことによって次の第4次のアクションプログラム等では財政の圧迫というか、職員の方の超過勤務、そういったところもしっかりと手当てできるのかなというふうに思うんですが、その辺のところはどうですか、絡んでいますか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）まず、先ほど超過勤務というところの一つ課題からお話をいただいたかと思うんですけども、比較的雑多な作業で機械化できるものは機械化して、その空いた時間をほかの業務に回していくとか、そういう形の視点かなというふうに考えてございます。

そういう点で申し上げますと、税なんかでいきますと電子申告システムとかそういうものも入っていますし、それでかなり業務のほうは削減されている部分もありますし、今、出退勤管理システムということで、今まででしたら、導入するまで実はタイムカードで押して、それを手計算で超過勤務を積み上げてとかそういうところの作業というのが今、カードで全部電子化していますので、時間の計算も一括でできますので、そういう作業もかなり軽減されている部分があるかと思えます。

ただ、役場はそれだけの業務ではありませんので、新しい仕事が毎日のように降ってきますので、そういう点で言えば十分な削減に至っていない部分はあろうかと思えますけれども、今既に進めているやつでも実際に効果が出ている部分もございますので、きっちりまた進めていきたいなというふうに考えております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）業務削減につながっているもの、当然ながら住民生活の質を上げていくために日々役場の方たちも新しいサービスを取り込んでいくということで、当然ながら仕事が尽きることはない、今、まさに部長おっしゃるとおり、どんどんいいまちにしていくためにもそういう取組が必要なんだと。

そういう意味では、DXというものはやっぱりどんどん進めていかないといけないと。一方で、DXを進めようとしていくとデジタル人材の採用、育成というところがどうしても課題になると。先日も河野大臣から、新聞報道等で人材が不足しているんだと。これは国自体も当然そうですし、各自治体がデジタル人材の取り合いっこになって、なかなか人が集まらないというような話も聞くんですが、本町のほうはどうですか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）まさにおっしゃるとおり、ICT関連の職員の確保は非常に苦慮しております。幸いにも昨年1名確保できたんですが、今年度の募集をいたしました但现在応募なしというのが実態でございます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）これは行政のみならず民間企業も先んじてDXというかデジタル人材の募集というか、採用活動もずっと進めていて、どっちかというとなイスペックな人を取ろうと思うと報酬の部分であったりとか業務内容の部分はなかなか非常に課題が多いかなと。そういった意味でも総務省も、例えば熊取町独自で採用するのが難しいということで、広域で、近隣の自治体でそういったデジタル人材を採用していく、そういうところも検討していただきたいというような案内もあったかと思うんです。スマートシティ構想を、そしてDXを進めていこうと思うと、やはりこういったデジタル人材の採用、活用というのが必須になってきますので、ぜひ頑張っていただきたいなというふうに思います。

次の質問になるんですが、スマートシティ実現に向けた取組成果と今後の取組についてご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、2点目、これまでのスマートシティの実現に向けた取り組み成果と今後の取り組みについてご答弁申し上げます。

これまでの取組成果の一例を申し上げますと、おくやみワンストップコーナーを設置したことにより、従前はご遺族の方に複数の窓口を移動していただいていた亡くなられた方に関する役場の手続が1か所でまとめて行えるようになり、ご遺族の負担軽減につながっております。

次に、無料の子育てアプリ「くまっこナビ」を導入したことにより、妊娠期から子育て期にわたって必要な届出・手続や育児情報を一元的にアプリで知ることができ、予防接種や成長記録の管理について、家族でのデータ共有などができるようになりました。

学校教育現場での取組といたしましては、児童・生徒1人1台ずつの学習用端末の整備と校内高速大容量ネットワークの一体的な整備や中学校の教室への大型モニターの設置を行い、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びをさらに進めているところでございます。また、校務の業務効率を高める統合型校務支援システムを導入したところであり、今後、一層の教職員の負担軽減につなげてまいります。

役場庁舎内での取組といたしましては、チャットツールを導入したことにより、複数の課にわたる職員間の連絡調整が効率的に行われるようになってございます。加えて、議会タブレット端末の

導入により、ペーパーレス化を進めることができました。

また、今後の取組につきましては、令和4年度の取組として、住民票、印鑑登録証明書や課税証明書などの交付手数料の窓口支払いをキャッシュレス化するとともに、子育て・介護関連の26手続について、マイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続を可能とする取組を進めてまいります。さらに、インターネット上の図書館において、個人のスマートフォンやタブレットなどで電子書籍の貸出しができる電子図書館を導入いたします。

学校教育現場での取組といたしましては、コロナ禍における児童・生徒の日常の検温確認・集計に健康観察アプリを導入することにより、適正管理と教職員の負担軽減につなげてまいります。

役場内部の事務につきましては、文書管理システムの導入により、ペーパーレス化、文書の検索性の向上や決裁手続の電子化を進めます。

また、令和5年度の取組につきましては、今年度中に全庁的に申請手続を洗い出し、オンライン申請が可能であるかの検証を行った上で、さらなる行政手続オンライン化に取り組むとともに、高齢者向けのスマホ教室の実施など、情報格差、いわゆるデジタルデバイド対策を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

今、たくさん成果を上げていただきまして、これなんかも以前にはなかったサービスがこういったスマートシティ化に取り組むことによってこれだけたくさんの成果があって、そういった成果によって住民のサービスもたくさん出てきているということで、頑張っている様子というか進んでいるなというのが非常によく分かる内容で、本当に日々ありがとうございます。

いろんなサービスの中でも、私、LINEによる道路・公園通報システムはすごく効率的で、ほかの自治体ではなかなかないと。当初出てきたときには近隣ではなかなかないのかなと。お金をかけてやっているところなんかは、常にカメラで道路を移動しながらとかいろんなお金をかけながらやっている自治体もあれば、本町のようにLINEによる道路・公園通報システム、職員の皆さんも道路であったり公園を日々定期的にチェックされていると思うんですけども、それに加えて、プラスアルファで住民から道路がこうなっているよとか、日々使っている公園がここはちょっと危ないんじゃないかな、そういうような取組が僕はすごくプラスアルファで安全にもなるし、さらに効率的だというふうに思っているんです。これについてはどうですか、結構効果というか、割と件数というのは上がってきていたりもするんでしょうか。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）ありがとうございます。議員おっしゃるとおり、道路、公園については職員も定期的にパトロールというか、見回った上で対応しているというのが一つ。その上で、各自自治会に見ていただいている部分があるんです。その都度ご要望いただく、こういう形で今までやってきたんですが、議員おっしゃるLINEによる通報システムをこの3月1日から運用開始しております。

8月末時点まででございますが、道路施設については15件、公園につきましては17件の通報をいただいております。草がたくさん生えているだとか溝が詰まっているとかいろんなものがございしますが、今のところ、通報いただくとき即時対応できるような形でできるだけ進めておるということで、今、申し上げた15件、17件についてはもう対応済みというようなところでございまして、我々の目が届かないところに住民が気づいていただいて連絡いただくというのは非常に助かっておるというようなところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）もう半年でそれだけあって、しかも直接ダイレクトに所管部署にそういった情報を

届けることができるという意味でも本当に非常に効率的だなど。ただ、このシステム自体が、熊取町公式LINEに登録している人たち、今5,500人ぐらいだと思うんです。住民割合にして12.何%、昨日等ありました。すごくいい取組であるにもかかわらず、そうやってLINEだからこそ簡単にいくというようなところも出てくると思うんですけど、ここをもっともっと増やしていくと当然件数も上がってくると思いますし、職員だけでなく、そういったことを知らない人たちが9割いてるということなんで、だからすごくもったいないなという部分で、これに関してはまだ半年ということでもありますけれども、もっともっと多分増えてくるんじゃないのかなというふうにこれは期待しています。結局、登録者数を増やしていくということが今回お伝えしたい内容なんです。これについては後からの質問と重なってくるので、一旦横に置いておかせていただきます。

今、ご紹介いただいた中で電子図書館システム、これがこれからやっていくこととして10月1日スタートですか、これについても我々議員のほうにも情報提供がありまして、ホームページでもありました。熊取図書館の在り方についてもこれまでさんざん教育委員会とお話しさせていただいて、熊取図書館の貸出者数が減ってきていると、シニアの方たちは増えてきているんだけど若い人たち、特に子育て世代の人たちの利用が少ないですよ、これをどうしていくかというような議論もこれまであったんです。電子図書館システムを10月1日から運用開始というのを伝えていくきっかけ、何か仕掛けみたいなそういうのはお考えなんでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）取りあえず9月の広報でさくっとご案内させていただいています。10月の広報で、具体的にどういうふうな手続が要るのというところについては広報を今予定してございます。あとは図書館のほうも、今年度住民協働の事業で情報発信している団体もいらっしゃいますので、いろんな利用者のそういうふうなところも含めて、口コミというか、そういうような形でも進めていこうかなというふうなことで今検討してございます。あと、図書館のほうの掲示であったりとかいろんなところでこういうのが始まるよというふうな形を検討しています。

このシステムについては子どもたちの1人1台パソコンのほうでもタイトルの検索ができるようになっていて、子どもたちの1人1台のパソコンのほうでも見られると。登録に当たっては、今、図書館の利用カードをお持ちでない方は、タイトルの閲覧はできるんですけど貸出しは受けられないので、そのあたりについては図書館の利用カードの登録の促進も併せて行っていきたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）本当に何度も図書館の在り方というような議論もこれまでさせていただいて、電子図書なんか本当に非常にいいものを作っていただけたなというふうに思います。ありがとうございます。

子どもたちやシニアの方たちも、そういった形でより使っていただくという部分がやっぱり増えてくるのかなと期待しているところでもありますけれども、私が一番目についたのが雑誌なんです。この雑誌が最新号とバックナンバー2年分の利用が可能だと、国内雑誌約80タイトル、外国雑誌約3,000タイトル、これが前々から熊取図書館の課題である若いお父さん、お母さん、子育て世代の人たちの利用の一助になればなど。というのは、子育て中で図書館に行けないお母さんたちがたくさんいる中で、おうちで子どもを寝かしつけている20分、30分とか短い時間の中でちょっと一息つきたいときに、おうちでコーヒーを飲みながらこういった最新号の雑誌を借りられるようになるわけですよ。そうすると、雑誌なんかでお母さんたちなんか美容系の雑誌であったりとかファッション誌であったりとかいろんな最新号が見られるということであれば、今まで利用したことのない人たちが図書館の電子書籍という部分で使っていただけるようになる非常にいいきっかけになるかなと。

なので、こういうのも今、口コミということで次長はおっしゃっていましたがけれども、ママ友なんかでも、こんなんでできるようになったと。タブレットも今iPad等で持っている方も多くな

りましたし、スマートフォンも今画面が結構大きくなってきているので、そういった意味でも隙間時間を利用して、これからの熊取図書館の在り方という、ちょうど変わるきっかけというか、本当に時代に合ったものになってくるんだなというふうに思っていますので、ぜひその辺のところも含めて広報というか周知のほうはお願いしたいなというふうに思っています。よろしく申し上げます。

次の質問に移りたいと思います。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）すみません、私の先ほどのLINEの通報システムの道路施設と公園施設の件数なんですが、ちょっと私の説明が間違っていたかも分らないです。システムそのものを導入したのは令和3年3月1日でございます。先ほど15件、17件と言ったのはそこから今年度、令和4年8月末までの件数でございます。年度ごとにもう一度きちんと申し上げます。

道路施設につきましては、令和2年度が2件、これは3月一月でございます。それで令和3年度が5件、令和4年度が8件という状況でございます。これは、令和4年度は4月から8月末までの件数でございます。

公園施設が同じで令和2年が1件、令和3年が5件、令和4年が11件というような状況でございます。ちょっと訂正させていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

年数に応じて増えていっているというのは、やっぱりこれは登録者数に応じて増えていっているというのもあると思うんです。なので、今5,500人の登録者、住民の1割がどんどん増えていって、昨日2万人まで増やしていきたいというようなお話もあったかと思うんですけれども、やっぱりこれが増えていけばいくほどたくさんの目が、公園にしても道路にしてもチェックが果たされていくわけですから、よりよいまちにつながっていくわけで、やっぱりこの登録者数を増やしていくということが何よりも必要なのか、すごくいいアプリ等入れていただいていますので、それを有効活用していくには、やっぱり登録者数なのかなと。

次の質問、マイナンバーカードの普及率についてお伺いします。

これは、総務省の自治体DX推進計画では、今年度末にはほとんど全ての国民がマイナンバーカードを保有している状態を目指すということからスタートしています。熊取町においても、当然ながら今年度末には熊取町の住民のほとんどの方がマイナンバーカードを保有しているというところからのスタートになるのかなと思うんですが、現在の状況を教えてください。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ご質問の熊取町スマートシティ構想についての3点目、本町のマイナンバーカードの普及率は計画どおりかについてご答弁申し上げます。

令和4年7月末現在の交付率は49.5%、国に提出しているマイナンバーカード交付円滑化計画では目標交付率を72.4%と設定しておりましたので、計画よりも遅れているという状況でございます。参考までに、7月末現在の大阪府の平均が46.9%、全国平均が45.9%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。熊取町の7月末現在では49.5%ということですね。

一応、私のほうも添付資料の2枚目に、これは大阪府の自治体の交付枚数と交付率を参考で挙げさせていただきます。これは5月1日なので、5月1日の時点では48.1%、それが3か月たって今、部長がご答弁いただいた49.5%ということで微増というところで、この数字を見ていただくと非常によく分かるんですけれども、熊取町は非常によく頑張っていると思うんですよ。近隣の自治体は、青いマーカーを引いていますけれども、田尻町、岬町なんかは50%をこのときに既に超えていて、大阪府下で一番交付率として高いのが田尻町で58.9%ということで、ただ、大阪府全体でだあっと見ても、熊取町は非常に交付率が高いんです。私も取っていますけれども、窓口

対応も非常に親切でスムーズにできますし、そういった意味でも非常に頑張っただけだと。

ただ、これはどうしても国主導でのマイナンバーカードの取組ということで、河野大臣も最近ちょこちょこおっしゃっていますけれども、やっぱり自治体だけでは限界があると。国としても予定の半分しかいっていないわけですね。民間企業の力を借りてやっていきたいというところで、まさに行政だけではどうしてもここが限界なのかなと。民間企業と連携して交付率を上げていくということが熊取町でもやっぱり僕は必要になってくる。その連携の一つとして、例えば、ちょこちょこお見かけするんですけど、ほかの自治体とかでスーパーとかイオンとかで出張ブースみたいな形で、今、お買物のついでに登録できますよみたいな、手ぶらでもオーケーですよみたいな、そういうような取組もされていたりするのを見受けたこともあるんです。熊取町もそういうことをやってこられたんですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）ありがとうございます。大阪府下の中でも熊取町は上位のほうであるということ、大阪府も都道府県の中でも上位のほうでいるということでもございまして、先ほど議員がおっしゃられたように、今年度末でほぼ全住民がということで、本町のほうでもまず一つ今取り組んでおりますのは、平日の日中に申請や、また受け取りに来られない方のために夜間・休日に開庁させていただいてまして、月2回、夜間に開庁させていただいて対応させていただいている。あと、休日については日曜日を1日開けさせていただいているということでもございます。

あわせて、今、議員おっしゃられた出張の申請受付、実は私どものほうでも令和2年度に一度そういうふうなものをやっていこうやないかということで、担当部署で調整しまして一応要綱的な体制も整えたところなんですけれども、その後、ご存じのようにコロナ禍で外出が自粛であったりとか密になるようなイベントは避けるというようなところがあって、今、現状は延期しておる状況でございます。コロナの感染状況等を見ながら、これはもういつでもスタートできるような形は取らせていただいています。

じゃ、その間、ほかに何の取組もできないのかということで、一つは、今現在申請をして、実際何の不備もなくカードを交付されているんですけども町のほうに取りに来ていただけていない方、こういった方も実は大体1,000件近くございます。こちらのほうについては、この制度ができたときは、当初は一定期間保管したら廃棄していくというような形やったんですけども、国のほうもこのコロナ禍でなかなか取りに来られないという状況を踏まえまして、可能な限り置いておくということの通知も来てございます。その中で、本町のほうでは、新たに新規でそういうふうな申請で獲得できない状況の中で、カードが既に町のほうに届いておりますのでこちらのほうに取りに来てくださいよという督促をさせていただいてまして、微々たる数字ですけども一定の成果を上げているということでもございます。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）交付率が思うように進んでいなかったという理由の一つに、先ほどおっしゃったとおり、コロナというところはやっぱり事実としてあると思うんです。もう一つは、できているけれども取りに来られない方が1,000件ほどあったということで、非常にもったいないですね。ただ、多分使う側からすると、作ったはいいいけれどそんなにすぐに必要じゃないからということもやっぱりあると思うんです。

ここが今回ちょっとお話ししたい内容になるんですけども、なので使わないと進まんというか損になっていないんですよ。先ほどの熊取町の公式LINEアプリに関してもそうなんですけれども、持っている人は持っている人で便利は便利なんですけれども、それを持っておくとあかんとか持っておくと損というところにまでどうしてもいっていないんで、なかなか普及が進んでいかんのかなと、登録者数が増えていかんのかなというふうに思うんです。

併せて申し上げたいのは、次のキャッシュレス化の推進についての進捗質問、こちらをお願いし

たいと思います。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）続きまして、キャッシュレス化の推進の進捗についてご答弁させていただきます。

町では、令和4年4月26日からキャッシュレス決済導入業務について公募型プロポーザル形式で事業者を募集し、同年7月6日に契約交渉事業者として三井住友カード株式会社及びポストス株式会社を選定したところでございます。現在は、10月中のサービス導入を目標に鋭意事務手続などの作業を進めているところでございます。

キャッシュレスサービスの対象は、住民課、税務課、収納対策課において取り扱います各種証明書の手数料支払いとしており、決済方式はクレジットカードやI C O C Aなどの交通系I Cカードに加えて、P a y P a yなどのQRコードなど様々な方式に対応してございます。目標どおりの導入に向け、引き続き作業を進め、住民の皆様の利便性向上に努めてまいります。

以上、答弁いたします。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

キャッシュレス化の推進については2つの側面があると思うんです。今、部長が答弁いただいたとおり、役場内でのキャッシュレス化の推進、以前、3月議会で産業振興ビジョンの際にキャッシュレス化の話もちょっと触れさせていただきました。そういった民間事業者に対して進めていくキャッシュレス化と行政機関内で進めていくキャッシュレス化ということで、合わせてスマートシティですね。

そういう意味では、3月議会のときに産業振興ビジョンのときに本町独自の地域通貨を導入していきたいという計画だということをお話ししていて、これは長期スパンなんで、なかなか半年しかまだたっていないですけども、何か進展とかはありますか。ちょっと難しいですか。

議長（二見裕子君）下中住民部理事。

住民部理事（下中昭三君）産業振興ビジョンの中で、令和8年度、中期になりますけれども目標といたしまして位置づけて、町内のキャッシュレス化、特に位置づけておりますのは町内の共通ポイントカードシステム、いわゆる近隣市におけるポイントカードシステム、そのようなもの、あるいは共通キャッシュレスシステムのJ P Q Rコードの利用の普及啓発ということを通じて、また、さらにはキャッシュレス化につながるであろう地場製品の販売とオンラインのeコマースの整備、それを考えていると。

その中期の目標に向けて今、地場を広げるためにも、産業活性化基金の事業といたしまして、町内の補助限度額5万円といたしましてキャッシュレス決済システム導入補助金を今上げているというところでございます。

ただ、いかんせんまだ中期の目標というところもありまして、手続を着実に進める準備はしているんですけども今準備中ということ、併せてキャッシュレス決済システム導入補助金につきましては、商工会の会員の皆様全員に簡単なものでありますけれどもチラシを作成して、今、着々と大手ペイメント会社の利用というものもあるかと思っておりますけれども、まだそこに至っていない方々の少しでも後押しになればということで周知をしているというところでございます。

ただ、4月から補助金の開設をいたしまして、今のところまだ申請はいただいている状況ですが、さらなる普及、啓発に努めてまいりたいと、そのように考えてございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）地域共通ポイント、熊取町独自のポイント、令和8年度ですね。なのでまだ大分、日があるというところですね。本来であれば、そういったキャッシュレスを民間事業者に勧める際にも、お店で物を買うときに何とかペイで支払ったり、もしくはクレジット会社で支払ったとき

にそれぞれ独自の会社のポイントが付与される、そういったメリットがあつてクレジットで払う、何とかペイとかいろんなので払うという方もたくさんいらっしゃると思うんです。望ましくは、そこに地域共通ポイント、熊取町独自のポイントがつけば、やっぱりこれはやらんと損やなという形にもなると思うんです。行政も先ほど10月中のサービスの導入を目指してということで、ようやくどんどん進むようになるのかなというめどがついてきているのかなというふうに思いました。

ぜひこういったところも進めていただいて、できることならば、やはりそういった例えば役場で手数料等、それから施設使用料とかそういうのも当然キャッシュレスの中に入ってくるかと思うんですけれども、その際にも熊取町独自のポイントというのを付与していただいたほうが、当然、普通の何とかペイで支払うプラスアルファで熊取町独自のポイントがあると。企業も、物を買うときに何とかペイで支払って、そのペイのポイントはつけけれども、さらに熊取町独自のポイントが付与される。だから、そういったところを全部融合してしまったほうが当然ながら増えていくと思うんです。

もっと言うと、先ほどのLINEの道路・公園通報システム、これにしても、例えば通報していただいた、教えていただいた方に対してポイントを支払う、こんなのも十分ありと思うんです。本当にポイントは大きな金額にはならないと思いますけれども、ポイントを集める人たちはすごく多いですね。わざわざ数ポイントもらうために頑張ってどこかまで行くという方が非常に多いので、そういった意味で、今、個々でそれぞれがピンでやろうとしていることを、やっぱり点と点を線をつないで面にして、熊取町独自で全部で回していくというような形を早急につくらないと、なかなか増えないのかなというふうに思います。

やっぱり住民にとって入ったら得だよなというのは、例えばマイナポータルでもそうですけれども、国が単発的に、入れた方に対しては5,000円とかのポイントをつけますよ、こういうようなものも一つの切り口にはなると思うんですけれども、やっぱり持続させてどんどん増やしていこうと思うとそういったようなシステムをしっかりと組んでいただいて、もっと言うと、今プレミアム付商品券ですか、あんなのもやっぱりデジタル通貨に変えていく自治体が出てきていますよね。なので、あんなのも数えるのに何十万枚、それは特別の機械でやっているから早いのかも分からないですけれど、すごい作業のお金と時間がかかってくるわけで、例えばそんなのも電子化してしまつて一つのポイントにしてしまえば非常に大きな経済力になると思いますし、本町独自の、本当に住民が町内でお金を落としていくシステムが出来上がってくると思うんです。

これは令和8年度ということなので、まだまだ感覚的には大分あるなと思うんですけれども、やっぱりこういうのもしっかりと前倒し前倒しにさせていただいて、一斉にみんなで住民に対してすごいエネルギーを使って熊取町スマートシティで、このスマートシティでは必ず決済というのは根幹だと思いますので、やっぱりこういったところも、ぜひとも全庁的な取組なんで頑張らせていただきたいなというふうに思います。

どうですか、今の話を聞いてそんなの無理と、そんな感じですか。

議長（二見裕子君）巖根住民部長。

住民部長（巖根晃哉君）全庁的な取組というところは、今、議員おっしゃられたようなところで、当然併せて検討していきたいと思えます。

今おっしゃっていただきましたように町内のキャッシュレス、それで共通ポイントシステム、私どもも産業振興アクションプログラムのほうにこういったメニューを入れたのは、まさに議員おっしゃられたところ、私どももそれを痛感しております、コロナ禍のときに地域振興券事業、議員の皆さんからご要望もいただきまして、実際その作業をするに当たりまして、やはり券を印刷するのであるとか、先ほども換金の手作業で数えるというところ、非常に無駄といたしますか、今現状それしかないんですけれども、そういったところが土壌としてそういうポイントシステムがあれば、そこに加算するというだけで非常に効率的であるということも認識してございまして、アクションプログラムの中の項目に入れさせていただいたところでは。



中期項目というところで、先ほど理事も答弁しましたが、大手のところはある程度一定、町内のところでも先行して、利便性を考慮しまして事業所のほうで導入されているところはあると思うんですけども、そこにまだ及んでおらないところの背中を押すというようなところでうちは取り組もうと思っております。期間は中期ですけども、前倒しも含めましてしっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。ぜひ期待しています。

やっぱり参加者が多いと、民間企業はもう乗らんとしゃあないというか、逆に乗らんと損やなという形に当然なってきますので、ぜひその辺のところを全庁挙げての取組かと思っておりますのでぜひとも頑張ってください、先ほどの図書館の分についても、例えば雑誌とか本を借りたときに、ずっとは難しいと思っておりますけれど、例えばキャンペーンとかでこの期間中に借りた方に何ポイント申請とかでも非常に僕は訴求効果があると思うんです。なので、どういった世代、どういった年齢層をターゲットにしてやっていくのか、こんなのはもうマーケティングでは普通なのかと思うんですけども、ぜひともその辺のところ、全世代にじゃなくてピンポイントでやっていく、まずはそこから広げていくというのでもいいと思っておりますので、しっかりと考えていただいて、昨日も明松統括理事のほうで2万人というお話もありました。この延長線上でいっても2万人はなかなか僕は無理やと思うんです。なので、ある程度そういった仕掛けがないとなかなか人数も伸び悩んでいくのかなと思っておりますので、せっかくすごくいいものをつくっていただいても、やっぱり知っている人が少ないとなかなか進んでいかない。利用者が少ないと、当然民間企業もそれぐらいの人数やったら別にええわという形になってしまいますので、全員で仕掛けていくというか、全庁的な取組で、かつそれが住民にとってすごくいい取組に当然なるわけですから、そういった形で、点と点は本当にすばらしいので、それを線にして面にしてどんどん回していくというような形をしっかりと、時間はかかると思うんですけどスピーディーに頑張ってくださいなというふうに思います。

では、次の質問に移ります。次は働き方改革です。

働き方改革を推進している役場にとって、職員のテレワーク推進についてどのようにお考えなのか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、職員のテレワーク推進についてどのように考えるかについてご答弁させていただきます。

テレワークについてでございますが、本町では令和2年3月に働き方改革指針を定めており、指針を取りまとめる上で実施した職員アンケートでは、テレワーク等の多様な働き方に対する意見はそれほど高い割合ではございませんでしたが、働き方改革において、多様な働き方の選択肢の一つとして導入の検討を行う必要があるとの認識をしておりました。その中で、新型コロナウイルスによる影響で働き方改革だけでなく感染症対策も含んだテレワークが注目され、民間をはじめ公的部門でのテレワークが推進されたところでございます。

本町においてもテレワーク実施に向けた検討を始めたところ、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISの構築したテレワークシステムを活用した実証実験を始めるとの通知がありました。この実証実験は無料でテレワークシステムを活用できることから、実際にテレワークを実施しながらテレワークを行った場合のメリットやデメリットを確認できることから参加することとし、令和3年6月から、部署は限定的ではあったもののテレワークを実施しております。当初は令和4年3月までの実証期間でございましたが、コロナ禍が収束していない中で令和5年3月まで延長しております。

実際にテレワークを実施した結果、自宅で業務を行うと仕事に専念でき業務がはかどる、効率的に取り組めること、通勤時間がないため生活にゆとりが出るなどの効果が認められました。また、直接住民対応している窓口や現場を抱える職場では導入は難しいこと、その逆に、内部管理的な業

務を行っている部署では導入による支障が少ないことが分かりました。情報管理の面では、資料の自宅への持ち帰りが限定的であり、今回使用したシステムがL GWAN回線を活用したシステムであることから、L GWAN回線を使用したシステムは自宅でもアクセス・操作できるものの、その他のシステムは自宅から使用できないためテレワークできる業務が限定されることや、決裁の電子化などテレワークを進めるためには決裁システムの導入など他の環境も整えないといけないこと、一部の職員がテレワークを実施している場合、出勤している職員に一定の負荷が発生すること等も分かっています。

加えて、直接的に業務を行うわけではないものの、コロナによって自宅待機となった一部の職員がテレワークシステムを活用し、自宅にしながら情報の収集などを行い、復帰後円滑に業務を進めることができるといった効果もございました。

令和4年度末までは実証実験によるテレワークを実施しますが、その後については、今回の実証で判明している効果や課題をしっかりと分析し、効果的なテレワークの導入が進められるよう検討してまいります。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）テレワークシステムの実証実験を既にされているということで、導入当初はアンケート等で見るとなかなかニーズがないのかなと思っていたけれど、実際にやり出すと色々なメリット・デメリットがあったということですよ。

総務省の内容等でも、テレワークの取組状況、ちょっと古いデータになるんですけども、ほとんどの都道府県や政令指定都市では導入されていて、市町村になるとなかなか進んでいかないというそういう実態があって、そんな中でも熊取町は取りあえず試しというか、実証的にはやっているということで、まだ進んでいるのかなというふうに感じました。

働き方改革という視点でテレワークを当初考えていたんですけども、総務省から「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」というところで、地方公共団体におけるテレワーク推進の意義として、テレワークを推進することが必要な理由として3点ありますと。今、部長がおっしゃられた内容もここに当然入っているんですけども、「育児や介護など時間的制約を抱える職員を含め、職員一人ひとりが多様な働き方を実現できる」、2点目として、「結果として、業務の効率化が図られることで行政サービスの向上にも効果」があると。1、2については、うんうん、そうだよというふうな状態だと思うんですけど、3点目の「感染症対策に加え、災害時における行政機能の維持のための有効な手段」であると。ここが、ああなるほどと思ったんです。

有事の際に当然ながら本庁に来られない方もいらっしゃるし、昨日は防災の面ではいろいろと充実されているというか、今いろんなことに取り組んでいると思うんですけども、肝心の拠点となる役場機能が果たして維持できるのかといったところの視点でテレワーク推進を考えるというところが意義があるというふうに、この手引にはなっているんです。

僕は、あんなるほどなど。何かテレワーク推進ということは職員の方たちの働き方の環境改善なのかという、もちろんいろんな理由を持ちながら役場に通っておられる方の環境を改善していくという意味では非常に意義のあることだと思うんですけど、別の視点で行政機能の維持、災害時・有事における行政機能を維持させるためのものにテレワークの推進がある、これは確かにそのとおりやな。ふだんから遠隔、リモート等で自宅にしながらできるようなことを日々やっていたら、当然、有事の際にもそれが当たり前のようにできるようになると。だけど、実際に災害が起こったときにそれをやり始めようと思っても、何から手をつけたらええねんと当然やっぱりなるわけですよ。

だから、本当に新しい視点でテレワークというものを考える今回はいいきっかけに僕はすごくあったんです。なので、そういった視点でもまた考えていただいて、テレワークの推進を今実証実験でいろいろやっておられる、その中の一つとして、こういった有事の際、災害があったときに対し

て実際役場機能を維持するためにテレワークを実証というか、一遍やってみようかというような視点で考えていただくというのも一つかなと思いましたが、今回質問のほうに上げさせていただきます。こういう点についてはどうでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）まさに浦川議員おっしゃるとおりでございます。私もその辺も認識しております。当然これを継続して進めていくためには経費等の考慮も必要ですが、基本的には、働き方改革を含め災害、先ほどご意見いただいた部分というのは重要なことだと思っております。ぜひ積極的に活用していきたいというふうに思っております。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございます。

本当にテレワークの推進ができない理由、総務省の調査の中にもたくさん出てくるんです。今までやってこなかったからできない理由は当然あるし、窓口業務にはテレワークはそぐわないと、もちろんそうやと思いますし、そぐわない理由、できない理由はたくさんあるんですが、そんな中でも熊取町はいろんなことを想定して実証実験もされて、いろいろ前向きに取り組んでいると。先進的な取組に頑張っておられるなというのも今の発言で非常によく分かったんですけども、その辺のところも含めてまた進めていただきたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

では、最後の質問です。熊取町スマートシティ構想の対象期間を経て、大阪・関西万博が開催される2025年までとしていますけれども、本町は大阪・関西万博とどのように関わる予定なのか、ご答弁をお願いします。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）最後の6点目、本町は大阪・関西万博とどのように関わる予定かについてご答弁申し上げます。

大阪・関西万博の会場で実施をされる未来社会の技術やシステムは、本町が直面する諸課題の解決手法のヒントの一つとなるものであり、スマートシティ熊取の実現にもつながるため、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会に派遣している本町職員から随時鮮度の高い情報も得ながら、未来社会の技術やシステムを持続可能なまちづくりに生かしてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）そうすると、僕の感覚でいくと、大阪・関西万博を大阪でするんやといったようなことで知事と市長が非常に力を入れて、ようやく大阪で開催しますということが決まったわけです。何か分からんけど大阪で万博するんや、すげえとすごく期待していて、何をするかはよう分からんまま、先進事例とかいろいろ学べるんかなみたいな、そういうところであったんですけど、熊取町として参加していくというよりも、どちらかというところ、そういった関西万博での先進事例の情報を得てそれを熊取に生かすと、そういうようなちょっと何か受け身的なスタンスでやるお考えということなんですか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）答弁の内容でそういう形で受け取られた部分もあろうかと思うんですけども、現状、万博で広げられる新しい技術ということで、実際私どもで耳に入っているところでいうと空飛ぶ車とか、そういうのはニュースとかでもご存じだったと思うんです。これも実際、夢洲と関西空港とか、比較的水の上とかそういうところを飛ぶような、そういう形の新しい技術となつてございます。

今回、万博の中では日本の国家戦略のSociety5.0の実現がテーマとしてなっておりますので、その中で出てくる部分で今直近で出ているのが空飛ぶ車となると、直接熊取町がそれに取り組むというのはなかなか今現状は難しいテーマになってしまっています。ただ、私どもの町レベルでもそれに取り組むことができるような、そういう新しい技術は間違いなく示されてくると思いますので、

またそういう段階で検討していくような形になろうかと思えます。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）町長にもお伺いしたいんですけども、先ほどの部長の空飛ぶ車、このフレーズだけで何かすごくわくわくするようなものだなというふうに思うんですけども、どっちかというとか何か大阪市・関西万博みたいなイメージがどうしても強いんです。大阪府でやるけれども、熊取町で何かするの、何か関わるのかなみたいな、どうしてもそのイメージが強いんで、何かどきどきわくわくするような万博であってほしいですし、子どもたちが大阪でやったんやろう、何かしたんみたいなときに、熊取町も大阪やからなみたいな話で何か盛り上げる一つになったらいいなという、そういうものなんです。町長としてはどのようにお考えでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原町長。

町長（藤原敏司君）大阪・関西万国博覧会というふうな名称になっていますけれども、これは大阪府が提唱して、大阪府の中にある大阪市の協力を得ながら日本で行う国際博覧会ですので、これは大阪府、大阪市だけということではないというふうに思っております。昨日のニュースでも、国の万博担当相が大阪に来て、全国的に盛り上げていくというふうな話があったかというふうに思います。

その中で熊取町が万博に向けてどのようなことができるのかということでもありますけれども、なかなか未来社会に向けてということになりますと、技術的なことについては町内にある関西医療大学、大阪体育大学、こういった大学に健康に関するデータなんか蓄積されているというふうに思うんです。それを熊取町と連携しながらそのデータを活用してもらえよう、そういうものがあれば、また万博の未来に向けての一つのツールになるのではないかなというふうに思っております。

もちろん京大の複合原子力科学研究所もございますので、こういったものが出せるかどうかは研究所の判断によると思うんですけども、そういったところで熊取町が協力できることについては協力していきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

議長（二見裕子君）浦川議員。

3番（浦川佳浩君）ありがとうございました。

何か遠い国でやっているぐらいの感じで万博について捉えていたんですけども、今、町長が熊取町独自のことを、それを用いたものができたらなということで、僕としてはぐっと近づいたかなというふうに感じています。ありがとうございました。ぜひ頑張ってください。

ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、浦川議員の質問を終了いたします。

一般質問の途中ですが、ただいまより昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

（「11時57分」から「12時59分」まで休憩）

---

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）議長の指名がありましたので、私より質問させていただきます。

文部科学省で2021年度から5年かけて35人学級に移行していています。早く進めていただきたいのですが、35人学級になっていないのは小学校で何学級でしょうか、お答えよろしくお願ひします。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）鱧谷議員の35人以下学級の現状についてご答弁申し上げます。

小・中学校の学級編制については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律で定められており、令和3年4月より小学校の学級編制の標準が段階的に35人に引き下げら

れ、令和7年度には小学校全学年において35人学級編制を実施することとなりました。これに伴い、令和3年度は小学1、2年生で、令和4年度は小学1年から3年において35人学級編制を実施しております。

また一方で、今年度は大阪府より小・中学校8校に16名の加配教員が配置されております。この加配について、35人学級編制を含め、少人数・習熟度別指導や小学校専科指導など各校の実情に応じて加配メニューを選択し配置することで、指導方法の工夫、改善に取り組んでいます。

16名のうち3名の教員については35人学級編制加配として町内の小学校2校、中学校1校に配置しており、1学級当たりの人数を減らすことで指導の充実を図っているところです。

今後も、国の動向を注視するとともに、府の加配メニュー等を活用するなど、学校教育のより一層の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

先ほどおっしゃられていた小学校で35人を超えている学級数につきましては、学年でいいますと2学年、学級でいいますと4学級という現状であります。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） 大阪府は1年目から1年生、2年生が35人学級になっていたの、国よりも1年早く進んできていると思います。本当に今、4学級についてまだ35人を超えているということなんで、その4学級について一日も早く35人以下学級にしていただきたいという思いがあります。

コロナ禍の中でやっぱりみんな35人学級でできれば、今少し下火にはなっていましたけれど、今年のコロナの状況を見ますと、学校から子どもたちが家へ帰ってきて家族にうつしてしまいうというふうなケースが間々見られたので、30人以下学級というのがやはりベストではないかなというふうに感じております。

今の状態でいったら、今の5年生、6年生は中学校へ行くまで4学級については今のままということになってきますので、子どもの少子化が進んで国の標準よりも先にいっている都道府県や地方自治体も多くなってきているように思いますので、できれば早く少子化が進み、30人以下学級になることを望みたいと思います。

平成21年の調査なんですけれども、30人を超える学級の割合をイギリスと比べますと、イギリスでは小学校で12%しかありません。中学校で10%がないんですけれども、2021年の状態で35人学級はなっていない状態なんですけれども、日本では小学校が54%、中学校については82%については、30人以下に幾ら少子化が進んできていてもまだなっていないというふうな状態だったことを考えますと、やはり日本の教育が世界に比べても先生方も大変だし、子どもたちも大変な中で授業を受けているというのがこの状況からよく分かると思います。子どもにとってどういう教育を受けられるのかというのはすごく大きな問題だと思うんです。

以前に私も言いましたけれども、私が20年前にドイツの初等教育を見に行ったときには、20人ぐらいの子どもたちを2人の先生で教育されていました。5、6人の子どもたちが寄り集まって自分たちの興味のあることを話し合い、本などを持ってきて調べ合って発表し合うというふうな教育をされていたんです。そのときに日本の中でも個人教育とか自由教育がすごく推奨されていて、教師が前に立って一斉教育するのは古いと言われていました。でも、40人学級で担任1人で自由教育や個性を大切にするような教育というのはできるような状態では全くないというふうな、ドイツへ行って思い知らされました。やっぱりそういう教育というのは、30人以下の子どもたちで2人が担任していてやっとならざるを得ないということをつくづく感じました。一人一人を大切に教育するならば、やはり子どもの数は30人以下にすべきだと思います。

また今、コロナでオンライン化で、給食なんかでもマスクを外したら私語は慎むというふうな感じで、子どもたちの交流が少なくなっているのではないかと心配するんですけれども、そのような点についてはどうお考えですか。

議長（二見裕子君） 林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）当然、学級数の編制につきましては、以前からもそうでしたけれども、国あるいは府のほうに要望を上げております。35人以下学級、国も行く行くは30人学級というようなことを考えているというようなことも聞いておりますけれども、引き続き、国及び府に要望を上げていきたいというふうに思っています。

ただ、今現在、熊取町においては、今ある資源を十分に使いながら、当然先生方の負担軽減ということもありますが、やっぱり子どもたちにどうすれば一番しっかり力をつけられるのか、あるいは不安を軽減できるのか、そのために、例えば支援を要する子どもには介助員の配置であったり、学生に来ていただいて学習支援ボランティア、また家庭の支援も含めたスクールソーシャルワーカー等、たくさんの人をつけていただいておりますので、そういったところのサポートもしっかりしながら、子どもと先生方をサポートしながらしっかりした教育を進めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今はコロナのために仕方がないと思いますけれど、子どもたちが肌を合わせて駆け合って遊ぶというふうな状況がつかれないというのは本当につらいことだし、子どもたちにこれからどういう影響が起きるのかなというところ辺がすごく気になりますし、小さい子どもなんかは、みんながマスクしている中で言葉の習得が遅れてくるのではないかというふうなことも何かすごく危惧するんです。コロナが終わって、子どもたちが昔どおりに遊べるようになってほしいなというふうに思っております。

35人学級はあと4クラスだけということなので、できれば来年、5年生が35人学級になると6年生だけが40人学級が残ってしまうということなので、この際、来年度には小学校全てを35人学級になるよう計らっていただければというふうに思うんです。またいろいろと難しい問題はあると思いますけれども、ご配慮をお願いしたいと思うんです。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）35人学級については、理事のほうからも答弁がありましたけれども、当然これに対してはいろんな形で要望はしております。ただ、国のほうでなかなか一遍に進めないなというのがあって進んでいないのかなという現状です。

単純に先生を増やせばそれだけでいけるのかというと、今やっぱり支援を必要とする子の支援学級の教室確保であったりとか、一部の学校においては生徒数が増えています。となると、35人学級にすると教室が足らへんという事態も出てきます。国の基準を超えて先生を配置する、教室を増やすとなると、当然これ全部町の単独費用で実施しなければならないということで、かなりの費用がかかってくるというところ辺もご理解いただけたらと思います。

先ほどの子どもたちがなかなか触れ合えないという部分につきましても、できる範囲でいろんな工夫をしながら学校はやってくれています。でも、やっぱり安全と子どもらの触れ合いのバランスをどこで取るかというところで学校も非常に苦勞してやってくれているというところで、そのあたりご理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）理解はしているんですけれども、やはり子どもたちの育ちにおいて心配だなというふうな思いで危惧を持っています。今の状況は仕方がないとは思いますが、何か子どもたち同士でいろんなことができるような工夫ができないかなというふうな感じで思っております。また、難しいとは思いますがよろしくお願い申し上げます。

35人学級の中学校の計画というのが、来年、再来年になるかと思うんですけれどもどういうふうに進んでいくのか、分かったら教えていただけますか。

議長（二見裕子君）林教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（林 栄津子君）その点につきましては国の方針という意味でしょうか。そこについては多分、昨年度の文部科学大臣のほうから中学についても前向きに考えていきたいというようなご意見があったと思うんですけども、特にそういった詳しいタイムスケジュールのほうは、ごめんなさい、私ども把握しておりませんので、示されているかもしれませんが、特にこちらのほうとしては情報をつかんでいないような段階です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。中学もできれば3学年一斉に35人学級にというふうな思いがあるんですけども、できなければ、3年生から試行しているところがあるというふうに聞きます。やっぱり高校受験とか精神的に不安定になる時期やと思いますので、先生方も目が行き届くということで3年生からしていただけたらありがたいかなというふうに、1年刻みでいくならばという感じで思っております。それは難しいかもしれませんが、またご配慮いただけたらありがたいなと思います。

給食についてお伺いします。

給食について、今年から給食の無償化はやめたのですけれども、まだコロナの影響も続き、今度また最近物価高で生活を圧迫しております。3学期からでも給食の無償化ができないものかと思うんですけども、その辺についてはいかがでしょうか。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） それでは、質問の2点目、給食の無料化についてご答弁申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大予防に向けた学校休業等を踏まえ、児童・生徒保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的として、国の地方創生臨時交付金を活用して町立小・中学校児童・生徒の給食費の無償化を令和2年6月から令和4年3月まで実施いたしました。本年4月からは従前どおり給食費をご負担いただいております。

令和4年度においても、コロナ禍における原油価格、物価高騰対応分として地方創生臨時交付金が創設されてはおりますが、本町の取組としましては全ての住民を対象とした事業を実施していることから、給食費の無償化については実施してございません。

しかしながら、現在の世界情勢による影響で様々な食材の価格高騰が進んでおり、学校給食においても物価上昇による影響が予想されますが、保護者に新たな負担が生じないようこれについては対応することとしておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）ありがとうございます。値上げはしないということのご答弁だと思うんですけども、1学期に給食無償化だったのが有償化になったときに保護者の方と話をしたんです。無償化がずっと続くと思っていて、お金を払うと思っていなかったと。今年になって、そこでは3人の子どもの給食費を払ったんですけども、その額に驚いてしまったと。無料でこれだけ助かっていたんだと改めて思ったと。泉佐野市では今年も無償化なのに、熊取町も無償化してほしいというふうに話されておりました。やはり近隣都市が無償化になっているのに、子どものことを中心とせずと考えるとこれら熊取町が無償化にならなかったということがちょっと疑問だなというふうに思ったんです。

全国1,740自治体のうち、小・中学校とも無償化を実施しているところは76自治体で、小学校のみが4自治体、中学校のみは2自治体です。一部無償化、一部補助実施は424自治体あります。これは平成30年度の調べなんですけれども、大阪府の状況としては、高槻市が中学校の給食の無償化を始めるということで、これはもう今年2学期からか、ちょっと見ましたけれど忘れたんですけど、今年からされるということです。大阪市ではコロナ禍の負担軽減として小・中学校全て無償化、田尻町は2019年、大阪府で初めての小・中学校給食の無償化、堺市は今年の2学期は小学校の給食の無償化、それから泉佐野市はコロナの負担軽減の継続、2022年度も給食を無償化しております。

泉南については無償化になっているところが割合に多いので、ぜひともこれは考えていただきたいなと思います。

憲法では第26条で、教育基本法は第4条で、学校教育法は第6条で義務教育の無償化を定めています。しかし、無償化と言われながら制服や教材、修学旅行代など様々徴収をされています。現在、コロナ禍、円安などで経済は悪化し、生活困難な家庭も増えています。教科書が無償化されたように、食育の要である給食費もぜひ無償化していただきたい。本来は国がすべきだと思うんですけども、自治体として始めていただきたい。子どもの教育を本当に考えるまち熊取として考えていただきたいと思うのですけれども、どうでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、財源があってということで、給食費を1年間無償化すると、約1億6,000万円ぐらいかかってくるということで、かなりの費用がかかってくる。それをどういうふうにその財源を工面していくかというのが非常に難しいところでして、教育委員会をご存じのように学校の施設改修であったりとかいろんな面で今費用がかかっている中で、町の財政当局ともいろんな話をしながらやっているという状況です。

去年、おとしについては臨時地方交付金があったということで、一定財源の工面がついたということとさせていただいた話ですけども、今年度についてはこの臨時交付金の額がかなり減っているという中で、庁内でいろんな議論をした中でどういう取組をするかということで、給食費のほうは、非常に申し訳ないですけども、やっぱり食事代の実費分はご負担いただくという判断をさせていただいたものです。

今後、教育委員会としてどういうふうな施策をしていくという部分については、予算、財源の関係もございますので、財政当局とも詰めながら事業を進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。何ともしてもしていただきたいという思いはあるんですけども、難しいのかなというふうな感じですね。

3点目に移ります。体育館のクーラーの設置の予定はどうなっているのでしょうか、お答えいただけますでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）3点目の体育館のクーラーの設置予定でございますけれども、学校体育館の空調設備につきましては、近年の猛暑を考えますと、適切な教育環境の整備の面、また防災対策としての避難所開設時の面で課題であると認識してございます。

一方、空調設備の整備費用につきましては、災害時の避難所用としてLPガスを活用した整備を行った場合の経済産業省の補助制度や、起債事業である緊急防災・減災事業債の活用も考えるところですが、いずれにいたしましても、空調設備を整備した場合、多額の一般財源が必要となります。

先ほどもちょっと触れましたが、本町の学校施設は現在、東小学校大規模改造工事や熊取中学校のトイレ洋式化改修工事等大きな事業に取り組んでおります。今後においても、老朽化建物を有する学校や増築の検討を要する学校など、施設整備は続いてまいります。

教育委員会としましては、これら施設整備が必要な学校の状況を踏まえ、事業費の平準化が図られ、整備可能な環境が整った時点で本格的な設置の検討を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）その時期というのは、検討する時期というのもまだ決まらないという感じなんではないでしょうか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。



教育次長（阪上敦司君）先ほども申し上げましたけれども、現在進行中の事業というのがございます。一部の学校で教室の増築が必要になってくるというのを今危惧しているところもございます。当然、まず通常の授業を安心して受けていただくところから整備していくことになりますので、若干後ろのほうになるかな。具体的な年度等は今、申し上げるような検討には至っていませんが、それらの緊急性、あるいは取りあえず緊急を要するというか、先にしていかなあかん部分から進めていきたいなと思ってございます。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）今年の夏の暑さというのはもうすごく異常で、40度近い暑さで熱中症になりそうな日が続きました。体育館のクーラーというのはやっぱり必需品じゃないかなと思われまます。金額的にも相当高くつくと思いますが、避難所としてもクーラーがないと夏の避難所は過ごせないのではないかというふうに考えます。なるべく早い設置をお願いしたいと思ひます。

大阪府では、箕面市が100%体育館にクーラーを設置しています。寝屋川市は、大規模災害にも耐えられる空調としてガス空調を採用、平時には都市ガス、非常時にはプロパン・エアークラスを採用して今工事をしているようです。大阪市は、中学校体育館のエアコンを4年度完成予定、1校は寝屋川市と同じにするそうですけれど、その他は都市ガス方式ですということになっております。泉佐野市は、2019年度から3年かけて小・中学校全ての体育館にクーラーを設置しました。まだまだ体育館のクーラー設置は少ないようです。

お金の高さもあると思ひますが、維持費もかなりかかるようです。ガス方式や電気方式、冷風方式などいろいろと金額が違ふようなので、様々な検討をぜひしていただきたいと思ひます。暑さは厳しく、災害もいつ起こるか分かりません。なるべく早い決断をよろしくお願ひしたいと思ひます。何かありませんか。まあいいです。

では、私の資料のほうを見ていただけますでしょうか。

この資料は、明石市が選ばれる理由で明石市の子ども施策です。明石市は、お金のない時期に子育てにお金をかけ、子育て世帯を市に呼び込み、人口を増やし、業者が増えてまちが活性化し、また人口が増えています。市長は6月9日、国会に参考人として招致され、その訴えがSNSで話題になっています。ぜひ見ていただきたいと思ひます。「明石市長 国会招致」と検索すると見ることができます。ご覧になっていただけたら分かると思ひますが、明石市長の思ひと、それから決断で町が活性化していつているということを訴えていらっしやいます。国会の発言の中で市長は、子どもを応援すればみんなが幸せになるんです。子どもや子どもの親だけでなく、お年を召した方も、幅広いみんなにとって、私たちの社会にとっていいことなんだという発想の転換をぜひお願ひしたい。子どもの未来は私たちの未来です。子どもの未来は日本の未来だと本気で私は考えていますと言われました。私は、話を聞いて、子どもが生まれてよかったと思える社会をみんなで作りたいと思ひました。

明石市は小・中学校全て30人学級です。給食の無償化は今、中学校のみですが、小学校の無償化について明石市は検討しております。体育館のクーラーについては、ホームページでは分かりませんでした。

また、ほかのSNSではこのようにも言っております。私は、政治家をやっている以上は理想を語り、理想を形にするのが仕事だから、理想を諦めてはいけないというメッセージを出したい。明石の施策はほかでもできるし、国なんかもっとできるよと発信したい。実際、明石と明石以外の自治体でも無料化の動きは広がっているようです。明石と同じように所得制限なしで18歳まで医療無料化を行っている自治体は、兵庫県下で10を超えました。西宮市では、3月の市長選で自民も維新も民主系も3人とも18歳までの医療費を完全無料化します、明石のようになりますと口をそろえるからびっくりしましたよ。かなり風向きが変わってきました。政党は関係なく、超党派で子ども施策ができるようになってきたということです。新人候補なんて全員、私のところに電話をかけてく

る。現職も同じせりふ、みんな明石のまねをします。明石市長の取り合い。市民に明石のようにやると言われるから、兵庫では明石をまねしないと選挙で勝てない状況になっている。この子ども施策は、明石市泉市長が特別だから実現できているわけではないと市長は強調する。明石は金持ちやからできた、市長が剛腕やからできたと一般的にはよく言われるけれど、そんなことはないよ。まず、明石は貧乏なまちだから。それから、剛腕だというのは、確かにゼロから1をつくる時には多少荒っぽいことをする必要があったけれど、このときは多分、出直し選挙をしたときのことかなというふうに思います。私は、明石でできた施策のまねをするだけなら誰でもできる。普通に予算をシフトすれば済む話なので、実際普通の市長が荒っぽいこともせずに、明石と同じ取組ができています。結局、できないという思い込みがあっただけ。どのような予算設計で明石市は無料化を達成しているのか。予算の一般会計の1%をシフトすればいいだけです。明石市の一般会計は大体1,000億円で、その1%は10億円。毎年10億円をシフトして、私が就任してから10年かけて100億円ぐらいに増やし、もともと120億円だった子ども施策の予算を250億円にした。税金が10億円落ち込んで、その額が子どもに回ると考えればいい。そうすれば予算を組めるに決まっているわけです。家計に例えれば、世帯収入600万円の夫婦がその1%、6万円を我が子の塾や習い事に捻出するイメージ。入学して塾に行き、次の年にピアノを習い出しながらはどの家でもやっている。しかも、子どもが2人いれば倍かかる。でも、それくらいで家計は破綻しませんよね。その代わりに、お父ちゃんがボトルキープでブランデーから焼酎に替え、お母ちゃんが新しいコートを諦めて去年と同じものを着る、そういうことをやっている。つまり、やれないと思うのではなく、やると決めてしまえばやるしかないんだから、剛腕でなくてもやれるんです。現に、兵庫県では10の自治体がやれていると発言しています。

私もそれを聞いて、明石市長を国会に招致しながら安倍さんの国葬に多額のお金を出し、子どもに使わないということなんだなと思いました。明石市と違って、お父ちゃんがブランデーから超高級ワインにしてお母ちゃんも子どもも泣いている、その状態ではないかなと感じました。ぜひ、熊取町は明石市のまねをして子どもにお金を出していただきたい。よろしくお願ひしたいと思いますが、どうでしょうか、ご答弁。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）今、明石市のお財布事情をちょっと見させていただいたんです。先ほど、お金があるから、ないからというところもおっしゃったんですけど、財政力でもやっぱり熊取町と比べて1.9ポイント、熊取で0.59、明石市で同じ年で0.78ということで、私にとっては非常に財政的には熊取町と比較すればやはり豊かだなというところと、あと、熊取町では課税していない都市計画税でも30億円から入っているような、そういうところもあります。

泉南地域でも市は都市計画税を取ってはるんで、それをもって一般会計のいわゆる繰り出しとかのところに全部充てていきますので、そういう点では一般財源をいろんなところに使える、そういう余力もまだ備えているところもあります。どうしても私たち、お財布の中を見ている立場とすれば、同じことがやりたくてやれない部分というのがありますので、そういう面も全て差し引いた中で、実際に何ができるんやというところを研究していきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）お金の額というのは、やっぱり人数が多いからお金の額も上がってくるだろうし、小さいところは小さいなりにできることがあると思うんです。

昔は、熊取町は子育てのまちと言われてきました。ところが今、子育てのまちと言われながらだんだん子育てのまちではなくなりつつあるのではないかという、そういう思いがします。ほかのところでもいろいろと皆、子育てのまちとして頑張っているところと、昔やれていたようなことがだんだんと薄れていっている。よくやれている部分もあるんですけど、みんながもう子育てのまち熊取町へという思いで私たちの世代は来たんです。保育所保育料も安かったし、

いろんなことで学童もあったしというふうなあれがあるところが、そこで皆、一律みたいにほかのところもなってきた、保育料もほかのところと変わらなくなってきたし、学童もあちこちで皆できているという感じで、保育所、学童の魅力が熊取町を引っ張ってきてくれたというふうな、そういう思いを私たちの世代は持っているんです。働く世代にとって学童があり、保育所が安くて預けやすかったというふうなところ辺というのがね。

だから、熊取町としての魅力はこれからどういうふうにつくっていくか。それは明石市と同じようにしろとは言いませんけれども、子どもにお金を少しでもかける。子どもにお金をかけることに抵抗と言うたらおかしいですけども、明石の市長はそういうふうにおっしゃっているんです。そのことで外からの人が皆寄ってくると。だから、その辺にお金をぼんぼこかけてこういうことをしなさい、それは30人学級全部してもらったら皆来ると思いますし、そういうことではないと思うんですけども、そういう物の考え方ももう一度町政のことを考えてもらえないかなという思いでいるんです。その辺についてはどうですか。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南 和仁君）今回、明石市のこういったパンフレットを見せていただいて、実はタウンミーティングの場でも住民のほうから明石市はこういうふうな取組をしていると、教育・子育てに非常に力を入れているということで、町長に対しまして町長これ見習うたらどうやというご意見も実際にあったところがございます。その後、町長ともいろいろ話をしたんです。

確かにすばらしい施策、事業を明石市はやっているというところで、少しでも明石市に近づけるような取組を少しでも前に進めていけたらなという話は町長ともさせていただいております。

一つだけ、総合政策部長が今申し上げたのは、熊取町全体の予算のパイというのはある程度決まっているんです。子育て・教育に力を入れるからというてこのパイがぼんと大きくなることは実際にはございません。明石市長の話とかコメントをいろいろ聞いていると、本来、道路整備とか公園整備とかいろんな投資的整備にかかるお金の1割、2割、3割を教育・子育てのほうにやっぱり持ってきていると。要は予算の分配を結構工夫されてされた。ただ、そのために都市整備基盤の部分は少し平準化して、少し遅れるよということを住民の方々にご理解いただいて進めているんやということも市長のコメントの中であつたように思っております。

本町としては当然、教育・子育てということを標榜してまちづくりを進めているところがございますので、そういった予算の枠組み、あるいはできるだけ前に進めるように進めていきたいと思っておりますので、その点もご理解いただけたらと思います。今回もたくさん議員の方々からご意見、要望をいただきましたが、少しでも実現できるように頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いします。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）明石市の施策の中で、それほどお金をかけなくてもできるような施策というのもあるかと思うんです。これは、1歳児までおむつを全家庭に配っているとか、そういう施策もしてはります。でも、そういう施策だけでも、子どもが生まれたらこういうことをしてもらえんやという思いが親御さんにあると、それが世間に広がるとあそこで子どもを産んでみようかというふうな感じにもなってくるかと思うんですよ。それはそんなふうにうまいこといくかどうかは分かりませんが、やはり熊取へ引っ越しして熊取で子育てをしたいという思いを持っていただけるようなまちをつくっていただきたいという思いで……。すみません。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南 和仁君）言い忘れたんですけど、明石市は確かにすばらしい市で、いろんな事業を教育・子育てで展開しているところがございますが、熊取町だって負けていないような事業をたくさん展開しておりますので、熊取町が明石市に劣るところが全てではない。明石市よりも優れている魅力のあるまちを今、皆様方と共に目指しているわけですから、全てが劣っているわけでは

ない。魅力のあるまち熊取を目指していきたいというように思っております。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）熊取町がこういうことをしていますよというのをもっと宣伝していただきたい。発信していただきたい。熊取町で子育てをしてくださいという思いを発信してもらえれば、昔のように私たちが熊取町へ引っ越してきた頃のような熊取町の魅力というのが、いろいろと私はそのときには感じて引っ越してきましたんで、そういうこともまた発信していただけたらありがたいかなというふうに思います。またよろしく願いしておきます。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）先ほど副町長から発信のあったとおりでございまして、我々もせっかくいろいろと細かいところから大きいところまで子育て施策、一生懸命頑張ってるんやから、もっとしっかりと住民のほうに発信して、鱧谷議員がおっしゃられるようなことを言われることのないように頑張らなあかんやでということで、部内でもしっかりと今情報共有を図っております。一日も早くそういった発信をすべく準備を進めておりますので、またご期待いただきたいと思います。

熊取町も、子育てに関しまして地道ではありますがもしっかりと住民の方に寄り添って、生まれたときから専属の保健師もついて、困り事を細かく聞いて対応しているという、そういうようなきめ細かな対応、それから各年代に応じた切れ目のない子育て施策というのを展開しておりますので、そこはしっかりと分かっていたくように発信する、それが我々ちょっと下手くそなもので申し訳ないんですけども、一刻も早く副町長も言われているようなそういった発信の方法を内部でも今検討中でございますので、ご期待いただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君） 南副町長。

副町長（南 和仁君）今回ご質問をいただいたところでございます。田中圭介議員からもいただいたところで、この4月から広報戦略課というものを設置しまして、町の魅力をSNS等を通じてしっかりと皆様方にお伝えしておりますので、その点も含めて、全庁的にそういった情報発信も含めて町の魅力を発信していきたいと、また、している最中であるということをご理解いただけたらと思います。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）私ももう子育てから遠ざかっておりますので、その辺のことについてはちょっと疎いかもしれませんが、やはり子育てのまち熊取として今まで頑張ってきた。これからもそういうまちで頑張っていっていただきたいという思いを込めて質問させていただきましたので、またよろしく願いいたします。

次の質問に移らせていただきます。

最後に、公園の整備についてお聞きいたします。

高校生、中学生の子どもを持つお母さんが、青少年が運動できる場所が欲しい、バスケットボールやサッカーができる場所、公園が欲しいという要望を聞きました。そういうところは造ることはできないでしょうか。

議長（二見裕子君） 田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）それでは、ご質問の2点目、公園について、バスケットゴールやサッカーゴールポストだけでも造ることはできないかについて答弁申し上げます。

本町が管理する公園内では、バスケットボールやサッカーなどの球技につきましては、ほかの子どもが危険な状態になり遊べなくなることや、ボールが近隣の家屋の壁や車両に当たるなど近隣に迷惑をかけること、また、ボールを追いかけることにより起こる公園からの飛び出し事故の防止等の観点から、中央公園を除き禁止とさせていただきます。また、バスケットボールやサッ

カーなどの球技ができる施設の新設予定は現在のところございません。

現在、バスケットボールやサッカーなどの球技ができる施設についてお問合せがあった場合には、自由が丘地区にある中央公園や町民グラウンド、また大宮地区にある八幡池青少年広場をご利用いただけるようご案内させていただいております。これらの施設は、許可を受けた団体に貸出ししている時間帯はご利用いただけませんが、それ以外にご利用いただけますので、そちらをご利用いただけますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） やっぱりそこにバスケットボールのゴールとかサッカーのゴールポストというのがないと競技というのは難しいと思いますので、もしできるならば、バスケットゴールやサッカーポストだけでもそういうところの端っこに造っていただくことはできないでしょうか。

議長（二見裕子君） 田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君） 答弁の中でも少し触れているんですけども、バスケットボール、サッカーというものにつきましては、やっぱり1つ造っても一定の広さが必ず必要になってきます。これはバスケットボールのスリー・バイ・スリーでしたか、今あの形であっても必ず人が動くという意味では一定の広さが必要になりますし、サッカーはもうご存じのとおりです。

そういう意味では、大きいお兄ちゃん方、先ほどの中高生のお兄ちゃん方が遊ぶと小さな子どもたちは遊べないというのがよくあります。もちろんお年寄りが散歩できないというようなこともよくある。これ、現実にも私どもが苦情ですとか現場対応させていただいている事例でもよくあります。

もう一つあるのがやっぱり音です。人がいてないときでも、サッカーもそうですが、バスケットなんかのドリブルする音というのは結構静かなところでは響いておりまして、ご近所の方から苦情が出るという、これもあります。

というところで、一つのハードを造るというのは大したことはないのかも分かんないですけども、それをすることによって非常に地域、近隣に対しての配慮というのが必要で、ご近所も含めたご理解があるかないか。そういう意味では公園そのものは、これまでも私、答弁させていただいていますが、地域のニーズに合わせて地域と話をしながら、例えばお年寄りが多くなってきたら遊具も健康遊具に変えていこうとかとかというような、子どもが多いところは幼児用の遊具でみたいなどころもやっておりますので、やはりその辺は地域の声を聞きながらでないといけない。ただし現状、総論でいくと、やっぱり町なかの公園にそういったものを造るというのはなかなか難しいというふうに考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君） バスケットゴールなんかでも、家のところの道に面したところにおいて道から練習したりとかという、そういう姿をよく見るんですけど、やっぱりああいうのは危ないので、車が通ってくるようなところでバスケットボールをしているというふうな姿があったらね。やっぱり少し広いところでそういうゴールだけでもここでやったらできるよというふうな形で造っていただけないか。1人か2人で練習できるような、2つあるとやっぱり試合みたいになるんで、1個だけ置いておいて蹴ったりとか入れたりというような練習だけでもできるような、本当に青少年が遊べるところは少ないんですよ。

高校生でも、土日どこかで練習したいけれど熊取町ではできないということで、学校も開いていかなかったりしたら家でじっとしているというふうな子どもがやっぱり親御さんとしては心配やということで、そういうふうなところで体を動かせるようなところができたらなというふうな感じで要望いただいたんで、ちょっと質問させていただいたんです。

なかなか難しいかと思いますが、できれば、サッカーのゴールポストにこだわらなくてもいいんですけども、青少年が何か遊べるというふうなところが、土日、体を動かすことなく家でぶらぶらしているというのが気になるというのと、それからそういうふうなところがあったら体を

動かせるのにねというふうな感じで質問いただきましたので、質問させていただきました。またお考えが変わったら教えていただけたらと思います、ほかに方法があれば。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）繰り返しの答弁になる部分があって申し訳ないですが、ゴールポストが1つであろうとリングが1つであろうと先ほど言いました危険度であるとか騒音、これに変わりはないという意味では、近所等のご理解がいただけないとなかなか難しいというのが一つございます。

一つ例を申し上げられるとしたら、例えばつばさが丘の2号公園にはテニスの壁打ちですとか、サッカーの壁打ちと言うたらいいか、野球のキャッチボールの壁を相手にするみたいなものを想定したものがもともとございました。実は今年度、もう既に工事に入っておるんですが、撤去してベンチ化しようという、これもまさに騒音、危険というようなところで、地域といろいろアイデアを出した中でそういった方向に行こうというふうになったというようなところがあって、なかなかやっぱり現実的には難しい。議員のおっしゃることも分かるんですけども、やっぱり難しいというのが、都市公園というのはお年寄りから幼児、いろんな不特定多数の方がご利用いただけるというものを想定しておりますので、一定のスポーツという形になると、なかなかやっぱり難しいというようなところがございます。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）分かりました。なかなか難しそうですけれども、お年寄りから子ども、青少年までみんなが参加できるまちというふうな形でいろいろとお考えいただきたいと思いますので、またよろしく願いいたします。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、鱧谷議員の質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第4 議案第41号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）議案第41号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告につきましてご説明申し上げます。

この専決処分報告につきましては、地方自治法第179条第1項の規定によりまして令和4年7月15日付で専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

なお、専決処分の内容につきましては、くまとりふるさと応援寄附に伴う関連経費となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の3ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,012万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ154億6,581万円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 寄附金、項 寄附金、目 総務費寄附金のくまとりふるさと応援寄附金1億1,012万円の増額については、当初予算で1億円と想定していた本年度の寄附額を上

回ったため、この想定を3億円に変更し、今後必要となる関連経費を歳出予算で補正するに当たり、同額を歳入予算として計上するものでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 企画費のくまとりふるさと応援寄附事業、クレジットカード等決済手数料592万円の増額につきましては、寄附金額に応じて必要となる決済サービスの手数料、その下の返礼品委託料8,000万円の増額につきましては、寄附に対する返礼品に係る経費、その下のポータルサイト使用料2,420万円の増額につきましては、本町が契約しているふるさと納税のポータルサイトに対し、取り扱った寄附額に応じて支払う使用料でございます。

以上で、議案第41号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきまして、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第4号）の専決処分報告についての件を採決いたします。

議案第41号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第41号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第5 議案第42号 公平委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、議案第42号 公平委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

公平委員会委員の松田聰子氏につきましては、令和4年9月30日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第42号 公平委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第42号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長(二見裕子君)次に、日程第6 議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員の阪上真知氏につきましては、令和4年9月26日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えておりますので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

お諮りします。本件について、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第43号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意についての件を採決いたします。

議案第43号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長(二見裕子君)次に、日程第7 議案第44号 教育委員会委員の任命同意についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原町長。

町長(藤原敏司君)それでは、議案第44号 教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。

教育委員会委員の鈴木直子氏につきましては、令和4年9月30日付で任期満了となります。引き続き同氏を再任したいと考えてございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、同氏の略歴につきましては、議案書の2ページに記載しているとおりでございます。

よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

議長(二見裕子君)以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会議事規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。



(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1番(田中豊一君) ちょっと教えてほしいんですけども、たしか教育委員で2名の女性の委員がおられて、地教行法の中では子育て期間中、中学校3年生ですか高校生までですか、子育てをしている保護者を入れるということになっているんですけど、この鈴木さんという方はその方なんですか。議長(二見裕子君) 阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) 議員おっしゃる方は、別にもう一人女性の委員がおられます。

以上です。

議長(二見裕子君) 田中豊一議員。

1番(田中豊一君) そしたらこの方の、教育委員にいて、もう前に1期やっていただいているんですけども、学校教育分野とか生涯学習分野とかいろいろそういう専門的なことがあると思うんです。それはどういうことにたけられているから選任されているか、教えていただけますか。

議長(二見裕子君) 阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) 一応、鈴木さんにつきましては、職歴のところにもありますけれども、これまでの職歴あるいは公職歴等も踏まえた中で教育委員に就任していただいております。あと、男女の比率とかという部分で、今、教育委員のほう教育長を含めて男性3人、女性2人ということで、そういうふうな部分も踏まえてお願いをしております。

なお、やっぱり女性目線というところも踏まえているんな面で教育委員会の中でもご意見をいただいておりますので、再任のほうをお願いしたという次第でございます。

以上です。

議長(二見裕子君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第44号 教育委員会委員の任命同意についての件を採決いたします。

議案第44号は、原案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第44号は原案に同意することに決定いたしました。

---

議長(二見裕子君) 次に、日程第8 議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村総務部理事。

総務部理事(木村直義君) それでは、議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

次に、2ページをご覧ください。

選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例でございます。

改正内容につきましては新旧対照表によりご説明いたしますので、資料3ページのほうをご覧ください。

ださい。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、第4条は選挙運動用自動車の使用の公費の支払いについての規定で、同条第2号は一般乗用旅客自動車運送事業者、いわゆるハイヤーとの契約以外の契約である場合の公費の支払いについて規定したもので、選挙運動用自動車として使用された1日当たりの限度額「1万5,800円」を「1万6,100円」に300円引き上げるものでございます。

続きまして、資料4ページをご覧ください。

第2号イ中、選挙運動用自動車の燃料代につきましても、1日当たりの限度額「7,560円」を「7,700円」に140円引き上げるものでございます。

次に、第5条は選挙運動用ビラの作成の公費の支払いについての規定で、1枚当たりの作成単価の限度額「7円51銭」を「7円73銭」に22銭引き上げるものでございます。

次に、資料5ページをご覧ください。

第6条は選挙運動用ポスターの作成の公費の支払いについての規定で、1枚当たりの作成単価の限度額「525円6銭」を「541円31銭」に16円25銭引き上げ、また、加算額「31万500円」を「31万6,250円」に5,750円引き上げるものでございます。こちらにつきましては計算額がございまして、先ほど申し上げました1枚当たりの作成単価541円31銭に本町のポスター掲示場数79を掛けまして、これに加算額の31万6,250円を足し、さらに本町のポスター掲示場数の79で割りますと4,545円になり、これが1枚当たりの限度額になります。これにポスター掲示場数の79を掛けますと、35万9,055円が公費の支払い限度額となり、7,031円の引上げとなります。

次に、第8条は公費負担の限度額についての規定で、恐れ入ります、資料6ページをご覧ください。

同条第2号では、選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価「7円51銭」を「7円73銭」とするものでございます。

恐れ入りますが、2ページにお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第9 議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。

提案理由ですが、人事院規則の改正により、国家公務員の育児休業制度が改正されたことに伴い、職員の育児休業制度の改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

今回の改正の主な概要につきましては、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、男性の育児休業取得促進のための子の出産直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設や、育児休業の分割取得などの整備を図るものでございます。

2ページから4ページは改め文でございます。

改正内容につきましては新旧対照表にてご説明いたしますので、5ページをご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

まず、第2条第3号のアは、(ア) (イ) のいずれにも該当した場合は非常勤職員が育児休業を取得できる要件を規定しております。現行、1歳6か月到達日までに任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでない非常勤職員と規定されておりますが、その規定に加え、子の出生の日から57日間以内の育児休業の取得要件を緩和し、子の出生の日から57日間の期間の末日から6月を経過する日に改めるものでございます。

続きまして、6ページ、第2条第3号イは、(ア) (イ) のいずれにも該当した場合の育児休業を取得できる要件を規定しております。改正分につきましては、現行「(イ)」「(ウ)」を「(ア)」「(イ)」に条文整理したものでございます。

続きまして、7ページの第2条の3第3号は、非常勤職員の育児休業の対象期間は子の1歳到達日までであるところ、本条に該当した場合、育児休業期間を子の1歳6か月到達日までとする要件を規定しているものです。

改正後の第2条第3号アは、現行、非常勤職員の子が1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合を、子が1歳以降の育児休業の取得を柔軟化するため、配偶者の規定を追加し、子が1歳以上1歳6か月未満の期間の途中で夫婦交代での取得を可能とするよう改正するものでございます。

第3号イは、現行第3号アに規定する1歳到達日に育児休業している場合の規定で、条文整理の改正となっております。

次に、9ページ、第3号エは、非常勤職員に係る1歳以降の育児休業については、民間法制と同様に取得回数を1回までとするよう追加するものでございます。

続きまして、第2条の4は、非常勤職員の育児休業期間を子が2歳に達するまで取得できる要件を規定しているものです。

改正の趣旨は、第2条の3と同様で、改正後の第1号は、現行非常勤職員の子が1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合を、子が1歳6か月以降の育児休業の取得を柔軟化するため配偶者の規定を追加し、子が1歳6か月以上2歳未満の期間の途中で、夫婦交代での取得を可能とするよう改正するものです。

次に、10ページ、第4号は、非常勤職員に係る1歳6か月以降の育児休業については、民間法制と同様に取得回数を1回までとするよう追加するものでございます。

次に、現行、第3条第4号ですが、育児休業の取得回数は、同一の子について原則1回としておりますが、人事院規則で定める特別な事由として、育児休業計画書を任命権者に提出した場合は再度の育児休業を認められることになっております。今回の改正により、原則2回まで育児休業を取得することができるようになることから、当該条文を削除するものです。

次に、11ページ、第3条第6号は、現行では再度の育児休業を取得することができる特別の事由として、任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている職員が、任期の更新または引き続いての採用に伴い、更新前の任期の末日の翌日または引き続いての採用の日を育児休業の期間の初日として再度の育児休業する規定があるものの、対象が非常勤職員に限られているため、今回の改正により、任期付職員などの職員に対しても同様とするための改正でございます。

次に、第3条の2は、現行第2条の5から条の変更によるものです。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。

下から6行目、附則でございます。

第1項、施行期日でございますが、この条例は令和4年10月1日から施行するものでございます。

第2項、経過措置でございます。この条例の施行日前に育児休業計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条(第4号に係る部分に限る)の規定の適用については、なお従前の

例によるとしております。

以上で、議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第10 議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

提案理由でございますが、健全かつ持続可能な下水道事業の運営に必要な財源を確保することを目的に、下水道使用料の改定を行うため、この条例案を提出するものでございます。

経営基盤の強化と財政マネジメントの向上等をより明確に行うことを目的とする国の要請に従い、平成30年4月に公営企業会計移行後、令和3年3月には今後10年間の事業方針を示した熊取町下水道ビジョン（経営戦略）を策定し、公表いたしております。当該ビジョンにおいて、現在の使用料水準では健全な経営が困難であることが明らかとなったため、令和3年度より新たな下水道使用料算定基準を導入した使用料改定の検討を実施いたしました。検討においては、下水道事業経営委員会を開催し多くの意見交換を行った結果、令和4年4月22日付、委員長より町長へ下水道使用料は継続的、安定的経営のため見直す必要があるとの意見書が提出されました。

なお、今回の改定時期においては、当初計画では令和5年4月1日を予定しておりましたが、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢等による急激な物価上昇などを考慮し、改定時期を1年間延長し令和6年4月1日としてございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

2ページは改め文でございます。

内容につきましては新旧対照表でご説明いたしますので、3ページをご覧ください。

右が現行、左が改正案でございます。

第19条につきましては、表中のレイアウトを変更するとともに、基本水量制の廃止に伴い「超過料金」を「従量料金」に改め、基本料金の水量「8立方メートルまで」を削除し、基本料金の「836円」を「650円」に改め、各水力部における1立方メートル当たりの単価について、「9立方メートル以上10立方メートル以下110円」を「10立方メートル以下49円」に、「11立方メートル以上20立方メートル以下の「125円」を「142円」に、「21立方メートル以上30立方メートル以下の「142円」を「187円」に、「31立方メートル以上40立方メートル以下の「166円」を「216円」に、「41立方メートル以上60立方メートル以下の「191円」を「221円」に、「61立方メートル以上100立方メートル以下の「200円」を「236円」に、「101立方メートル以上500立方メートル以下の「243円」を「275円」に、「501立方メートル以上1,000立方メートル以下の「286円」を「314円」に、「1,001立方メートル以上の「330円」を「334円」に改めるものです。

2ページへお戻りください。

附則でございます。施行期日でございますが、この条例は令和6年4月1日から施行することとしてございます。

以上で、議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例についての説明を終わります。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第11 議案第48号 工事請負変更契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。木村総務部理事。

総務部理事（木村直義君）それでは、議案第48号 工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

熊取駅西交通広場整備工事（3-1）について、工事請負変更契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び要議決契約等条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

まず、契約の目的ですが、熊取駅西交通広場整備工事（3-1）でございます。

次に、契約の金額につきましては、変更前が4億6,799万6,100円で、変更後は5億3,042万2,200円となり、6,242万6,100円の増額でございます。

契約の相手方は、大阪市中央区南本町3丁目6番6号、株式会社旭工建、代表取締役社長重里一文です。

次に、変更内容の概要についてご説明いたします。

2ページの資料をご覧ください。

資料の中ほどに、変更となる工期について記載してございます。

主な変更内容につきましては、資材価格の急激な変動による増額、工期延長等に伴う現場維持費の増加等に対応するものでございます。

以上で、議案第48号 工事請負変更契約の締結についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第12 議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

熊取町立小・中学校校務用ノートパソコン機器について、次のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び要議決契約等条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

購入物品は、町立小・中学校の校務用ノートパソコン機器です。

次に、契約の方法は指名競争入札による契約です。

契約の金額は899万9,870円です。

契約の相手方は、大阪府大阪市港区磯路2丁目21番1号、日本電通株式会社、代表取締役社長戸谷典嗣でございます。

入札の結果について説明いたします。

熊取町指名競争入札要綱をはじめ熊取町建設工事等における郵便入札実施要領等に基づき、令和4年7月13日付で指名連絡をファクスにて18者に行い、令和4年8月5日執行の応札業者5者による開札において最低価格を提示した業者を落札者として決定いたしました。

次に、物品購入の概要についてご説明いたします。

次のページの資料をご覧ください。

購入物品及び数量については、1つ目、ノートパソコン74台の購入、2つ目にオフィススタンダード74ライセンスの購入となっており、既存ノートパソコン73台の廃棄を含むものでございます。

納入場所につきましては、町立小・中学校8校及び教育委員会事務局となっております。

納入期限につきましては、令和4年12月28日としてございます。

以上で、議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第13 議案第50号 令和3年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

本件について説明を求めます。永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、議案第50号 令和3年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きください。

令和3年度熊取町下水道事業会計の決算額が確定し、未処分利益剰余金を処分するため、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

1つ目の当年度未処分利益剰余金1億3,197万2,362円の内訳につきましては、令和3年度熊取町下水道事業会計決算書の6ページの剰余金計算書に記載してございます当年度未処分利益剰余金となっております。

2つ目の利益剰余金処分額1億3,197万2,362円の内訳でございますが、（1）減債積立金4,579万5,362円、（2）組入資本金8,617万7,000円であり、当期純利益の全額を次年度以降の資本的支出の補填財源として使用する減債積立金にいたします。また、令和3年度に使用した減債積立金が組入資本金となるものでございます。

3つ目の翌年度繰越利益剰余金につきましてはゼロ円となっております。

なお、この処分の内容につきましては、令和3年度熊取町下水道事業会計決算書7ページに、令和3年度熊取町下水道事業剰余金処分計算書（案）として記載してございますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で、議案第50号 令和3年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての説明を終わります。よろしくご審議いただき、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略し

たいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定いたしました。それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第50号 令和3年度熊取町下水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

議案第50号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。永橋都市整備部理事。都市整備部理事(永橋広幸君) 議案第50号のご可決ありがとうございます。

お手数ですが、令和3年度熊取町下水道事業会計決算書の7ページに記載しています令和3年度熊取町下水道事業剰余金処分計算書(案)の(案)を削除していただきますよう、よろしく願い申し上げます。

---

議長(二見裕子君)次に、日程第14 議案第51号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第5号)の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事(野津 恵君) それでは、議案第51号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第5号)につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の内容でございますが、公民館・町民会館整備事業について、原材料費の高騰、工事内容の変更等による事業費の増額により、継続費を補正するものでございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

予算書の1ページをご覧ください。

第1条で、継続費の補正について、第1表継続費補正によるものとするもので、その内容については2ページをご覧ください。

第1表継続費補正についてご説明させていただきます。

継続費の補正、変更でございますが、款 教育費、項 社会教育費の公民館・町民会館整備事業につきまして、原材料費の高騰などにより事業費が増額することに併せて、総額を15億3,349万円から17億5,295万4,000円に変更するものでございます。

年割額につきましては、令和4年度は3億7,905万円から変わらず、したがって今年度予算額に変更はなく、令和5年度において11億5,444万円から13億7,390万4,000円に変更するものでございます。

3ページをご覧ください。

継続費に関する補正調書でございます。

令和4年度の真ん中の行、補正額には変更がなく、令和5年度の補正額としまして年割額を2億1,946万4,000円増額し、その財源内訳は、特定財源のうち国(府)支出金を1億973万3,000円、地方債を9,880万円及び一般財源を1,093万1,000円とするもので、その結果、計としまして一番下の補正後の合計額が17億5,295万4,000円となり、その財源内訳は、特定財源のうち国(府)支出金が8億7,647万7,000円、地方債が7億8,870万円、その他が971万5,000円及び一般財源が7,806万2,000円となるものです。

以上で、議案第51号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第5号)の説明を終わります。よろ

しくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）3ページの年割額の表なんですけれども、ここでトータルで補正後の額が17億5,295万4,000円と出ているんです。継続費の補正で年割額の変更ということなんですけれども、この表に出ていない金額というのはもうこれで全てなんですか。それはないですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）継続費の設定に係る部分としましては、工事に係る部分、それから工事管理費ということで、この額となっているところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）それは分かるんですけれども、それ以外の工事以外の設計だとか今、工事に係る施工監理とかそういう工事費については17億円云々と。要するにトータルの金額が何かちょっと分からないんで、トータルは15億円から2億7,000万円ほど増えているのは、それはこの間も説明を聞いて分かっているんです。

もう一点は、もうここから増えないかどうか。工事の内容の変更、物価の関係はそれはまだ分からん部分があるかも分かりませんが、そういう点で変更というのはあるかどうか、それもめどとして聞いておきたいんです。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）まず、これ以外の部分ということで、設計委託の部分がございす。これが7,040万円。それから、今現在行っております埋蔵文化財発掘調査ということで、契約金額ではございますが2,403万5,000円というものが別途ございます。

それから、今後の話でございます。先ほどおっしゃられたように、この高騰分ということで約10%見ているところでございますけれども、こちらのほうにつきましては一般財団法人建設物価調査会の建設費指数というのをを使って、一定見込まれた割合となっております。この割合につきましては私どもも注視しているところなんですけれども、ここ1年ですごく極端に上がってございす。今、これからどうなるかというのは私どもにもやはりなかなか推測のつかない部分で、これでいけますかということになかなか明確なお答えができないところでございす。今の段階では、まずはこれで執行させていただきまして、今後またいろいろある中では、できるだけこの中での対応を考えていきたいと考えているところで。だから、今後の目安というところについてはなかなかお答えしかねる部分でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）そうならば、工事関係で17億円ということで、設計と発掘調査を入れて18億3,000万円か、そのぐらいには今でもなっているということなんです。物価の高騰は誰も分からないんで、最近の円安の関係とか、それから燃料費の高騰とかというのは、これも先行きが不透明なんで分からない部分はあると思うんですけれども、一つは、この間も説明を聞いたときにお話ししましたけれども、やっぱり早め早めに我々に情報を入れていただきたいということをお願いしたいのが1点。

それと、もう一点は起債の部分なんです。これは将来のことなんですけれども、たしか90%が基準財政需要額に編入で、あと、交付税である部分が返ってくると聞いたような気がするんです。それ、分かれば教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）まず、1点補足させていただきます。これ以上のそのほかの金額



というところでは、工事関係につきましては先ほど申しましたところでございますけれども、今後、建物ができたら、やはり中身の備品購入費というのは別途かかってくるというところでございますので、まずは付け加えさせていただきたいと思っております。

それとあと、起債の関係でございますけれども、まず、全体的な起債の対象といたしましては設計、それから埋文、工事費、工事監理費というのが対象となってきます。

まず、全体の金額の補助金でございますけれども、補助率は2分の1、その補助裏としては地方債、公共事業等債を活用いたしまして起債の充当率は90%というところでございます。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）今、事業費に対して、地方債の充当率90%という答弁がございましたけれども、交付税の算入率、これに合わせて交付税で見てもらえる分が20%ということとなっております。

以上でございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

議案第51号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第15 議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第6号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、物価高騰に伴う民間保育所等の副食費対策、関西電力の最終保障契約による電気料金の増額、原油価格高騰に伴う指定ごみ袋追加作成費用などとなっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1ページをご覧ください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億6,206万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ159億2,787万6,000円と定めるものがございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

第2条につきましては地方債の補正で、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものとしてございますので、順次説明させていただきます。

それでは、4ページをご覧ください。

第2表地方債補正でございます。

1の変更でございますが、臨時財政対策債につきまして、令和4年度発行可能額が確定したことにより、限度額を1億7,200万円に変更するものがございます。起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

続いて、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきます。

6ページ、7ページは総括ですので省略させていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 地方交付税、項 地方交付税、目 地方交付税の普通交付税2億244万9,000円の増額につきましては、令和4年度交付額の確定によるものでございます。

次に、款 国庫支出金、項 国庫負担金、目 民生費国庫負担金の子どものための教育・保育給付費負担金644万4,000円につきましては、保育士等の処遇改善のため、民間保育所運営委託料及び施設型給付費に充当するものでございます。その下の低所得者保険料軽減負担金60万8,000円の増額につきましては、令和3年度の積算額確定に伴う追加交付金でございます。

次に、項 国庫補助金、目 総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金685万3,000円の増額につきましては、戸籍システム符号取得及び戸籍事務内連携のための機能の整備作業に係る経費に充当するものでございます。

次に、款 府支出金、項 府負担金、目 民生費府負担金の子どものための教育・保育給付費負担金269万3,000円の増額につきましては、保育士等の処遇改善のため、民間保育所運営委託料及び施設型給付費に充当する大阪府の負担金でございます。

その下、項 府補助金、目 民生費府補助金の地域医療介護総合確保基金事業費補助金1,283万円の増額につきましては、介護施設等における新型コロナウイルス感染症対策簡易陰圧装置の設置に係る経費に充当するものでございます。その下、新子育て支援交付金12万6,000円の増額につきましては、子どもの権利月間事業に充当するものでございます。その下、施設型給付費等地方単独費用補助金18万円の増額は、保育士等の処遇改善のため、施設型給付費に充当する大阪府の補助金でございます。

次に、款 繰入金、項 基金繰入金、目 財政調整基金繰入金の財政調整基金繰入金4,261万9,000円の増額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

その下、目 くまとりふるさと応援基金繰入金のくまとりふるさと応援基金繰入金328万7,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症による自宅療養世帯等への生活支援パック、物価高騰による副食費対応及び図書の実費を主として指定された寄附に対応する図書購入費に充当するものでございます。

その下、目 減債基金繰入金の減債基金繰入金2億円の減額につきましては、今回の補正における財源調整分でございます。

次に、項 特別会計繰入金、目 国民健康保険事業特別会計繰入金の国民健康保険事業特別会計繰入金1万4,000円の増額及び目 介護保険特別会計繰入金の介護保険特別会計繰入金10万7,000円の増額につきましては、令和3年度積算額確定に伴う繰入金返還金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金の前年度繰越金5億6,385万6,000円の増額につきましては、令和3年度決算確定によるものでございます。

最後に、款 町債につきましては、第2表でご説明申し上げたとおりでございます。

続きまして、歳出予算の説明に移らせていただきます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款 総務費、項 総務管理費、目 財産管理費の庁舎維持管理事業、光熱水費591万2,000円の増額につきましては、電気料金高騰による不足見込み分でございます。その下、庁用器具費968万円の増額につきましては、庁舎東館2階執務室空調機器更新に係る経費でございます。その下、財政調整基金積立事業、財政調整基金積立金3億759万4,000円の増額につきましては、地方財政法の規定に基づき、令和3年度実質収支確定分の2分の1をめどに積み立てるものでございます。

次の項 徴税费、目 賦課徴収費の住民税賦課事業、会場設営等委託料50万4,000円の増額につきましては、税申告会場を煉瓦館交流ホールに設営するための委託料でございます。

次の項 戸籍住民基本台帳費、目 戸籍住民基本台帳費の戸籍事務事業、国・府支出金等返還金19万3,000円の増額につきましては、令和3年度個人番号カード交付事務費補助金に係る返還金でございます。

次の款 民生費、項 社会福祉費、目 社会福祉費の障がい者自立支援給付事業、国・府支出金等返還金2,223万4,000円の増額につきましては、令和3年度自立支援給付費負担金等の確定に伴う返還金で、その下、地域共生社会推進事業の国・府支出金等返還金143万3,000円につきましても、令和3年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の確定に伴う返還金でございます。その下、新型コロナウイルス感染者等生活支援事業の消耗品費90万円の増額及びその下の通信運搬費36万円の増額につきましては、自宅療養者等への生活支援パックの追加購入経費及び配送経費でございます。

次の目 老人福祉費の高齢者福祉事業、社会福祉施設整備費補助金1,283万円の増額につきましては、介護施設等における新型コロナウイルス感染症対策簡易陰圧装置の設置経費に係る補助金でございます。

次の目 後期高齢者医療費の後期高齢者医療特別会計繰出事業の後期高齢者医療特別会計繰出金8,000円の増額につきましては、集団健診の受診見込み者数の増加に伴う通信運搬費に係る繰出金でございます。

次の項 児童福祉費、目 児童福祉総務費の民間保育所等助成事業、民間保育所運営委託料671万9,000円の増額につきましては、保育士等处遇改善に係る公定価格見直しに伴う経費でございます。

14ページ、15ページをご覧ください。

同事業の保育事業補助金192万7,000円の増額につきましては、物価高騰に伴う民間保育所等の副食費対策の経費でございます。その下、施設型給付費547万4,000円の増額につきましては、保育士等处遇改善に係る公定価格見直しに伴う経費でございます。その下の低所得子育て世帯生活支援特別給付金事業、国・府支出金等返還金1,372万4,000円の増額につきましては、令和3年度低所得子育て世帯生活支援特別給付金の確定に伴う返還金で、その下、子育て世帯等臨時特別支援事業、国・府支出金等返還金1,861万8,000円の増額につきましても、令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業補助金の確定に伴う返還金でございます。

その下、目 児童福祉施設費の児童発達支援事業、国・府支出金等返還金467万1,000円の増額につきましては、令和3年度障がい児通所支援給付費国庫負担金の確定に伴う返還金でございます。その下、子育て支援事業、謝礼金9万4,000円の増額及びその下の消耗品費4万5,000円及び印刷製本費1万5,000円の増額につきましては、子どもの権利月間事業に関する経費でございます。

次の項 介護保険費、目 介護保険費の介護保険特別会計繰出事業、介護保険特別会計繰出金34万円の増額につきましては、地域密着型サービス事業者選定に係る高齢者保健福祉推進委員会及び業者選定委員会の開催に必要な経費に係る繰出金でございます。その下の介護保険事務事業、国・府支出金等返還金1万3,000円の増額につきましては、令和3年度低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う返還金でございます。

次の款 衛生費、項 保健衛生費、目 保健衛生総務費の総合保健福祉センター維持管理事業、光熱水費487万3,000円の増額につきましては、電気料金及びガス料金の高騰による不足見込み分でございます。

次の目 予防費の新型コロナウイルスワクチン接種事業、国・府支出金等返還金338万6,000円の増額につきましては、令和2年度及び3年度新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金補助金の返還金でございます。

次の目 環境衛生費の町営斎場運営事業、光熱水費63万2,000円の増額につきましては、電気料金高騰による不足見込み分でございます。

次の項 清掃費、目 塵芥処理費のごみ収集事業、消耗品費582万3,000円の増額につきましては、原油価格高騰に伴う指定ごみ袋追加作成費用でございます。

次の目 し尿処理費の旧し尿処理場維持管理事業、調査委託料154万円の増額につきましては、旧し尿処理場の土地の利用履歴調査委託料でございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

款 教育費、項 教育総務費、目 教育委員会費の教育情報化推進事業、通信運搬費15万1,000円の増額につきましては、G I G A端末の持ち帰り用モバイルルータの追加配備に伴う通信費でございます。

次の項 小学校費、目 学校管理費の小学校維持管理事業、光熱水費1,630万1,000円の増額及び次の項 中学校費、目 学校管理費の中学校維持管理事業、光熱水費1,282万円の増額につきましても、電気料金高騰による不足見込み分でございます。

次の目 学校給食費の中学校給食事業、会計年度任用職員報酬233万8,000円の減額、その下の期末手当42万円の減額及びその下の費用弁償4万4,000円の減額につきましては、大阪府教育委員会配置の栄養士が1名追加されたことにより、町で任用していた栄養士1名について大阪府職員に任用替えを行ったことによるものでございます。

次の項 社会教育費、目 公民館費の公民館運営事業、光熱水費131万6,000円の増額につきましては、電気料金高騰による不足見込み分でございます。

次の目 図書館費の図書館運営事業、図書費10万円の増額につきましては、ふるさと寄附のうち指定寄附を活用した図書購入費でございます。その下の図書館施設管理事業、光熱水費210万1,000円の増額及び次の目 熊取交流センター費の熊取交流センター管理事業、光熱水費253万7,000円の増額につきましては、電気料金高騰による不足見込み分でございます。

最後に、18ページ、19ページの補正予算給与費明細書及び20ページの地方債調書につきましては、後ほどお目通しいただきますようお願いいたします。

以上で、議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありませんか。渡辺議員。10番（渡辺豊子君）いつも一般会計の分につきましては附属資料をつけてくれたかと思うんですが、今回……

（「ついでる、一番後ろ」の声あり）

10番（渡辺豊子君）一番後ろ。そうですか。このすぐ後になかったから、分かりました。

議長（二見裕子君）よろしいですか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）はい、失礼しました。

もう一つ、今回電気代とかがすごく上がったというところで、各課にわたって光熱費が上がっているんですが、町全体として幾ら上がっているというのは一々全部足さないと分からないですか。分かりますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）申し訳ございません。その分の集計を私、今手元に資料がございませんので、また改めて、もしよければ委員会のところでご説明させていただくようにいたします。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（二見裕子君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、総務文教常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第16 議案第53号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件、日程第17 議案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件及び日程第18 議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1

号) の件、以上 3 件を一括して議題といたします。

本 3 件について説明を求めます。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、議案第53号、第54号及び第55号につきましてご説明申し上げます。

それではまず、議案第53号 令和 4 年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容は、歳入については激変緩和措置等に伴う保険料の収入見込額の減額と令和 3 年度決算剰余金の繰越し、歳出においては令和 3 年度の事業費確定に伴う国・府支出金や一般会計繰入金金の精算と国保財政調整基金への積立金の補正となっております。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをご覧ください。

第 1 条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,920 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 50 億 3,657 万円と定めるものでございます。

第 2 項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の内容につきましては、4 ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

4 ページ、5 ページは総括でございますので、説明は省略させていただきます。

6 ページ、7 ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国民健康保険料、項 国民健康保険料、目 一般被保険者国民健康保険料 3,924 万 2,000 円の減額ですが、これは令和 4 年度保険料率の激変緩和措置実施に伴う収入見込額の減額によるものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 その他繰越金 6,844 万 5,000 円の増額でございます。これは、令和 3 年度の実質収支黒字額を令和 4 年度に繰り越すものでございます。

続きまして、歳出予算でございます。

8 ページ、9 ページをご覧ください。

款 基金積立金、項 基金積立金、目 国民健康保険財政調整基金積立金 2,544 万 3,000 円の増額でございますが、前年度繰越金 6,844 万 5,000 円から保険料の激変緩和や令和 3 年度事業費の精算に伴う国・府及び一般会計への返還金を除いた金額を基金へ積み立てるものでございます。

続きまして、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金 374 万 6,000 円の増額でございますが、令和 3 年度の特健診費用の実績精算などに伴って生じた返還金でございます。

同じく款 諸支出金の繰出金、目 一般会計繰出金 1 万 4,000 円の増額につきましては、令和 3 年度の一般会計繰出金の精算に伴う剰余金を返還するためのものでございます。

以上で、議案第53号 令和 4 年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第54号 令和 4 年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者の集団健診委託料の増額及び大阪府後期高齢者医療広域連合に対する令和 3 年度分保険料負担金の精算に関する補正でございます。

それでは、内容に移らせていただきます。

1 ページをご覧ください。

第 1 条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 334 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 億 8,120 万 1,000 円と定めるものでございます。

第 2 項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

それでは、歳入歳出予算の補正の内容につきましては、4ページ以降の事項別明細書により説明をさせていただきます。

4ページ、5ページは総括ですので説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 一般会計繰入金8,000円の増額でございます。こちらは、後期高齢者の集団健診の受診見込み者数の増に伴い、問診票や結果通知書の発送費用が増額となるため、その財源として繰入れするものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金283万8,000円の増額でございます。これは、令和3年度の実質収支の黒字額283万8,000円を繰越金として計上するものでございます。

次に、款 諸収入、項 受託事業収入、目 高齢者保健事業受託収入49万8,000円の増額でございます。後期高齢者の集団健診につきましては、本町が大阪府後期高齢者医療広域連合から委託を受けて実施する形態となっております。当該健診に要する費用は実績に応じて本町に委託料が支払われるという仕組みとなっております。このたび、受診見込み者数の増加に伴いまして受託事業収入費用の増額を行うものでございます。

続きまして、歳出の説明に移らせていただきます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 広域連合納付金、項 広域連合負担金、目 後期高齢者医療広域連合負担金283万8,000円の増額でございます。これは、令和3年度分の保険料収納額のうち未精算であった分を、令和4年度予算で大阪府後期高齢者医療広域連合に支払うため増額を行うものでございます。

次に、款 保健事業費、項 保健事業費、目 保健事業費50万6,000円の増額でございます。これは、歳入でもご説明いたしました集団健診受診見込み者数の増加に伴う郵送料8,000円の増額と、本町が健診委託事業者に支払う委託料49万8,000円の増額の合計となっております。

以上で、議案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

それでは、続きまして議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容につきましては、令和3年度決算に伴う前年度繰越金の介護給付費準備基金への積立てや、令和3年度介護給付費等の精算額確定に伴うものでございます。

まず、1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,853万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,648万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしてございます。

それでは、歳入歳出予算につきまして事項別明細書によって説明をさせていただきます。

4ページ、5ページは総括でございますので、説明を省略させていただきます。

6ページ、7ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 支払基金交付金、項 支払基金交付金、目 介護給付費交付金203万2,000円の増額につきましては、令和3年度の介護給付費の精算額確定に伴い、社会保険診療報酬支払基金から追加交付されるものでございます。

次に、款 繰入金、項 一般会計繰入金、目 その他一般会計繰入金34万円の増額については、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業者の選考に係る事業者選考部会等の開催に必要な経費を一般会計より繰り入れるものでございます。

次に、款 繰越金、項 繰越金、目 繰越金7,616万円の増額につきましては、令和3年度における実質収支黒字額を令和4年度に繰り越したものでございます。

次に、歳出予算でございます。

8ページ、9ページをご覧ください。

款 総務費、項 計画推進委員会費、目 計画推進委員会費34万円につきましては、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業者の選考に係る事業者選考部会等の開催に必要な経費でございます。

次に、款 基金積立金、項 基金積立金、目 介護給付費準備基金積立金3,782万3,000円の増額につきましては、令和3年度の決算に伴う前年度繰越金の精算後の黒字額を介護給付費準備基金に積立てを行うものでございます。

次に、款 諸支出金、項 償還金及び還付加算金、目 償還金の国・府支出金等返還金4,026万2,000円の増額につきましては、令和3年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、超過交付となった介護給付費負担金及び地域支援事業交付金を国・府へ返還するものでございます。

次に、款 諸支出金、項 繰出金、目 一般会計繰出金10万7,000円の増額につきましては、令和3年度の一般会計が負担すべき介護給付費等の確定に伴い、超過繰入れ分を一般会計へ返還するものでございます。

以上で、議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、議案第53号、第54号及び第55号いずれも原案どおりご可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、質疑を行います。総括的に質疑があれば承ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件は、議会会議規則第38条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

議事の途中ですが、ただいまより3時40分まで休憩いたします。

野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）すみません、休憩のところ、さきほど議案第52号のご説明申し上げたところ、渡辺議員から電気代の高騰による光熱費の額の集計をお伺いしたんですけれども、あくまでも補正予算の中で集計いたしました。総額で、今回の補正額が4,649万2,000円を光熱費の増額という形での補正を、今回提案させていただいております。よろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）それでは休憩です。

---

（「15時17分」から「15時39分」まで休憩）

---

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第19 議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第20 議案第57号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第21 議案第58号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第22 議案第59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第23 議案第60号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第24 議案第61号 令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上6件を一括議題といたします。

本6件について説明を求めます。藤原町長。

町長（藤原敏司君）議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第57号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第58号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第60号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出

決算認定について、議案第61号 令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定についての各決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたくご提案申し上げます。

なお、令和3年度各会計の決算書をはじめ、関係書類をあらかじめ配付しておりますので、併せてご覧ください。

初めに、各会計の全般的な状況からご説明申し上げます。

一般会計につきましては、決算規模では歳入、歳出とも前年度に比べ減少し、実質収支におきまして黒字決算となりました。

歳入総額ですが、182億593万9,361円となっており、前年度決算額と比べると21億8,546万8,854円減少しています。

次に、歳出総額ですが、173億2,992万2,607円となっており、前年度決算額と比べると23億1,994万8,655円減少しています。

これら歳入歳出の差8億7,601万6,754円を令和4年度に繰り越すものですが、この繰越額には翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額1億7,979万2,500円及び事故繰越し繰越額8,194万5,470円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は6億1,427万8,784円の黒字となっております。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入は49億4,285万2,763円、歳出は48億7,440万7,111円で、歳入歳出の差引きは6,844万5,652円の黒字となり、これを令和4年度に繰り越しました。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入は7億3,255万5,673円、歳出は7億2,971万7,864円で、歳入歳出の差引きは283万7,809円の黒字となり、これを令和4年度に繰越しました。

介護保険特別会計につきましては、歳入は37億18万5,214円、歳出は36億2,402万5,477円で、歳入歳出の差引きは7,615万9,737円の黒字となり、これを令和4年度に繰越しました。

墓地事業特別会計につきましては、歳入は3,271万427円、歳出は3,271万427円となり、歳入歳出とも同額となりました。

下水道事業会計につきましては、総収益は11億397万4,110円で総費用は10億5,817万8,748円となり、差引き4,579万5,362円の当年度純利益となり、この額にその他未処分利益剰余金変動額8,617万7,000円を加えた1億3,197万2,362円が当年度未処分利益剰余金として計上されます。

続いて、令和3年度を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の収束がまだ見えない中、令和2年度に引き続き、感染症対策や大きく影響を受けた住民生活、地域経済の支援に努めた1年となりました。

感染症対策については、関西医療大学との連携の下、行政検査の受入れや町内事業所のクラスター対策としてのPCR検査を行う熊取モデルを基盤とする万全の検査体制を維持しつつ、泉佐野泉南医師会、町内協力医療機関をはじめとする関係者の皆様のご協力の下、ワクチン接種を推進し、蔓延防止に努めました。

住民生活や地域経済の支援については、ひまわりバスの無償化、町立保育所等の副食費及び町立小・中学校の給食費の無償化や、全住民へ3,000円分の地域振興券の配布に加え、国の子育て世帯等臨時特別支援事業の対象外となった方に対し、子どもの健やかな成長を願い、一律10万円を給付するなど、感染拡大状況等を見極めながら、きめ細かな支援を実施しました。

一方、直面する課題にしっかりと対応しながら、行政を停滞させることなく、中・長期的な視点に立って進めなければならない施策についても着実に推進しました。一例を申し上げますと、老人憩の家については、令和元年度から3年間の集中的な取組により、地区公民館に併設されていない19施設全てにおいて耐震化・長寿命化工事を完了させることができました。また、西保育所の大規模改修工事の完了や町道久保高田線歩道拡幅工事の実施など、計画的に事業進捗を図ることができました。



このように、きめ細かな施策を実施しながらも計画的な町政運営に努めたことにより、令和3年度一般会計決算は、財政調整基金からの繰入れを行わず、黒字決算を迎えることができました。

それでは、令和3年度に取り組んだ施策の成果について申し上げます。

最初に、住民協働・住民参画については、住民の憩いの場となり、イベントなどの開催で楽しんでいただくことなどを目的とした長池オアシス公園維持管理事業をはじめ、5つの住民提案協働事業を実施しました。また、令和4年度の実施に向け、住民団体等からの提案事業である3つの新規事業を含め、9つの協働事業を採択しました。

防災については、従来の防災マップに水害、地震、ため池ハザードを追加した総合防災マップを作成し全戸配布するとともに、地区別自主防災マニュアルの作成支援を行い、新たに2地区で作成されるなど、地域住民の自助・共助を基本とする自主防災活動を推進しました。

また、消防団の組織強化を図るため副団長の定数を1名拡充し3名体制にするとともに、消防団員確保のため年齢要件の引下げや出動時の報酬の改善等を行い、令和4年度から新たな運用を行っています。加えて、災害に適切かつ効果的に対応するため、防災資機材及び消防団装備等の充実や、一般社団法人地盤品質判定士会との土砂災害等における連携協定に関する協定の締結など、災害に強いまちづくりを進めました。

子育て・保育については、子どもたち一人一人の権利が守られ、人々の愛情と緑豊かな自然の中で夢と希望と豊かな心を持って成長することができるまちの実現を決意し、子どもの権利に関する条例を制定しました。また、産後ケア事業の対象期間や多胎妊婦への妊婦健診受診券の補助及び不妊不育治療費助成を拡充するなど、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援のさらなる充実を図りました。

保育所等については、令和4年度からの西保育所の民営化に向け、子どもや保護者が不安を抱かないよう、保護者、移管先事業者と町の三者懇談会を開催しながら、円滑な移管のために引継ぎ保育を実施しました。また、安全で質の高い保育を提供するため、西保育所の大規模改修工事の実施と東保育所の大規模改修に係る設計を行いました。加えて、民間保育所等へ保育士等処遇改善臨時特例事業補助金を交付し、保育士等の賃金の改善を支援しました。

さらに、学童保育所については、指定管理者と連携し、長期休業期間と土曜日の開所時間を午前8時に前倒したほか、中央小学校及び北小学校において長期休業期間限定学童保育を実施するなど、保護者の就労形態に応じた保育サービスを提供しました。

学校教育については、子どもを取り巻く様々な問題や教育についての諸課題に対し多面的な支援を実施するため、スクールソーシャルワーカー、教育相談カウンセラー、英語指導助手や学校図書館司書などの専門的人材を引き続き配置し、児童・生徒へのきめ細かなサポートに重点を置いた取組を進めるとともに、公立中学校の生徒を対象とした英語能力判定テストを実施し、主体的に学習に取り組む姿勢を育みました。

また、令和3年度から5年度にかけて計画している東小学校校舎の第1期大規模改修工事や、令和3年度から2か年にわたって実施する熊取中学校の教室床の第1期改修工事が完了するなど、良好な教育環境の整備に取り組みました。

加えて、学校給食については、より一層安全・安心でおいしい給食を提供するため、本町が独自に任用する学校栄養士を1名配置するとともに、スポットクーラーを増設し労働環境の改善に努めました。さらに、SDGsの観点から廃棄物の減容化、再生利用等が求められる中、給食残飯の減量化をESDの取組として捉え、児童の教育にもつなげることを目的に、中央小学校に生ごみ処理機を導入しました。

生涯学習については、公民館・町民会館の大規模改修、町民会館ホールの建て替えに向け、利用団体や議員の皆様にもご意見をいただきながら公民館・町民会館整備検討委員会において闊達な議論を重ね、基本設計を取りまとめました。

また、子どもたちの生きる力を育み、切れ目のない読書環境の支援を推進していくために、熊取

町第4次子ども読書活動推進計画を策定しました。

健康・長寿については、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施し、集団健診時に後期高齢者医療保険加入者を対象にフレイル相談を行うとともに、タピオステーションにおいて実施する薬剤師や管理栄養士による出前講座を拡充するなど、高齢者に応じた必要な支援を行いました。

運動・スポーツについては、ひまわりドームにおいて指定管理者による様々なスポーツ教室等を実施したほか、プロのフットサルリーグ「Fリーグ」の試合の開催など、スポーツへの参加意欲を高める機会の創出に努めました。また、八幡池青少年広場のトイレを新築するなど、活動環境の整備を行いました。

高齢者福祉については、スマートフォンなどで気軽にできる認知症簡易チェックシステムを導入し、認知症の早期発見・早期治療による重症化の予防につなげる取組を実施しました。また、冒頭申し上げたとおり、地域住民の方に安全に老人憩の家を利用いただけるよう、地区公民館に併設されていない19施設全てにおいて耐震補強工事や長寿命化に係る改修工事が完了しました。

市街地整備については、将来的な人口減少や少子高齢化を見据え、コンパクトなまちづくりを推進するための指針となる熊取町立地適正化計画を策定しました。また、熊取駅西交通広場整備工事を引き続き実施し、本町の玄関口にふさわしい良好な市街地の形成に向けた取組を進めました。

道路・交通については、都市計画道路の整備促進として、大阪岸和田南海線の事業推進、大阪外環状線の4車線化や泉州山手線の事業化に係る要望活動を実施したほか、泉州山手線の整備促進のため、令和2年度に引き続き、貝塚市と合同で七山北地区の地籍調査を実施しました。

また、町道の新設改良として、町道久保高田線歩道拡幅工事を引き続き実施したほか、（仮称）大久保西5号線歩道整備工事に向け、測量業務と予備設計業務を実施しました。

加えて、町内造園事業者等のご協力の下、熊取駅前夢広場の植栽帯のリニューアルを行ったほか、通学路における路側帯のカラー化等を行い、交通安全対策に取り組みました。

さらに、熊取町公共交通会議において、持続可能な新たな交通体系の構築に向けた検討を開始しました。

水道事業については、令和3年4月から大阪広域水道企業団と事業統合し、緊密に連携しながら安全で安心な水道の供給に努めました。

下水道事業については、小垣内、大宮、久保及び大久保地区において公共下水道工事を実施し、年度末人口普及率が83.2%となりました。また、ストックマネジメント計画に基づき、リスクの高い管路である幹線管渠等において点検調査を実施しました。

循環型社会については、これまでも令和2年度に熊取町気候非常事態宣言を表明するなど地球温暖化対策に注力してきたところですが、さらに、SDGsが目指す持続可能な社会の実現に資する取組を推進するため、熊取町エコプロジェクトとして、お持ち帰り等が可能な飲食店を登録する熊取町m o t t E C O食べきり協力店制度を創設するなど、食品ロスやプラスチックごみの削減に関する様々な取組を実施しました。

また、広域での新ごみ処理施設整備に向けた取組として、泉佐野市田尻町清掃施設組合への職員の派遣をはじめ、関係市町等との協議などを慎重に進めながら、新ごみ処理施設整備に係る環境影響評価等に着手しました。

さらに、し尿処理事務の広域化については、令和3年4月から泉佐野市田尻町清掃施設組合へ事務委託を開始しました。

商工・サービス業については、第3次熊取町産業振興ビジョンの方針に基づく行動計画である熊取町産業振興アクションプログラムを策定するとともに、商工業・農業を含む産業活性化を図るため産業活性化基金事業補助金のメニュー見直しを行い、令和4年度から新たな運用を行っています。

観光・交流については、にぎわい創出や交流人口の増加を図るための新たな仕掛けづくりとして整備した和田山B e r r y P a r k第1農園、第2農園でのブルーベリー狩り体験事業を引き続き支援するとともに、本町の特産品とすべく、本格的な出荷を見据えた生産拠点を確保するための

第3農園整備を支援しました。

行財政運営については、自主財源の確保を図るため、くまとりふるさと応援寄附について魅力的な返礼品の企画や新たなポータルサイトの導入などに取り組んだ結果、約7億8,000万円の寄附を頂くことができました。

また、スマートシティの実現に向け、学校ICT環境の整備として、分かりやすい授業を実践するために指導用デジタル教科書を導入するとともに、教職員の公務業務の軽減等を図るため統合型校務支援システムを導入しました。役場庁舎内の取組としては、出退勤システム、ウェブ会議システムやチャットツールを導入し、業務効率化を図りました。

情報の公開については、必要な情報を簡単に得られるよう町ホームページのリニューアルを行うとともに、本町の公式LINEアカウントやフェイスブック等のSNSの特性を生かした積極的な情報発信により、住民の皆様と行政情報の共有を図りました。今後におきましても、住民の皆様からの声をしっかりと聞き、徹底した情報公開を推進してまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、各主要施策の推進に当たりましては、年度当初にお示しました町政運営方針での考え方や方向性を基本に、社会情勢の変化を的確に見極めながら計画的かつ効果的な行財政運営に努めたところであり、引き続き、行財政構造改革プランに基づき、手綱を緩めずに不断の取組を進めてまいります。

別に配付しております主要施策成果等一覧表は、主要施策の事業内容や実施状況などについて、第4次総合計画に定める将来像の実現に向けた施策の大綱に従い整理していますので、後ほどご覧ください。

改めて令和3年度を振り返りますと、冒頭で申し上げましたとおり、コロナ禍により、まちのにぎわいや住民の皆様が触れ合う機会が減少してしまう状況が続きました。

一方、未来へ向けた新たな一歩として、令和3年11月3日をもって町制施行から70周年を迎えることができました。この節目の年を住民の皆様とお祝いすべく、町制施行70周年記念事業懇話会を中心に関係団体の皆様のご協力の下、記念式典をはじめとして後世に思いをつなぐ記念植樹、デザインマンホールの作成、だんじりミュージアムや健康福祉講演会のほか、町内飲食店を盛り上げる連携事業など様々な記念事業を実施しました。住民の方からは、コロナ禍で様々なイベントが中止される中、対面で交流ができる貴重な機会となったといったお声をいただくなど、住民の皆様にご喜んでいただくことができました。改めて、記念事業を通じて我がまちを知り、これまで先人が築いてきた70年の歴史を誇りに思い、深く感謝の意を表します。

今後におきましても、安全・安心をまちづくりの基本と位置づけ、貴重な財源を有効活用し、とりわけ、SDGsの実現を通じたまちづくりやカーボンニュートラルに向けた施策を展開するとともに、第4次総合計画の将来像の実現に向け、住民の皆様との積極的な対話を進めながら、自然に恵まれた豊かな住環境の中で、子どもから若者、高齢者までいつまでも元気で生き生きと長く楽しく日々を送り続けることができるまちづくりを推進してまいります。

引き続き、議員各位をはじめ住民皆様方のご支援、ご協力をお願い申し上げ、説明を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

それでは、令和3年度における主要施策の成果及び各会計決算に関する件について、会派代表質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

まず初めに、未来を代表して、坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）それでは、会派を代表いたしまして、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1つ目のふるさと納税についてご質問いたします。

返礼品の拡充のために取り組んでいることは何でしょうか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） それでは、ふるさと納税についての1点目、返礼品の拡充のために取り組んでいることについてご答弁申し上げます。

現在、総務省の厳しい地場産品基準を遵守しながら、泉州、熊取産タオルのブランド力を活用した商品や「くまとりやもん」ブランド認定商品など、寄附者にとって魅力があり、他市町村と差別化できる返礼品の拡充を図るため、地域の事業者の情報収集、直接訪問による制度説明、既存の返礼品提供事業者と連携した新たな返礼品の検討など、地道な取組を継続しております。具体的には、町内農業従事者の会議に出席し、直接制度説明や協力依頼を行い、また、町内飲食店やJA熊取営農店舗と新たな返礼品に関する協議などを随時行っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君） 分かりました。

今、農業をやっている人とか飲食店やっている人とかに説明しているということやったんですけども、それ以上のサポートは何かしていないんですか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 現状、新しいふるさと納税の返礼品となるような商品ができれば一定、販売チャンネルとしてのそういう道が開ける部分もありますので、そういう販路を広げる意味での訴求効果がありますということでの説明をさせていただいております、直接何か、多分おっしゃっているのは補助金を出すとかとか、そういうことは今のところは行っておりません。

以上です。

議長（二見裕子君） 坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君） 分かりました。

令和3年度のふるさと納税は7億円以上だったということで、毎年毎年額が上がってきているので頑張ってもらっているんですけども、ここでもう一つ、10億円以上を狙っていくためには、やっぱり今のラインナップに含めてどうしても人気のあるお肉とかお米とかをどうにかして入れていったほうがいいんだろうなというところもありますし、あと、今のラインナップにある泉州タオルというのをもっと増やしていくというのも手やと思うんです。やっぱり今、タオルだけのラインナップでこの状況やと、もう結構頭打ちかなというところがあると思うんです。なので、人気のある商品を熊取町発信でそろえていくということが大事ななと思っていますので、この質問をしています。

次に、ふるさと納税についての2つ目、返礼品の拡充以外に寄附を多く頂くための取組は何かありますか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） すみません。2点目に入る前に、先ほどの1点目の件で、実際、新しい産業活性化基金事業の中でそういう商品が出来上がればまたふるさと納税にということで、そういう道筋もありますので、そういう点でいうたら町行政全体で支援している分もございます。申し添えます。

続きまして、ご質問の2点目、寄附を多く頂くための取組について答弁申し上げます。

先ほど申し上げた返礼品の拡充に加え、寄附先を検討されている方に対し、返礼品をはじめとする本町のふるさと納税に関する情報をPRする機会を増加させるため、数多くあるポータルサイトの中から本町の返礼品の特徴などを踏まえ、効果が高いと考えられるポータルサイトを令和3年度、令和4年度にそれぞれ1つ追加し、現在4つのポータルサイトで寄附を募っているところでございます。

加えて、返礼品以外の寄附のきっかけとしてクラウドファンディング型のふるさと納税に令和3年度から取り組んでおり、施設改修等の投資的事業の中から幾つかの事業を対象に、事業内容や事業に関する写真等のPRコンテンツを作成し、ふるさと納税ポータルサイトを通じて寄附を募集し

ております。

具体的には、令和3年度は和田山Berry Park支援事業及び町立保育所大規模改修事業で、令和4年度は新町民会館ホール楽器購入事業でクラウドファンディング型のふるさと納税に取り組んでおります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。いろんなことに取り組んでいただいている大変ありがたいんですけども、やっぱりふるさと納税の最盛期というのは、所得が確定する年末にかけてが多いんです。それまでに皆さんのふるさと納税してくださる方々の目に触れる機会を上げるために、各ポータルサイトでのランキングがあるじゃないですか。あれを上げていくというのは結構大事なことでと思うんです。

全国的にふるさと納税の受入額が多い自治体というのは、ゴールデンウィークなりお盆なりというときにそれでふるさと納税をしてくれる人が増えている部分もあると思うんですけども、結局、年末に向けて自分の自治体の返礼品のランキングを上げるためにキャンペーンを打っているんです。そこで、ふるさと納税をする人が割と少ないときに、そのキャンペーンを打っている自治体に集中的にふるさと納税をしてくれることによって、その自治体の商品のランキングが上がっていくということを狙っていると思うんですけども、熊取町はそういうことは考えておられないですか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）実際、本町の特に令和3年度もかなり金額が上がっていているふるさと納税なんですけれども、返礼品は他の市町村とはちょっと異なる特徴が当然ありますので、そういう面では、ポータルサイトの中でどうしても検索するジャンルとかで一定、熊取町が目につく部分はかなりあると思いますので、キャンペーンを張ってという形を進めていくよりも、そういう個々の返礼品の魅力をさらに高めたものをラインナップとして追加していくという、そういうやり方を現在進めております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。いろいろ考えてやっていただくのは結構なんですけれども、先を走っている自治体のまねをしていくというのは、結局これオンラインでのショッピングと同じなので、やっぱり受入額が多い自治体には何かノウハウもありますし、まねしていくことは一定大事かなと思います。その自治体には結局、人気のある商品のお肉やお米というのがあって、そのお肉や米に寄附が集まることによってその自治体のほかの商品もどんどん動いていくということにつながっていきますので、ぜひ、熊取町のふるさと納税の返礼品のラインナップにそういったお肉、お米が追加されるようなことを期待しておきます。

続いて、2つ目の質問にいきます。

小中学校のICT機器の活用についてということでお伺いします。

これは3月やったか、大林議員の代表質問の内容でもあったんですけども、クロームブックの持ち帰りは進んでいますか。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）それでは、クロームブックの持ち帰りについて答弁申し上げます。

令和3年度のクロームブック活用の取組としましては、新型コロナウイルスによる臨時休校となった場合においても学びの継続ができるよう、町内全小・中学校で試験的に持ち帰りを実施し、各家庭のWi-Fiへの接続テストを行ったところです。

また、令和4年1月の新型コロナウイルス急拡大による臨時休校や学年・学級閉鎖の際にも、クロームブックの持ち帰りにより、オンラインによる健康観察や家庭での様子確認、学習課題の配信を行ったほか、卒業式の際にも参加できない卒業生に対してオンライン配信等を行いました。この

ほか、様々な事情で学校に登校できない児童・生徒に対しても、授業の様子を配信するなどの取組を進めてきたところです。

本年度におけるクロームブックの全校的な持ち帰りの状況でございますが、中学校全学年において夏休み中に持ち帰りを実施しています。持ち帰っての活動内容ですが、M e e t 機能を使ったオンラインでの登校日の実施や調べ学習での活用のほか、クラスルーム機能を使って授業やプリントなどの振り返り学習を行うなど、各学校において様々な工夫を凝らした活用を行っていただきました。

一方、小学校での持ち帰りについては、夏休み前にW i - F i 環境の調査を改めて行い、通信環境が整っていない家庭へのモバイルルータ貸出し実施に係る関連経費を、先ほども説明のあった9月補正予算(案)に計上させていただいています。このような準備を経て、2学期以降、各小学校において授業の進捗状況や教科の特性などを踏まえ、順次取り組んでまいりたいと考えているところです。

以上、ご答弁とさせていただきます。

議長(二見裕子君) 坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君) 3月の時点での質問の答弁の内容とそう変わっていないのかなという印象なんですけれども、3月の大林議員の代表質問で、双方向での配信での授業は今難しいという答弁があったんです。現在もそうですか。

議長(二見裕子君) 阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) 双方向については、やっぱりクロームブックを使ってというと今のところまだ、各学校でいろんな工夫はしてくれているんですけど、なかなか難しいなという現状です。

以上です。

議長(二見裕子君) 坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君) 世間一般ではもうウェブ会議なんていうのは当たり前に行われていまして、何でわざわざ3月に質問されたことをもう一回ほじくっているかということ、何で授業をそれでできないのかなというところがよく分からなかったので質問させていただいています。

議員セミナーでもオンラインで参加することもありまして、こちらから講師の方に質問することもできますし、もちろん資料も見せていただくことができますし、要はそれ、授業を受けていることと同じかなと思うんですけども、熊取町の学校で双方向での授業が難しいなと言っている理由をもう少し教えていただけますか。

議長(二見裕子君) 阪上教育次長。

教育次長(阪上敦司君) 今、議員おっしゃってくれたように、会議に出席みたいな形では、各校では当然コロナのときに登校できていない子どもとはオンラインでつないで教室のモニターに映してというふうな取組はできてございます。夏休み中の先ほど中学校のほうで取り組んでいただいたオンライン登校日に当たっても、当然、先生が教室において、大型画面に子どもたちの顔が映ってという中でのそういう取組はできていますけれども、授業そのものを配信していくとなると、なかなか黒板が見えにくいであったりとか、そういうふうないろんなハード的にもクリアしていかなあかん部分があったりとか、あと、個々にいろんな資料を画像を通してやっていくということについては、やっぱり担任の先生1人ではなかなかしづらいなというところもあります。ICT支援員等々のサポートする人材も入れてはいますけれども、全てのクラスにつけるとというのがやっぱりなかなか難しいかなと。現在、学校が平常どおり動いているという中で、どういうふうな形でクリアしていけるのかというふうな部分を先生方で協議、検討いただいているという状況でございます。

以上です。

議長(二見裕子君) 坂上昌史議員。

4番(坂上昌史君) 分かりました。

何回も言いますけれど、一般社会ではオンラインでの会議なんていうのは普通に行われていまし

て、それで資料を配ったりだとか発言することもそうですし、自分がその場で書いたものをその会議に出席しているみんなに見てもらおうということも普通にできますので、今すぐでもできるんじゃないのかなというのは今まだ思っているところです。

今現在でも社会での技術が進むのがすごく早くて、これでまだそうやって考えてやっていきますという状況やと、考えて、さあできたというときにはもう次の新しい技術が導入されていてみたいなことにもなっているかもしれないので、もっとどんどん突っ込んでやっていってもらってもいいのかなと思いますし、子どもたちにはオンラインでのコミュニケーションとか、そういったオンラインでの会議とかでのマナーとかも小学校、中学校で身につけていけるチャンスやと思うので、ぜひ、こういったオンラインでの授業をどうやってできるかというのはなるべく早期に対応していただきたいなと思っています。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）ありがとうございます。

子どもたちは、僕らが考えている以上にやっぱり機械の扱いというのはすごくたけているというか、その中で先生方もやっぱりいろいろ気づくことがあって、各学校いろんな取組をしてくれています。いろんなことでなかなか外へ発信ができないなというところで、できるだけ今、学校でいろんな取組をやってくれていることを何らかの形で議員を含め住民の皆さんにも発信していけるようなというのを、今、学校とともにどんなやり方ができるのかな、子どものプライバシーの件がかかってくるんでなかなか難しいところはあるんですけども、その辺、学校長、それから各情報担当の先生方とも協議しながらいろいろ進めています。また、いろんなこんな取組があるよというものあれば、ぜひ教えていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）ぜひよろしく願いいたします。

では3つ目、公共施設等総合管理計画についてということで、今年3月に追加された5章の施設保有量の目標設定についてご答弁お願いします。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）それでは、公共施設等総合管理計画について、今年3月に追加された5章の施設保有量の目標設定についてご答弁申し上げます。

本年3月に改定の熊取町公共施設等総合管理計画におきましては、施設保有量の推移と目標といたしまして、1953年（昭和28年）から2020年（令和2年）までの施設保有量の推移と今後の目標及び有形固定資産減価償却率の推移を第5章として追記いたしました。

ご質問の施設保有量の推移と目標につきましては、目標値として今後40年間で25%の延べ床面積削減を目指すこととしております。この目標値は、今後40年間の更新等の概算費用が年額14.1億円見込まれ、過去10年間の投資的経費の平均は年間10.6億円であり、投資的経費を全て更新等の費用に充当すると仮定した場合において約3.5億円超過することとなると試算しております。現有の施設を現状レベルでの維持管理を継続するためには、施設保有量の削減が不可欠であると考えております。

施設保有量の削減に向けては、今後の社会情勢において財政状況などの影響を受けることも考えられますが、計画に示すとおり、施設の統合や廃止及び更新等の長寿命化、規模縮小など適時適切に判断し、町議会や住民の皆様へ情報提供を行うとともに議員からのご意見を賜りながら、施設の保有量の削減に向けて全庁的に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）この目標の数字というのは、計算理由は分かるんですけども、その前に施設の更新だったり、その後には建て替えの時期とかが迫ってくるんです。40年と言わず、20年の間にも建て替えの時期が迫っている建物というのものもあるんですけども、目標の数値としてはこれで大丈夫

なんですか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）いろいろ目標、削減の仕方というんですか、その施設の保有量を削減する考え方はいろいろあるかと思えます。ただ、総務省等の想定する中では、やはりその金額、どれだけお金が要るんや、それを単純に延べ床面積を減らすことでまずは目標を立てましょうという概算の考え方になっていますので、他団体と同様に、本町もその考え方を取り入れてこの目標値にしたということでご理解いただきたいと思えます。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

3月の議員全員協議会での説明のときに、20年で12.5%削減できますかという質問のところ、今、南保育所、町民会館分館、大原衛生公苑、それで10%ぐらいになります、残りは考えますというご答弁やったんですけども、20年で12.5%も実際どれぐらい実現可能な数字なのかというのは、

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）確かに、20年という長いスパンの中で今こういう施設という個別のお答えはしかねるんですけども、ご承知のように、これから10年間で子どもが大きく減ります。また、高齢者の方が非常に増えると。そういう中でやはり施設の利用の形態というんですか、そういうものは当然変わってくるやろうということで予想していますので、この先、10年後子どもの数であったりそういうことで、今、子どもが主体的に使用しているような施設というんですか、そういうふうなところは大きく今後検討、判断していかなあかんところではないかなというふうに思っております。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）分かりました。

こういう質問をしたときに大体返ってくるのが、用途を変えますよという感じでお答えいただくことが多いんです。じゃ結局減らないよねみたいなところなんですけれども、これは僕、以前から言っていることなんですけれども、要らなくなった施設なんかはどうなのかと判断する基準をつけたほうがいいんじゃないですかというのは以前から言っていたんです。その辺というのは何か考えておられますか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）確かに、坂上昌史議員おっしゃるとおり、利用者数というのは大きな判断する材料の一つであるということは私も認識しております。ただ、その施設を廃止、統合する中で、やはり法的に守っていかなあかん。例えば具体的には、重要文化財であったら利用者数が少なくても守っていかなあかんところもありますし、また、地域で利用いただいているような施設も当然ありますので、そういうのは、利用者数で単純に判断するというのは非常に難しいのではないかなと思えます。

そういう意味で、しっかりと将来的に施設のまた活用が必要ないかという総合的な判断の上で、庁内でも庁内調整会議という管理職の会議もございますので、そういう中でしっかりと議論を重ねて、削減に向けた考え方をしっかりしていきたいというふうに思っております。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）そういう考えは一定分かりますし、行政というのは民間がやらないような、言い方がいいかどうか分からないですけども、もうからないようなことをやっていくところも仕事の一つかなというのは理解しています。ただ、人口がどんどん増えていた時代に建物をどんどん建てていったというのは一つ理由としてあるんですけども、これからどんどん人口が減っていく時代に入っていますし、世の中でも、その場に行ってみんなで会うというような時代ではなくて、オンラインで会議するということも増えていますし、その場所自体が要るんかどうかというような時代にもなってきつつあります。

そうやって総合的に考えてというのは非常によく分かるんですけども、一定その議論になる、



テーブルにのる施設なのかどうなのかということ判断するのに、この施設は要らなくなったんじゃないかなという基準があったほうが、要らなくなったんじゃないかという基準を満たしたけれども、でも必要だよねという議論ができるんじゃないですか。でも、今の時点でぼわっとした中で要る要らないという、テーブルにも上がらないと思うんですね。なので、そういう一旦その施設が要るか要らないかという議論を始めるために基準をつくったらどうですかというのを僕は言いたいですけれども、その辺はどうでしょうか。

議長（二見裕子君）藤原総務部長。

総務部長（藤原伸彦君）同じようなご答弁になって申し訳ないんですけども、先ほど申し上げましたように財政課、企画課、そして各所管施設の管理職で構成する庁内調整会議というのがございます。適宜開催して、その中で一定、今おっしゃられたようなお話も当然今後も検証していくことになります。そやから、例えば100人切ったら駄目か、101人やったらええんかというそういう議論ではなしに、やはり総合的にそれぞれの所管施設の考え方を整理した上で判断していくべきではないかなというふうに思っております。

おっしゃるように、数字を決めてやれば確かに私にも楽なのかも分かりません。やっぱりそういうわけにもいかないかなというのが正直なところですので、ご理解いただきたいと思います。

議長（二見裕子君）坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）今、現時点でのお考えは分かりました。

ただ、本当にこれから時代はどんどん変わっていきますし、スピードも上がっていくはずですよ。なので、必要なお金、どこに予算を投入したらいいんかという場所も絶対変わってくるんです。そういう中で施設とか建物とかハード面ですよ。そこにかかっているお金というのは実際増えていくという試算になっていますし、そこにかけているよりももっとソフト面とかにかけたほうがいいんじゃないかとか、あと人件費、そういうところにも関わってきますし、なので、もっと突っ込んだ形で施設の保有量を減らしていくということをお本気で考えてほしいなと思います。

要る要らないという基準は、僕はずっと利用者の数ということでは言うていますがけれども、利用者の数だけが基準ではないと思うので、熊取町での調整会議ですか、そこでどういう基準やったら熊取町に合うんかというのは考えていただいて全然結構なので、要る施設なのか要らない施設なのか、役目を終えた施設かということをもっと一定分かりやすくなるような基準を決めていただきたいと思います。この辺はお金がかかっているところなので、ぜひもっと本気で突っ込んで、早期に考えていただきたいと思います。

以上で代表質問を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）以上で、坂上昌史議員の質問を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議事の都合により、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日はこれにて延会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「16時36分」延会）

---

9月熊取町議会定例会（第3号）

令和4年9月定例会会議録（第3号）

月 日 令和4年9月9日（金曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 田中 圭介	8番 河合 弘樹	9番 矢野 正憲
10番 渡辺 豊子	11番 二見 裕子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長 藤原 敏司	副 町 長 南 和仁
教 育 長 岸野 行男	総 合 政 策 部 長 東野 秀毅
総 合 政 策 部 理 事 野津 恵	総 務 部 長 藤原 伸彦
住 民 部 長 巖根 晃哉	住 民 部 理 事 下中 昭三
住 民 部 理 事 山本 浩義	健 康 福 祉 部 長 山本 雅隆
健 康 福 祉 部 理 事 松浪 敬一	都 市 整 備 部 長 田中 耕二
都 市 整 備 部 理 事 白川 文昭	都 市 整 備 部 理 事 濱田 隆之
都 市 整 備 部 理 事 永橋 広幸	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 中谷 ゆかり
教 育 次 長 阪上 敦司	教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 林 栄津子
教 育 委 員 会 事 務 局 理 事 原田 哲哉	

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長 林 利秀	書 記 道端 秀明
------------------	-----------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について  
議案第57号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第58号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第60号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議案第61号 令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定について  
請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年9月熊取町議会定例会第3日目の会議を開きます。

（「10時00分」開会）

議長（二見裕子君）それでは、本日の日程に入ります。

昨日に引き続き、会派代表質問を継続いたします。

次に、熊取公明党を代表して、渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）おはようございます。

それでは、議長よりお許しをいただきましたので、熊取公明党を代表いたしまして、主要施策の

成果、決算に関しまして通告に従いまして質問させていただきます。

まず、1項目めは循環型社会についてです。

まず、1点目のSDGsが目指す持続可能な社会の実現に資するために、本町は熊取町エコプロジェクトを策定し、プラスチックごみや食品ロスの削減に取り組んでいただいております。令和3年度の取組状況についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）それでは、循環型社会についての1点目、熊取町エコプロジェクトの取組状況と今後の取組につきましてご答弁申し上げます。

まず、取組状況でございますが、大きく2つの柱がございまして、その1つがプラスチックごみの削減でございます。

主な取組といたしましては、職員から募った家庭で余っているエコバッグや紙袋を町イベント時のレジ袋代用品として活用したり、オリジナルエコバッグを作成し成人式や中学校卒業式の記念品として配付し、マイバッグ持参の啓発などにも取り組んでおります。また、イベントにおけるプラスチック容器の使用抑制やリユース食器使用の推進にも努めてございます。そして今年度におきましては、マイボトルの普及啓発のために、以前から参画してきた大阪マイボトルパートナーズの構成員であるウォータースタンド株式会社とプラスチックごみ削減及び熱中症予防の推進に関する連携協定を結び、永楽ゆめの森公園管理棟をはじめ、ひまわりドーム、小学校5校に給水機を設置し、マイボトルの普及啓発や熱中症予防にも取り組んだところでございます。

次に、2つ目の柱、食品ロスの削減でございますが、熊取町食生活改善推進協議会の協力の下、町オリジナルの食べ切り食材使い切りレシピの作成や「毎週月曜日は“食べマンデー！”」をキャッチコピーとした啓発、食べ残しの持ち帰りや小盛りメニューの設定がある飲食店に対し「m o t t E C O 食べきり協力店」としての登録とホームページにおける店舗の紹介、さらにはフードドライブ実施のための公共施設における食品回収窓口の常設、また、生ごみ処理機購入費に対する補助金の交付などにも取り組んでおり、熊取町エコプロジェクトとして掲げた取組につきましてはほぼ全ての項目に対し取りかかり、そしてしっかりと推進してございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）本当にいろいろプラスチックごみの削減、また食品ロスに向けての削減の取組をいろいろ取り組んでいただきありがとうございます。エコバッグ等も推進していただきまして、私もいつも熊取町のエコバッグを持って買物等行かせていただいております。

それで、その中でマイボトル用給水機の設定につきましては、昨年9月議会でプラスチックごみ削減というところで提案させていただきました。即パートナーズというところで設置していただいたということなんですが、今のその分につきましての取組状況を少し教えていただけますか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）少し答弁でも申し上げましたけれども、熊取町におきましては7か所現実的に設置させていただきました。永楽ゆめの森公園の管理棟、小学校5校と体育館ということで7か所でございます。

また、設置に当たりましてはそのほかにも候補地を挙げていろいろ検討してまいりましたけれども、設置環境が合致しなかったということで、例えば駅下にぎわい館、また役場の中とかも検討したんですけども、ちょっと環境が整わなかったので見送ったという経緯がございます。中学校の3校、また図書館ですか、経口式の冷水器があるということで、こちらのほうもそれを活用ということで一旦見送ってございます。

また、ふれあいセンター、煉瓦館、こちらは非常にご不便をかけていて、少し住民の方からもお声をいただいているんですけども、現状では給湯室みたいなところで水道水を活用してくださいというようなアプローチをさせてもらっていますが、これはちょっとまだ課題があるかなというふ

うに認識してございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

早速永楽ゆめの森とひまわりドーム、そして各小学校に設置していただいたというところで、それぞれの施設に設置できるかというところの検討もしていただいたというご答弁やったと思うんですけども、小学校のほうの熱中症対策も兼ねて設置していただいたかと思うんですが、学校での状況というのとはどんなものですか。見守りしているときに東小の子どもたちに聞いたら知らないという子どもたちも多いんですが、学校のほうの設置の状況、取組状況はどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 学校のほうは小学校5校に設置させていただいて、先生方に聞きますとおおむね好評というところもあるんですけど、やっぱりいろんな課題が出ています。

子どもに任せると、こんな大きな水筒を持っている子が1人で全部入れてしまうと、2、3人やったら次の水が冷たくないとか、やっぱり休み時間ですので、1台では子どもが重なるとその時間内に全ての子どもが給水できるかというところについては、ちょっと台数が限られていますのでいろんな課題があると。そういう中で子ども間のトラブルになる可能性もあるということで、今は先生方がついていただいて見守っていただいているというふうな状況です。

ですので、熱中症対策としては一定の効果はあるんですけども、学校、子どもたちがたくさんいてるとなると、やっぱり台数的なものであったりとか機械の保冷というか、冷たくする能力の関係とかもあって、若干いろんな課題があるなというふうに伺ってございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） いろいろ学校は、課題がある中で先生が中心にやってくださっているというところですが、子どもたちにあるよという周知だけはしっかりとさせていただけたらなというふうに思います。

今先ほど中学校は冷水器があるどうのこうのということでしたけれども、泉南市のほうはもう全ての小・中学校に今回設置したというふうに聞いているんですが、中学校はマイボトル用の給水機というのは設置は考えていないんですか。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） それは、小学校でお話ししたところの課題がありますので、すぐに設置という部分では現在考えていません。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 中学校の子ども、生徒もクラブ活動等ある中で熱中症対策は必要かと思っております、また検討していただきたいなというふうに思っております。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 熱中症対策についてはやっぱりいろんなことで考えなあかんということで、今、経口型のウオータークーラーというやつ、それが何台かあるんですけども、中学生になるとやっぱりクラブ活動でかなり利用があるので、台数の面であったりとか小学校の状況も踏まえた上で、また住民部のほうと検討させていただいて、設置について学校のほうとも相談しながら考えたいなというふうに思っていますので、しばらくお時間をいただければなと思います。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

ちょっと重なってくるかと思うんですが、2番目の今後の取組についてというところでマイボト

ルの給水機もあるんです。今後拡充とかそういうことも考えておられるのか、今後の取組について教えてください。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）今後の取組でございますが、プラスチックごみの削減と食品ロスの削減という2本柱につきまして、今回ご紹介させていただきました取組の中にはまだ始まったばかりの事業もございます、これらがさらに浸透し定着していくように引き続きしっかりと推進し、情報発信していくとともに、加えて国などから示される新たな方向性や事業施策についても注視してまいりたいと考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

マイボトル用給水機の設置につきましては、さっきもいろいろ施設検討をおっしゃっておられましたが、公園という形で見たときに、長池オアシス公園というのは結構散歩されている方とか、管理棟もありますので給水機設置についても問題はないかなというふうに思うんです。その辺のところは検討に入っているんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）設置につきましては、まず施設の管理者側との調整が必要になってこようかと思えます。さらに、この設置場所というのが屋内ということで指定されております。また、やはりコロナ禍の折ですので衛生管理上のところも留意しなければいけないと。何よりも、給排水の設備であったりとか電気設備であったりとかという設置するに当たっての環境などにも留意しながら、そういう条件が整っていればまた検討していくところに入ってくるのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）今言われた条件は全部備わっているかなというふうに思うんですけれども、長池オアシス公園についてはね。散歩されている方も結構おられますので、そういった給水機があれば本当に皆さん喜んでその公園を利用されるのではないかなと思います。今後の検討としてまた進めていっていただきたいと要望させていただきます。

いいですか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）これで給水機の設置のストップをやったわけではないと考えておりまして、やはり大阪府のほうでも各小学校区に1か所というような目標も掲げられております。ですのでいろんなところの施設についての検討を行ってきたという経緯がございます。少しお時間をいただきながら、現場の確認等々させていただきたいなというふうに思います。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

次、2点目へいきます。

循環型社会の取組として、環境省は環境負荷軽減に向け、令和3年度補正予算の食とくらしの「グリーンライフ・ポイント」推進事業により、消費者一人一人のライフスタイルの転換を加速させる観点から、環境配慮製品・サービスの選択等の消費者の環境配慮行動に対し、企業や地域等がポイントを発行する取組を支援しております。堺市は、飲食店へのマイボトル持参等のエコ行動を実践した市民に市独自のポイントを発行する事業を始めるようです。環境省は、事業に関して第3次募集も今また開始しております。本町もグリーンライフ・ポイント事業を検討してはどうかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）続きまして、2点目のグリーンライフポイント事業の検討につきましてご答弁申し上げます。

この事業は、2050年のカーボンニュートラル実現に向け環境省が進めている事業の一つであり、ポイント還元を通じ、消費者のエコな行動を見える化することにより、国民の行動変容につなげていく事業であると認識してございます。本町におきましても今年度、2050年のカーボンニュートラルを目指して、再生可能エネルギー導入戦略や地球温暖化対策実行計画の区域施策編を策定するべく、現在鋭意取り組んでいるところでございます。

これらの計画、戦略の策定過程において、国内の温室効果ガス排出量の大半を衣食住を中心とした家計関連が占めているということも踏まえ、グリーンライフ・ポイント事業についても各方面からのご意見を伺いながら検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

今、環境省が推進している事業をこの年度内に提案してくれたら補助しますよというところなのでちょっと提案をさせていただいているんですけれども、堺市がそういったエコ活動、先ほど熊取町も取り組んでいるフードロスとか食品ロスという関係で、食べ残しゼロという形のことで、そういった食べ残しをしない食べ切り推奨店、そういったお店で食事をしたりとか、また、自分で飲料水、マイボトルを持参してお店に行けばその分ポイントをもらえるとか、そういった市民の方のエコ活動に対してポイントを付与するということで、昨日の浦川議員もそういったスマートシティに向けてのポイントというところの質問があったかと思うんです。

堺市もそういった形で、市独自のポイントをアプリの中に加算できて、そこからそれぞれの協力してくださる企業からプレゼントを頂くという形の事業を進めるということで、エコ活動を推進できる事業かと思っておりますので、今、事業者、協議会ですか、プロジェクトの会議を立ち上げたところですが、そういったこともしっかりと取り組んでいていただきたいなと思って提案させていただきました。

後ほども言おうと思っていたんですが、今健康ポイントをやっていますよね、これと同じやと思うんです。これのスマホ版、あと次回、後ろの健康のほうでもスマホポイントを言おうかなと思っていますので、そういった形のものを今、若い方の取組、市民の取組を推進するためにはスマホのアプリでポイントを加算していくということが一番大きな効果のある事業かと思っておりますので、検討をよろしくお願ひしたいと思います。よろしいですか。

議長（二見裕子君）山本住民部理事。

住民部理事（山本浩義君）議員ご指摘の取組につきましては、温室効果ガス排出量の削減ということに対してのアプローチとして消費者へのアプローチが非常に大事になってくるかということをお認識してございまして、しっかりとそういったところも、今年が環境施策の方向性を示す元年というふうな気持ちで考えていきたいなというふうに思っております。

何分たくさんある環境施策でございまして、今まで、できることをエコプロジェクトという形で取り組んできた経緯がございまして、さらにステップアップといいたいでしょうか、1つも2つもステージが上がった中で環境施策に取り組んでいく、チャレンジしていくという気持ちでおりますので、そんな中で、優先順位はつけざるを得ないかと思うんですけれども、しっかりと検討していきたいと思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）住民を巻き込んだ環境施策ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

次、2項目めへいきます。

2項目めは転入・定住促進事業についてです。

まず、1点目ですが、本町の転入・定住促進事業には3世代近居等支援と社宅誘致支援、この2つがあります。令和3年度 of 取組状況と成果についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、転入・定住促進事業についての1点目、取組状況と成果についてご答弁申し上げます。

まず、現在の取組状況につきましては、令和3年度から3世代近居等支援制度は課税免除方式から一律10万円の補助金交付方式に、社宅等誘致支援は3戸以上の社宅確保の条件を1戸以上にするにより、利用しやすい制度に改善し、取り組んでまいりました。

このうち3世代近居等支援制度につきましては、令和3年度の申請数は59件、令和4年度は8月末現在で16件となっております。また社宅等誘致支援につきましては、令和3年度は申請はございませんでしたが、住宅仲介業者や近隣の臨海エリアにある各社への訪問など地道な営業活動の成果もあり、令和4年度は8月末現在で2件の事前相談をお受けしている状況でございます。

次に、転入・定住促進事業の成果につきましては、令和3年と4年の1月1日現在、いわゆる歴年の社会増減数を比較しますと、3世代近居等支援の対象と想定する25歳から39歳までの数値は4人の減少、社宅等誘致支援の対象と想定する20歳から24歳までの数値は178人の減少となっております。なお、30歳から39歳の年齢層に限りますと38人の転入超過となっております。

以上、ご答弁いたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。ありがとうございます。

3世代近居等支援の申請が59件あったということで、転入、その対象とする方、今30歳から39歳ですか、38人転入超過というところは、そういった支援を活用して増えたというふうに見えていいんでしょうか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）全てが全てそういうわけではないと思いますけれども、実質、この年代層に限って増えているというのも非常に珍しい形かと思います。

それと、岸和田市以南の同じような数値で比較して分析した結果があるんですけど、令和3年度は岸和田市以南は全ての市町で全体の人口はもう減少になっています。そういう中でも熊取町のいわゆる減り幅、率です。ここが一番最小に抑えられている状況にありますので、やはりこの制度に限らず、熊取町の魅力がそういう形に結びついているのかなという考えを持っております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。よかったです。3世代近居等支援というのは私たち公明党も推進しておりまして、本当にこういう施策でもって転入・定住を推進していただくと成果もあるというところで聞いて、評価させていただきたいと思います。

その中で社宅誘致支援というところにつきましては、申請が令和3年度はなかったということで、4年度は今2件があるということなんですけれども、そういった状況も踏まえまして、今後新たな転入・定住促進事業というものを検討しているかどうかはどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）続きまして、2点目、新たな転入・定住促進事業の検討についてご答弁申し上げます。

現在の転入・定住促進事業は令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間として取り組んでおりまして、今後、その3年間の成果分析等の検証を行いながら令和6年度以降の施策について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。



議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

令和5年度までの3年間の施策ということで、その結果を見て検討するということですが、それではなくて、もう今からどうするのかというのは検討していただきたいというふうに思うわけなんです。

先ほどの報告の中で、二十歳から24歳までの世代、人数につきましては178人減少しているというところでした。そういうところを見たときに、二十歳から24歳というのは大学を卒業してから就職する、そういった年代かと思うんです。だから、就職するそういったところの年代をターゲットにして社宅誘致支援制度があったわけなんです。それがまだ少し伸び悩んでいるというところであるならば、その二十歳から24歳をターゲットとした転入・定住促進策を検討すべきではないかなというふうに思っております。

昨年の9月議会でも、3点目ですけれども、若い世代、就職基礎をターゲットとして奨学金返還支援事業の取組を質問させていただきました。コロナ禍で大学生と若い方がどういった支援を求めているのか、そういう点から奨学金返還支援事業について提案させていただきました。国の財政支援が事業費の4割にとどまる等の理由で慎重に判断するという昨年のご答弁でしたけれども、企業版ふるさと納税を活用して人材確保と定住促進を目的に取り組んではどうかと思いますが、いかがお考えですか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 次に、3点目、企業版ふるさと納税を活用した奨学金返還支援事業の導入についてご答弁申し上げます。

議員ご提案の奨学金返還支援事業の導入につきましては、昨年9月議会定例会の会派質問におきましてご質問いただき、その際にもご答弁いたしましたとおり、過去に実施した大学生を対象とした住民登録を促進する事業の実績が芳しくなかったこと、当該事業に関する国の財政支援が事業費のおよそ4割にとどまること、加えまして今回制度を廃止した府内団体があることも勘案し、現時点では本町の新たな転入・定住促進事業として導入することにつきましては慎重に判断すべきものと考えております。

また、当該事業の財源として企業版ふるさと納税の活用につきまして、現在、企業からいただいた寄附実績がないことや、個人からのふるさと納税のように継続的に寄附をいただける見込みが立たない状況であることから、財源としてその活用は困難であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） ありがとうございます。

資料を見ていただきたいんです。最初の2つの資料、和泉市と大東市の件は昨年出した資料と同じなんです。大東市、和泉市につきましてもそういった返還支援を行っているというところで資料をつけさせていただきました。今回はそれプラス企業版の資料を出させていただいたんですけれども、宮城県の石巻市なんです。これはふるさと納税を利用して、それを原資としての奨学金返還支援事業なんです。国の地方創生応援税制という取組を活用しての事業になっております。今ここにありますように、年間20万円を最大3年間、奨学金の返還の分として助成するというふうに取り組む内容を書いてあるんですけれども、大学を卒業して、その地域で本当に看護師や保健師、社会福祉士、そういった専門の仕事に就いていただくという定住促進になるかと思うんですが、それが条件になっておまして、そういった事業をやっております。

それと次の5ページには、企業としてのメリットとしてはSDGs・社会貢献企業としてPR効果があるというところで、そういったメリットもあるというところ、ちょうど行政とすればそういったところでしっかりとホームページに載せてPRするというふうなことを書いて取り組んでおられるわけなんです。どうですか。一応今、ふるさと納税につきましてはいろいろ考えて取り組ん

でお礼品を増やしてやっていただいているんですが、企業版がないというところにつきまして、新たにこういった事業を取り組むことによって若い世代の関心も、また定住も推進できるのかなというふうに思うんです。

現場で聞きますと、幼稚園とか保育のほうの園長とかに聞きますと、やっぱり保育士が人材不足だというふうにおっしゃっておられました。また、介護施設においても人材不足やと。若い人にやっぱり来てほしい。また、商工会とこの間、意見交換会があったんですが、商工会のほうにおきましても、せっかく今、熊取町に大学生がいっぱい来ているのに、大学生が卒業した後熊取町で活躍できる、そんな転入策が熊取町にないのかなというご意見もありました。また、私の知っている企業では、熊取町で住んではるんですが会社は町外にあります。そういった方がやっぱり熊取町に貢献したい、何か地域貢献というか、熊取町のために支援できることがあったらいつでもお声がけくださいよと言ってくさっている会社経営者、社長もいらっしゃいます。そういったところをつなげたときに企業版ふるさと納税を活用しての奨学金返還支援事業というものが構築できるんじゃないかなというふうに思うんですが、もう一度お聞かせいただけますか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） いろいろ資料をお調べいただきましてどうもありがとうございます。

これ、初め見させていただいてまず一つ感じたことが、やはり石巻市、震災復興という色合いが非常に強いというようなことを感じました。実際、こちらの連絡先で書いているのも復興政策部ということで、やはりその地域に置かれた独自の事情があるのかなというふうに感じました。

一つ、ふるさと納税の企業版での活用ということのご提案だと思うんですけども、まず、ふるさと納税の企業版というのは個人版と違って返礼品に相当するものがないので、現在支払っている税額を控除して、その分最大9割までですか、法人関係の国税と地方税を減らすという制度になりますので、その部分で言えば、本当に地域貢献、地域のブランド価値を上げていくという、そういう志を持った企業が参加していただけるという形になろうかと思えます。

今回こういうご提案をいただいている中で、一定こちらのほうでいろいろ課内、部内で話し合った中でも、事業化を一旦やるとすれば、少なくとも何年、場合によっては奨学金の返還制度ということ自体、ある年度だけやるとかやらないとかというものじゃなくて、一定の長い期間がやっぱり必要なのかなと特になったときに、先ほどの答弁にもあったんですけども、継続的にその財源となるというのが企業版のふるさと納税となると、継続的な財源というのはやっぱりなかなか難しいという部分がありまして、そういう点では石巻市のそういう事情があるようなところで成立する部分もあるのかなというふうに考えてございます。

そういう中でも、3年間の今回アクションプログラムの中で3世代近居、あと社宅をやっていますので、先ほど新たな施策として答弁でもお答えさせていただいたとおりになってしまうんですけども、現状、3世代近居は590万円の決算額という形になります。この3年間の間で新たに一般財源をさらに投入してというのはなかなか厳しい状況ですので、しっかりとその効果を分析して、次の計画をつくる中でどういう形が熊取町に一番いいのかという熊取町なりの計画をつくっていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 熊取町はやっぱり大学がたくさんあるというところで、そういった大学生をしっかりとまた熊取町に定住していただくために、大学生が今何を求めているかというところをしっかりと検討の中に入れながら、そしてまた今全然取り組んでいない企業版ふるさと納税、そういったものも活用できないのかということもしっかりと研究しながら、全く駄目というんじゃないで検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。また聞かせていただきます。次へいきます。

3項目めはがん対策の推進についてです。

がんは日本人の死因の第1位を占め、生涯で2人に1人がかかる国民病と言われております。厚生労働省は、検診により死亡率を下げる効果があるとの科学的根拠に基づき、特に胃がん、大腸がん、肺がん、乳がん、子宮頸がんの5つのがんについて定期的な受診を進めております。しかし、新型コロナの感染拡大の影響により、受診率の低下が懸念されております。

そこで、まず1点目、がん検診の受診状況、その推移についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の3つ目のがん対策の推進につきましてご答弁申し上げます。

まず、1点目のがん検診の受診状況、それからその推移についてでございますが、がん検診受診率は、全体的に新型コロナウイルス感染症の影響で令和2年度には受診率が低下いたしました。感染対策を取りながら検診への受診勧奨を継続し、令和3年度は回復傾向にあるという状況でございます。

各がん検診の令和3年度の状況でございます。肺がん検診の受診率は13.1%で対前年度比2.3ポイントの増加、同じく胃がん検診が5.2%で0.8ポイント増加、大腸がん検診が11.9%で1.2ポイント、これは減少となっております。胃がん検診が18.7……

（発言する者あり）

健康福祉部長（山本雅隆君）今申し上げましたのは、大腸がんが11.9で1.2ポイントの減少、それから乳がん検診が18.7で1.4ポイントです。それから子宮がん検診が24.8%で2ポイントの増加、前立腺がん検診が8%で1.8ポイント増加というふうになっております。大阪府全体の各がん検診の受診率と比較いたしますと、いずれも検診の府下市町村の平均受診率を上回っておるというような状況にあります。

検診受診率の向上は、がんの早期発見、早期治療につなげるためにも課題であり、今後も周知啓発に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

ちょっと令和2年度よりかは受診率が上がっているのが肺がんと子宮頸がんと言ったところですね。分かりました。一生懸命取り組んでいただいていることはすごく感謝いたしております。

そして、その次なんです、2点目、令和3年度におけるがん検診受診勧奨についての取組内容についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）次に、2点目のがん検診受診勧奨の取組についてでございます。

がん検診への勧奨につきましては、関心度や年代に応じ様々な手法で取り組んでおります。具体的には、小学校等を通じたチラシの配布、がん検診推進事業といたしまして二十歳の方に子宮がん検診無料クーポン、40歳の方には乳がん検診無料クーポンの送付や、25歳から35歳の5歳刻みの女性に子宮がん検診勧奨のはがき、40歳から60歳の当該年度未受診者にはがん検診全体の勧奨はがき、また61歳から64歳で過去5年間に大腸がん受診歴のある未受診の方にははがきによる胃がんや肺がんも含めた受診勧奨を行うなど、対象者の選定、工夫を行いながら努めております。

加えて、受診しやすい環境づくりといたしまして、セットで受診できる機会を増やしております。例えば、熊取ふれあいセンターでのがん検診実施時には協会けんぽの特定健診との同日実施や、国保特定健診実施時にこれまで行っていた胃がん、大腸がん検診に加え、令和3年度からは乳がん、子宮がん検診の同時実施日も設けるなど、セット検診日を充実してきております。

このように今後ともがん検診の受診勧奨に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。いろいろセット検診等しながら、また受診勧奨のはがき等

を出していただいて、受診勧奨を推進していただいているということです。

いろいろ取り組んでいただいている中で、ちょっと今回資料でもつけさせていただいているんですが、勧奨はがきは届いたとしても、その中身について厚生労働省のほうを受診率向上施策ハンドブックというもので明日から使えるナッジ理論というものを出しているというところで、ご存じですね。部長も大きくなずいていらっしゃる、そういったナッジ理論を活用した勧奨というものがさらに、はがきが来たからさっとスルーされるんじゃないくて、行かなあかんという気持ちに持っていくということが大事だということを言われているんですが、その辺の取組はどうなんでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）以前から渡辺議員のほうからナッジ理論についてはご教授いただいておりますのでございまして、本町といたしましても、この考え方、この手法を取り入れて、より分かりやすく周知をせなあかんということで努めております。また、国のほうもそういったことを受けまして、国保連合会のほうではこういったことを活用した受診勧奨のチラシ、はがきの作り方という、そういう研修会まで開いてくれておりまして、先日も担当者のほうにそれに参加してきたところでございます。

今まで実施した中でこの考え方を使っているというのが、5歳刻みで小まめに勧奨はがきを出していることだとか、あるいはそれぞれの未受診者に再勧奨のはがきを送る際にはほかの分も併せて同時にご案内をさせていただいているとか、あとはもう本当にその勧奨のはがきの見やすさ、ちょっとくすぐるような言葉で、本当はこの検診、仮の話ですけれども、1万円かかるけれども、今回、受診勧奨でさせていただいている限りは無料で受けていただけますよとか、ほんなら受けなあかんとかというようなそういう気持ちになるような、そういうような勧奨のチラシづくり、そういったことに心がけております。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

そういったところをやっぱり厚生労働省のほうもアドバイスしておられまして、今資料の中にもありましたが、健診に行かないのはあなただけですとかいうような内容、この中にもありました。そういったことを書いたりとか、受診にみんなが行くから自分も一緒に行動するというそういう気持ちをくすぐるといふか、そういった勧奨の仕方というものを例に挙げております。そしてまた計画、いつか行くではなくて、いつ行くのかというところをしっかりとのはがきの中にいつという日にちを書き込めるようにするとか、そういったことも書いてありますので、そういったことをまた参考にしながら取り組んでいただきたいと思います。

それと、先ほどちょっと言いかけた、さっきの循環型社会の中でお示しさせていただいたんですが、健康ポイントのこれ、紙媒体でいいことをやっていたいのはすごくいいかと思うんですが、昨日、浦川議員がおっしゃっておられたように、やっぱりスマートシティを目指す熊取町としては、スマホを使っただけのポイントというそういったもの、まず、これをすぐ産業振興課でするのはなかなかチャージとかでちょっと時間がかかるということでしたが、これはもうすぐにできるんじゃないかなど。デジタルトランスフォーメーションということですよ。若い人がいいアイデアを出してくれて、それはすごくいいことやなと思って、今日これをそれに切り替えてスマホでポイントを稼ぐというのは若い人の気持ちもくすぐるかと思うんです。特定健診と合わせてがん検診、ポイントでまたプレゼントを頂くというところのポイントアップ事業になるかと思っておりますので、健康ポイントアプリというものを構築して進めてはどうかというふうに思うんですが、その辺のところ、ちょっとご提案なんですけどどうでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）もう早速にご提案いただきましてありがとうございます。

おっしゃられるように、これは紙での対応となっております。ただ、年代別でのお申込状況を見ると70歳代が一番多いというような状況になっておりますので、片方に変えてしまうというのはちょっとしんどいのかなど。両方で並存させるというようなやり方、それを研究させていただきたいと思っておりますので、ご提案を検討させていただきたいと思っております。ありがとうございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 若い世代と、また高齢者の世代と本当に両方から取り組める施策というところで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次にいきます。

次、3点目は、直接は死亡率減少につながるものではありませんが、リスクのある方を対象にがん検診を推進する胃がんリスク検査を導入してはどうかと過去にも何回も質問しております。再度お伺ひいたします。どうでしょうか。

議長（二見裕子君） 山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君） それでは、ご質問の3点目の胃がんリスク検診の導入についてご答弁申し上げます。

胃がんリスク検診につきましては、令和元年9月議会での会派質問におけるご答弁以降、国の見解あるいは府内市町村の動向を注視してまいりましたが、有効性の評価に基づくがん検診ガイドラインにおきまして、検査を受けることが胃がんの死亡率減少につながるかの検証、これが不十分であり、さらなる検証が必要であるという、こういった国の見解では進展がないという、そんな状況でとどまっております。また、府内市町村では、令和元年度では16市町村でピロリ菌検査等を実施しておりましたが、令和4年度は15市町村という実施状況となっております。

本町におきましては胃内視鏡検診を平成30年度に導入しておきまして、検診時にピロリ菌検査、内視鏡でのぞいていただいたときにこれは検診が必要やなという場合には医療対応で受けていただけるということも可能となっております。こういった状況から、現段階では当該リスク検診の導入については見送ることといたします。

ただ、今後も国の見解を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

死亡率減少にはつながらないんですが、リスクのある方を層別化するというところで、対象者を絞って、その人たちにリスクがあるという方を識別して、その人たちに検査してもらって胃がん検診を進めるという形になるところで何回も質問させていただいているんです。

和泉市も、今までは全ての世代、5歳刻みでやっていたのが今回は40歳だけに、だから層別しているわけですね。もうずっと全年代は一応済んだから、40歳だけをターゲットにして検査している。今、泉大津市と忠岡町は全世代でやっているんですが、生涯に1回だけリスクを検査してくださいという形でやっているようです。500円の補助を出してというところですが、そういった面でリスクを層別化するというのは、いろんな検討部会の中でも必要だという声は上がっております。結果はまだまだ検証中かと思いますが、またしっかりと動向を見て検討させていただきたいと思ひます。

ちょっと時間が迫ってきましたので、次へいきます。

4点目は子宮頸がんについてですが、検診と併せて予防ワクチンの接種の勧奨が再開されました。昨年12月議会でも質問いたしました。HPV接種についての取組状況をお聞かせください。

議長（二見裕子君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） それでは、子宮頸がん予防ワクチン接種の取組状況についてご答弁申し上げます。

子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、平成25年4月に予防接種法に基づく定期接種に位置づ

けられ、小学校6年生から高校1年生の女子を対象に無料で接種できるものです。しかしながら、定期接種となった直後から接種後に体の痛みや運動障がいといった症状が相次いで報告されたため、積極的なワクチン接種の勧奨が差し控えられていました。その後、令和2年10月に国からの通知により、接種対象者及びその保護者に公費で接種できるワクチンであることやワクチンの接種についての検討・判断するための有効性・安全性に関する情報を届けること、また、接種を希望した場合、円滑な接種のために必要な情報を届けることを目的として、定期接種に関する情報提供の充実を図ることとされました。これを受けまして、本町におきましても小学校6年生から高校1年生の定期接種対象者に順次通知を行いました。

さらに、昨年11月に本年4月から積極的に接種勧奨を再開すると国の通知があり、本年5月に定期接種対象者806人に、6月に積極的な勧奨を行わなかった期間の定期接種対象者である平成9年度生まれから平成17年度生まれの女子、いわゆるキャッチアップ対象者1,517人に個別に通知を行いました。

次に、ワクチンの接種実績ですが、積極的な接種勧奨を行わなくなった後の平成26年度から令和元年度までの間は多くて年間6件程度でございましたが、令和2年10月以降、個別通知により情報提供を開始したことで、令和2年度は64件、令和3年度は292件、令和4年度も7月時点で138件となっており、情報提供及び勧奨通知により、接種の有効性・安全性をご理解いただいたことで接種につながっているものでございます。

加えて、これまで積極的な接種勧奨を差し控えていたことで定期接種の機会を逃した方で、定期接種の対象年齢を過ぎてから自費で任意接種を受けた方に対しましても、各年度の当該接種の委託金額の範囲内で接種費用を助成しており、既に11名の方が手続を終えられております。

今後も接種勧奨に努めるとともに、接種に不安を抱える対象者や保護者への情報提供を適切に行い、接種率の向上に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。個別に接種案内を出していただいている、それぞれ接種される方が実績として上がっているというところ、ありがとうございます。

機会を逃した対象者につきましては、先ほど説明ありましたが、平成9年生まれから平成17年生まれの子供に対しましても個別で案内を出していただいているというところで、また取り組んでいただくこと、ありがたく思います。国のほうも公費で接種してくれるということですので、またしっかりと対象者、先ほど1,517人とおっしゃっておられましたよね。そういった方にまたしっかりと丁寧に説明しながら対応をお願いしたいと思います。

厚生労働省の資料をつけさせていただいておりますが、これをお一人お一人に送っているというところなんですか。

議長（二見裕子君） 松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君） このワクチンの効果であったりとかリスクを記載したパンフレット、これは定期接種の方向け、あとキャッチアップ接種者向けということで別のチラシになっているんですけども、それを同封してお送りしているという状況でございます。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

それでは、最後へいきます。

4項目めは防災事業についてです。

主要施策成果説明書には記載がなかったのですが、昨年5月、災害対策基本法が改正されまして、災害弱者の命を守るために、避難行動支援者ごとに個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。昨年6月議会で質問させていただきましたが、このときには国のモデル事業に手を挙げているところですよというご答弁でした。今の取組状況についてお聞かせください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、ご質問の防災事業の個別避難計画作成状況につきましてご答弁申し上げます。

本町の避難行動要支援者数は現在1,066名で、このうち名簿情報を平常時から自治会等の避難支援等関係者に提供することに同意された方は467名で、43.8%の方が同意者名簿に登録されているという状況でございます。この同意いただいた方のうちで個別避難計画を作成されている件数につきましては292件で、同意者名簿の62.5%の作成率となっております。

岸和田市以南の近隣市町の作成状況を見ましても、平常時の情報提供への同意を取るものの難しさや個別避難計画そのものの作成の難しさがあり、全く作成できていない市町もあるという、そんな状況でございます。

個別避難計画の策定率の向上につきましては、大阪府や国との連携により情報交換等を行いながら、他の市町村の情報を収集し、個別避難計画策定においていわゆる福祉専門職の協力等の方策など、策定率の向上とより実効性のある個別避難計画の策定に向けた取組を現在進めておるところでございます。

以上、ご理解をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。

一応、国のほうはこの分につきましておおむね5年程度で作成、仕上げるようにということなんですけど、どうでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）本町の個別計画につきましては、近隣と比べましても遜色なく、制度自体は定着、進んでおるとい状況でございます。ただ、これはご存じのとおりどこまでいってもご本人のご同意、個人情報等を平常時から地域の方に共有して、そしていざ何かあったときに対応していただくという個人情報を周囲の方に提供することへの同意、関係者に提供することへの同意、まずこれが取れないとそこから進まないという大きな話がございます。そこをどのようにして上手に周知していくのか、それこそ先ほどのナッジ理論ではないですけども、そういった周知の仕方を工夫することがまず一つ目。

それから、同意を取れたとしても、今度は支援をする方々が物すごく負担に感じる、特に自治会の方は物すごくご努力いただいております、なかなか責任も重いというふうに感じて、そこからまた進まないというそんな状況がございます。また、支援が必要な方、それぞれ状況が異なります。特に、障がいをお持ちの方であればどういった支援が必要になってくるのか、その辺は先ほど申し上げました専門職の方が関わっていただかないと個別避難計画がなかなか進まない、そんなような状況になっております。

それで、先ほどちょっとご案内あった国のモデル事業も活用しつつ進めておるんですけども、実は、これはもう言い訳にしかならないんですけども、コロナの関係でなかなか個別自治会のほうに入っていたり、あるいはそれこそ個別にご案内するということがこの時期なかなか難しい状況がございます。コロナのほうも落ち着きを見せている中で、少しでも、一歩でも進めるように努力しておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）ありがとうございます。

やっぱりコロナの状況もありますし、個人情報という点もありますし、なかなか進めにくい計画策定かと思いますが、介護に従事している専門の方が一緒にその計画策定に入っていて、災害時のケアプランですか、そういったものに入っていた中で、その方がいらっしゃることで障がいのある方も安心して作成について同意していただけるかと思いますが、またその辺のところをよろしくお願ひしたいと思ひます。

国のほうで、党のほうでも女性議員で、作成についての関係で内閣府の担当者の方からZ o o mで勉強会をさせていただいたんですが、先進的に取り組んで作成しているところの説明とかも受けさせていただきました。やっぱり個人情報のこと、また支援者、誰が責任を持つねんというところがネックにはなっているようなんですが、実際それをつくることによって、よかったという声がありました。それをちょっと紹介させていただきます。

障がい者の方と顔見知りになり、道で会ったときに挨拶や会話ができるようになったという自治会の声です。これまでにあまり自治会の活動に参加しなかった地域住民が参加するようになった。実効性のある計画を作成でき、避難訓練を通じて自分たちにも支援が可能であるという実感ができました。共助の下地が確かに築かれつつあるという手応えを感じている。事前に地域で計画を作成することで平時からの見守りにつながった。災害時に支援する内容や避難所で気をつけることが事前に分かり、要支援者も支援者も安心できたという声がありました。そういったことをもっと紹介させていただきます。大変な作成ではありますが、よろしく願いいたします。

ちょうどいい時間になりました。以上です。

議長（二見裕子君）以上で、渡辺議員の質問を終了いたします。

次に、新政クラブを代表して、河合議員。

8番（河合弘樹君）議長のお許しを賜りましたので、新政クラブを代表いたしまして会派代表質問をさせていただきます。

まず初めに、1項目めの道路整備についてですが、その1点目、熊取駅西整備事業についてはこれまで何度か質問をしています。計画の変更や事業地の所属に当初の予定より時間を要しましたが、関係者各位の並々ならぬご尽力のおかげでようやく完成のめどが立つまでに来ましたことを心より感謝申し上げます。完成まであともう少しありますが、最後まで気を抜くことなくよろしくお願いいたします。

まず、その1点目、熊取駅西整備事業も完成のめどが立ったが、府道62号線の滑橋～阪和線沿いに架けての歩道拡幅の計画状況について答弁願えますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）それでは、ご質問の道路整備についての1点目、府道62号線の滑橋～阪和線沿いに架けての歩道拡幅の計画状況について答弁申し上げます。

ご質問の府道泉佐野打田線の歩道整備につきましては、泉佐野市域の蓮池交差点から熊取駅までの連続した歩道整備を図るため、令和3年4月に大阪府、泉佐野市及び熊取町の3者で歩道整備事業の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とした基本協定書の締結を行い、事業着手したところで

本町内においては、滑橋からJR阪和線までを大阪府事業として府道泉佐野打田線の北側に幅員2.5メートルの片側歩道を整備し、JR阪和線西側の線路沿いに幅員2.5メートルの歩行者道を（仮称）町道大久保西5号線として熊取町が整備する計画となっております。

事業の進捗状況といたしましては、令和3年度に現況測量と道路予備設計を大阪府と熊取町においてそれぞれ実施しており、令和4年度は大阪府において歩道及び橋梁の詳細設計を実施し、泉佐野市及び熊取町においては用地取得等の事務に関する確認書を締結の上、大阪府から委託を受けて用地測量を実施する予定となっております。

なお、令和3年度に承諾が得られず一部測量ができなかった箇所もございますが、引き続き、測量承諾が得られるよう大阪府と連携し、粘り強く交渉を継続してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ありがとうございます。

僕、「すべり橋」と言いましたが「なめり橋」なんですね。ごめんなさい。

あと、詳細設計はもうできているということなんですか、今の答弁では。



議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）いえ、昨年度実施させていただきましたのがまず現況測量業務、それからあと仮の線形を入れる予備設計業務、これで概算事業費等、何案か比較しながら検討していく。予備設計業務まで昨年度実施させていただいたところです。

今年度につきましては、一歩進みまして用地の確定作業、それと詳細設計業務、予備設計で引いた線形をさらに具体化していくような設計を4年度、今年度予定しているところで、まだ発注をしていない段階です。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。

先ほど、蓮池交差点まで2.5メートルの幅で歩道ができるという計画なんですね。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）一応、道路構造令という基準で、まず必要最小限の歩道幅員というのが2メートル、そこに附属施設帯といいまして柵等を設ける場合がございますので、一般的には2.5メートルが歩道の最小幅員という規定となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。

それは線路側も同じ幅なんですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）府道沿いに2.5メートルできまして、線路沿いに歩行者道路、ガード下をくぐることができませんので、線路沿いを町が整備していくんですけども、それについても道路構造令の適用となりますので、最小幅員2.5メートルで今現在考えているところです。この辺についてはまだ今現在予備設計時点ですので、状況によっては変動する可能性もありますが、必要最小限の幅員としましては2.5メートルというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。

大体概成というのはわかりますか、いつぐらいと。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）今、用地取得が絡みますので相手方との交渉状況にもよりますが、一般的には、我々考えていますのは、昨年度予備設計、今年度用地境界確定を行い、次年度以降、2年、3年かけまして用地取得、それから工事というふうな形で考えています。工事も単年でできるというふうには考えていませんので、最低2か年程度は。

大阪府におきましては、滑橋部分、既存の橋梁については橋梁点検の結果、車道として機能するに問題はないと。特に支障のない橋梁となっております。幅員が足りませんので、新たに北側に人道橋を整備する計画となっております。橋梁についてはやはり単年度での施工というのは厳しいという状況の中で、今後、用地取得を鋭意2年、3年頑張っ、その後また2年、3年で工事完了というふうな予定となるというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。大体5年か6年、予定ではということですね。先が見えているということで、何よりと思います。ありがとうございます。

それでは、2点目のほうに移りたいと思います。

2点目、これは令和元年9月議会で、ちょうど3年前なんですけれども、（仮称）駅前延伸線の

質問をしましたが、そのときは平成29年度に予備設計をし、それに基づき平成30年度に詳細設計が実施され、その結果、膨大な事業費が必要となることが判明し、駅西事業と重複するため先送りしている。また、大阪岸和田南海線の進捗状況を見極めながら事業着手時期を検討するとの答弁でしたが、駅西事業も一段落し、次の本道路整備計画における優先度の高い整備道路、整備路線または交差点の熊取駅東交差点と（仮称）駅前延伸線の計画状況を答弁願えますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）次に、ご質問2点目の熊取駅東交差点と（仮称）駅前延伸線の計画状況について答弁申し上げます。

熊取駅東交差点と（仮称）駅前延伸線につきましては、大阪岸和田南海線と熊取駅を結ぶ重要な交通アクセス道路であると認識しており、現在策定作業中の第3次道路整備計画においても優先度の高い計画路線及び交差点に位置づけられています。

先日の議員全員協議会において説明させていただきましたが、第3次道路整備計画においては、計画実現に向けた方策として、事業化の決定において地域住民との合意形成を図り、地域住民が参画し、行政と合意の下で進める道路整備としてございます。まずは地域の方々と合意形成が図れるよう地元協議を進め、今後の財政状況、国庫補助採択、地元協力の熟度に合わせて大阪岸和田南海線の進捗状況を踏まえ総合的に判断を行い、事業化について検討してまいりたいと考えてございますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ありがとうございます。

優先順位1位ということで、優先的にこの事業を進めていくという理解でいいんですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）計画上は優先的に進める路線と位置づけられています。

ただ、先日もご説明させていただきましたが、これからの道路整備の在り方については、道づくりの視点を造るから使う、守るへ軸足を移し、これまで整備された道路、すなわち既存の道路ストックをいかに活用、維持していくかが重要となっております。

また、限られた財源の中、道路施設の各長寿命化修繕計画に基づく計画的な維持修繕、道路メンテナンス事務にも重点を置きながら、新設改良事業については地域住民と行政が合意の下で道路整備を進めていくというところを重点に置いて整備に努めていきたいというふうに考えてございます。以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。

平成30年に詳細設計がされているということで、これ、対象物件数とか分かりますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）すみません、ちょっと手元に持ち合わせてございません。申し訳ございません。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ざっくりでも分からないですか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）すみません、また後ほど説明させていただけたらと思います。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

駅西が開発されて、今度は駅東がどうなるかという、駅西のほうが発達して、この道路ができることによってまた駅西の利便性も向上されますし、熊取町側のほうが廃るようなことにならないように、少しでも、一日でも早くこの事業に向けて進んでいただきたいという思いがありますので、今後とも、これからだというのは分かっているんです。大阪岸和田南海線に併せてというの

もあれですけども、大阪府は令和3年3月23日ですか、都市計画中期計画で令和3年から令和12年度までに概成するという目標が示されているということに併せて、熊取町の（仮称）駅前延伸線が遅れるようなことがないように、前回の質問でもあったんですけども、交差点を造らない状態で後からつなぐとかいうようなことのないように進んでいただきたいと前回も言ったんです。まだもう少し先の話なんですけれども、その点どう思いますか。

議長（二見裕子君）白川都市整備部理事。

都市整備部理事（白川文昭君）議員おっしゃるとおりで、大阪岸和田南海線ができますとあそこは22メートルの形で紺屋地区を分断する道路となつてございますので、その完成と時期を合わせて我々も工程としては進めていきたいというふうに考えてございますが、やはり先ほどから申し上げておりますように、地元の協力というのがもう必要不可欠となつてございます。これからしっかりと地域住民の方々にご説明をさせていただけたらというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。よろしく願いいたします。

それでは、次の項目のほうにいきたいと思います。

2項目めの地域活性化についての1点目、グランピング施設についても昨年3月議会でも質問しています。ここ最近では、皆さんもご存じと思われますが、今年3月に阪南市の阪南スカイタウン展望緑地に大阪府初の大型ドーム型グランピング施設、スカイドーム阪南がオープンし、また、貝塚市の水間観音から阪和道をくぐってすぐの馬場町内の山間に、貸し農園や地元野菜の直売所もあるかいつかいぶきヴィレッジがオープンしました。この施設では旬の野菜や果物の収穫体験もでき、SDGsのリゾートをコンセプトとした持続可能な自然のテーマパークです。

そこで、1点目のグランピング施設を熊取町にもぜひとも造ってほしいとよく住民の方から要望されるのですが、熊取町の考えとしてはどうですか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、地域活性化についての1点目、グランピング施設の建設について答弁申し上げます。

議員ご提案のテントの設営、キャンプ道具の準備や食事の準備などが不要で、アウトドア感覚をリゾートホテルに宿泊するような感覚で楽しめる形態でもあるいわゆるグランピングにつきましては、これまでも議会からご質問いただき、ご答弁しております。

具体的には、永楽ゆめの森公園や野外活動ふれあい広場においてグランピング施設を整備してはどうかというご提案に対し、グランピング用の新規施設整備に多額の事業費を要することや、一定規模のスペースを確保することに課題があるということから、グランピング施設の整備は困難であるとの結論に達しております。

また、冒頭に申し上げたグランピングの特徴を踏まえると、特にアウトドア活動を快適に楽しむためには水道や電気といったインフラや魅力的な食事の提供が必須となり、本町が保有する未利用地で自然豊かなこれらの条件を満たす場所がないことに加え、別途用地を確保することも困難であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）前回の答弁と変わらぬ内容かなと思ったんですけど、そう来るだろうと思っていたんです。

最近では、グランピングブームで業界の競争激化に対応するため、客室温泉つきやサウナつきの施設が多くなっていることが多いんですが、泉佐野市に新感覚グランピングMOVE!という移動式グランピングを提供している事業所があります。この事業所は、大阪の泉州地域を中心に事業展開している会社で、一味違ったサービスを提供しています。また、グランピングに関していろいろ

と諸説はあるのですが、昔のアメリカでは移動手段の一つとしてグランピングが利用されていました。

この会社はグランピングで泉州地域を盛り上げたいということでクラウドファンディングで2年前に立ち上がった会社なんですけれども、新感覚グランピングMOVE!は3人から5人の少人数向けのサービスをしており、料金プランも3パターンあり、1つはキャンピングカーのレンタル、2つ目はグランピングの機材のレンタル、3つ目がキャンピングカーとグランピング機材のレンタルというサービスをしています。そのレンタルで、機材とセッティング込みという人気のプランがありまして、全てのセッティングをスタッフがやってくれるから利用者が便利であると。利用者は大学生や家族連れなどの層がよく利用されているという、若い人にもグランピングを気軽に楽しんでもらいたいという思いから成り立っている。最近では合コンにも利用されているそうです。

主にキャンプ場を借りて実施しているのが多いんですが、そのほかにも、熊取町にはないんですが、海や川、山などの場所でグランピングができると。場所さえあればどこでもできるんですね、施設を造るんじゃないしに。熊取町で言えば、例えば前回も言わせていただきましたが、野外活動ふれあい広場の空いている場所にその業者に来ていただいてテントも立てていただき、撤収もしていただくと、場所だけ提供するだけでもグランピングが熊取町でも可能なわけです。費用を抑えてというか、それもしないでも大丈夫。そこだけにこだわるんじゃないしに、永楽ダム広場、桜の祭りをしているあそことか、横にはゆめの森公園もありますし、ゆめの森公園の大型滑り台の上の空いている場所とかにも設営は可能なんじゃないかなと思うんです。

また、それ以外にも、先ほどの答弁では町内にそうした場所がないと言っていました。まだまだ町内にも遊休地はあると思うんですよ。考えればどこか可能なところがあるんかなと思うんですが、これについてどう思われますか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）今回ご質問いただいて答弁を考えていく中で、先ほど議員お話しされていた、まず頭の中にイメージしたのは貝塚市にある府立の農業公園とか、私も見に行きました、これは。あと阪南市のスカイドームとか、やはりああいうものをイメージして答弁をつくっておりますので、ちょっと今、移動式の、もう既に何か一つのビジネスのケースとして成り立っているものを想定した答弁じゃないということはご理解賜れば助かるんですけども、一つそういう町行政が支援していく中で、例えば未利用地とかのところ、今回答弁のほうへ入れているんですけども、一定の整備するという中で今、未利用地というのは、実際今のところ建物が建っているとかそんな状況の中で、すぐにそこを使ってくださいというような状況もなかなか難しいのかな。除却しないと使いやすいスペースというのでもできませんし、今ちょっとそういう完全にフラットで、すぐに何か使ってもらえるといったら、既存の施設は当然あるんですけども、今そういうご提案をいただいたのも初めてですし、当然、勉強から始めなあかなという状況かなというふうに考えています。

ただ、もともと今現役で動いている公共施設というのはもともとの施設が担っている役割がありますので、そういう貸出し用に想定しているというものではありません。一定のハードルが既にあるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ゆめの森公園や野外活動ふれあい広場、指定管理者に任せているというのもあるんで、その場所をとというのなかなかね。でも提案としてこういうのもありますよ、どうですかとか、この業者も募集しているわけなんです、その場所を提供していただけたら。キャンピングカーをレンタルできるんやったら駐車場でも泊まれるという利点もあるので、ぜひとも検討していただいて、熊取町にぜひともグランピング施設ができることを切に願って、この質問を終わらせたいと思います。

次、それでは2点目のクラウドファンディングについてですが、クラウドファンディングを利用

している事業は、熊取町では町民会館ホールとブルーベリー農園だけでしょうか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）次に、2点目、クラウドファンディングを利用している事業についてご答弁申し上げます。

ふるさと納税の寄附額を増加させる取組の一つであるクラウドファンディング型のふるさと納税につきましては、令和3年度から取り組んでおり、施設改修等の投資的事業の中から幾つかの事業を対象に、事業内容や事業に関する写真等のPRコンテンツを作成し、ふるさと納税ポータルサイトを通じて寄附を募集してございます。

具体的には、令和3年度は和田山ベリーパーク支援事業及び町立保育所大規模改修事業で、令和4年度は町民会館ホール楽器購入事業でクラウドファンディング型のふるさと納税に取り組んでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）ありがとうございます。

ブルーベリーと町民会館のほうは……。保育所についてちょっと詳しくお聞かせできますか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）保育所、西保育所もありましたし、また東保育所も大規模に入っていきますので、町として政策決定しているそういう大規模改修について、熊取町の中でも特に子どもの健やかな成長を願い充実を図るということで、未来への投資という考えの下に既に実施の方向が決まっている中で、一定この分野で共感を得られた方に寄附をいただきたいということで、クラウドファンディングのメニューの一つとして加えているものでございます。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）その内容で、目標金額と寄附金額と、部署について分かりますか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）こちらは、目標金額が3,000万円です。実績として、寄附された方が10名いらっしゃって、55万9,000円が実績でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）これは、もう受付は終了しているの。まだ続いているの。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）現在はもう受付終了となっております。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。

受付終了ということで、ブルーベリーのほうも残念ながら600万円を目標としているのが1名の5万2,000円という結果で、これももう受付終了になっていますよね。現在まだ町民会館ホールのクラウドファンディングが続いていると。目標3,000万円で、現在は9名の方が寄附をされて58万7,000円と、目標金額にはなかなか厳しいのかなと思っているんですけども、これは熊取町内の方でも寄附ということはできるんですか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）このクラウドファンディング型のふるさと納税につきましては返礼品を伴うものになりますので、町内の方は残念ですができない形です。

すみません、ちょっと1点、先ほど保育所のクラウドファンディングのほうなんですけど、これ西保育所の大規模改造の財源ということで、それを目標としてやった分となります。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。

これ、町がやっているんじゃないしに任せているんですよ。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）幾つかのふるさと寄附のポータルサイトという中の一つでクラウドファンディング型のそういうページがありまして、その中で展開している事業となります。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）そのうち、だから手数料もあるということで、例えばブルーベリーに関して5万2,000円の寄附が集まりましたが、その手数料とかはどういうあれになるんですか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）基本的には、個人のふるさと納税と全く形は一緒となります。通常の方でしたら使途が町にお任せとか子育てとかそういうある程度ざくっとした分になるんですけど、ふるさと納税型については、一つの事業を、こんな事業を熊取町やっていますのでということでページはつくっていますけれども、そういう手数料の考え方は基本的には同じような立てつけとなります。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）返礼品だけでいいということですね。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）寄附額に相当してポータルサイト側に払う手数料もございます。それは普通のタイプと変わりございません。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

先ほどからも言われているように、クラウドファンディングについてはいろいろな寄附のやり方があると思うんですが、投資なり寄附型なり貸付けのやつとかいろいろある中でこういうのを選んだと思うんです。

これ、自分なりにネットで探していたら、クラウドファンディングをこれまで300件以上プロジェクトしてきた方の話なんですけど、日本のクラウドファンディングの平均的な成功率というのは30%と言われてますと書いています。まずは成功させたい、そう思ったら必要なことは何でしょうか。それは、プロジェクトを達成するために自ら発信するスタンスですとあります。おとといの田中圭介議員の質問でもあったように、インスタグラムで発信するとかLINEで発信するとか、これ、LINEとかで発信とかはしていますでしょうか。していないの。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）現時点では、発信しているそういう実績はございません。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8番（河合弘樹君）そうやって町からももっと発信していくのが必要だと書かれています。プロジェクトを成功させるには、まずは熊取町のことを知っている身近な人に愛されることが重要である。そのほか、勝負はスタートダッシュで決まる。成功を左右する5日間、クラウドファンディングで資金が集まりやすい1つ目の期間はプロジェクト公開から5日間で、これまで成功したプロジェクトを分析したところ、成功するプロジェクトの90%が公開5日間である。公開後5日間である一定の割合、支援を集めていることが分かっています。公開から5日以内に目標金額に対して10%の支援が入っていた場合には、そのプロジェクトの成功率は約70%、公開から5日以内に目標金額に対し

て20%以上の支援が入っていた場合は、そのプロジェクトの成功率は90%となっています。集計の結果から見てとれるように、プロジェクトの公開から5日間で集まった金額で達成の可能性が見てとれています。

熊取町でまず行って受付終了しているブルーベリー等のことでも、もうこれで終わりなんですか。また新たにもう一度継続するのでしょうか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） どういう事業を継続するかについては引き続き検討していきたいというふうに思います。

それと、すみません、先ほどの私の答弁の中で、基本的にポータルサイトからの寄附ということを入りに入っていましたので、住民の方もふるさと納税は可能なんですけれども、まず返礼品がないので、ちょっとそういう言い方になってしまったので、その点だけ修正させていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君） 河合議員。

8番（河合弘樹君） 返礼品はないけれど、ふるさと納税としてできるのはできるということですね。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） そのとおりでございます。

議長（二見裕子君） 河合議員。

8番（河合弘樹君） 今まででも検討していたものとかやったことのある、これ以外に何かありますか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） 個々の事業で実際はこれからまたやっていくというのになると思います。

クラウドファンディング型のふるさと納税というのはまだ去年度から始めたところですので、全庁的に拾っていくというのも一つだと思うんですけども、やはり寄附される方に訴求するような内容じゃないと、どこでも同じようなことをやっているようなやつを上げてもなかなかそっちのページのほうに引っ張っていくことも難しいので、引き続き研究は進めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（二見裕子君） 河合議員。

8番（河合弘樹君） 分かりました。

町民会館ホールのページの1日に観覧されている数とかは分かるんですか。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） すみません。手元に持ち合わせている資料ではそのあたりは確認できないので、後ほど調べてお答えさせていただきたいと思います。ただ、ちょっと難しいのかなというふうな感覚でおりますが、以上です。

議長（二見裕子君） 河合議員。

8番（河合弘樹君） 分かりました。

クラウドファンディングの質問に戻るかも分からないんですけども、今いろいろ考えて検討するものもあるかも分からないということで、一つの提案として、先ほどのグランピングの施設でもクラウドファンディングを利用できるということですね。別にふるさと納税型にしなくても、投資型でもできるということですね。

議長（二見裕子君） 東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君） まず、クラウドファンディング型の事業として今、議員がおっしゃられたのは、もう既に民間の事業者が行っている事業に対してクラウドファンディング、ちょっと言い方を変えますと、例えば町が行う町の事業として捉まえるのであれば非常にやりやすいのかなというのはあるんですけど、民間が行っていて、もう既に動いている事業に対して町がクラウドファンディングは、どんな形で関わるができるのか、すぐ頭に思い浮かばないので、なかなか難しい点があるのかなというふうに思います。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8 番（河合弘樹君）それは民間事業者が個人的にやれば良いということですね、町がやるんじゃないに。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）通常、民間事業者がクラウドファンディングを始めるときには、スタートアップ時期というんですか、まず立ち上げるときに新しいサービスなり商品なりを開発するために資金を集めて、その新しいサービスなり商品を安く提供するとか、そういうお礼として使うという一応形があるかと思います。今もう既にビジネスモデルとして成り立っているものに対してクラウドファンディングがどう関われるのかというのは、すみません、私のほうでお答えできる部分は非常に少ないと思います。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8 番（河合弘樹君）分かりました。ありがとうございます。

ちょっと調べたら、熊取町内でも以前から何件かクラウドファンディングして目標を達成されて、ご存じかと思いますが、一番初めから言うと、2016年には熊取町の子どもたちに大型の鏡を購入してダンスの環境を整えたいというクラウドファンディングで、目標金額55万円だったのが総額57万7,000円、33名の方から頂いて達成されたという例があるのと、その次には2019年に熊取町WONDER FOREST 2019前夜祭で野外シアターをしたいということで、目標金額30万円で支援総額が49万7,500円、165%の支援を頂いたという成功例もあります。最近では、この近くの外環の向こう側の現役獣医師の挑戦で、保護猫カフェ、ネコリパブリックという保護兼譲渡スペースをつくるのに目標は222万2,222円に設定されていたのが集まった金額が686万6,922円、3倍近く集まったという、そういった成功例もございます。熊取町でもぜひ、こういった成功例に倣って何かこのような事例ができるように頑張っていたいただきたいと思うんですが。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）すみません、ちょっとまだまだ不勉強の点が多くて申し訳ございません。

引き続き調査研究を進めていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）河合議員。

8 番（河合弘樹君）せっかくこういったいいあれがあるので、ぜひとも利用して今後とも頑張っていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

これで会派代表質問のほうを終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議長（二見裕子君）以上で、河合議員の質問を終了いたします。

会派代表質問の途中ですが、ただいまより昼食のため1時まで休憩いたします。

---

（「11時44分」から「12時59分」まで休憩）

---

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、創生くまとりを代表して、田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）通告に従いまして、令和3年度主要施策の成果、決算に関する会派代表質問を行わせていただきます。

まず、1点目は行財政改革プラン・アクションプログラムの展開について（令和3年度決算と今後の行財政運営について）お尋ねします。

平成29年のふるさと納税全国上位という納税の推進によって、熊取町の財政が随分いろいろな面で頑張られたということの評価は皆さんがされているところです。令和2年、3年については、コロナ禍の中で国の交付金や地方交付税をたくさん頂き、健全財政が維持されているというものの、



アクションプログラムの項目の中では、評価では町税の減少や人口減が歳入環境に暗い影を落としていると。第3次行改革プラン・アクションプログラムの評価と第4次行革プラン・アクションプログラムに対する目標と決意を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）行財政構造改革プラン・アクションプログラムの展開についてのご質問の1点目、第3次行革プラン・アクションプログラムの評価と第4次行革プラン・アクションプログラムに対する目標と決意について答弁いたします。

まず、第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」の評価でございますが、第3次プラン取組前の財政状況は、慢性的な財源不足により全ての基金を取り崩してなお累積赤字が続くような非常事態に陥ることが予測され、抜本的な改革が急務となる状況にありました。

第3次プラン策定以降も、財源不足による基金繰入れは発生しているものの、アクションプログラムの各改革項目に取り組んでいることで、8月26日の議員全員協議会でご説明したとおり、令和3年度までで52億6,300万円の効果額もあり、コロナ対策や投資的事業など必要な施策を実施しつつも、全ての基金が枯渇してしまうような非常事態からは脱却できている状況であり、これは第3次プランの取組による一定の成果と認識しております。

また、第4次行財政構造改革プラン・アクションプログラムに対する目標でございますが、ご質問にもありますとおり、歳入の根幹をなす町税収入は減少傾向であり、今後さらに人口減少などによる下振れリスクを抱えております。一方で、扶助費をはじめとする社会保障関連経費や老朽化した公共施設の改修経費など歳出は増加傾向にあり、本町の財政状況は依然として厳しさを含んでいる状況でございます。

さらに、今後の人口減少を踏まえまると、将来的に現状の行政サービス水準を維持していこうとすれば自然とコスト高にならざるを得ず、また、新型コロナウイルス感染症の発生以降、我々の生活環境や社会情勢は変化しており、行政ニーズも今後さらに複雑化、多様化していくものと考えられますので、限られた財源をより有効的に活用していくことが極めて重要となってまいります。

現在策定中の熊取町第4次行財政構造改革プランにおきましては、引き続き健全で持続可能な行財政運営を目指し、必要な施策は適時積極的に展開しつつ、財政調整基金残高10億円を確保していく考えです。そのため、同プランのアクションプログラムの策定に当たっては、当該目標を達成するための取組項目について、職員一人一人が積極的な当事者意識の下、創意工夫を凝らし、確実に目標を達成できるものとなるよう取り組んでまいります。

以上、答弁いたします。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。今後の決意についても述べていただきました。まだまだ収入環境が厳しい、それと扶助費や人口減少などで税収の減とかということでも厳しいところが続くだろうというお話なんです。

現在、令和4年度までの第3次の行財政改革プランのアクションプログラムについては本年度が最終年度ですけれども、もう半分ですね。半年が過ぎまして、あと半年残っているんですけれども、この間に、この実績を基に今後の見通しも含めて第4次ということを立てていくわけです。大きな考え方については先日説明をいただいたんですけれども、社会の変革の中で変えていかなあかんとところはやっぱり変えていかなあかかかというふうに感じております。

そこで、行革プランの2つ目ですけれども、先日の議員全員協議会での説明なんかを聞いておきますと、困難な不要土地の売却なんかの実施や検討の具体化が進められた一方で、検討や目標の項目が上がっているにもかかわらず全く進んでいない項目もあるわけです。こういう凸凹があれば一生懸命やっている部署の士気にも関わると思うんですけれども、この点についてご答弁いただけますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）では、2点目の困難な不要土地の売却や検討の具体化を行ったもの、検討の先送り等をしたものの行革への取り組み姿勢について答弁申し上げます。

第3次行財政構造改革プラン「アクションプログラム」に掲げる公有財産の処分・活用につきましては、議員ご指摘のとおり、各項目においてその進捗状況に差が生じているところもございます。目標に至っていない項目につきましては、処分に係る手続等に時間を要していることなどそれぞれ要因がございますが、やはりアクションプログラムに掲げている各項目につきましては着実に取り組んでいく必要がございますので、フォローアップについてもしっかりと継続し、その実効性を高めてまいりたいと考えております。

また、行財政改革の推進につきましては、全庁的な推進体制の下、何よりも全部局が一丸となって推進していくことが最も重要でございますので、引き続き全庁的に取り組むという意識づけに留意してまいりたいと考えております。よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）そのとおりなんですけれども、先日、一般質問で渡辺議員からも質問があったと思うんです。目標を掲げながら、その後、何か検討はしたけれども前に進んでいない、町民会館分館なんかの進捗ですね。これについては、細かいことは決算のときにまた話をするとして、やはり第3次でちゃんと評価をして第4次に位置づけをして、目標をしっかりと定めてどの期間にこれを完成するんだということを、財政担当の部局のほうが行革プランの担当だということなんですけれども、きっちりそれを進めていただきたいんです。それはいかがですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）ご指摘、おっしゃるとおりだと認識しております。

目標に対する進捗の管理につきましては、これまでも毎年度実績を取りまとめて議会にご報告申し上げます、議員各位からも目標に向けた取組状況について、今般もそうですが、ご意見等いただいているところでございまして、こうした各項目の進捗状況というのが議会の場でこうして明らかになってご指摘も受けるということで、現状でも我々、決して緩んだ気持ちでやっているわけではなくて、緊張感を持って各項目に取り組んでいるものと認識しております。

それでも目標達成に至らないという項目が実際生じているわけでございますので、こうした項目にも、よりその原因といいますか、状況というものは精査した上で、やむを得ない事情がある程度生じているものにつきましては、またその目標についての新たな変更であるとかということも含めて今後も丁寧に進捗については推進してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）この項目については最後にしますが、土地の売却とか明示の終了ができないと、それはもう境界が分からないんで処分はできないんですけれども、それは理解できます。先日もため池の処分のことで、1年遅れたけれどもめどが立ったというような報告も受けていますので、努力するところは努力するで頑張っているわけで、諸事情があるのはよく分かります。そのあたりはやっぱり財政の担当のほうからハッパをかけてお願いしたいなと思います。

そのあたり、副町長、推進本部のほうでいかがですか。

議長（二見裕子君）南副町長。

副町長（南 和仁君）議員ご指摘のように、行革の成果におきましては各部局で格差が出てくるということで、どうしても成果だけ見れば、頑張っている部と成果が出ている部、頑張っているんだけどなかなか成果が出ないというようなところで数字として現れてくるのは致し方ないのかなと思っています。

ただ、私たちが一番恐れているのは、それを見たときに職員が行革への意識低下、意気込みのそがれる要因にもなってきたかねるので、私としては、行革をしっかりと進めていくリーダーとして第

4次行革の今後、アクションプログラムをつくっていくことになるわけですが、特に業務改革と組織改革というところにしっかりと取り組んでいきたいというように思っております。

以上です。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。

第3次の最終年度である4年度、それからこれから第4次をつくっていくという中でしっかり取り組んでいただいて、今後、3年度の決算については各基金からの取崩しはなしにすごくうまくいった。これはコロナの影響で収入が国からも増えたし、事業が行われなかったというような点とかもあって、そのバランスが非常によかったかなというふうに、非常に満足いく決算であるんですけども、今後のことを思いましたら、これからまた職員の退職、これは大量に要りますので、思っていたよりはまたたくさんお辞めになるという方も増えてくる年度もありましたので、そのあたりも頭に入れてお願いしたいと思います。

それでは、この件の3つ目ですけども、社会の変化に伴う見直しも必要ではないか。これは例えばなんですけれども、資料を提出していただいています。団体への助成金の見直し、町子ども会連合会の2000年、2010年、2022年の単位子ども会数、会員数、補助金額を示してご説明いただきたいということで、お願いします。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、社会の変化に伴う見直しについての1点目、団体への補助金の見直しについて答弁申し上げます。

ご質問いただいております熊取町子ども会育成連絡協議会、熊こ連の2000年、2010年、2022年の加入地区子ども会数、会員数、補助金額については、提出させていただきました資料のとおりでございますが、2000年の会員数につきましては現存の資料では確認ができませんので、参考として確認できる一番古い年の2003年の数値を記載させていただいております。よろしく願いいたします。

資料に記載のとおり、熊こ連に加入している地区子ども会数は2000年の31地区から2020年は6地区となっており、会員数につきましても2003年の2,847人から2022年は418人となっており、ともに減少している状況でございます。

また、補助金額については、平成18年度までが67万5,000円、平成19年度以降は54万円となっております。

当該補助金につきましては熊こ連が実施する様々な事業に対する補助ですので、地区子ども会の加入数や会員数で補助金額が増減するものではございませんが、加入団体数が減少しているという状況を踏まえ、熊こ連の今後の運営、活動の方向性について、同団体と共に検討を進めていくことが必要であると認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）原田理事から地区数や会員数にはあまり関係ないよという話があったんですけども、決算資料とかを見ましたり教育委員会の評価、点検の表を見ていますと、たしかコロナの関係で令和2年と3年は子ども会の補助金は返上されていると。今年度は何か事業をこの半年間でやっているんですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今現在のところは、まだ実施をしているという状況ではございません。ただ、今後また映画会なりを予定しているところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）事業がもし行われなかったら、44万円というのは前年度や前々年度と同じように返上ということもあり得るということなんでしょうか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）昨年、一昨年と同様で、事業の実施がなければ同様の取扱いとして返還という形になるところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）この表で、たしか2000年、平成12年少し前ぐらいは34ぐらいまで増えたことがあったように私、記憶しているんですけども、徐々にいろいろの理由があって減ってきているんです。2010年から2022年までの12年間で激変しているんですよ。これ、何か理由があるんでしょうか、分かったら教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）これという明確な理由は不明ということになるんですけども、ただ、我々が思うところでございますけれども、やはり各地区における会員数が減少しているという状況も聞き及んでございます。また、地区の中での役員の選出が難しいという状況も聞き及んでございます。さらには熊こ連という町全体の団体に加入していることから求められる行事、それからイベントへの動員協力、そしてこの団体への役員擁立、こういったものの負担が大きくなってきたのかなというのが要因と考えているところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）そのあたりもヒアリングするなりしてよく調べていただいたら、原因も分かれば対応もできるのかなというふうに思いますので、その点よろしくお願いします。

婦人会も組織が成立しないということで解散になり、子ども会もこのような状況なんですけれども、補助金を町全体の連絡会で出すというのには、それを促す、また子どもたちのそういう安らかな社会教育活動をやるということで大事なことやと思うんです。一方、教育委員会事務局の事務分掌を見ますと、生涯学習推進課は社会教育関係団体の活動の推進のための指導や、また補助をするという、そういう文書があるんですけども、そういう何かされていますか、数が減らないとか団体の維持のためにです。そういうことがあれば教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）事務分掌の中では、社会教育団体に対する指導、育成だったと思います。それに対しての取組ですけども、直近で申しますと、この近隣、岸和田市以南でも何か活発に活動されているところはないのかなということで、各市町村にもいろいろとお話をさせていただきました。しかしながら、この辺の団体につきましては特に変わった取組をしているというところは残念ながら、逆に解散して、1つ上の組織である泉南ブロックのこども会育成連合会というところがあるんですけども、そういうところからも休会、脱退しているという状況で、なかなか特効薬的な方策がないというのが現状でございました。

また、いろんな団体のネットとかで検索しておりますと、工夫という表現がいいのか分かりませんが、各地区の子ども会がなくなってきて、逆に市町村で1個の子ども会をつくっているというような団体も中にはございました。逆に、私も熊取町で匹敵するのは熊こ連になるんですけども、熊こ連、いわゆる市町村の団体自体が解散して地区の子ども会は残っていると。教育委員会が直でその地区の子ども会を支援、育成しているという例もございました。

そういったところも踏まえて同団体の会長、また役員の方とも何度かお話をさせていただいたんですけども、今のところそういった状況であるというところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）私、この質問をさせていただいたのは、子ども会のことをターゲットにしているわけじゃなくて、やはり社会の変化に伴った補助金の在り方について、これは町や教育委員会のほうが決めていくことなんで議論をしていただきたいというのが1点と、それと指導、育成ということをやって、遊んだりいろいろするのもやっぱり個人単位とか、それから目的のあるような文化活動やスポーツ活動のほうに行きがちなんで、こういうコミュニティ団体というのは今だんだん小さくなってきているんで、そういう意味での指導・育成というのが必要かなと思います。先進事例も

あると思いますし、町内でも連合の育成会には入っていないけれども単位でしっかりやっているところもありますので、そういうところも参考にしながら、やはり時代に合った指導・育成が必要かなと思います。そのあたり、もうそろそろ転換点に来ているのかなというふうに思いますので、今後、指導、育成をよろしくをお願いします。

それからもう一つは、これはもう自分の意見なんで皆さん方に考えていただいてはどうかと思うんですけども、夏休み中のプールの一般開放なんです。4年度は5校のうち東小学校が大規模改造でプールが開けなかったということで、それは聞いているんですけども、5校全部開けるよりも中学校の校区に1つずつとか、もうそれだったら、どこにするかとかいろいろ問題もあるし、夏休み中の移動の関係もあると思うんで、例えば年間を通じてひまわりドームの高齢者の人とかあまり使わない曜日の昼からだとか、時間を決めて無料券を出してやったらどうかと思うんです。各小学校ごとの必要経費を出していただいていますけれども、このあたり、去年とおとしは開放がなかったんで、今年もこれはたしか20日から27日までという短い期間で、妥当な数字かどうか分からないんですけども、一番直近のものとは比べてどういうふうな内容になっているか、ちょっと説明いただけますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは2点目、夏休み中のプールの一般開放の見直しについて答弁申し上げます。

ご質問いただいております令和2年度と令和4年度の各小学校ごとの1日平均の入場者数と必要経費についてでございますが、令和2年度、3年度につきましては新型コロナウイルス感染症の影響により中止としておりますので令和元年度の実績を、また、令和4年度の必要経費につきましては現時点での見込額として記載しています。

夏休み中プールの一般開放については、昨年、一昨年と新型コロナウイルス感染症の影響で中止しました。今年度は校舎工事中の東小学校を除き開放しましたが、熱中症アラートの発令や大阪モデル非常事態の発出等により、実施期間の途中で中止させていただきました。そのため、資料に記載のとおり、令和元年度と令和4年度については実施期間と学校数が異なりますが、1日1校当たり平均で比較しますと令和元年度が31.4人、令和4年度が30.7人となっております、新型コロナウイルス感染症拡大前と後で大きな変化は見られませんでした。

また、必要経費につきましては、令和4年度の実施期間が短いことと学校数も1校少ないことから、プール監視員の賃金や薬品費などが少なくなっています。

議員ご指摘の本事業の見直しについてでございますが、ここ10年間、入場者数が減少傾向となっている状況がございます。それに加え、昨今、猛暑による熱中症リスクによる開放中止、また監視員の確保についても年々困難となっているなどの状況を踏まえ、開放する学校数の見直しやその他実施方法の検討など、見直しを行う必要性を感じているところでございます。

今後は、担当部局だけでなく、学校やひまわりドーム指定管理者の意見も聞きながら協議、調整してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。詳しい資料を出していただきまして、よく分かりました。

これは単純計算ですけども、令和元年度は24日間で、経費を利用者数で割りますと1人1,020円かかっています。それから、今年度はこれ比較にならないと思うんですが、8日間で2,557円かかっています。いろいろな問題、熱中症のアラートとか、中には光化学スモッグのあれも元年ぐらいやったらひよっとしたらあったんかなと。最近もちょっと何回かあったと思うんですけども、そんなので中止したりとか、先ほどの監視員の会計年度任用職員ですか、雇うのもなかなか大変だ。頼りにしていた大阪体育大学のクラブが、人数が激減していてなかなか人をそろえるのは大変だというようなことも聞いております。

これも、昔のことを言うたらあれなんですけれども、20年、30年前は1つのプールで200人ぐらいい入るような時期が毎日、当時はお盆をのけて25日ぐらいいまで開けておったんです。盆を過ぎると皆宿題せなあかんからということで若干減りますけれども、それでも100人とかという入場者がおりましたんで、もう社会環境が大きく変わっているんじゃないかなと。

それと、隣の貝塚市ではもうプールを造らずに、民間業者に何かバスで学校教育の中でも移動して、そこで専門のインストラクターに指導してもらうとか、泉佐野市はそれに逆行して何かプールをどんどん造っているような状況ですけれども、どことも貝塚方式を取りつつあります。

うちもひまわりドームがありますので、夏休み期間中とかでしたら、どうしてもやっぱり一般の利用者との絡みがあって混雑すると思うんで、温水プールなんで、1人何十日分の補助券みたいなものを出してあげて年間で使えるようにしたらどうかなというような案も持っています。

先ほど理事のほうからいろいろ考えていくというか、具体的な話もありましたので、これについても、以前やったら20円稼ぐのに1,000円要っているというふうなことで、こんなの採算はないですけれども、要するに身近なところでの居場所づくりというふうなことで無料でスタートしたと思うんですけれども、ドームはやっぱり環境が違いますし、今は幸いなことにコミュニティバスも毎日ひまわりドームに向けて土曜日、日曜日関係なく出ていますし、ひまわりドームで聞くと、やはり子どもが200円してでも、日に焼けるのが嫌やと言うてひまわりドームに来る子どもも結構あるようなことを聞いています。そのあたり、関係課で調整されて、やっぱり改革するような時期に来ていると違うかなと思いますので、その点検討をよろしくお願ひしますが、そのあたり教育長、いかがですか。

議長（二見裕子君）岸野教育長。

教育長（岸野行男君）いろいろご提案ありがとうございます。

議員のほうから初めにひまわりドームのことですとかご提案いただきました。我々も、実は内々ではいろいろ検討を始めているところです。

やはりどの手法を取るにしてもいろんな条件があったりとか、検討していかなあかん、調整していかなあかん部分がありますので、いただいたご意見等をしっかり踏まえて内部で検討して、時間はかかるか分かりませんが、できるだけ速やかに一定、方向を出していきたいと思ひます。ありがとうございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。

この件も、できれば第4次の行革の中で考えてくれて、それも5年間あるわけですから、すぐ来年してくださいという話じゃなしに、検討期間も要るし、そのあたり、財政とも詰めていただいて実施の方向でやるのがいいのかなと。利用者も非常に少ないですので、これがもう爆発的に人数がおって、ここが本当に全校生徒の半分以上が居場所づくりとして活用されているというんやったら変える必要はないんかも分かりませんけれども、1日30人ということなんで、やはりそのあたりは毎日監視員、水代、薬品代を使ってするのにどれだけ効果があるのかなと。それなら整理する必要がある時期に来ているんかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

次、2点目に移ります。

文化財保存活用計画の進捗についてお尋ねします。

昨年12月議会の一般質問でこの件については質問させていただいて、泉佐野市、貝塚市の実情をお話しさせていただいて、教育長からも前向きに取り組んでいくというようなことの答弁をいただいたところです。

それから、先日の議会報告の中で教育委員会の点検評価の中の項目に、新規の取組で文化財保存活用計画の作成というのが一つの項目として、これ22ページですか、出ておりましたので、進捗を進めていただいているというのが大体分かっているんです。また、文化財保護審議会の5月に行われた議事録とか資料を見ていると具体的に進んでいるのかなというようなのは分かるんですけれ

ど、公式な議会の場で進捗について報告をお願いします。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは、文化財保存活用地域計画の進捗と策定期間について答弁申し上げます。

昨年12月議会の一般質問において、文化財保存活用地域計画の策定に向けて取組を進めていく旨答弁させていただきましたが、その後、令和3年度におきましては、これまで行ってきた文化財の調査を全て把握するため、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物の区分ごとの一覧表作成に着手し、文化財のリストアップを行いました。今年度においても作業を継続するとともに、民俗文化財である盆踊りや地蔵盆についての関係資料の収集を行い、担当者が当日現地に赴き、写真撮影や関係者への取材なども行っているところでございます。

今後は、さらに未調査のものや新たに把握した文化財についての調査、資料整理を行い、令和8年度を目標に計画策定を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。

令和8年度目標ということで、この令和8年度の目標というのは、たしか11月ぐらいに文化庁のほうに資料を提出して、次の年の整理というんですか、冊子を作って報告するための調査に入るわけですが、その申請時期を言っておられるのか、教えていただけますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）8年度に計画を作成して、文化庁への認定申請というのも8年度ということで考えてございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）認定申請ということは、そしたら前の年に現在貝塚市とかがやっています調査のまとめをして冊子にまとめて、熊取町文化財保護審議会の了解を得た上で文化庁にその認定を出すという、そういうことでよろしいんですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今、議員おっしゃっていただいたとおりでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）本年度、お隣の貝塚市では、うちより取組が少し早かったんで、文化庁の地域文化遺産地域計画等の策定のための基礎整備ということで、貝塚市文化遺産活用実行委員会が64万円何がしの補助を受けてこの取りまとめをやっているんですけども、これが恐らく7年度に行われて8年度に申請ということになると思うんです。今回調査をされて、今途中ですけども、何かメリットとかがあったかどうか教えていただけますか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）まず、メリットというのは計画を策定した後ということで理解してよろしいでしょうか。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）現在調査をしていて、いろいろ分からなかったことが分かってきて、それが何か活用できるとか、そういうメリットをお尋ねしています。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）この計画を策定していく中で、先ほど申しましたように、これまでやってきた文化財の調査、それから未調査のものも含めてリストアップ、整理をしていく中で、やはり一番のメリットというのは、その中で観光という視点の中で何か活用していくのを並行して考えていく、そしてまた、できることは速やかに着手していくこともできるのかなというのが一番のメリットかなと思っているところでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）文化財保護審議会の資料を見ていると、国の登録文化財にするとか、例えば降井さんのところの屋敷を国の重要文化財に指定するとか、そういうのがリストとして挙がっていましたし、ほかにもたくさん町や府の指定に向けて進んでいくという案、あれが出ていたと思うんです。その中で、この間の5月には一旦文化財保護審議会に諮問した3点、来年の3月31日に2回目の会議をやりと書いていたんですけども、そういうリストとか基礎資料が集められたのかなと思って、それがメリットかなと思っていました。そうではないんですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）5月に行いました審議会につきましては、今、議員おっしゃられたとおり、町の文化財の指定の候補ということで諮問をさせていただきました。

今後なんですけど、今ちょうどそのときの意見に再度意見をいただきまして整理させていただきました。ちょうどまた現在、その委員の方々にフィードバックできるところまで来てございます。目標として、年内中に協議会をできれば開いて、町の指定ということでいきたいなということで今進んでございます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1 番（田中豊一君）そのように教育委員会のほうでリストアップしてまとめたもの、それからさらに専門家の意見を聞いて整理をしたものがある形になってくると、その計画の中で国の助成金を受けていろいろなことができるということになってきますので、そのあたりが位置づけができれば、観光との連携とかそこで物を売ったりとか、いろいろまた違う物産とのつながりとか、そういうことができるとするのは今回の文化庁が進めている計画の大きなスキームというか枠組みなんで、そのあたり、今後進めていくのに参考にしていただければありがたいと思います。

次に進めさせていただきます。

文化庁の文化芸術振興費補助金・文化資源活用事業費補助金についてお聞きします。

本年度は、補正予算も含めて大宮区と大久保区のだんじりの修理が対象となりました。これについては、大宮区については河合議員が以前から質問されたりして調査も進められて、よその事例とかもつかんだ上で速やかに大宮区の事業を推進されまして、大宮区文化財推進実行委員会で109万3,000円と、それから大宮区文化財推進実行委員会で地域文化遺産の枠で64万3,000円、これの補助金を頂いたと。それと大久保区のだんじりについては、これは途中で補正だと区長から聞いているんですけども、645万9,000円の補助金を頂いたということなんです。

資料を見ていると、泉南地区でも結構あちこちで補助金をもらっています。うちはこの2件なんですけれども、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市に比べて対象地区数や事業費に差があるんです。これ、何でこの差がついているかどうか、分かれば教えてください。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局参事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）それでは2点目、文化庁の文化芸術振興費補助金について、近隣市と差がある原因について答弁申し上げます。

文化芸術振興費補助金につきましては、地域に古くから継承されている固有の文化遺産を活用した取組を対象として、記録作成や後継者養成、用具等整備といった基盤を整える事業に対する補助金で、地車の修理も対象になっているものでございます。

なお、この補助制度については、地方公共団体が補助事業の実施者になるものではなく、地域の保存会等によって構成され、補助対象事業を実施する実行委員会等が補助事業者になって補助金の交付を受けるものであり、地方公共団体は可能な限り実行委員会等に参画し、経費の執行方法等に関して指導・助言を行うよう求められているものでございます。

本年度の取組になりますが、本町では令和4年度事業分として大宮区の記録作成事業が、また、令和3年度補正予算分として大宮区と大久保区の地車の修理が対象となっています。令和4年度の実施事業でございますので確定数値ではありませんが、本町におけるこの2地区の採択額は令和4



年度事業分が64万3,000円、令和3年度補正予算分が1,691万4,000円で、合計1,755万7,000円となっています。

他団体の状況について、文化庁が公表している資料を見ますと、地区数は公表されていませんが、採択額については市町村によってかなり開きがあります。

地車修理の補助金である令和3年度補正予算分の申請までの流れでございますが、令和4年1月14日に大阪府を通じて府内市町村に対して文化庁から公募の案内があり、2月7日申請期限の短い期間の手続であったことから、取り急ぎ地車を所有している11地区の区長に連絡の上、内容説明と申請の意向を確認し、改めて1月末に文化庁の募集案内を配付、個別に説明を行い、再度申請の意向を確認させていただいたところでございます。その結果、2地区から申出があり、その2地区分の申請を行い採択されたものでございますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。

先ほどの補助事業なんですけれども、貝塚市では9件の5,807万2,000円、それから泉佐野市では28件で1億6,653万8,000円、泉南市では9件で4,153万円、阪南市では6件で2,238万9,000円というふうな採択の状況となっています。

先ほど理事から、募集の期間が3週間しかないということで非常にタイトであったというのは、私も大宮区や大久保区から聞いています。大久保区のほうは後から入ってきた関係もあって資料がなかなか整わなくて、教育委員会の生涯学習の担当の方に非常にお世話になったということで聞いておりますので、その点は頑張っていたいたんかなというふうに感じています。

ただ、先ほど私、質問させていただいた基礎的な調査がやはりよそではできているから、これ対応できたということもあるんですね。泉南市とか貝塚市は私の後輩がおるんで聞かせてもらったら、やはり基礎的な資料が整っていたと。それと、大宮区なんかは河合議員からの情報もあって、ある程度腹づもりして、やっぱりフォーマットというんですか、そういうものを考えていたということなんで、今後、これ続けてありますので、短期間という、これは公募の時期というのはある程度決まっています。現在、8月末に国のほうは概算要求しましたんで、確定するのは12月末か1月に入ってからなんですけれども、それだと発表されれば枠が大体分かってきます。

ほかの市町村が出ているのは、一番最初にこの事業をやっているのは河内のほうやったんです。河内のほうでは河内長野市とか富田林市とか、ああいうところではもう10年ほど前からこの事業をやっていて、そんな補助金がつくんやなというようなところからスタートしているんで、やはり即対応できるように、今回経験もしているし、ほかの大久保、大宮以外のところでもそんなチャンスがあったらやろうかというところもあると思うんで、早めに対応できるように、この時期が来たらすっとならざるうちに、それも準備してもらって、フォーマットを作って払い込んだらできるような感じの準備もやっていただいていたら、ほかの市町村と同じような、うちは件数は少ないですけども対象になるかなと。

それとあと、ほかの市町村では盆踊りのやぐらの改修というか、そんなのもやっていますので、そういうことも補助金の要綱をちゃんと見ていただいて住民にメリットのあるようお願いしたいなと思うんですけど、そのあたり、いかがですか。

議長（二見裕子君）原田教育委員会事務局理事。

教育委員会事務局理事（原田哲哉君）今ご意見いただいたとおり、この補助金、また来年度以降も通常の分、補正予算分につきましては3年度補正予算ということで突発的に出てきたものということで認識しておりますが、通常のものにつきましては毎年度あるものでございますので、その辺は各、特にだんじりの修理ということになりましたら11地区のほうにもきちっと事前の準備等の周知等も行っていきたいなと思います。

それとまたあわせて、今最後におっしゃっていただきましたとおり、この補助金につきましては

だんじり以外にも地域の民俗芸能や伝統行事に用いる用具等の修理、新調にも補助金がもらえるものでございますので、その辺も含めてまた周知のほうも行ってまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）議員、いろいろありがとうございます。

文化庁とかスポーツ庁もそうですけれども、国が委託事業ということでいろんな補助事業をやっている部分がたくさんあります。そのあたりについては今回の件も含めていろんなところでアンテナを張って、各自治会のほうで活用できるようなもの、あるいは我々町のほうで活用できるようなものがあればぜひ申請していこうというふうに思っていますので、できるだけいろんなところにアンテナを張ってということでも今後進めたいと思います。またいろんな情報をお持ちでしたらぜひご提供いただけたらと思いますので、どうぞよろしくお願しておきます。

議長（二見裕子君）田中豊一議員。

1番（田中豊一君）ありがとうございます。この点についてはよろしくお願いたします。

それでは、最後に3つ目、令和3年度は町制70周年の記念すべき年だったんですけれども、コロナの影響を受けて実施できなかったもの、また延ばしたものの、縮小したもの、いろいろあったと思うんです。この70周年事業について事業の意義、それから成果の報告をいただけますか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）それでは、町制施行70周年記念事業の成果の町制施行70周年記念事業の成果と意義について答弁申し上げます。

記念事業につきましては、令和2年6月に策定した基本方針に定める3つのコンセプトである、まず1つ目、多くの町民の皆さんが参加し、熊取町への愛町心を高め、10年後、20年後の次世代へとつないでいく、2つ目、70周年事業を通じて熊取町の魅力を再確認・再発見し、発信する、3つ目、熊取町民が未来に向かって夢や希望を感じられるまちづくりのきっかけとするに沿いまして、各事業を展開してまいりました。

具体的な事業とご質問の事業の意義につきましては、本町のまちづくりに貢献していただいた先人の方々に感謝の思いを表す町制施行70周年記念式典をはじめ、町内飲食店の魅力を再発見して

いただくとともに、コロナ禍の影響を受けた町内飲食店への経済的支援を図るくまどりSANPO COBIRIの日スペシャル、未来に向けた持続可能な地域共生社会の実現のきっかけづくりとして開催した健康福祉講演会「ひとりぼっちをつくらない～地域共生社会の実現をめざして～」、次に、後世に形を残す取組としまして、駅を利用される多くの方に緑ある安らぎを感じていただき、愛町心を高め、これを絶やすことなく未来へつなぐきっかけとするJR熊取駅前夢広場への記念植樹（シンボルツリー）事業、これまでのまちづくりにおいて着実に推進してまいりました下水道事業に関心を持っていただくとともに、町制施行70周年記念事業をPRする70周年記念デザインマンホール、伝統行事であるだんじり祭を町内外へ発信することにより、本町の魅力を再確認・再発見していただくくまどりだんじりミュージアムであり、町制施行70周年記念事業懇話会を中心に関係団体の皆様のご協力の下、様々な記念事業を実施することができました。

また、コロナ禍の影響により実施時期を変更しておりました町制施行70周年という記念の年を多くの住民の皆様にご参加いただき盛大にお祝いする70周年記念コンサートにつきましても、先日開催することができ、全ての記念事業が終了したところでございます。

次に、事業の成果につきましては、先ほどご説明しました記念事業のうち住民参加型の事業につきましては多くの方にご参加いただくなど、これらの事業を通じて、基本方針の目的に定めるこれまで先人が築いてきた我がまちを改めて知り、感じることで、さらなる愛町心を高め、確かな未来への夢や希望を育む機会となったと考えております。加えて、コロナ禍により、まちなにぎわいや住民の皆様が触れ合う機会が減少してしまう状況が続いた中、住民の方からは、コロナ禍で様々なイベントが中止される中、対面で交流ができる貴重な機会となったというお声をいただくなど、記

念事業を通じて住民の皆様に長く楽しい人生につながる時間を提供できたことも事業の成果であると考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君） 田中豊一議員。

1番（田中豊一君） 11月3日の式典は、コロナ禍が長引く中で、表彰からいろいろ団体や大学の長なんかが集っていただいて、久しぶり顔を合わす人もあって非常に有意義やったかなと私は感じました。

あと、一つ一つのことについてはまた決算の委員会でお尋ねすることもあると思うんですけども、駅に植えられた、町長が思いを込めてシマトネリコの大木と、それから常緑樹のタイサンボク、これ、夏の間も職員の方が水をやってくれたりとかしていました。これから台風のシーズンで、いつ来るか分からへんようなあれなんで、そのあたりも頭に入れていただいて維持管理をよろしくお願ひしたいと思います。

もう時間が参りましたので、私からの会派代表質問は終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君） 以上で、田中豊一議員の質問を終了いたします。

次に、日本共産党熊取町会議員団を代表して、坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君） それでは、私のほうから日本共産党熊取町会議員団を代表いたしまして令和3年度主要施策の成果、決算に関する会派代表質問を行います。

まず、1点目は黒字決算の評価と今後の歳入確保についてということですが、令和3年度決算は、実質単年度収支が5億8,948万3,000円という大幅黒字となり、経常収支比率も88.9%と大きく改善されました。地方交付税や地方消費税交付金などの増収が主な要因のようではありますが、これをどう受け止めておられますか。また、今後の歳入確保、基金活用について説明を求めます。

議長（二見裕子君） 野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君） それでは、黒字決算の評価と今後の歳入確保についてのご質問の1点目、実質単年度収支の大幅黒字や経常収支比率の改善について答弁いたします。

令和3年度決算については、ご質問にもありますとおり、国税収入が増収になった影響等により、地方交付税や地方消費税交付金をはじめとする各種交付金が増加するなどした結果、基金繰入れなしで財源不足が発生しない黒字決算となりました。実質単年度収支は5億8,900万円の黒字となり、経常収支比率についても88.9%と前年度に比べ大幅に改善しております。

令和3年度もコロナ対策や投資的事業など必要な施策を積極的に実施したところですが、その上で基金繰入れを必要としない黒字決算となったことに関しましては、本町がこれまで行財政改革で一貫して目指してきた持続可能な行財政運営への取組も功を奏したものと考えております。

ただし、地方交付税等の依存財源が令和3年度に大幅に増加したことに関しては、あくまでも臨時的なものでございまして、今後の歳入状況については不透明な状況でございます。

一方、扶助費をはじめとする社会保障関連経費など、歳出は依然として増加傾向にありますので、令和4年度以降の財政状況は決して楽観視できる状況ではないと受け止めております。

また、今後の歳入確保、基金活用についてですが、昨今の変化が激しく先行きを見通しにくい社会情勢の中で質の高いきめ細やかな住民サービスを今後も安定的に供給していくためには、歳入の確保や基金の有効活用が重要になってまいります。

今後の歳入確保については、現在策定中の第4次行財政構造改革プランにおきましても新たな財源確保の検討やふるさと納税の推進などを主要な改革項目として位置づけ、引き続き取り組んでまいります。

また、基金活用につきましても、それぞれの基金の設置目的にかないつつ、住民ニーズに適切に応え、政策面、財政運営面で最大の効果につながるよう、議員の皆様のご意見もお伺いしながら有効に活用してまいりますと考えておりますので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今回の大幅黒字の要因については、今答弁でもご説明いただきましたように地方交付税の大幅な増加というのがかなり大きな比重を占めているんですが、令和3年度、大幅に地方交付税が増えたということについては何か特別な要因がございますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）先ほども申し上げたとおりでございますけれども、大きくは令和4年度の国税決算が上振れしたと。令和2年度の上振れと令和3年度国税収入の増額補正があったということで、令和3年度の地方交付税の法定率分が見込みに比べ4.3兆円増額しております、そのうち、交付税の財源として令和4年度に繰り越される額等を除いた約1.9兆円について、改めて再算定という形で交付されたということがございました。

その再算定を踏まえた増額の内訳といいますか要因なんですけれども、我々、交付税の再算定ということで内訳というものを報告申し上げます。その内訳で申し上げますと、基準財政需要額のほうで高齢者の保健福祉費というものが65歳以上と75歳以上の分を合わせて8,180万円程度増えたとか、それとか地域の元気創造事業費というものが1,678万円程度増えた。地域デジタル社会推進費3,628万円の増、それから人口減少等特別対策事業費400万円の増等々こういったもの、それから大きくは追加交付対象の臨時経済対策費が1億490万円、臨時財政対策債の償還基金費が1億7,548万円とか、こういった増額の要因、基本財政需要額の増と、これを合わせて4億752万9,000円の増額になったということと、その一方で、基準財政収入額のほうでは市町村民税の所得割分で9,894万円が減った、法人割分で1,447万円が減った、固定資産税が2,196万9,000円の減など、総額で1億1,334万円ほど減額となりまして、需要額と収入額の差引きで、結果4億8,190万円、つまり5億円程度の差が生じて、これが再交付の対象になったということでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）いろいろと説明していただきましたが、地方交付税については、熊取町のようなそういう自主財源の乏しい地方自治体にとっては非常に貴重な財源ではあるわけなんです。地方交付税が増額補正されるということは非常にありがたい話ではあるんですが、3月補正で追加されましたよね。そのときの今おっしゃっていただいたような基準財政需要額とか基準財政収入額を改めて算定し直すというようなことはこれまでも多々あったことなんでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）いえ、このような額で追加で算定されて交付されるということは、ここ数年来ない話だと認識しております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）めったにないことですよ。9月補正で地方交付税が増額補正とかいうことはよくありますが、3月補正で大幅に5億円近く増額補正されるということはまずないことなんです。

それだけ国のほうが収入が増えたということで追加補正されたという理解でよろしいんですか。

議長（二見裕子君）東野総合政策部長。

総合政策部長（東野秀毅君）私が財政に携わった中でも、3月でそれだけ再算定されることはまずなかったですし、今回ちょっと特別な理由がありまして、令和3年度はもともとコロナの関係で税収が全体的に下がるという見込みが全然ずれてしまったというのは大きな要因です。入ってきた分については地方交付税のルールで一定の率はもう交付税になりますとなっていますので、その分が改めて3月に一定の理由をつけて降ってきたという形になります。去年と今年と比べて臨時財政対策債が9月補正でかなり減額になっているのは、去年はもともと借りんと足りへんという状況が今年はまだ十分足りるという状況になっていますし、去年は、臨時財政対策債をもう9月とか10月で借入れしますので、その段階で借りんかったらいいという、そういう選択もあるんですけれども、ようさん入ってくるということで、3月になったんでどうしようもなかったというような状況もあります。

まずは、国が思っていたよりも国税がようけ入ってきたことによって、一定の率は地方に交付税として行くというルールで計算をし直したら、今回のような結果になったという状況でございます。議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）大体理解いたしました。いずれにいたしましても先ほどの答弁でもおっしゃっておいりましたようにあくまで臨時的なことで、このようなことは今後は再々はないんだというふうなご説明であったかと思えます。大幅に地方交付税が増えて、一方で臨時財政対策債もそれなりの額があるというふうな状態が今後も毎年続いていくというようなことは期待できないというふうなことで考えておられるということですね。その辺は大体理解いたしました。そういうことで、今回の大幅な実質単年度収支の黒字というのは臨時的な要因が反映しているということのようであります。もちろん行革の取組が功を奏したというふうなこともあるんでしょう。

それと、歳入確保と基金活用についてもご説明いただきましたが、新たな財源確保という点ではなかなか難しい部分もあるかと思えます。熊取町は、ふるさと納税に関してはここのところ比較的順調に推移していて、返礼品の工夫でありますとか、あるいはポータルサイトを増やしたりして効果的にふるさと納税を集めておられるということで、その辺は皆さんご苦労なさっていただいているかと思うんですが、そういう結果、全ての基金の合計が、ふるさと応援基金がたくさん蓄えられたことが主たる要因となって現在、残高が76億円を超えているというふうな状態になっているんです。

こういう状況の下で、平成28年度末の基金残高が約38億円でしたから、その当時と比較すれば2倍の基金残高となっているんですが、この多額の基金残高を蓄えているという状況に関して今後の基金活用という点ではどういうふうにご考えておられますか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）答弁の繰り返しにも一部なりますけれども、各基金につきましてはそれぞれ条例に基づいて設置目的もあって設置されているということでございますので、その目的にかなう内容で適切に基金の活用というものを図ってまいりたいというところは変わらないところでございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）私、これまでも予算委員会、決算委員会等でも基金の活用の仕方の見直し、組替えとかそういったことも提案してまいりましたが、ふるさと応援基金の活用という点では、これまで防災基金という形で10億円を積み立てるということもありました。そしてまた、産業活性化基金への今年度予算では6,000万円余りを産業活性化基金に新たに積み増すというふうなこともございましたが、それ以外に基金の構成の見直しというか、基金の組替えというふうなことは考えておられませんか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）先ほど申し上げたように、条例に基づく基金の目的というものがあって、その目的にかなう形で、残高が不足してくるというようなことがあった場合にそれは一部考える事態も将来的にはあるかもしれませんけれども、現時点で特にどれかの基金について何か、例えばふるさとからどこかに組み替えるというようなことは今のところ必要ないと考えているところでございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）今後の財政見通しの中で、様々な公共施設の大規模改修とかそういった施設改修に多額の費用がかかってくるというふうなことがよく言われております。そういうことを考えますと、道路整備事業等もございますし、公共施設整備基金に積み増しをするというふうなことも一つの方法ではないかと思うんですが、そういうことは全く考えていないんでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）全くそれを否定するというわけでもないんですけれども、ふるさと応援基金条例におきましても定住、魅力あるまちづくりを推進するための基金ということからすれば、一定の公共事業に対してもこういう目的にかなっているということでもって充てていくということでは可能でしょうし、そこは柔軟にといいますか、適時適切にこれはやってまいりたいというところでご理解いただきたいと思います。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その辺は理解いたしますが、住民の方々が熊取町の財政事情あるいは現在ふるさと応援基金がどうなっているか、どれだけ多額の基金が積み立てられているかとか、そういったことを関心のある方が詳細に見た際に、熊取町はこれだけ金をたくさんためて一体どないするんやと、何に使うつもりなんやというふうなことにふと疑問に感じられるということがあるやもしれません。住民の方が熊取町の基金の状況を見て、そういうふう基金を使う予定なのかというふうなことが納得のできるような、そういう基金の在り方ということをご検討していただきたいというふうに要望しておきます。

続きまして、大きな2点目の盛土造成地の安全対策についてお尋ねします。

全国的に豪雨災害が毎年発生しております。今年度も、この夏も、あるいはまたこれからも発生するかも分かりません。全国的に非常に多くの豪雨災害、集中豪雨による被害が発生しております。

そしてまた、豪雨だけでなく地震も含めて、豪雨や地震による住宅被害というのも今後発生する予想があります。豪雨や地震による住宅被害を少しでも軽減するため、盛土造成地の調査と対策が求められております。

盛土造成地の問題については昨年の9月議会でもお尋ねしましたが、まず1点目は、雨山川災害復旧事業の外部検証以後、新しい取組があれば報告をお願いします。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）それでは、ご質問の盛土造成地の安全対策についての1点目、雨山川災害復旧事業の外部検証以後、新しい取組があれば報告されたいについて答弁申し上げます。

検証委員会の提言にもありました日頃の備えとして、専門的な知識を有する団体との協定締結を行い、災害時の迅速かつ適切な初期対応と復旧はもとより、災害の未然防止や規模縮小、本町の技術力の維持向上を目的に、本年2月に一般社団法人地盤品質判定士会と土砂災害等における連携協力に関する協定書を締結いたしました。

協定締結後、4月には、町内で発生の可能性が想定される土砂災害等において、未然防止や宅地防災に関し専門家から相談、助言及び指導等を受けるべく、土砂災害等技術アドバイザー業務の契約をいたしました。

現時点では、土砂災害の防除を目的に、6月には美熊台の災害のあった雨山川法面と下流側の法面、また大久保区が管理する墓地の斜面など現地調査を行い、維持管理方法などについて助言・指導をいただき、秋には2回目の町有地での現地調査を予定しております。

また、同月に、例年開催しております住民を対象とした住まいと耐震リフォームの個別相談会と展示会と同時に、宅地防災相談会を開催いたしました。相談会では、宅地の地盤・擁壁の心配事など2件の相談を受け、相談員より対策方法などの助言をいただきました。

なお、土砂災害に関する電話・メールによる相談は、随時できる業務内容となっております。

以上、外部検証以後の新しい取組の答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

昨年の9月議会でも今後専門家の助言をいただく予定だというふうなこともおっしゃっておられましたが、今年2月に専門的な技術者の団体と協定を結んだというふうなことも報告いただきました。

また4月には、技術アドバイザーの提携ですか、そういったことも行っておると。それからま

た宅地防災の相談会も行っていただいているということで、2件の相談があったということなんですが、その2件の相談というのは個別の住宅の問題ということなんでしょうか。

議長（二見裕子君）永橋都市整備部理事。

都市整備部理事（永橋広幸君）宅地の相談会におきましては基本的には個人様からのご相談ですので、1件は家の横のちょうど自分が所有されておられるところの擁壁がちょっと傾いてきているんやというところのご相談と、1件は地区の墓地の下の法面のところの山で水が出ているとか、若干傾いてきているんじゃないかというご相談がありましたので、そこは地区でありましたが、宅地防災相談会に出席していただきましてご相談を2件受けてございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）早速いろんな形で動いていただいているということにはよく分かりました。

2点目の質問に移りますが、先ほどの相談会でもいろんな不安の相談があったようであります。擁壁の亀裂など、ここで申しておりますのは一個人の住宅に限らない一定のまとまりのある住宅地、そういったケースを想定しておりますが、そういう民地であっても対策には公的支援が求められるケースもあるかと思えます。そういう点で何か検討していることがあればご報告願います。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）それでは、盛土造成地の安全対策についての2点目、擁壁の亀裂など、民間であっても対策には公的支援が求められる。検討していることがあれば示されたいについて答弁申し上げます。

個人財産である宅地を常時安全な状態に維持するのは所有者等の責務であり、所有者等において対策が講じられるのが原則であります。一定規模以上の大規模盛土造成地につきましては、昨年の9月議会でもお答えしているとおり、宅地耐震化推進事業について国の指導の下、大阪府と各市町村が協力して事業を進めており、現在、大阪府において、現地踏査や安全性把握などの第2次スクリーニングを実施する箇所の優先順位を決める第2次スクリーニング計画の策定作業を進めておられます。

第2次スクリーニング調査後、滑動崩落が発生するおそれがあり、発生した際に被害が甚大になることが想定される場合、大阪府と連携し、造成宅地防災区域指定または宅地造成工事規制区域内における勧告を行い、ご質問のとおり、国等の公的支援を受け、宅地所有者等と協力し、滑動崩落防止工事を実施することが可能となっております。

今後も、国や大阪府と協力して宅地の安全対策に努めてまいります。

以上、盛土造成地の安全対策についての答弁といたします。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）昨年の質問の折にも第2次スクリーニングの計画のことが言われておりましたが、問題は、第2次スクリーニングといて結局危険箇所の調査ですよ。それを一刻も早く進めることが大事かと思うんです。第2次スクリーニングが終わるのを待っておったんではちょっと不安ではないかという気がするんですが、それはやはり府が進める第2次スクリーニングを待つしかないんでしょうか。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）宅地の安全性の確認につきましては、府下かなり件数もございまして、やっぱり技術的な制度といいますか技術的な力も必要でございまして、基本的には大阪府の責務において、もちろん地元市町村といたしまして我々も調査のほうには協力してまいりたいというふうに考えております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）全面的な調査という点では府の計画を待たざるを得ないんでしょうが、昨年の質問の折にも事例として引用しましたが、岬町が国の大規模盛土造成地滑動崩落防止事業の補助金も活用して事前の防災対策を行ったという、そういう経過もございまして。

住民の側からこの地域は危険ではないかというふうな通報があり、町として現地を確認して、これはやはり何とか対策すべきだということが把握できた場合には、国の補助事業を活用してそういう第2次スクリーニングを待たずして事前対策を行うということはあり得ますよね。

議長（二見裕子君）濱田都市整備部理事。

都市整備部理事（濱田隆之君）議員ご指摘のとおり、現状が直ちに危険ということが確認できるというような状況であれば、大阪府等と協議しながら第2スクリーニング計画を待たずとも現地調査などを行うことは可能であるというふうに大阪府から聞いております。

議長（二見裕子君）田中都市整備部長。

都市整備部長（田中耕二君）先ほどの1点目の質問とも関連する部分なんですけれども、雨山川の災害復旧以降、大きく我々は防除というものに取り組むと。防除に取り組むときには、先ほどの住民からの通報というのはまず第一歩になる部分があるでしょうし、そのときにはエリアを、これは雨山川の検証委員会のおきも委員にご指導等いただいた部分なんで、小さなエリアではなく、やはり大きなエリアで考えるんだよというようなところをいただいております。

また、議員各位、町長のほうからも防除というものに積極的に取り組むと、お金がかかってでもやっていくべきところをやっていくというような指示を受けております。そういった点も含めて、もし通報があれば、先ほどの判定士会も含めてやっぱり専門的な見地から現場を見ていただく。その上で対応が必要だということになれば町として当然関与していくと。ただし、個人地であるというところはどうしてもあるんで、そこは所有者とも協力しながらというところは、個別のケースでは出てくるのかなと思います。そこはやはり町が積極的に関与していく必要があるのかなと。ただし、ケース・バイ・ケースだということをご理解いただきたいというところです。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）そういう場合に住民からの通報があったらというふうなこともあります。町の職員もぜひ全庁的にパトロールを強化していただいて、住民が気づいていないところで危険箇所が現れていないかどうか、そういう点もぜひ目を光らせていただきたいと思います。

次の質問のテーマに移ります。

大きな3番目の障がい者施策の充実についてであります。障がい福祉の制度利用など、相談体制が不十分ではないかというふうな住民の声もあります。

恐らく町の職員の方々は、どの部署でもそうですが、大変ご苦労いただいていると思います。障がい福祉の担当の方も、専門知識も蓄えながら一生懸命頑張っていると思います。また、専門職も採用していただいていると思いますが、あえてお尋ねします。専門性のある職員の配置はできていますでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）ご質問のありました障がい者施策の充実についてのうち、専門性のある職員の配置についてのご答弁をいたします。

本町の障がい者相談支援体制といたしましては、必要な方がより身近に相談いただけるように、役場、町の窓口はもちろんのこと、委託をしております町内の法人でもお受けしているところでございます。

まず、町役場の相談窓口でございますが、専門的な知識のある社会福祉士を1名、精神保健福祉士を2名、それから手話通訳者を2名配置しており、窓口での制度説明、各種相談業務等に従事しております。また、それ以外の職員につきましても、大阪府などで実施される各種研修をはじめ、近隣市町との定期的な担当者研究会や課内での事例検討などを通じて、全職員がきめ細やかな対応を行うべくスキルアップを行っておるところでございます。

また、町内の3法人に相談事業を委託しておりまして、障がいのある方の相談をはじめ、情報提供や助言といった総合的な支援を実施しておるところでございます。

委託法人はいずれも町内の社会福祉法人、医療法人として施設や病院の運営実績が豊富な法人で



ございます。具体的に申し上げますと、社会福祉法人和光福祉会、社会福祉法人弥栄福祉会、医療法人爽神堂でございます。各法人におきましては、障がい者支援の経験があり、所定の研修を受講した職員が相談支援専門員として相談業務に当たっていただいているところでございます。

これらの法人と常時連携を図っておるところでございます。町で相談をお受けした方のうち、継続して支援を行うことや、より専門的に聞き出したほうが望ましいと考えられる場合、相談者ご自身の意向をお伺いした上で委託法人へ引き継ぎ、支援につながるよう個別対応を行っておるところでございます。これによりまして、より個々のケースに応じた柔軟な支援が可能となっているところでございます。

また、委託相談をより円滑に進めるに当たりまして、町と3法人での定期的な会議の開催をはじめ、各法人とも密に連絡を行っておるところでございます。

今後も、専門性のある職員はもちろんのこと、全職員が相談に来られる方の生活状況やニーズ、これはもう個々様々であることを認識した上で、障がいのある方やそのご家族からの相談につきましても適切な対応に努めてまいり所存でございます。

以上、答弁いたします。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまご答弁いただいた中で再度幾つか質問させていただきますが、社会福祉士1名、精神保健福祉士2名とおっしゃったかと思えます。その方々は町の正職員でしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらの配置につきましてはいわゆる会計年度任用職員ということで、ただ、時間のほうはフルタイムで週5日という形で任用しております。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）その資格のある専門的な職員は3名とも会計年度任用職員だということのようなんですが、そうしますと、一定年数がたつと人が替わってしまうというふうなことになるわけでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）先ほど来からご説明させていただいておりますとおり、町の窓口での相談ももちろんのこと、非常に専門性のある町内の3事業所、これは非常に貴重な社会資源でございます。そちらのほうでの委託相談というものも併せて実施いたしております。

したがいまして、町の職員につきましても先ほど申しましたように大阪府等の実施する研修、これはもう年何回も実施されておりますけれども、そちらのほうには随時、時間の許す限り研修も受けてスキルアップに努めておるところでございます。

もちろん、いわゆる定期人事異動に関しましては、これはもう町全体で職員の異動ということになりますので、一定の期間の1年、2年でということではないようにということでは人事とも協議しておりますけれども、それは通常のタイミングでの人事異動ということになります。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）どうしても町の正職員の場合は人事異動がありますのでなかなか難しい面もあるかと思うんですが、障がい福祉の分野ではもちろん専門職を会計年度の職員として雇用することも一定必要かと思えますけれども、できれば正職員の方を長くそこに配置するというのも必要かと思うんですが、そういうことは無理なんですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）障がいの相談に関しましては、先ほど来申しておりますとおり、相談委託業務というのがかなりのウエートを占めておりますので、そのような体制でございます。

それに対しまして、地域包括のグループであったり、あるいは子育ての關係のいわゆる虐待対応

をせなあかんような部門もございます。そちらのほうには社会福祉士あるいは保健師、そういった専門職、これは正職での配置ということも当然行っております。必要に応じてケース・バイ・ケースによって、より効果的な体制を考えた上で配置しているというようなところでご理解いただければと思います。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）法人に委託している分なんです、和光福祉会と弥栄園のほうと爽神堂ですか、七山病院ですね。障がい者施設のあるところと精神科の専門の爽神堂のほうにということで今委託しているんですが、3法人に委託している相談業務については、その委託している相談業務がきちんと障がい者の相談内容に寄り添う形できちんと行われているかどうかということは、町としてはチェックできていますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）これは毎月、相談の実績集計表の提出を求めています。個別に追加相談を受け、こういうような内容であったという報告もいただいております。

なおかつ、先ほども申し上げましたとおり、3事業所と町とが入った定期的な連絡会議というものも実施しております。相互にこれはもう非常に密に連携を取っております、町のほうでなかなか対応がしんどいなというようなときには応援を求めたり、逆にまた虐待対応であったりだとかそういったことでは町のほうが警察あるいは関係機関との連携を取るなど、そういった非常に密な連携を取っておりますので、それぞれがどういった今相談を受けているかということにつきましても可能な限りの把握はしておると、そういった状況でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）相談業務を委託という形で外部に出しておると、相談業務に当たっている担当の職員がどのように相談業務を行っているのかということは実際問題としてはなかなかチェックが難しいというふうには私は思います。ぜひその辺はきめ細かく見ていただいて、そしてまた、相談をされている障がいのある方々の中に、相談業務の内容に関して何かご不満に感じていることはないですかというふうなことも必要に応じてアンケート調査を行うとか、そういうこともしていただけたらと思います。

次の問題に移りますが、障がい児を育てる保護者の声として、休日に安心して子どもを遊ばせられる居場所がないとの悩みがあります。休日の居場所の提供として何らかの手法は考えられませんか。

議長（二見裕子君）松波健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）障がい児への休日の居場所の提供についてのご質問にご答弁申し上げます。

子どもを休日に遊ばせられる居場所として最も身近な場所の一つに、保護者の方の同伴の下での公園が考えられますが、安心して子どもを遊ばせられないのご判断からのご質問と想定し、答弁をいたします。

オープンな場所ではどうしても複数で利用する状況が考えられます。そこで屋内施設で考えますと、人員体制や管理体制を整えることにより、誰でも利用できる場を提供することが可能となると思われませんが、現時点での対応は厳しい状況でございます。

つきましては、今回、議員から住民の方からお伺いされた内容をご意見としてお受けし、また、今後の住民の皆さんからのニーズを踏まえ検討してまいりたいと考えますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）この問題については、このようなご相談、要望を私自身が直接障がい児を育てられる保護者の方からお聞きしたことがありました。そしてまた、昨年ですか、公表されました

障がい児福祉計画の中のアンケート調査の項目、自由記述のアンケートを見ましたときにも同じような意見が書かれておりました。

そういうこともあって障がい児をお持ちの別の保護者の方にもお尋ねしたんですが、やはり障がい児の場合に、障がい児といっても様々ではあります、たとえ近くに公園があっても、そこで自分のところの子どもを遊ばせておるとほかのお子さんとの間にトラブルが発生したりとか、そういった不安もあると。

熊取町ではふれあいセンターにすこやかの一むというのがあるわけなんです。これは月曜日から金曜日まで開放されておまして、そこでは保護者の方の子育ての悩みの相談とかいうことにも対応しているわけなんです、ふれあいセンターのすこやかの一むを土日に開放してもらえないかというふうな具体的な要望もあるわけなんです。そういうことの検討は難しいでしょうか。

議長（二見裕子君）松浪健康福祉部理事。

健康福祉部理事（松浪敬一君）我々としても、地域共生社会を築いていこうとする流れの中でインクルーシブという考え方は非常に大切だと考えております。

今、すこやかの一むを休日に開放するということができないかというふうなご質問やと思うんですけども、休日に開放したとしても、やはり一定自由に使えますよということでご案内したとしたら複数の利用者というのを想定されると思うんです。そしたら同じ状況になって、ほかの子どもとの接触というか、そういうところがやっぱり気になるということが考えられると思います。それを克服するというのであれば、一定の人員配置あるいは管理体制をしっかり整えないといけないということになってくるかと思えます。

そういった体制を組んで充実に開放するということにつきましては、今すぐに対応というのは非常に難しいというところでこうした答弁とさせていただいたところでございます。ご理解いただきますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）私も、具体的にそれを仮に開放した場合に職員の配置が必要なかどうか、その辺、実際的な見通しというのはなかなか難しいかと思うんですが、保護者の方がおっしゃっているのには、仮に土日に開放していただくとしても、保育士の方がつくとかそういうことは仮になくても大丈夫だと、そういうふうなこともおっしゃっているんですよ。実際それはどうか分かりませんが、障がいをお持ちのお子さん一人で勝手に遊ばせるわけではないんです。親御さんがついてきて、親御さん、保護者同士の交流というのも非常に大事だということで、障がい児のお母さん方、お父さんの場合もあるでしょうし、親御さん同士の情報交換ができるということも大きなメリットだし、平日は他市の通園施設に通っているという方もおられます。だから、ふだん交流のない方同士が集まって交流するということもあるでしょうし、熊取町には町としての療育施設がございませんので、それを補う場としても一つの手法として考えられるのではないかと思います。

また、土日と言わずどちらか1日の半日でも結構ですから、試験的に一定期間やってみるとかいうことも考えられないのかなと思いますが、またその辺は検討いただけたらと思います。

3点目の質問に移ります。

災害時の福祉避難所の設置について、運営方法など検討状況はいかがでしょうか。また、個別避難計画の策定状況はいかがですか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）私のほうからは福祉避難所の設置について、あるいは運営方法などについてご答弁申し上げます。

福祉避難所につきましては、障がい者や介護の必要な高齢者、妊産婦等の特に配慮を要する方など、指定避難所、いわゆる一般避難所である各小・中学校の体育館での生活が困難と判断される方を受け入れることを想定しており、本町地域防災計画においては総合保健福祉センターを福祉避難所として位置づけているところです。また、令和3年5月20日に改正・施行された災害対策基本法

施行規則の規定により、同月24日には総合保健福祉センターを指定福祉避難所として指定する告示を行ったところです。

また、平成29年には、町内の社会福祉法人や医療法人など12事業者と災害時における福祉避難所施設利用に関する協定を締結し、災害発生時に特別の配慮を必要とする方が多数に及ぶなど指定福祉避難所だけでの対応が困難な場合には、各事業者の施設に福祉避難場所を開設していただく要請が可能となってございます。

福祉避難所の運営方法につきましては、福祉部局を中心に内閣府の福祉避難所の確保・運営ガイドラインや本町の避難所運営マニュアルに加え、大阪府の避難所運営マニュアル作成指針の新型コロナウイルス感染症対応編に準じて適切な運営を行うこととしております。

今後も、協定を締結している社会福祉法人等や大阪府、関係部局が連携し、要配慮者が有事に安心してちゅうちょなく避難できるよう準備に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます、答弁といたします。

議長（二見裕子君）個別のほうは答弁のほう。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）それでは、続きましてご質問の2点目、個別避難計画策定状況につきましてご答弁申し上げます。

まず、避難行動要支援者支援制度におきましては、障がい者、高齢者等の条件による分け方を行っておりませんで、総数となります。

先ほどの渡辺議員のご質問でもご答弁いたしましたが、本町の避難行動要支援者は現在1,066名で、このうち名簿情報を平常時から自治会等の避難支援等関係者に提供することに同意された467名、43.8%の方が登録されております。この同意をいただいた方のうちで個別避難計画を作成されている件数は292件で、同意者名簿の62.5%の作成率となっております。

今後も、障がい者をはじめ、災害時において避難等で支援を必要とされる方の個別避難計画の策定率の向上と、より実効性のある個別避難計画の策定に向け、国や府と連携を図りつつ取組を進めてまいります。

以上、ご理解をお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ありがとうございます。

個別避難計画については、熊取町として、そしてまた各自治会の方々、民生委員の方々など、いろんな関係者の方々の協力も得ながら様々なご努力をいただいて、同意された方が43.8%、そのうち計画作成が62.5%ということで、かなり努力の跡がうかがえる数字になっているかなというふうに思います。

個別避難計画と申しましても、高齢者の方、そして障がいをお持ちの方、特に障がいをお持ちの方につきましては障がいの種類が様々ですので、なかなか困難を伴うと思います。

障がいをお持ちの方のうちどれだけの方が個別避難計画が作成できているのか、そこまでのところは把握できておりませんか。

議長（二見裕子君）答弁いただけますか。山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）集計上は、すみません、もう一括での集計をしております。もちろん個別計画でございますので、1枚ずつ繰っていけば当然数字は出てくるんでしょうが、今、手持ちではそこまでの集計した数字は持ち合わせてなくて、申し訳ございません。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

なかなか障がい者の分だけまた集約するのは大変かも分かりませんが、恐らく実際上は、個別避難計画に関しては障がいをお持ちの方のほうで計画作成が困難になっているのではないかなという気がします。実際、避難行動自体が、障がいを伴っている方をサポートしながら避難するというのはかなり大変かと思っておりますので、そういう点で個別避難計画の作成が難しいとは思わんだけれど

も、その辺、ぜひ支えていただいて、計画づくりが進むようお願いしたいと思います。

それと、先ほどの福祉避難所の問題ですが、これについてはふれあいセンターが福祉避難所として指定されているということなのですが、福祉避難所をふれあいセンターに設置するということは定まっているのですが、実際、福祉避難所として設置した場合にどういうふうに運営するかという運営マニュアルのようなものは、現時点ではまだできていないのでしょうか。

議長（二見裕子君）野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）関係福祉部局と危機管理部局とで一定の協議というものは事務レベルではやっておりますけれども、マニュアルとしては今の時点ではまとまっておりません。

ただ、一定ふれあいセンターの中でどういうエリアでどう使うかというようなところは、共通認識として調整してございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）分かりました。

ぜひ福祉避難所の運営についても、いざ開設するということが決まった際に迅速にそれが効率的に運営できるように、福祉避難所の運営マニュアルについてもきちんと作成できるように頑張ってくださいというふうに要望しておきます。

以上で私からの会派代表質問とさせていただきます。

議長（二見裕子君）以上で、坂上巳生男議員の質問を終了いたします。

以上で会派代表質問を終了いたします。

---

議長（二見裕子君）お諮りいたします。議案第56号から議案第61号までの6件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、議会会議規則第38条第1項の規定により、これに付託して審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本6件につきましては、7人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議長が指名いたします。

決算審査特別委員会委員に議席1番 田中豊一議員、議席4番 坂上昌史議員、議席5番 文野議員、議席7番 田中圭介議員、議席8番 河合議員、議席14番 坂上巳生男議員、最後に私、議席11番 二見、以上の7名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました7人を決算審査特別委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました7人を決算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

次に、決算審査特別委員会委員長及び副委員長の選任を行います。

選任の方法につきましては、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することとなっております。

それでは、これから正副議長室で互選していただきます。

その間、しばらく休憩いたします。

---

（「15時01分」から「15時07分」まで休憩）

---

議長（二見裕子君）休憩前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会委員長及び副委員長が選任されましたので、その報告をいたします。委員長に河合議員、副委員長に坂上昌史議員、以上でございます。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第25 請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書の件を議題といたします。

本件の請願書を朗読いたします。林議会事務局長。

議会事務局長（林 利秀君）それでは、請願書の朗読を行います。

2ページ、3ページをご覧ください。

請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願。

請願代表者、大浦正義ほか14名。

紹介議員、坂上巳生男議員、江川慶子議員、鱧谷陽子議員、文野慎治議員。

【請願の要旨】

1. 町は、自治体の本旨にもとづき、町民のギャンブル等依存症について信頼性が高い実態調査を率先して、実施し、依存症克服の目標と計画を明示してください。そして、大阪府と国から支援を受けて、依存症克服の対策を推進してください。

2. 町は、大阪府が府下43自治体と連携・支援し、府下全体で実態調査を実施して、依存症克服の目標と計画を明示して、推進するよう大阪府に要望してください。

3. 町は、国が大阪府の申請しているカジノを中核とする夢洲 I R 計画の問題点を検証し、府民の疑問に答えるよう審査し、検証と審査の内容を公表すること、また形式的な審査により安易に承認しないことを国に要望してください。

【請願の理由】

(1) コロナ禍前の2019年12月公表された I R 基本構想は、2021年12月末公表の I R 区域整備計画と2022年2月に大阪 I R（株）と締結した I R 基本協定とで大きく変化しました。整備計画の多くの数値目標の現実性と合理性に疑問があります。（I R 基本協定は概要のみ公表）

基本構想では I R 全体の利用者数のうちカジノ利用者数は約23%でしたが、整備計画では81%に増え、収入のターゲットが外国人富裕層6割から日本人7割に逆転しました。また、I R の経済効果を過大評価する一方で、カジノ利用者の2%（約20万人）が依存症になると認識しながら、カジノのマイナス経済効果や家庭崩壊、犯罪増大等の社会的な悪影響を調査・評価しなかったのは大問題です。府民は I R 推進前に府が43自治体と共に現下のギャンブル等依存症22万人の実態調査と克服の目標と計画の明示、及び顕著な実績を求めています。

(2) 大阪府知事・大阪市長の I R 区域整備計画の公表時期が遅く、現下の依存症と向き合わず、必要な調査と情報提供が少ないため、整備計画に府民的な住民合意はありません。知事・市長・I R 推進局の説明が不十分で、2022年1月からの公聴会は72市区町村で4ヶ所だけ、3月議会の審議も浅く、7月29日の臨時府議会も請求者の意見陳述は30分、審議は数時間で終わりました。知事は、代議制民主主義の弱点を補う直接民主主義の発揮を求める約20万筆の軽視と大阪 I R を推進する意思を表明しました。国は府の申請の安易な承認を控えるべきです。

(3) 「夢洲」は産業廃棄物等の捨て場・埋立地です。商業用地ではないため I R の豪華な恒久施設には不適合です。また吉村知事と松井市長の「公金投入はしない」との公言を翻して、大阪 I R（株）が負担すべき土壌改良費用などに790億円の公金投入を約束しました。これは「呼び水」であり、基本構想にはなかった一私企業への夢洲 I R ・商業施設の地盤沈下や災害の対策に恒久的な公金投入は問題です。公金は府民の防災・減災やコロナ対策、医療・介護、教育、依存症対策等、住民福祉の拡充に優先的に充当してください。

以上でございます。

議長（二見裕子君）以上で請願書の朗読を終わります。

本件につきましては、議会議事規則第91条第1項の規定により、事業厚生常任委員会に付託いたします。

---

議長（二見裕子君）以上で、本日の日程は終了いたしました。よって、本日はこれで散会いたします。  
お疲れさまでした。

---

（「15時12分」散会）

---

9月熊取町議会定例会（第4号）



## 令和4年9月定例会会議録（第4号）

月 日 令和4年9月29日（木曜）招集

場 所 熊取町役場議場

出席議員 次のとおり13名であります。

1番 田中 豊一	2番 大林 隆昭	3番 浦川 佳浩
4番 坂上 昌史	5番 文野 慎治	6番 鱧谷 陽子
7番 田中 圭介	8番 河合 弘樹	9番 矢野 正憲
10番 渡辺 豊子	11番 二見 裕子	13番 江川 慶子
14番 坂上巳生男		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により本議場に出席を求めたものは、次のとおりであります。

町 長	藤原 敏司	副 町 長	南 和仁
教 育 長	岸野 行男	総 合 政 策 部 長	東野 秀毅
総 合 政 策 部 理 事	野津 恵	総 務 部 長	藤原 伸彦
住 民 部 長	巖根 晃哉	健 康 福 祉 部 長	山本 雅隆
都 市 整 備 部 長	田中 耕二	都 市 整 備 部 理 事	永橋 広幸
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり	教 育 次 長	阪上 敦司

本議会の職員は、次のとおりであります。

議 会 事 務 局 長	林 利秀	書 記	道端 秀明
-------------	------	-----	-------

本議会に付議された案件は、次のとおりであります。

議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例

議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例

議案第48号 工事請負変更契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））

議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入について

議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第6号）

議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例

議案第53号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）

議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定について

議案第57号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第60号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定について

請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書

追加付議議案

議案第62号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第7号）

議員提出議案第7号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書

議員提出議案第8号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書

議員提出議案第9号 ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意見書

## 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

---

議長（二見裕子君）皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年9月熊取町議会定例会第4日目の会議を開きます。

---

（「10時00分」開会）

---

議長（二見裕子君）なお、発言される方は、起立の上、マスクをつけたままで発言していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症への対策として、換気のため一部の窓を開けておりますので、ご了承ください。

本日の議事日程は、タブレットの議事日程表のとおりであります。

日程に入るに先立ち、議会運営委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許可します。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議会運営委員会報告をいたします。

去る9月14日午後1時30分から、委員7名全員出席の下に議会運営委員会を開催し、令和4年9月熊取町議会定例会における追加議案について審議いたしました結果、次のとおり決まりましたので、その報告をいたします。

追加議案といたしましては、理事者提出の議案として、令和4年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件、議員提出議案として、国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書、地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書、ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意見書、以上4件を追加議案といたします。

なお、理事者提出の1件及び議員提出の3件につきましては、委員会付託を省略し、本会議で審議をしていただきます。

このほかに、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件であります。

なお、追加議案に係る議事日程についてであります。議案書の追加議事日程表のとおりといたします。

以上のとおり決まりましたので、議長よりよろしくお諮り願います。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）お諮りします。ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、理事者提出議案1件、議員提出議案の意見書3件及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件、以上5件を日程に追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本5件を日程に追加することに決定いたしました。

---

議長（二見裕子君）それでは、本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第2 議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例の件、日程第3 議案第48号 工事請負変更契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））の件、日程第4 議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件及び日程第5 議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件、以上5件を一括して議題といたします。

本5件は、9月8日の本会議で総務文教常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

総務文教常任委員会の報告を求めます。文野総務文教常任委員会委員長。

総務文教常任委員会委員長（文野慎治君）おはようございます。

それでは、総務文教常任委員会報告をいたします。

去る9月8日の本会議において本委員会に付託されました議案5件の審査を行うため、9月16日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に総務文教常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第48号 工事請負変更契約の締結について（熊取駅西交通広場整備工事（3-1））の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第6号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、総務文教常任委員会報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、総務文教常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第45号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第45号 選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第46号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号 育児休業条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第48号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第48号 工事請負変更契約の締結について(熊取駅西交通広場整備工事(3-1))の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(二見裕子君)次に、議案第49号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号 熊取町立小中学校校務用ノートパソコン機器の購入についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(二見裕子君)次に、議案第52号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号 令和4年度熊取町一般会計補正予算(第6号)の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第52号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長(二見裕子君)次に、日程第6 議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第53号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件、日程第8 議案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の件及び日程第9 議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算(第1号)の件、以上4件を一括して議題といたします。

本4件は、9月8日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

事業厚生常任委員会の報告を求めます。渡辺事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長(渡辺豊子君)それでは、事業厚生常任委員会報告をいたします。

去る9月8日の本会議において本委員会に付託されました議案4件の審査を行うため、9月14日午前10時から、町長ほか関係職員の出席を求め、委員7名出席の下に事業厚生常任委員会を開催いたしました。

その審査の結果についてご報告いたします。

まず、議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)の件につき

ましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件につきましては、質疑応答もなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例の件について討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）下水道条例改正案に対する反対討論をさせていただきます。

今回の下水道使用料の改定は、基本使用料の改正及び1立方メートル当たりの使用料改正となっており、持続可能で健全な下水道事業の運営を目指すことが目的とされています。

令和3年度末の下水道の普及率は83.2%であり、かなり面整備が進んだとはいえ、下水整備を待ち望んでいる多くの住民がいることを考えれば、これからも下水道事業の健全な運営は必要だと言えます。しかし今回の改定は、使用量の少ない世帯に配慮されているとはいえ、ほぼ全ての世帯において引上げとなっています。20立方メートルの世帯で2,530円から2,810円へ11%の値上げ、30立方メートルの世帯で4,090円から4,870円へ19.1%の値上げとなっており、また、水道使用量の多い飲食店や介護施設などにとっても影響は大きいものです。100立方メートル使用の事業所では1万8,920円から2万2,490円へ3,570円、19.7%の引上げ、300立方メートル使用の事業所では7万2,380円から8万2,990円へ1万610円、14.6%の引上げとなります。

コロナ禍による影響に加え、極めて深刻な物価上昇が今続いています。使用料改定時期を1年延期したとはいえ、1年後の経済情勢は見通せません。改定時期を延長するのであれば、今すぐ改定を決める必要もありません。また、下水道会計の経営状況は黒字決算が続いており、住民負担増を求めるには説明が不足していると言わざるを得ません。

厳しい物価高騰の中での下水道使用料の大幅引上げは、住民にとっても町内事業者にとっても打撃が大きく、認めることができません。下水道使用料については値上げをせず抑制に努められたい。

以上、反対討論を終わらせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、原案に賛成の方の発言を許します。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

町は、令和3年度末下水道人口普及率83.2%と確実な整備を進めております。83%に及んだ熊取町の下水道について、今後の運営については財源の確保が重要であります。使用料の改定につきましては、下水道ビジョンにおける現在の使用料では近い将来、健全な財政運営ができなくなることが明らかにされており、これまで住民代表や学識経験者等で構成される下水道事業経営委員会において議論、検討がなされてきました。

また、今回の改定案は、地方公営企業として独立採算の原則に基づき、受益を得る使用者からの料金を基本とし、一般会計の財源を圧迫する基準外繰入れに頼らない財政運営を目指しております。財政健全化の判断指針となる当期純利益等については、その必要額を確保しつつ、高齢者世帯などへの物質的な配慮や大口利用者への過度な負担とならないよう留意されています。

さらに、改正後10年程度の財政状況を見据えた上で当初の検討段階では令和5年4月に施行する

予定であったものが、5月の議員全員協議会において討論となった改正時期について、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢等による急激な物価上昇による使用者の負担軽減も考慮され、改定時期を1年間延伸し、十分な周知期間を確保した改正案となっております。

一方で国においても、交付金等の採択に際し使用料改定の必要性の検討が要件として追加されるなど、料金改定の検討は避けて通れないものであります。

以上を踏まえ、下水道事業の持続可能で健全な運営に必要な本条例の改正について賛成いたします。なお、改正後においても4年ごとに必ず使用料、各コスト等及び判断指針等について検証し、継続的、安定的な経営と未普及地域への整備拡大に取り組まれることを期待いたして、賛成討論とさせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、議案第47号について討論を終わります。

それでは、議案第47号 下水道条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第53号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号 令和4年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第53号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第54号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号 令和4年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第54号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第55号について、討論を省略し、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第55号 令和4年度熊取町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第10 議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件、日程第11 議案第57号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第12 議案第58号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第13 議案第59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、日程第14 議案第60号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び日程第15 議案第61号 令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上6件を一括して議題といたします。

本6件は、9月9日の本会議で決算審査特別委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。本6件に関し、決算審査特別委員会の報告を求めます。河合決算審査特別委員会委員長。決算審査特別委員会委員長（河合弘樹君）それでは、決算審査特別委員会報告をいたします。

去る9月9日の本会議において本委員会に付託されました議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定の件ほか5件の審査を行うため、9月20日、22日及び26日の3日間にわたり、町長ほか関係職員の出席を求め、決算審査特別委員会を開催いたしました。

その審査の結果について報告いたします。

まず、議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、歳入、歳出を総務文教常任委員会及び事業厚生常任委員会の所管事項におおよそ区分し、それぞれ2班ずつ、計4班に分けて審査を行いました。

その審査においては、活発な質疑応答があり、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第57号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第58号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件、議案第60号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件及び議案第61号 令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件、以上5件の審査を順次行い、その審査においては、活発な質疑応答がありました。

その後、議案第57号、議案第58号、議案第59号、議案第60号及び議案第61号について順次採決した結果、まず、議案第57号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第58号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第60号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号 令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件は、賛成全員で原案のとおり認定すべきものと決定し、本委員会を閉会いたしました。

なお、本委員会において各会派から出されました令和3年度各会計決算に対する意見・要望につ

きましては、委員会報告書と一緒にタブレットに掲載しておりますので、ご確認ください。

以上で、決算審査特別委員会の報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

それでは、討論を行います。

お諮りいたします。議案第56号から議案第61号までの6件について、一括して討論を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第56号から議案第61号までの6件について、一括討論を行います。

初めに、本6件について原案に反対の方の発言を許します。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）それでは、日本共産党熊取町会議員団を代表して、熊取町令和3年度決算に対する反対討論を行います。

一般会計、そして国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計に対する反対討論であります。

令和3年度は、前年度に引き続くコロナ禍の中で、ワクチン接種の体制強化や公民館・町民会館整備基本設計の策定、産業振興ビジョン、アクションプログラムの策定、雨山川災害復旧事業の外部検証に基づく改善策など、住民の安全と福祉の向上、経済の活性化に取り組まれたことに対し、職員各位の努力に敬意を表します。また、ふるさと応援寄附など財源確保の努力も評価するところでもあります。

しかしながら、同時に大きな問題点も抱えています。その第1は、職員体制の問題です。

令和3年度当初においては前年度より改善傾向は見られたものの、令和3年度の採用試験合格者14名を上回る18名の退職者があり、令和4年度当初においては前年度に比べ4名減の305名、広域水道への派遣分を除けば302名となっています。平成28年度の334名と比べれば32名の削減であります。感染症対策や防災など危機管理の上においても、職員をこれ以上削減することなく、退職者に見合う採用を行い、必要な職員は確実に採用すべきであります。

問題点の第2は、保育所民営化です。

経費削減を主な狙いとして、町立西保育所を民営化するための移管先の決定と引継ぎ保育が行われました。多くの保護者が町立保育所の保育を支持していたため、町立西保育所の保育内容を引き継ぐということが民営化の条件とされました。配慮を必要とする児童のための保育士の加配はされているようですが、体制が維持できるのか不確定であります。

今回の民営化に当たっては、保護者の意見は民営化決定後に不安解消のために聞くというやり方でした。今後は、町立3保育所を堅持しつつ公民の連携で保育サービスの充実が図れるよう、民間保育園等への支援の強化を求めます。

国民健康保険事業特別会計については、令和3年度は保険料の若干の引下げがあったものの、国保の広域化以後の保険料の高水準は続いています。年金収入150万円の1人世帯のモデルケースでは令和2年度と保険料は変わらず、平成30年度との比較では1万9,864円から2万3,481円へ3,617円、18.2%の引上げとなっています。40代の夫婦と子ども1人のモデルケースでは基準所得179万円での保険料が44万2,313円、子ども3人だと均等割1人につき約4万円増えるので、保険料は52万円を超える大きな額となります。根本的にはどうしても国庫負担の増額が必要であります。財政調整基金などを活用して保険料の抑制と子どもの均等割など軽減措置の拡大を求めます。

後期高齢者医療特別会計は、令和2年度に保険料が上がり、令和3年度もその継続となっています。特例軽減も廃止され、高齢者の負担は増える一方です。さらに窓口2割負担がこの10月から実



施されます。国への要望も強めながら、高齢者の負担軽減の努力を求めます。

介護保険特別会計については、令和3年度は保険料が上がりました。その一方で介護給付費準備基金が4億円近くに膨らんでいます。介護予防の事業は評価いたしますが、高い保険料を払いつつ、利用を控える方もおられます。保険料の引下げ、保険料減免の拡充、利用料減免の創設を求めます。また、安心できる相談体制確立のため、地域包括の拡充も求めるところです。

墓地事業特別会計、下水道事業会計の決算は賛成といたします。

下水道使用料については、一般会計からの繰入れを増やすなどして住民負担の抑制に努めることを求めます。

以上、共産党議員団としての討論といたします。

議長（二見裕子君）次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）創生くまとりを代表して、令和3年度熊取町一般会計決算について賛成の討論をさせていただきます。

令和3年度一般会計決算は、コロナ禍の中で国の交付金、地方交付税の増加により健全財政が維持できました。単年度収支6億142万8,784円の黒字は、基金繰入れゼロを実現し、経常経費比率が88.9%と改善しております。しかし、行財政改革の取組が不十分であり、今後の健全財政維持にはさらなる行財政改革の継続が必要であると言えます。

その成果の一端を述べます。1、あらゆる方法を検討した上での、税収等の徴収率98.8%となった徴収率向上の実現、2、駅西地区整備への積極的な取組、3、東小学校の大規模改修工事の計画的な取組、4、町道久保高田線拡幅事業と通学路歩道拡幅の取組、5、長池オアシス公園改修工事の計画的かつ国補助金活用の取組、6、廃棄物処理施設のし尿処理施設及びごみ処理施設の広域化の取組、7、ブルーベリー農園の取組、8、大阪府と連携した都市計画道路大阪岸和田南海線2期事業の実施、泉州山手線の事業化及び国道170号4車線化の具体化へ向けた要望等の取組、9、八幡池グラウンドのトイレ改修を宝くじ助成で賄うなど財源確保を行った取組、10、老人憩の家の耐震整備の確実な実現、11、下水道人口普及率83.2%の確実な普及実施、12、保育の待機児童ゼロの堅持、13、老朽化した町公民館と町民ホールの改修事業の取組、14、民間組織と連携した町制施行70周年記念事業の取組、健全な財政の上に確実な事業を実施されてきたと感じております。今後もこれを堅持されたい。それには住民ニーズや時代に合った行政サービスの実施を望みます。

少子高齢化や人口減少が本町にも確実に押し寄せ、都市間競争が激化しております。住みたいまち、住み続けたいまち熊取の実現には職員の不断の努力が欠かせません。藤原町政のマニフェストを確実に実施されることを期待して、令和3年度一般会計決算に対する賛成討論といたします。

議長（二見裕子君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。坂上昌史議員。

4番（坂上昌史君）未来から、令和3年度熊取町一般会計決算について賛成討論いたします。

令和3年度は、繰入れなしで黒字決算になったことは大いに評価いたします。各施策とも効果が出ていると思いますが、改善点もあると感じるので述べていきます。

まず、ふるさと応援寄附については、年々寄附額が伸びていることは大変評価いたします。返礼品も増えていますが、ラインナップの工夫が必要だと感じます。また、先進自治体の取組などを参考に、貴重な財源となる寄附を多く頂けるよう取り組んでください。

転入・定住促進については、3世代同居など、施策はターゲット層の転入に効果が出ていると見られます。今後も施策の効果に期待します。

学校教育については、ALT、学校図書館司書の配置について大いに評価いたします。どちらも確実に効果が発揮されています。今後は、より高い目標を設定し、クリアしてほしいと思います。

産業活性化基金事業については、町内事業者向け産業活性化基金の利用件数が少ないメニューが目立ちます。町内事業者を活性化させるため、基金の活用をより促すサポートの仕組みづくりをお

願いいたします。

町有資産については、施設の面積削減の目標設定などを評価します。しかし、施設の長寿命化、更新など、施設の管理は以前の計画どおりそのまま進められているように感じます。目標を達成できるよう、必要な施設なのか、役目を終えた施設なのか、きちんと判断できるよう基準をつくっていただきたいと思います。

子育て・保育については、必要な事業は実施されているように感じますが、「ほほえみ 子育て熊取町！」を掲げている本町として、子育て世帯の時間的、金銭的な負担を軽減し、より子育てしやすい環境づくりに期待いたします。特に、病児保育のニーズは高いと考えられます。より利用しやすいサービスとなるようブラッシュアップをお願いいたします。

今後様々な施策がしっかり効果が発揮されることを期待して、賛成討論といたします。

議長（二見裕子君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）議案第56号から議案第61号までの令和3年度熊取町一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険特別会計歳入歳出決算認定及び下水道事業会計決算認定につきまして、熊取公明党を代表いたしまして賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計におきまして、実質収支は6億1,427万9,000円の黒字、単年度収支も5億6,348万3,000円の黒字で、基金の取崩しを行わずに黒字決算となり、経常収支比率についても88.9%と前年度と比べ4.3ポイント低下し、大幅に改善され大変に評価するものであります。しかし、これは地方交付税等の依存財源が増加されたことによるもので、今後は少子高齢化、人口減少により町税収入が減少する傾向で、依然として財政構造が硬直化している状況であります。

そのような中、自主財源であるふるさと応援寄附金について、謝礼品のメニューを約850種類に拡充し、4,489件、約7億8,248万円と前年度より約3億3,665万円増額したことは大変に評価するものです。今後におきましても、企業版ふるさと納税やクラウドファンディング等を取り入れ、地域企業と連携し、さらなる自主財源の確保に努められるよう期待するものです。

次に、自主財源の柱である町税が前年度に比べ約8,042万8,000円減少しました。個人町民税の減少、固定資産税の評価替えによる減少で、新型コロナウイルス感染症による影響が大きいかと思いますが、25歳から39歳までの労働力人口が減少している状況に鑑み、若年世代を中心とした転入・定住促進策、3世代近居等支援の拡充、二十歳から24歳の就職期層をターゲットとした奨学金返還支援事業の導入等、さらなる自主財源確保に積極的に取り組まれることを強く望むものであります。

コロナ禍における住民生活や地域経済の町独自の緊急支援として、ひまわりバスの無償化、町立保育所等の副食費及び町立小・中学校の給食費の無償化、全町民への3,000円の地域振興券配布等、大変に評価するものです。また、クラスター対策としてのPCR検査熊取モデルの実施、コロナワクチン接種の推進等、評価するものであります。

主要施策の取組の中で、国の防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、老人憩いの家の19施設の耐震化、長寿命化工事が完了いたしました。大変に評価するものです。

子どもの権利に関する条例の制定については、令和2年1月から子ども・子育て会議で検討され、小・中学生の声を反映した子どもたちのための条例を制定し、大変に評価するものです。今後は、実効性のある条例として取り組まれることを望むものです。

防災については、総合防災マップの全戸配布、コミュニケーションボードの配備等については評価するものです。全ての地区の自主防災マニュアルの作成や校区别避難所運営マニュアルの作成、ペット防災手帳の早期作成を望むものです。また、女性防災士の育成については大いに期待するものです。個別避難計画の作成については課題も多いと思いますが、災害弱者支援、地域共生社会構築として取り組まれることを期待するものです。

子育て・保育については、産後ケア事業の拡充や今年度導入した産後ヘルパー事業の導入、保育所の使用済みおむつの処分等、評価するものです。今後は3歳児健診における屈折検査導入に期待するものです。

循環型社会については、熊取町エコプロジェクト事業の推進としてマイボトル用給水機をひまわりドーム、永楽ゆめの森公園と各小学校に設置し、大変評価するものです。今後は、グリーンライフポイント事業等カーボンニュートラルに向けた取組に期待するものです。

学校教育については、スクールソーシャルワーカーの全小学校への配置、英語民間試験補助授業やクロムブックの持ち帰りの実施、学校給食室にスポットクーラー配備等、大変に評価するものです。今後は、指定避難所となる学校体育館への空調設備、ひまわりドームの非構造部材の耐震化について計画的に取り組まれることを望むものです。

道路・交通については、町道久保高田線歩道拡幅事業について、令和4年度事業完了に期待するものです。道路維持事業については、住民の生活道路として改善を求める声が多い町道の舗装修繕を熊取町道路舗装修繕計画に基づき実施されることを望むものです。

交通安全対策については、引き続き、横断歩道のカラー舗装やガードレールの設置、グリーンベルトによる歩道の確保、路面標示の補修等、通学路の安全確保に教育委員会、学校、道路課、警察、地域が連携し積極的に取り組まれることを望むものです。

町の循環バスとなるひまわりバスについては、今年度実施しているA I オンデマンド交通実証実験と併せて、持続可能な公共交通となるように取り組まれることを望むものです。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策として、町独自で自宅療養者、濃厚接触者への生活支援パックを配付していただき大変に評価するものです。そして、このたび熊取町役場庁舎トイレ5か所に生理用品無料配布機器O i T rを設置していただきました。誰一人取り残さない社会の実現に向け、コロナ禍において困窮している女性を支援するために、生理用品の無償配付についてすぐに対応していただき、大変評価するものです。今後は、各学校での無償配付についても取り組まれることを望むものです。

令和3年度は町制施行70周年の記念の年で、コロナ禍ではありましたが数々の記念事業が無事に実施され、町民の皆さんとお祝いできたことを大変よかったですと思います。記念事業に関わってくださった皆様に心から感謝申し上げます。

次に、国民健康保険事業特別会計についてです。

実質収支は約6,844万6,000円の黒字となりました。被保険者数は被保険者の後期高齢者医療制度への移行などにより、前年度より250人減少し9,359人になりましたが、医療給付費については受診控えの影響が弱まり1,219万6,000円増加しました。今後は、高齢化の進行や高度医療技術の進歩に伴い医療給付費が増大し、事業の運営環境が厳しくなることが見込まれます。今後におきましても、本町独自で取り組んでいる健康づくり推進奨励事業「めざせ！がっちり健幸」によって、特定健診、特定保健指導の受診率が向上し、医療費が抑制されることを望むものです。

また、ジェネリック医薬品普及啓発については、令和3年度において普及率80.4%と府内で4位の結果については大変に評価するものです。引き続き、ジェネリック医薬品の普及啓発など、医療費の適正化に積極的に取り組まれることを望むものです。

介護保険特別会計についてですが、前年度より被保険者数が91人増加、要支援・要介護認定者数は13人増加し2,413人になり、認定率は19.2%と、これは前年度と同じでした。保険給付費は32億8,765万5,000円となり、前年度より2,017万2,000円増加しました。タピオステーションが24か所立ち上がり、タピオ体操プラスによる介護予防、フレイル予防、マスター養成講座の実施、タピオステーション効果判定による介護予防の推進など、大いに期待するものです。

また、令和3年度より認知症簡易チェックシステムを導入し、大変に評価するものです。認知症の早期発見、早期治療につなげられるように、大いに期待するものであります。

下水道事業会計については、総収益約11億397万4,000円、総費用約10億5,817万円で、約4,579万

円の当年度純利益となり、黒字決算となり評価するものです。また、普及率は83.2%、水洗化率は94.8%と、計画的に事業が推進され評価するものです。今後におきましては、熊取町下水道ビジョンに基づき整備計画が着実に推進されることと、計画期間内に入っていない区域についても事業拡大ができるように、より効果的、効率的な事業運営を望むものです。

また、使用料の改定に当たっては、コロナウイルス、ウクライナ情勢等による急激な物価上昇により、令和5年度から見直し、令和6年から1年先延ばしするとされましたが、住民への丁寧な説明を望むものです。

以上、熊取公明党の賛成討論とさせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。文野議員。

5番（文野慎治君）会派熊愛から令和3年度一般会計決算に関する賛成討論をいたします。

令和3年度の町政運営は、新型コロナウイルス感染症の終息がまだ見えない中、感染拡大防止への対応と大きく影響を受けた住民生活や地域経済の支援に邁進した1年であり、この間の町行政に関わる全ての皆様のご苦労とご努力に心から感謝し、敬意を表します。

今、この9月議会、令和4年度の年度途中であります。そして、この9月議会が終わり、秋にかけ、新年にかけ、新たな年度の予算編成に入っていく時期だというふうに思っています。今後の政策提言を含めて討論いたしたいと思えます。

一般会計は、決算規模では歳入歳出とも令和2年度に比べ減少いたしました。実質収支においては黒字決算となりました。特に、町税徴収率は前年度98.3%から98.8%に向上させています。自主財源を支える担当部局の努力を評価します。コロナ禍で経済活動が停滞する状況の中、昨年の徴収率を向上させたことは評価します。今後とも、より丁寧な納税への理解を求め、貴重な自主財源の確保に努力をされたいと思えます。

コロナ禍によって停滞している地区別自主防災マニュアル作成を早急に進める必要があります。自治会、学校、町との三者協議が不可欠であり、また、地域ごとの防災に関する温度差を認識し、解消するための町担当部局の早期の精力的な取組を求めるものであります。

地方自治の根幹をなす選挙における投票率の低さを克服しなければなりません。投票率の向上に向けて、実効性のある施策を検討し、町議会選挙における公費負担が適用される来春の統一地方選挙に向けた前向きなチャレンジを期待するものであります。

教育のまち熊取をさらに充実させるため、町内の小学校、中学校の修繕、維持管理への投資についても大いに評価します。引き続き、子どもたちが快適に学校生活を送れる教育環境の維持整備に努められたい。また、デジタル教科書の導入、支援教育介助員の待遇改善を図られたい。

都市計画道路整備促進事業については、大阪岸和田南海線の事業推進、大阪外環状線の4車線化、泉州山手線の事業化が対象であります。どの道路も熊取町民の日々の生活や事業活動に必要な道路であり、国・府へ予算獲得など、要望活動をさらに強化した取組を求めます。特に大阪外環状線の4車線化は、四半世紀にわたる熊取町の懸案事項であり、恒常的な渋滞の解消は急務であります。町が容認している令和12年の大阪岸和田南海線の完了を待つことを了解する悠長な町民は誰一人いません。泉佐野市も巻き込んだ広域の交通網対策と地域住民の生活基盤の整備のため、町長の政治的手腕を最大限発揮すべき事案であります。現在の渋滞の解消策を含め、自らの公約実現を目指す強い行動を求めるものであります。

熊取駅西整備事業については、泉佐野市を含む関係機関とこれからもしっかりと協議し、完成後も、町民が誇れ、町の活性化に大きく貢献し、住民が集い、にぎわいの一翼を担えるような駅西整備を進めていただきたいと思います。

コロナ感染症対策については、これからも継続する課題です。これまでの積み重ねた経験を今後の体制面での強化や改善点など意見や要望を現場から出していただき、これを現場からの提言と真

摯に受け止め、予算措置を図り実行、実現することを熊愛としてお約束し、令和3年度一般会計決算に関する賛成討論といたします。

議長（二見裕子君）次に、本6件について原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本6件について原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で討論を終わります。

それでは、議案第56号から議案第61号までの6件について、順次採決を行います。

まず、議案第56号 令和3年度熊取町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第56号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第57号 令和3年度熊取町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第57号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第58号 令和3年度熊取町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第58号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第59号 令和3年度熊取町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 9名）

起立多数であります。よって、議案第59号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第60号 令和3年度熊取町墓地事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 12名)

起立全員であります。よって、議案第60号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（二見裕子君）次に、議案第61号 令和3年度熊取町下水道事業会計決算認定についての件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、原案認定であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立 12名)

起立全員であります。よって、議案第61号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

---

議長（二見裕子君）次に、日程第16 請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書の件を議題といたします。

本件は、9月9日の本会議で事業厚生常任委員会に付託され、審査を終わり議長に報告されております。

本件に関し、事業厚生常任委員会の報告を求めます。渡辺事業厚生常任委員会委員長。

事業厚生常任委員会委員長（渡辺豊子君）それでは、事業厚生常任委員会における請願審査報告をいたします。

去る9月9日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書の件の審査を行うため、9月14日開催の事業厚生常任委員会において、請願者及び紹介議員の出席の下、審査を行いましたので、その結果についてご報告いたします。

請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書の件につきましては、質疑応答の後、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、事業厚生常任委員会における請願審査報告を終わります。

議長（二見裕子君）以上で、事業厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を承ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。文野議員。

5番（文野慎治君）すみません。議会基本条例に基づいて、ここで自由討議を求めたいと思います。

お諮りいただきます。

議長（二見裕子君）ただいま、文野議員から請願第1号について自由討議の動議がありました。これに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

自由討議について、賛成がありました。よって、請願第1号について、議会基本条例第10条の規定による自由討議を行います。

発言される方は、挙手の上、許可を受けてから発言していただきますようお願いします。

それでは、討議される方はいませんか。文野議員。

5番（文野慎治君）自由討議をやることをありがとうございます。

議会基本条例をつかって、過去、この議会においても何回か、特に談合事件とかいろんな議員の賛否が二分するような事柄があったときには数度行われているわけなんですけど、この今回出ておる請願についても、非常に熊取町で我々議員をやっている者とすれば大変大きな課題だというふうに考えています。

今回、先ほど、付託された事業厚生委員会の委員長のほうから審議結果の報告がございました。私もこの請願に関しては紹介議員の一人として参加をさせていただいておりました。中身は、賛成

する委員の方の発言、しかし、反対する委員の方の発言というのが全く表明されませんでした。そういった意味で、熊取町議会としてカジノの問題に関する議論は6月議会では大阪府下の自治体で初めて決議を、それはもう長くは触れませんが、住民の署名活動について法定数がこの熊取町についても超えました。そういう意味合いの中で、そういう署名に関して住民投票を実施すべきだということを議会の意思として決議を上げさせていただきました。そして府議会のほうでは半日も満たない議論の中で否決をされたという状況の中で、熊取町の議会として、この9月議会を迎えて住民の方のほうから請願というルールにのっとった形で提出をされました。

そういった状況を鑑みますと、やはり署名活動からカジノの問題に関して非常に多くの町民の方が心配し、自ら行動を起こしやっている問題について、我々熊取町議会議員とすればそのことについて賛成なのか反対なのかという大きな責務があると思います。そういう意味合いの中で、自らの政治信条、なぜ賛成なのか、なぜ反対なのかという少なくともそういう表明をする必要が我々議員には託されているのではないかなと思います。

私の1期目のときに、この議会基本条例は全国のまだ1桁台、8番目ぐらいで、大阪府下で初めてつくったのが熊取町議会であります。私も1年半がかりで、当時特別委員会の副委員長として大村委員長と本当に全国を勉強に回って、そういう状況の中でたどり着き、全会一致でそのときのメンバーでつくった議会基本条例でありますから、こういうときこそ我々は、新しい議員の方はまだそういう経験はなかったかも分かりませんが、最高意思決定をするこういう熊取町議会本会議の中できっちり住民の皆さん方に説明責任が個々あるというふうに考えております。そういった意味で間違え、今日はもう最終日ですから時間をかけてでも討論する、自由討議をする、こういうことについて賛同いただいて、皆さん方の個々のご意見を伺いたいな、このように思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（二見裕子君）ほかに討議される方はいませんか。江川議員。

13番（江川慶子君）6月に議会から舞洲IR区域整備計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議が出され、全会一致ではありませんでしたが可決しました。これは、整備計画の賛否を問う住民投票を求める直接請求署名が法定数を超え提出されたことにより、追加議案として出されたものです。しかし、7月29日の大阪府議会では住民投票の条例案が否決されました。そこでは、請願説明者が発言していたとおり、府民の声があまりにも軽く扱われたことに強い怒りを感じました。熊取町議会からも出たこの決議に対しても軽く扱われたと感じました。

先般の事業厚生常任委員会で、私も紹介議員として紹介者の説明に立ち会いましたが、府議会とあまり変わらないような光景がありました。紹介議員による質問だけで、一人の反対意見もないまま、住民から出された請願が否決されました。まともな審議はありませんでした。

熊取町は、議会基本条例を大阪府下1番に制定した議会です。議会条例の前文には、町民に開かれた議会、町民と共に歩む議会、町民に信頼され、活力ある議会の実現のために制定したと書かれています。自由討論は数年ぶりですが、議員一人一人の意見表明が今住民から問われていますので、自由討議に賛成いたします。

議長（二見裕子君）ほかに討議される方はいませんか。矢野議員。

9番（矢野正憲君）いろいろとお話がありましたので、まず、6月議会の決議について、我々の会派としての考え方を表明させていただきます。

6月21日に決議文を熊取町議会として採択いたしました。その当時は、こういった20万筆を超える署名が集まって、当時は吉村知事が投票するまでもないというふうな発言をされていたように覚えております。そういうふうな発言があったので、これは住民投票をやはり法定数でも超えておりますから、そういった意味ではするべきであろうというふうな形でこの決議に賛成をしたというふうな話になっております。話はそれで終わったわけではなくて、先ほどから文野議員も江川議員からもお話がありまして、7月29日に大阪府議会のほうで、臨時議会で住民投票の条例案、これが審議をされました。その中で、我々としたら残念ではありますがけれども反対多数で否決をさ

れておる、そういうふうな状況になっております。

我々の会派としての考え方は、議会制民主主義でございますから、我々と意図しないような結果になってもそれは尊重しなければいけない。我々も熊取町の議会議員として議会制民主主義の一翼を担っておりますので、やはりその結果は尊重しなければいけない、そういうふうな立場を取っております。それがまず、6月21日になされた決議、それから7月29日、大阪府議会の中で採決された結果についての我々3人の考え方です。

取りあえず、この決議についてはこういうふうな意見を表明させていただきます。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに討議される方はいませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）ただいまの矢野議員の発言は、決議についてどういう立場で賛成したか、そして残念ながら住民投票が大阪府議会で否決された、その結果は議会制民主主義の下で尊重しなければならないというふうなことを述べられたわけでありますが、矢野議員は、自由討議でありながらこの請願に対する立場、請願をどう評価するのか、請願のどこに反対なのか、そのことは全く述べられておりません。そこはぜひ、矢野議員にはきちんと述べていただきたいと思います。いかがですか。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）すみません。冒頭に文野議員の時間をかけてというふうなお話があったので、まずもってはこの決議についての考え方を述べさせていただきます。恐らくこの決議についての考え方も、意見を皆さん言いたいという方もおられるでしょうから、それはこれが終わってから今の出ている請願についてもまた聞いていただければ、それはそれで我々の会派としての考え方はもう出ておりますので、それはまた後ほど表明させていただきたいなというふうに思っております。

議長（二見裕子君）坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）後ほどではなくて今述べてもらわなければ困るんですけども、ここは請願について議論する場として自由討議を文野議員のほうから提案されております。請願そのものの中身について賛成なのか反対なのか、反対であればどういう点で反対なのか、そこをきちっと述べていただきたいというふうに思っております。

決議に賛成したけれども請願はまた別だということでありましょうが、決議の内容は、大阪府民の中で法定数を超える多くの住民投票を求める署名が集められ、そしてそれに基づいて大阪府で住民投票を実施してほしいと、そういう内容の決議であったわけです。住民投票を大阪府できちんと実施してほしいという決議であったわけで、今回のギャンブル依存症対策を求める請願というのは決議の内容とはかなり性格が異なるものであります。だから、決議に賛成したこととこの請願に賛成、反対するということとはかなり内容的に異なっておりますので、その辺は踏まえて意見を述べていただきたいと思います。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）分かりました。

今出ている請願については、熊取町というよりも現状の地方自治体においてこういった請願をするにはちょっと荷が重たいであろう。人材の問題、それから権限の問題、何より予算措置の問題、こういったものがありますので、地方自治体に求めるには少し荷が重たいなというような判断をさせていただきます。そういうふうなこともありましたので、うちの会派として今回ギャンブル依存症対策に対する意見書を出させていただいておるといふふうな形になってございます。

確かに各地方自治体に求めることがこれからできることとなりますけれども、現時点ではそういった形であるというのは荷が重たいのだろうというふうな判断をさせてもらっているのです、1番については反対です。

2番については、大阪府下43の自治体と連携と支援をしながらというふうな形になっております。これは、もう熊取町議会であるとか熊取町に求めることではなくて、回りくどいことではなくて大



阪府に直接請願をされるべきであろうというふうに考えておりますので、2番も反対でございます。

3番目については、もう既に冒頭私が申し上げた7月29日のやつにつながっていくわけですが、8月31日にこういった署名活動をされた市民団体の皆さんが国土交通省の外部有識者による審査委員会のほうに請願として出されておりますので、我々の会派としたら、熊取町としてそういった市民団体と同じような行動をするのは必要ないのではないのかというふうに考えておりますので、3番も反対をしておると、そういうふうな状況でございます。

議長（二見裕子君）ほかに討議される方はいませんか。鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）矢野議員は、ギャンブルと言ったらおかしいですけど、カジノができることについては賛成の立場だからそういうことをおっしゃっているのか、その辺もちょっとお聞きしたいなと思います。

ギャンブル依存症というのは、行かない人は行かないから大丈夫よと今のところ皆さん思っていると思うんですけど、オーストラリアでは4割の方が影響を受けていると言われております。自分が行かなくても家族が行ったりとかというので巻き込まれてしまっていくというふうな状況も考えられますし、熊取町で依存症の問題を取り上げるのはとおっしゃっていると思うんですけども、4割の方に影響があるということになってきますと、認知症の検査みたいな感じで熊取町でも対策を立てていかないといけないような状況が起こってくると考えられますので、ぜひその辺も考えていただいて、熊取町でも認知症の検査みたいな感じできちっと検査をできるような体制をつくっていただけたらというふうに思います。

議長（二見裕子君）矢野議員。

9番（矢野正憲君）何度も登場して申し訳ありませんが、私たちの新政クラブは、今回の請願をいただいて請願者からいろいろと話を聞いてほしいと言われてたときに、やはり熊取町議会としてギャンブル依存症対策について意見書というのはもう間違いなく出ているものだろうというふうな認識をさせていただいて、いろいろと調べさせていただきました。その中でやはり平成29年6月議会に出されておりましたけれど、鱧谷議員が反対されて意見書が成立しなかったというふうなことを調べて分かりましたので、今回この請願書が出たときに、先ほど述べたとおり、ちょっとなかなか我々と考えを一としないので、その代わりにこういった意見書を出したというふうな形になっておりますから、我々が熊取町に対して、大阪府や国に対してギャンブル依存症対策について何もしていないというふうなことではなくて、やはりそれ相応の対策を望むというふうな形で意見書も出させていただいております。だからそういった形になっていきますので、それはそれでご理解はいただきたいと思っております。

それともう一つ、IRに賛成か反対かというふうなことでありますので、IRについては大きく反対をしているような考えではありません。ただ、6月21日にあったような住民投票はすべきじゃないかというふうな、そういうふうなスタンスで立っております。住民投票についてはもうやらないということが決定しましたから、それはそれで大阪府議会の判断を尊重しないといけない。そういうふうな一連の流れがあって今回の請願についての考え方に至っているというふうなこともご理解をしてください。

以上です。

議長（二見裕子君）鱧谷議員。

6番（鱧谷陽子君）私が反対して意見書が通らなかったとおっしゃっていますが、私は、ギャンブル依存症にならないためにはやっぱりカジノがないというのが一番大きなことだと思っております。もう今、できるというふうな形になってきていってしまうので、対策というのは必要だと思いますけれど、その時点ではギャンブル対策をするよりもカジノを造らないということのほうが重要だと感じて、その意見書には反対いたしました。

議長（二見裕子君）ほかに討議される方はいませんか。坂上巳生男議員。

14番（坂上巳生男君）現時点で矢野議員しかまだ反対の立場の発言がないので、そのほかの議員の方に

も後ほど最終的には討論という形で意見を述べる予定をされているのかもしれませんが、ぜひとも他の議員の方々にも発言を求めたいところであります。

先ほど矢野議員がおっしゃった内容について私なりの意見を述べさせていただきたいと思っております。

矢野議員は、今回の請願項目の1に関して、熊取町にギャンブル依存症対策をしっかりとやれといった要求については、自治体としてこれは荷が重いというふうにおっしゃいました。自治体として荷が重いから請願を受け付けないというのは、これはとんでもない発想だと私は思います。荷が重いか軽いかということで判断をすべきではございません。しかも、この請願の要旨の1のところでは、大阪府と国から支援を受けて依存症克服の対策を推進してくださいとはっきりと書いております。これは、自治体として独自にギャンブル依存症対策、これは確かに荷が重いと思います。だからこそ国や大阪府から積極的に支援を受けて、国に対しても府に対しても要望しながら自治体としての独自の対策もやってくださいと、これは当然な要求であります。だから、その点は請願というものを矢野議員は少し履き違えているのではないかと思います。

それから、2項目めについても、この内容は大阪府に直接要求すべき請願であって、熊取町で扱うべきものではないというふうにおっしゃっていましたが、それも矢野議員が請願というものの趣旨を大きく履き違えている、理解をしていないということの表れだと思います。そもそも請願というのは、熊取町に対する要求ではありますが、熊取町にできることをやってもらうと同時に国に対しても、そして府に対しても積極的に働きかけをしてほしい、これは当然な要求ではないでしょうか。そういった内容の請願はこれまでもありました。こういう請願をすること自体が間違っているかのような矢野議員の発言はとんでもないというふうに言わざるを得ません。

そして、3項目めについては、「カジノを中核とする夢洲IR計画の問題点を検証し、府民の疑問に答えるよう審査し、検証と審査の内容を公表すること、また形式的な審査により安易に承認しないことを国に要望してください」というこの内容について、こういったことは市民団体がやっていることだから、熊取町としては必要ないというふうにおっしゃいました。これもとんでもない発言だと思います。これは、自治体として真っ当な要求ではないでしょうか。ここでは、カジノ計画、IR整備計画を認可するな、認めるなとは一言も言っていないんです。ここは、様々な問題点をはらんだ計画だからきちんと審査してほしい、そしてその審査の内容を公表してほしい、安易に承認しないでくださいと、十分に慎重に審査してほしいということを要求しているだけであって、これは請願者としては極めて当然のことを要求している。そういうことを我々請願を受け付けようとしている、請願を審査しようとしている議員が、それは熊取町として必要ないとかそういうことを言って門前払いしようとするのは、これはとんでもない態度だと言わなければなりません。私はそういうふうを考えるものです。

矢野議員以外の田中豊一議員など、ほかの議員の発言もぜひ求めるところであります。

(傍聴席より拍手あり)

議長(二見裕子君) 傍聴の方、すみません、拍手のほうはお控えください。矢野議員。

9番(矢野正憲君) 我々の判断ですからいろいろおっしゃっておられますけれども、先ほども申し上げましたように、IRの設置については反対ではありません。先ほども言ったように、住民投票はすべきだというふうなスタンスに立っています。だから、3番については、IRは促進してもいいというふうに考えておりますからなかなか賛同できないというふうなことです。

1番と2番については、やはり大きな問題は個人情報の問題等もあろうかと思います。熊取町1町だけで済むような問題でもありませんので、広域行政をつかさどる大阪府が中心となっていくべきであろうというふうに認識をしております。同時に、地方自治体で独自にするような施策もできますから、そういったところは意見書に書いてるようにしっかりと国に予算措置をしてほしいというふうなことを今回の議会で我々の会派として意見書も出しておりますので、その辺は理解してくださいね。

そういうふうな説明にさせていただきます。あとはまた皆さんのご意見等を聞かれたらいいと思います。

議長（二見裕子君）ほかに討議される方はいませんか。田中豊一議員。

1番（田中豊一君）坂上巳生男議員から名前が挙がりましたので、私のほうから。

まず、この請願については反対の立場です。理由は幾つかあるんですけども、この請願の要旨、これはこういう主張をされるのであればされたいかなと思うんです。その理由が下のほうで3つほど出ているんですけども、これについては大阪府議会で、先ほども説明がありましたけれど、7月29日にもう決着している内容です。いろいろ議論はあると思いますけれども、決着している理由であります。

要旨の1番と2番については、先ほど矢野議員からもお話があったように、私は大阪府全体でやっぱり取り組むべき内容であるかなと。

3番については、これは国や府が決定し国が審査するという内容ですので。実はおとといの27日に大阪府議会の維新の議員団がプレス発表しまして、昨日のニュースに出ておりましたけれども、ギャンブル依存症への対策を推進するための条例案を今議会に議長宛てに提出したということで、内容は府知事を本部長とする対策推進本部を設けて依存症対策を推進する計画を策定し、財源として基金を新たに設置することを盛り込んだ条例を提出したと。計画は、少なくとも3年ごとに点検し、条例の施行期間を府の準備期間を考慮して公布から1年というふうな内容のものを進めるということで、今回の請願の内容については、私は府全体で取り組むべきことであって、その中には熊取町も入っておりますので、そこで内容についても議論し、その条例の内容が明らかになった時点で何らかの動きがあってもいいかなとは思っていますので、今回、熊取町ではこういう請願の内容をすべきではないというふうに考えまして、反対ということで進めさせていただきたいと思えます。

議長（二見裕子君）ほかに討議される方はいませんか。浦川議員。

3番（浦川佳浩君）我々会派未来も、こちらの請願については反対、採択できない立場です。理由については、この請願自体が大きく2つ、1つはカジノ夢洲のIR区域整備計画の賛否を問うもの、2つ目はギャンブル依存症ということで、1点目のカジノ夢洲IR区域整備計画は、先ほどから皆さんが議論されているとおりのいろいろな経過があって、熊取町議会として、さきの6月議会で整備計画の賛否を問う住民投票をしていただきたい旨、この決議文を会派未来も賛成で通させていただいたんですけども、結果、皆さんがおっしゃるとおり大阪府議会の臨時議会で否決と。こちらについても大阪府知事、それから大阪府議会議員についても我々住民に選ばれた代表者の決定ということであって、その決断は尊重されるべきというふうに考えています。

2点目のギャンブル依存症に対する実態調査依頼とその防止対策への対応についても、これも2点ほど採択するには難しい問題があるのかなと思っています。

1つは実態調査の中身です。請願の要旨の1番目にあるように、熊取町として信頼性が高い実態調査を率先していただきたいと。熊取町独自のアンケート調査というところについても、大阪府は既に令和2年に府域全域、熊取町も含めた72地点で非常に詳細なアンケート調査を実施されているんですね。このアンケート調査の中身自体が本当に非常に詳細になっていて、全て目を通して来たんですけども、なかなかこれを熊取町独自でアンケート調査して、結果的にどう変わるのかというところが非常に不透明なところ、見えにくい点が多々あるのではないのかなと。非常に予算をかけて大阪府がやった調査は非常に詳細なアンケート調査ですので、その内容とどれだけ大きく変わるのかというところが非常に見えにくかったという点。

そして2つ目が、ギャンブル依存症に対しての考え方というもの自体が非常に曖昧なのではないのかなと。いろんな資料を見ていくと、自分が依存症であるかどうかということとを判断するのは個人の認識によるものが今、非常に大きいというふうにあります。この請願の中身でやっぱり重要なことというのは、ギャンブル依存症に対しての認知度の向上と、その啓発活動なのかなと。実際に大阪府の調査によると、大阪府の依存症などの疾患に対する考え方の調査では、ギャンブル等依存

症になったのを本人の責任だと考える府民の割合は75%と、要は大多数の人がギャンブル依存症になったのは自分のせいだよねというふうに感じておられると。ここが非常に危険信号であって、問題だというふうには私は捉えています。要は、この問題が非常に希薄な状況の中で進んでいること自体が問題であって、それらのあなたはギャンブル依存症なんですよということを本人が認識することとはもちろんできたらいいんだと思うんですけども、家族の人や周りの人があなたはギャンブル依存症ですよというふうに言った際に、そういったことをケアしていただけるような支援施設への受診勧奨であったり、そういった施設が大阪府にあるんだということを広めていく啓発活動が重要なのかなと。

この請願が出された日にパチンコ店を数軒をずっと20数年ぶりぐらいにちょっと回ってきたんですけども、昔はこういったギャンブル依存症に対しての貼り紙とかはなかったんですが、今、もうどこのお店に行っても、あなたはギャンブル依存症ではないですか、もしも心当たりがあるようであればここに連絡してくださいというような受診勧奨がもう全てのお店と言ってもいいぐらい、私が見てきたお店には全て書かれていました。そういった受診勧奨を促す、そういったことを発見して適切な施設に誘導するということが何よりも重要なのかなと。

そういった意味でも、今回ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意見書というものを我々会派としても賛成して採択していただいていますし、それを国に求めていくべきなのかなというふうに考えて、反対というふうに表明させていただいています。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに討議される方はいませんか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）後で反対討論をさせていただこうと思っていたんですが、こういう自由討議になりましたので意見を述べさせていただきます。

これは、会派としても、出していただいた請願者のご意見等も会派室へ来ていただいてご説明していただいて聞かせていただいた中で、やっぱりちょっと難しいなというところで判断させていただいたものであります。ですので、そういった形で反対の意見を述べさせていただきますが、これは、その意見を聞いたからといって、またそれは何でやねんという感じでそちらのほうから意見されても、これは私たちの意見なので、それについて、そうか分かったというふうに理解していただけたらなというふうに思います。それをねじ伏せるようなことを言われても自分たちの考えは変わりませんので、申し訳ありません、それを前もって先に言わせていただきます。

まず、請願の要旨の1番につきましては、先ほど浦川議員もおっしゃっておられましたが、町で信頼性が高い実態調査というところはなかなかやっぱり難しいのではないかなと。平成30年にギャンブル等依存症対策基本法、国が法律をつくりました、この分につきましては、その法律に基づいて令和2年3月にギャンブル等依存症対策推進計画を策定いたしました。大阪府はその計画に基づき、今回、府域の皆さんにアンケート調査したわけなんです。そしてその後で、この計画につきましては令和2年から4年までの3か年になっているので、その計画の見直しというところで、またギャンブル等と健康に関する調査を行って、その調査に基づいて見直しを進めているというところで

す。

その推進計画の中にも、府のほうが本当に5つの基本方針と7つの重点施策を出しておりまして、まず基本方針としては、先ほどもギャンブル依存症にならないように普及啓発、パチンコ店でそういうポスターを貼っていたというふうにありましたが、そういうことに対する普及啓発はこの基本方針に基づいているかと思えます。そういったものを出されている。それでまた相談体制の強化、なかなか町域の中で相談体制の強化といっても、やっぱり専門的なお医者さんが本当に配備されないといけない、そういった相談支援体制の強化というものも必要というところで基本方針にあります。治療体制の強化、治療につきましてもそうです。専門性のある治療のところにつきましても強化していかないといけないという基本方針、そして切れ目のない回復支援体制の強化、依存症になった方の自助グループですね。そういったグループが入っての支援体制、そういうのとか、基本方針と

して大阪府独自の支援体制の構築ということで、専門の依存症総合支援センターとか依存症治療研究センターというものをちゃんと大阪府のほうは整備するというので、OATISという形のそういった大阪府依存症包括支援拠点というものも設置して取り組んでいるというところで、今進めているわけなんです。

こういうことを今大阪府が取り組んでいる中で、1番は町としては難しいというところと、2番につきましても、今このようにして取り組んでいる中で、その分につきまして府がやっているこの計画に対して、また大阪府にまださらに依存症の目標と計画を明示せよということを町がするところも、今、府がやっていますよという形で返されるのではないかなというふうに思います。

だから、そういった面で町ではやっぱり財源も人材も不足するところ、大阪府が取り組んでいく中で町としてできることを計画の中でしっかりと府の計画にのっとりながら、共に依存症の方の相談支援に町は町としての役割を果たしていくということが肝要ではないかなというふうに思っております。そういった意味で、なかなかこの請願については趣旨は分かりますが、今は大阪府の計画に基づきながら対策を推進していくことが一番肝要ではないかなというふうに考えております。

3番につきましては、何か町は「府民の疑問に答えるように審査し」とありますが、府民の疑問に答えるのは町ではなくて大阪府やと思いますので、3番についてもなかなかこの趣旨について賛同できないというふうに思っております。

以上、また後で反対討論をさせていただくので、よろしく願いいたします。

議長（二見裕子君）他に討議される方はいませんか。文野議員。

5番（文野慎治君）うちの会派は、うちの会派はということで、それぞれこれだけしかない少数の議員団なので、それぞれの方の気持ちをぜひ聞きたかったなと思います。

ちょっと戻りますけれど、議会基本条例に自由討議を入れるきっかけとなったのは、全国で一番初めに議会基本条例ができたのは本当に北海道の小さな町なんです。その中で、うちは会派制ということですけども、そういうことでもないようなところで非常に地方自治体の危機を感じて、我々がそういう理念に発起して議会基本条例をつくって、自分たちの議会、我々の議員としての役割、仕事をきっちり決めて邁進しようやという意気込みの中でこの基本条例ができた中で闊達に意見を表明するということが、本当にその問題について一生懸命勉強して、だから私はこういう態度を取りましたということをして事後にでも町民の皆さん、有権者の皆さんに分かっていただけるようにやっつけようというのがこの自由討議なんです。一緒にその時代にやった人には分かっておられると思うんだけど、時代もかなりたっていますからね。

議会基本条例の一つの中で、我々4年に1回改選を迎えますので、そのときに全会一致でつくったメンバーももう次にはだんだん減って減ってというような形になって、ですから、必ず改選時には議会基本条例の勉強会をしようということが申合せ事項としてあるんですけども、そういう点が若干薄れているなということが一つ思ったことと、それと今、議会だよりもずっと議会基本条例ができてから出しているんですが、よその議会よりも素早く、態度表というのはご承知のようにつけています。賛成丸、反対バツ、同時に議会報告会というのを班に分けて各自治会を回っています。今、新しいメンバーの方はコロナ禍の中の議員活動でしたので実際それぞれの自治会へ回っていくということがないんですが、なぜそれを入れたかというのと、そしてそのメンバー選定に当たっても、会派をばらけて、会派で意思統一して丸やペケやということがあるんで、なぜこの議案については何々君、何々さん反対したんですか、賛成したんですかということの質問に答えていくということも踏まえて、そういうことを今やってきていましたよね。ですから、これは当然、議会基本条例の中で決まったことですからこれからもやっていかないかんのですけれども、しかし、今回こういう形の自由討議というのは、まさに二代表制の中で我々議会は町民の皆さん方から選ばれた議員で、定数内に入って議会議員をやらせていただいているんですが、そこに大きな責任があるというふうに思います。

町長は直接住民の皆さん方から決められるんですが、我々はそういう二代表制の中でこの職に

今当たっているわけです。そういう状況の中で、今ちょっと話を聞かせていただいて情けなかったなというふうに思うのは、やはり熊取町内のこと、熊取町民の思いやそういったことは熊取町議会で上げていく。それが府に関することであれば、熊取町議会がこの状況の中でこうですよ、町長と知事が同じ会派であれば町長にそういうことを訴えてそういうことを実現していく、こういうことなんです。しかし、今多くの会派代表たる方が言われた中では、この問題は府に言うことやとかそういうことは、我々ちっぽけな地方の一議会ですけれども、その仕事を放棄しているように思えてならないんです。これは非常に残念です。そういった意味で、熊取町の住民の方は自ら選んだ議員が自分の思いに対してどう思っているかという話を今日もたくさん傍聴の方、あるいはネット中継で見ていただいている方がいらっしゃると思うんですが、かなりの発言が自らの熊取町議会議員としての仕事を放棄しているように思えてならないということが非常に残念です。

それともう一つ言わせていただきたいのは、私たちの仕事というのは議会人ですからこの場で決められることがたくさんあります。予算も決算も決められるわけです。そういった状況で、今回は6月の請願の中身とは違います。ギャンブル依存症というカジノが起こったら派生的にそういう症状が発生してくることにの対策が今万全ならば、こういう話にはならないというふうに思います。

意見書を出すからということで、事前に矢野議員なんかは意見書を出すから請願は反対やねんというような話があったということも人づてに聞いているんですけども、やはり今の現状を考えたら、そんな悠長なことを言うていいのかなというふうに思うんです。意見書は国に確かに今までも何十本と出しています、各議会の中で。熊取町は全会一致の方式を取っていますから、一派でも一議員でも反対をすればそのメンバーの中でその意見書は採択されないというルールの中で、数多くの意見書を国にも出しています。しかし今回の意見書は、ギャンブル依存症に対して、これも全会一致で通ると思いますが、そういう国に地方へのことをやりなさいということ要望するんですから、この請願に賛成している私も当然賛成をさせていただきます。しかし今、この請願は、出ている全国多くの都道府県、1,700を超える地方自治体、そういう状況の中で、大阪府にカジノがもう現実的に土地も造成され、工費も投入され、そういうふうな形で進んでいく大阪の問題なんですよ。ですから、例えば悪いですけども、コロナ感染症の対策であれば、これは全国に広がっていますから、コロナ対策についての予算措置をしるとかPCR検査を拡充せよ、こういう意見書は国に出して当たり前だし、そしてまた、大阪府に対しても出せる中身もあったかと思えます。

しかし、今回のIR、カジノは、今現実的な問題として大阪か長崎か、当初は本当に10に届くような自治体が手を挙げていましたけれども、それぞれの地域の事情の中で頓挫し、現実性のある話とすれば大阪が唯一だというふうに思っています。私の一般質問の中でも、今の現状のそういうギャンブル依存症の対策の現実の熊取町の現状、府の現状、国の現状ということ資料を提出して、見ていただきました。ですから、国に意見書を出すのは今もいいと思います。タイムリーですから賛成します。しかし、今まさにIR、カジノが大阪にできようとする、そして国はどこかを指定する、そういうことについて安易に指定をするな、こういう問題があるぞ、こういうことが決議の中でもありましたし、今回は、やはり町がそういう熊取町の現状を把握する大事性、そして大阪府がそれをきっちり把握してその対策を求める、そういったときに国費も要るから国も予算をつけておけよというのが今回、後で採択する意見書の有効性だというふうに思うんです。

ですから今回の、それを国へ出すからこの請願についてはもうええんやと、あるいは府に言う話やということで、自らのやはり熊取町議会議員としての、これは僕は敵前逃亡やと思います。職場放棄やと思います。もっと真剣にやはりこの問題を、熊取町の我々は町民の皆さんから選ばれた議員ですから、熊取町民のこういう請願の中身についてもっと真剣に、府に言う話やとか国に意見書を出すからええんやというような形で済ませていいのかなということが残念でなりませんので、ちょっと一石を投げ過ぎたかも分かりませんが、これによって発言の方がまた増えたらうれしいなというふうに思っています。

以上です。

議長（二見裕子君）ほかに討議される方はいませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、これで自由討議を終了いたします。

それでは、請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書の件について、討論を行います。

初めに、本件に反対の方の発言を許します。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願について、私は熊取公明党を代表し、反対の立場で討論をいたします。

大阪府は、ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）に基づき、府域の実情を踏まえたギャンブル等依存症対策推進計画を令和2年3月に策定しました。そして、今後の大阪府におけるギャンブル等依存症対策を考えるための資料とすることを目的として、ギャンブル等と健康に関する調査を令和3年2月1日から2月28日を期限として実態調査を行いました。大阪府内の住民基本台帳から無作為に選ばれた18歳以上の5,000名を対象に調査票を郵送し、1,583票の回答をいただきました。うち有効票は1,552で有効回答率は31%と府のホームページにも載っておりました。請願者の方からも資料を頂きました。また、大阪府の令和2年度南ブロック保健所管内市町の依存症に対する支援の実態、ニーズ及び課題を把握し、依存症対策事業に生かすことを目的に、行政、障がい福祉関係者、訪問看護、精神科医療機関職員らを対象に調査を行っております。これは請願者の方から頂いた資料にありました。

大阪府は、令和5年度から7年度までの第2期大阪府ギャンブル等依存症対策推進計画に向けた協議、検討を行うために関係者会議を設置いたしております。そういったギャンブル等依存症対策の取組を大阪府が進めている中で、請願の要旨1にある町による実態調査の必要性については疑問を感じます。また、大阪府と国から支援を受けて依存症克服の対策を推進することとありますが、相談体制、治療体制、切れ目のない回復支援体制、依存症総合支援センター、治療研究の拠点の開設等、町では幾ら大阪府と国から支援をいただいたとしても依存症克服の対策を推進することは難しいと考えます。

次に、請願要旨2にある町が大阪府に依存症克服の目標と計画を明示して推進するように要望するのではなく、府の計画に基づき、5つの基本方針と7つの重点施策を推進していただくために、府で体制を整備していただくことが肝要かと思えます。

また、請願要旨3に、町は府民の疑問に答えるよう審査しとありますが、府民の疑問に答えるのは町ではなく、府ではないでしょうか。

請願の理由については、ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願の題目とは内容が相違し、理由としては理解できないと考えます。

ギャンブル等依存症対策に関しては、平成29年6月定例会で、ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書を熊取公明党として二見議員が提出させていただきました。そこに、ギャンブル等依存症の実態把握、企画立案、規制と監視を一元的に行う独立組織の設置、具体的な対策や実施方法を早急に検討することを政府に求める内容の意見書を提案させていただきましたが、共産党議員に反対されました。

今回、ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意見書が矢野議員より提出されております。町による実態調査を求めることより国による法整備や予算措置を求め、より実効力のあるギャンブル等依存症対策を講じていただくように強く望みまして、この請願には反対とさせていただきます。

以上、反対討論とさせていただきます。

議長（二見裕子君）次に、本件に賛成の方の発言を許します。江川議員。

13番（江川慶子君）それでは私から、日本共産党熊取町会議員団を代表して、ギャンブル等依存症の実

態調査等を求める請願について賛成討論を行います。

この請願は、代表者大浦正義さんを含め14名の住民から出されています。熊取町は、住民のギャンブル等依存症について、信頼性が高い実態調査を実施し、依存症克服の目標と計画を立てること、また依存症克服の対策を推進すること、2つ目に、大阪府下43自治体と連携し、同様の実態調査を大阪府に求めること、3つ目は、国へ大阪府が申請しているカジノ I R 計画の問題点を検証し、府民の疑問に答えるよう審査し内容を公表すること、また安易な承認はしないこと、それらを国に要望することを求めています。

熊取町がギャンブル依存症の実態調査をするのは難しいとのご意見がありましたが、住民にとって身近な熊取町だからこそ、困った人に寄り添った調査と依存症克服の具体的手だてが立てられるのではないのでしょうか。

2017年に厚生労働省が行った国内のギャンブル等依存に関する疫学調査を公表しました。日本はギャンブル依存症の比率が他国と比較し異常に高く、その要因が、世界に例を見ない遊戯であるパチンコだと指摘されています。また、大阪で令和2年度に行われた大阪府南ブロック依存症等調査報告では、具体的な対策としてはかゆいところに手が届いていません。ですから、熊取町が自ら行動し、対策をと住民から求められているのです。

また、国が決める見込みだからこの請願に賛成できないとの意見もあると思いますが、これは慎重に審査してほしいという意味で、カジノ賛成者であってもこの請願の趣旨は受け入れられるものであります。さらに、この後に続く追加議案の意見書案、ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意見書がありますが、これは委員会で審議されました。全員の委員会可決となっています。その意見書案とも整合性があり、住民から出された請願にも賛成できる内容であります。

先ほど、カジノの出されたときに共産党議員が反対したというご意見がございましたが、それはあくまでもカジノ賛成による意見書だったということで反対したということをおし述べておきます。

今回の請願は、住民からギャンブル等依存症についての実態調査を求める請願です。現在でもギャンブル等依存症によって苦しんでいる住民の方がおられます。そういった状況把握のための実態調査の上、対応と対策を求めているものです。議員皆さんの賛成でご可決していただきたく思います。

以上、日本共産党熊取町会議員団としての賛成討論といたします。

議長（二見裕子君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。文野議員。

5番（文野慎治君）ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願に対する賛成討論を行います。

熊愛から賛成討論を行わせていただきます。

この請願の要旨は、1つは、町はギャンブル等依存症について信頼性が高い実態調査を率先して実施し、依存症克服の目標と計画を明示し、大阪府と国から支援を受けて依存症克服の対策を推進すること、2つ目は、町は府下43自治体と連携・支援し、府下全体で実態調査を実施して、依存症克服の目標と計画を明示して推進するよう大阪府に要望すること、3つ目は、町は、国が大阪府の申請しているカジノを中核とする夢洲 I R 計画の問題点を検証し、府民の疑問に答えるように審査し、検証と審査の内容を公表すること、また、形式的な審査により安易に承認しないことを国に要望することを求めています。

請願の理由として、コロナ禍前の2019年12月の I R 基本構想と、2021年12月の I R 区域整備計画と、2020年2月に大阪 I R 株式会社と締結した I R 基本協定で中身が大きく変化しました。 I R の経済効果を過大評価する一方で、カジノ利用者の2%、約20万人が依存症になると認識しながら、カジノのマイナス経済効果や家庭崩壊、犯罪増大等の社会的悪影響を調査・評価しなかった。2つ目は、大阪府知事、大阪市長の I R 整備計画の公表時期は遅く、現下の依存症と向き合わず、必要



な調査と情報提供が少なく、整備計画に府民的な合意形成はないこと、3つ目は、夢洲は産業廃棄物等の捨場・埋立地である。知事と市長は、公金投入はしないとの公言を翻し、大阪IR株式会社が負担すべき土壌改良費用などに790億円の公金投入を約束しました。基本構想になかった一私企業への夢洲IR・商業施設の地盤沈下や災害対策に恒久的な公金投入は問題である。公金は、府民の防災・減災、コロナ対策、医療・介護、教育、依存症対策等、住民福祉の拡充に優先的に充当すべきとしています。まさに住民視線に立った請願であると評価します。

熊取町議会は、6月議会において夢洲IR計画の賛否を問う住民投票の実施を求める決議を賛成多数で採択しました。理由は、6月6日に整備計画の賛否を問う住民投票を求める直接請求署名が大阪府内72市区町村に提出、大阪府はこれを重く受け止めるべきと可決しました。また、本9月議会においても、ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意見書も出されています。後ほど採択されると思います。この中身は、国の適正な指導・管理の下に法整備を行うこと、全ての都道府県が速やかにギャンブル依存症対策推進計画を作成できるように支援すること、地方公共団体が独自に行うギャンブル依存症対策について国の予算措置を講ずること、まさにこの請願は、国に対して、全国で唯一カジノ施設ができるかもしれない大阪府にある熊取町議会として要望すべき内容です。

熊取町議会の流れの中で、大阪府のギャンブル依存症の実態調査は、私の一般質問でも明らかになったように、現状を把握しているとはとても言えない実態です。請願は、3項目とも主語は熊取町です。ギャンブル依存症の危険性は熊取町の住民の皆さんの問題なんです。私たちは、住民の皆さん方から負託された熊取町議会議員です。夢洲IR計画が進行する今こそ、このタイミングでやるべきことはやり切る、意見するときは議会として住民視線で言うべきことは言うことだと確信します。熊愛は、この請願に賛成します。

以上で、熊愛の賛成討論といたします。

議長（二見裕子君）次に、本件に反対の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

次に、本件に賛成の方の発言を許します。

（「なし」の声あり）

ほかに討論される方はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で、請願第1号についての討論を終わります。

それでは、請願第1号 ギャンブル等依存症の実態調査等を求める請願書の件について採決いたします。

この採決は、起立によります。

本請願に対する委員長の報告は、不採択であります。

本請願を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立 4名）

起立少数であります。よって、請願第1号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定しました。

---

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第1 議案第62号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

本件について説明を求めます。野津総合政策部理事。

総合政策部理事（野津 恵君）それでは、議案第62号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。

今回の主な補正内容でございますが、老人福祉センター改修工事、総合保健福祉センター空調機器整備工事に伴う設計委託料、オミクロン株対応新型コロナワクチン接種の実施に伴う経費、高齢

者インフルエンザ予防接種の一部自己負担金の免除に係る経費、中学3年生と高校3年生世代及び妊婦に対するインフルエンザ予防接種費用の助成に係る経費などでございます。

なお、今般の追加議案につきましては、9月14日に開催されました議会運営委員会におきまして補正総額を1億7,996万8,000円と説明いたしましたが、これに中学3年生と高校3年生世代及び妊婦へのインフルエンザ予防接種費用の助成に伴う経費263万3,000円を追加して本日お示しさせていただくものでございます。

それでは、内容を説明してまいります。

1ページをご覧ください。

第1条 歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,260万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ161億1,047万7,000円と定めるものでございます。

第2項では、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次に、第2条 地方債の補正につきましては、第2表地方債補正によるとしており、順次ご説明いたします。

4ページをご覧ください。

第2表地方債補正でございます。

1、追加いたしました、老人福祉センター改修事業につきましては、老人福祉センター改修工事に係る設計委託料の財源として借り入れるもので、限度額は620万円でございます。その下の総合保健福祉センター空調機器整備事業につきましては、総合保健福祉センター空調機器整備工事に伴う設計委託料の財源として借り入れるもので、限度額は1,610万円でございます。いずれも、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の内容につきまして、事項別明細書により説明いたします。

6ページ、7ページは総括ですので省略いたします。

8ページ、9ページをご覧ください。

まず、歳入でございますが、款 国庫支出金、項 国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金6,799万1,000円の増額につきましては、オミクロン株対応ワクチン接種に係る経費に充当するものでございまして、その下、項 国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金7,517万円の増額につきましては、オミクロン株対応ワクチン接種の体制整備に係る経費に充当するものでございます。

次に、款 府支出金、項 府補助金のインフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業補助金898万円の増額につきましては、高齢者インフルエンザ予防接種事業の一部自己負担金免除に係る経費に充当するものでございます。

次に款 繰入金、項 基金繰入金の財政調整基金繰入金552万7,000円の増額につきましては、今回の補正予算における財源調整分でございます。

その下のくまとりふるさと応援寄附金繰入金263万3,000円の増額につきましては、中学3年生と高校3年生世代及び妊婦のインフルエンザ予防接種費用の助成に係る経費に充当するものでございます。

次に、款 町債につきましては、第2表のところでご説明申し上げた内容となります。

続きまして、歳出予算の説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、款 民生費、項 社会福祉費の老人福祉センター維持管理事業、測量・設計・監理等委託料210万1,000円の増額は、老人福祉センター改修工事に伴う設計委託料でございます。

次の款 衛生費、項 保健衛生費につきまして、まず総合保健福祉センター維持管理事業、測量・設計・監理等委託料1,613万9,000円の増額は、総合保健福祉センター空調機器整備工事に伴う

設計委託料でございます。

その下の子ども等予防接種事業につきましては、中学3年生と高校3年生世代及び妊婦へのインフルエンザ予防接種費用の助成に伴う経費であり、助成対象者への通知書作成のための経費として消耗品費3,000円、その通知書の郵送に係る通信運搬費を8万5,000円、助成の費用として予防接種助成金を254万5,000円それぞれ増額するものでございます。その下の高齢者予防接種事業、個別接種委託料1,383万7,000円の増額につきましては、高齢者インフルエンザ予防接種者の一部自己負担金免除に係る経費でございます。その下の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、オミクロン株対応ワクチン接種の実施に伴う経費となり、予防接種健康被害調査委員会委員報酬を18万円、その下、需用費で消耗品費用20万円、食糧費1,000円は予防接種健康被害調査委員会開催に伴うお茶代として、印刷製本費90万円はワクチン接種の案内通知等の印刷費用として、役務費で通信運搬費397万6,000円はワクチン接種券の送付費用として、費用請求事務代行手数料224万4,000円は町外医療機関での接種に係る国保連合会に支払う費用として、それぞれ増額するものでございます。委託料では、集団接種委託料を1,326万6,000円、個別接種委託料を6,799万1,000円、予防接種クーポン券作成等業務委託料を586万2,000円、コールセンター業務委託料を4,326万3,000円、接種記録等入力作業委託料を460万2,000円それぞれ増額するものでございます。機械器具借上料50万円は集団接種会場の暖房機を借りるための費用として、庁用器具費17万6,000円はファイリングキャビネット等購入のため、それぞれ増額するものでございます。

次に、款 教育費、項 小学校費につきまして、小学校給食事業、給食備品費473万円の増額は、東小学校の食器洗浄機1台の更新費用でございます。

12ページの補正予算給与費明細書につきましては、非常勤の特別職となる予防接種健康被害調査委員会委員の報酬の増額分18万円をお示ししております。

13ページは、地方債の現在高の見込みに関する調書でございます。

以上で、議案第62号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案どおりご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第62号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）何点かあるんですが、まずは11ページの子どもの等予防接種事業、インフルエンザ予防接種の件です。263万3,000円というところであるんですけども、資料を頂いた中で、対象者数は上がっているんですけども、結局事業費が、その対象者は1,210人というところですよ、中学生、高校生、妊婦という形で人数が上がっているんですけども、263万3,000円になった計算根拠、接種費用というんですか単価ですか、その辺のところを教えてくださいのと、そして、この分につきましては接種が10月からとなっておりますが、いつまでになったのかということも教えてください。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらのほうでございますが、予防接種の助成金ということで、実際に医療機関のほうで単価が若干異なる場合もございます。一番平均的なところで単価を取らせていただいております、1件3,500円ということでございます。実費がかかった分の請求をまた頂いてお支払いするという形を取らせていただく予定でございます。

それから、接種期間でございますが、今、医師会との調整等に入っておるところでございます。この接種の主な目的というのが、受験生の方であったり、あるいは就職を控えた方であったり、そういった方の不安を軽減するということになりますので、可能な限り伸ばしたいというふうには考

えてございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）この件、町単費でやっていただくということで、本当に受験生の皆さん、保護者の方も助かるかと思うんですが、個別通知で出していただくということです。今、可能な限り接種は延ばすというところですが、その辺のお知らせというのも個別に通知されるときにはちゃんと示されるのでしょうか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）その分につきましては、期限について明記はさせていただき予定でございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。よろしくをお願いします。

次に、高齢者予防接種事業ですが、インフルエンザのワクチン接種、これにつきましても、これは大阪府の事業というところで、それを受けてしていただくというところで資料を頂いているんですが、この分につきましても1,383万7,000円というところで、ちょっと計算根拠につきまして教えていただけますか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）こちらのほうは若干ややこしくて、当初予算からこれは計上しておったわけでございます、この分で大阪府の助成があるよということでPR、周知をさせていただきますので、当初は70%の接種率を想定しておったんですけれども、若干上がるであろうという80%の想定で今回、その分の増額分も読み込んでおります。それから、あとは当初の予算では一部負担金、こちらのほうは窓口でご負担いただくスタイルでございましたが、その分は大阪府のほうで助成制度を始めるということでございますので、そちらの分を対象想定人数全員分ということで、その合計で1,383万6,600円というような数字をはじき出してございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。資料にあります7,773人というところにつきましては、前年度の接種された人数というところで理解させていただいてよろしいですか。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）一応対象者が1万200数十名になるんですけれども、そのうちもともと一部自己負担金、こちらを所得によって頂戴しない方もいらっしゃいます。大阪府のほうは、頂戴しない分についてまでは補助しないということになっておりますので、その分を差し引きまして、その対象者想定が7,773名というふうに計算して、これをベースに計算をしておるところでございます。

以上です。

議長（二見裕子君）渡辺議員。

10番（渡辺豊子君）分かりました。また周知のほどよろしくお願ひしたいと思います。

もう一点、教育委員会の小学校給食事業につきましては、今回これは補正で上がっておりますが、食器洗浄機が、給食の備品というのは計画的に更新していくことになっておると思いますので、補正で上げてくる理由について教えてください。

議長（二見裕子君）阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君）おっしゃるとおり、給食備品についてはかなり高額になりますので、更新年度というのを定めて更新しております。今回の東小学校の分については、平成18年に導入した機械でございます、今年度、熊取中学校の分も同じものを当初予算で計上させていただいて、できるだ

け年度間の平年化を図るということで来年度更新予定をしておったんですけれども、2学期の給食開始に当たってどうも不具合が出ていて、なかなか乾燥機の温度が上がらないということで、このまま当然購入業者等の修理を行っていただいたんですけれども、一酸化炭素漏れとかのそういうようなことも出てくる可能性があるということで、今年度中、ひょっとするともたないかもというようなことがありました。今回たまたま補正のタイミングがありましたので、この機会に半年前倒しをさせてもらって、給食を安全に提供できるようにということで補正対応をさせていただいたものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 分かりました。

更新というのは何年ごとになっているんですか。食器洗浄機は何年たったら更新するんですか。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 一応10年から12、13年とか、10年ぐらいのスペンで更新は予定させていただいております。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） 先ほど平成18年に設置したと言うていませんでしたか。ちょっと更新時期が遅いん違うんですか。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） 当然、機械物ですので、機嫌よく動いてくれていたというか、一定点検等もしておるんですけれども、機械の消耗状況とかを踏まえまして若干の年度間の調整というのはさせていただいています。

先ほど申し上げましたように、今年度予算で計上させていただいた中学校のほうの分が同じく平成14年度製でございまして、その辺で重なるとかなりの費用がかかるということで、東小学校の分については1年先で、来年度ということで予定させていただいていたものでございます。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） くどいようで悪いんですが、平成14年やったらもう20年、更新に10年と言うておきながら20年たっているのと違うんですか。その辺の更新計画をちゃんと、やっぱり機械物ですので、更新期限が過ぎてもう10年以上たっているのにいつ故障するか分かりません。作業する中では一番困ることなので、ちゃんと更新期間というものは遵守して更新していくべきではないかなというふうに思います。その辺のところ、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（二見裕子君） 阪上教育次長。

教育次長（阪上敦司君） おっしゃるとおりです。ただ、ほかにも大型の釜とかいろいろありますので、その辺は議員おっしゃるように、機械の平均の耐用というのがメーカーのほうの公称と実際の機械のこれまでの実績等を踏まえまして若干そこらも差異がございまして、そのあたり、委託業者の状況等も踏まえて再度見直しはさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（二見裕子君） 渡辺議員。

10番（渡辺豊子君） お願いします。

今、北小も言うていましたか。今ちょっと過去のを見たら、北小の更新がまだちょっと上がっていかないように思ったんで、しっかりと、計画的に更新期間を遵守してよろしくお願ひしたいと思います。

もう一つ、老人福祉センターの維持管理事業につきまして、議員全員協議会でも説明いただいたんですが、210万1,000円です。この分につきまして、いろいろ整備につきまして見直し等をされて

追加されたわけなんです、1階だけの整備というところでしたので、2階のトイレにつきましてもその計画の中に可能な限り入れていただきますよう、そのことだけ要望させていただきます。

議長（二見裕子君）山本健康福祉部長。

健康福祉部長（山本雅隆君）議員全員協議会の際にも種々ご要望いただきまして、我々もちろんそのトイレの分について、ご利用される方の利便性、安全性も考慮した中で改修のほう、それは前向きに設計の中にも組み込める範囲を組み込んでやっていきたいなというふうに考えておりますので、一定の修繕、改修、これについては対応する予定でございます。

以上でございます。

議長（二見裕子君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終了いたします。

それでは、本件について、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第62号 令和4年度熊取町一般会計補正予算（第7号）の件を採決いたします。

議案第62号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第2 議員提出議案第7号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書の件、追加議事日程第3 議員提出議案第8号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の件及び追加議事日程第4 議員提出議案第9号 ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意見書の件、以上3件を一括して議題といたします。

本3件について説明を求めます。江川議会運営委員会委員長。

議会運営委員会委員長（江川慶子君）それでは、議員提出議案第7号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書、議員提出議案第8号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書、議員提出議案第9号 ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意見書、以上3件についてご説明申し上げます。

まず、議員提出議案第7号をお開きください。

議員提出議案第7号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中豊一
同じく		坂上昌史
同じく		文野慎治
同じく		鱧谷陽子
同じく		二見裕子
同じく		矢野正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書。

学校給食法第2条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

「義務教育は、これを無償とする」と定めた日本国憲法第26条第2項や教育基本法第5条第4項により授業料を徴収しないこととされており、当初は自己負担が求められていた教科書についても、教科書無償措置法等により無償化された。

食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材である学校給食の食材費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化することが望ましい。

新型コロナウイルス感染症の影響は長期にわたっており、変異株の発生等により収束の見通しも不透明である。「子どもの貧困」が社会問題となっていることに加えて、コロナ禍により生活困窮に陥る保護者も少なくない。

こうした中、子育て家庭への経済的支援策の一つとして、本町を含む多くの自治体では、一定期間の学校給食費の無償化が実施され、その継続が切に求められている状況である。

全面無償化は、就学援助制度による対応とは異なり、学校給食費の徴収・管理業務自体が不要となるため、教育行政の費用負担軽減にも資する。

平成29年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、1,740自治体のうち何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、506自治体であり、そのうち小学校、中学校ともに無償化しているのは76自治体にとどまる。

自治体の財政力の格差によって無償化の実施が困難な自治体も多いため、全国全ての学校での給食費無償化によって、学校教育の一環としての給食の充実と保護者負担軽減を実現するためには、国の関与が必要不可欠である。

よって、国におかれては、学校給食法の改正を含め、国の財政負担による学校給食費無償化の迅速な実施を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第8号をお開きください。

議員提出議案第8号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中豊一
同じく		坂上昌史
同じく		文野慎治
同じく		鱧谷陽子
同じく		二見裕子
同じく		矢野正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書。

1960年には約600万ヘクタールあった日本の農地は、宅地等への転用や荒廃農地の発生等により、現在、約440万ヘクタールと大幅に減少した。農業の現場では、従事者の高齢化や、担い手不足などの課題から、農地の減少は止められない状況である。耕作が放棄された農地は数年で抜根や整地が必要な荒廃農地となり、やがて森林の様相を呈するなど農地としての復元が困難になる。そして今、この再生利用が困難な荒廃農地は約20万ヘクタールとなっている。

近年、世界的な規模での感染症の蔓延、異常気象による作物の凶作、さらに不安定な国際情勢等も踏まえ、不測の事態に備えた食料安全保障を見据えて、荒廃農地の発生防止と解消は重要な課題である。この課題解決に向けて、農村部では農地中間管理機構による農地の集積・集約や、民間企業等の農業参入等を積極的に進めようとしているが、その担い手の確保が困難な状況となっている。

実際に、我が国の農家人口は、1990年から2000年の10年間で2割以上減少しており、地域類型別では都市的地域の減少割合が大きい。

一方で都市部の農地は、2017年に生産緑地法の改正を受けて、民間企業等への農地の貸借による担い手の確保により、生産緑地の約9割が特定生産緑地へ移行される中で、市民農園の整備等による農地の保全が積極的に進められている状況である。

そこで、政府においては、地方自治体と民間企業等との連携を強化しながら、農業地域における半農半Xの農業人材の創出や市民農園の普及拡大等、国民が農地の保全と活用のための活動に参入し易い環境の整備と予算の拡充を強く求める。

#### 記

(1) 農用地区域の農業用施設用地への転用特例に、農家レストランや農業用施設等に加え、地方自治体と民間企業等の連携のもとでの半農半Xの人材確保を促すサテライトオフィスや宿泊施設等の整備も加えると共に、地方の農地における日帰り型市民農園や滞在型市民農園の整備促進を図ること。

(2) 総務省と厚生労働省において別個に実施しているテレワークに関する個別相談事業を統合し、ワンストップの支援窓口を設置するとともに、各地域での農地の貸付を促す情報を提供するなど、国と地方自治体と民間企業等の連携によるテレワークと農業の融合政策を積極的に推進すること。

(3) 荒廃農地にコスモスやひまわりを植える等により農地の保全を支援することによる景観形成活動に利用できる多面的機能支払交付金、また荒廃農地にレンゲを植える等により農地の保全を支援する農山漁村振興交付金の最適土地利用対策について、民間企業等への適用範囲の拡大と共に、予算の拡充を図ること。

(4) 人口急減に直面している地域において地域産業の担い手を確保するための「特定地域づくり事業推進交付金」の自治体と民間企業等の連携のもとでの活用や、荒廃農地を民間企業等が活用し燃料用植物の栽培等を推進した耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について制度の再整備を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

大阪府泉南郡熊取町議会

次に、議員提出議案第9号をお開きください。

議員提出議案第9号 ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意見書。

議会会議規則第13条の規定により提出するものでございます。

提出者	熊取町議会議員	江川慶子
賛成者	熊取町議会議員	田中豊一
同じく		坂上昌史
同じく		文野慎治
同じく		鱧谷陽子
同じく		二見裕子
同じく		矢野正憲

でございます。

案文の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

次のページをご覧ください。

ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意見書。

「特定複合観光施設区域整備計画」の区域認定について国の審査が行われているが、いわゆる公営競技やパチンコ・パチスロ等は現在も行われており、日本は国際的にもギャンブル等依存症の潜在患者が多いと指摘されているところである。



内閣は平成30年に内閣官房長官を本部長とするギャンブル等依存症対策推進本部を設置し、本年3月25日に閣議決定された新たな「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」では、公営競技やパチンコ・パチスロ等も含めた包括的なギャンブル等依存症の計画がうたわれている。

全国的なギャンブル依存症対策のレベルの底上げと、地方公共団体ごとの実情に合った積極的なギャンブル依存症対策を喚起する必要性の両面が出てきている状況にある。

よって国におかれては、下記事項について実現されるように強く要望する。

記

1. パチンコ・パチスロ等については依存症患者も多く、カジノ事業との整合性の観点から、国の適正な指導・管理のもとに運営されるよう法整備を行うこと。

2. すべての都道府県が速やかにギャンブル依存症対策推進計画を策定できるよう支援すること。

3. 地方公共団体が独自に行うギャンブル依存症対策について、国の予算措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年9月29日

大阪府泉南郡熊取町議会

以上3件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

議長（二見裕子君）以上で説明を終わります。

お諮りいたします。本3件については、議会会議規則第38条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本3件は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本3件について、討論を省略し、順次採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

初めに、議員提出議案第7号 国の負担による学校給食費の無償化を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第7号は原案のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、議員提出議案第8号 地方の農地の保全と活用のための支援拡充を求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第8号は原案のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、議員提出議案第9号 ギャンブル依存症防止のための適切な対応策を促進させることを求める意見書の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議員提出議案第9号は原案のとおり可決されました。

---

議長（二見裕子君）次に、追加議事日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

議会運営委員会委員長から、議会会議規則第74条の規定により、タブレットの申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申出書のとおり、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、令和4年9月定例会閉会から令和4年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、令和4年9月定例会閉会から令和4年12月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

議長（二見裕子君）以上で、本定例会に付された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。本日をもって本定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会に当たり、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。藤原町長。

町長（藤原敏司君）それでは、閉会に当たりまして一言お礼を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました諸議案につきましては、慎重なご審議を賜り、ご同意、ご可決いただきましたことを厚くお礼申し上げます。また、令和3年度一般会計及び各特別会計等の歳入歳出決算につきましてもご認定いただきましたことを重ねて厚くお礼申し上げます。本定例会においてご指摘、ご要望いただいた事項につきましては、今後の町政運営の中で十分留意し、さらなる住民福祉の向上につなげてまいりたいと存じます。

さて、熊取町における新型コロナウイルス感染症の感染者数は減少傾向にあります。引き続き感染防止対策が求められているところであり、そのような中、10月からはオミクロン株対応ワクチンの接種とともに地域振興券の使用も始まります。議員の皆様方におかれましても、今後とも行政との緊密な連携とともに一層のご支援とご協力を賜りますようお願いしまして、簡単ではございますが、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（二見裕子君）これをもちまして、令和4年9月熊取町議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「13時02分」閉会）

---

以上の会議の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和4年9月29日

熊取町議会

議 長

二 見 裕 子

議 員

大 林 隆 昭

議 員

文 野 慎 治